Ⅰ　全国知事会関係

１　全国知事会議

「全国知事会議の開催」について(2009年5月18日)

５月１８日（月）、都道府県会館において全国知事会議を開催しました。
会議では麻生会長の再選（３選）等役員の選任のほか、第二期地方分権改革の取組み、総選挙に向けた政権公約への対応、直轄事業負担金問題、本会の運営及び新型インフルエンザ対策等について協議が行われ、協議の結果、「地方分権改革の実現を求める緊急アピール」と「新型インフルエンザ対策に関する緊急決議」が決定されました。
その他、時代に対応した新たな過疎対策法の制定について、「農地改革プラン」についての申し入れ、基金造成による地方消費税行政活性化事業についての申し入れ等の報告が行われました。
また、会議には舛添厚生労働大臣が出席され、新型インフルエンザ対策についての報告と意見交換が行われました。その際に、上記の緊急決議を提出しました。
なお、会議終了後に麻生会長、山田地方分権推進特別委員会委員長（京都府知事）が記者会見を行いました。

冒頭、挨拶を述べる麻生会長

全国知事会議の様子

記者会見を行う麻生会長（写真左）と山田地方分権推進特別委員会委員長（写真右）

次第
配布資料一覧
議案第１号　会長の選任について
全国知事会会長選挙の立候補に当たって
議案第２号　副会長の選任について
議案第３号　理事の選任について
議案第４号　監事の選任について
協議資料１－１　５月１１日地方分権推進特別委員会の概要報告
協議資料１－２　地方分権改革関係の動向について
協議資料１－３　地方分権改革の実現を求める緊急アピール（確定版）
協議資料２－１　政権公約評価特別委員会の活動について
協議資料２－２　政権公約評価特別委員長書簡

協議資料２－３　自由民主党政権公約に対する要請
協議資料２－４　公明党政権公約に対する要請
協議資料２－５　民主党政権公約に対する要請
協議資料２－６　民主党代表選挙立候補者へのアピール
協議資料３　直轄事業負担金問題について
報告１　時代に対応した新たな過疎対策法の制定について
報告２　「農地改革プラン」について（申し入れ）
報告３　基金造成による地方消費者行政活性化事業について（申し入れ）
報告４　協約締結権付与に関する緊急アンケート結果について
報告５　生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめの概要
報告６　日本ロシア知事意見交換会共同声明
報告７　自治医科大学第１次試験の試験地の見直しについて
新型インフルエンザに対する緊急決議
記者会見概要

協議資料１－１

５月１１日　地方分権推進特別委員会の概要報告

地方分権改革についての課題と論点を整理し、以下のとおり今後の方向性について取りまとめを行った。

《取りまとめ概要》

○　第３次勧告の遅れや各府省の抵抗の中、地方分権改革推進法が期限切れになるのではないかと、第二期地方分権改革の行方が不安視される状況について、政府に対し強く懸念を表明するとともに、地方分権改革推進委員会の活動を引き続き支援していく。

○　分権を巡る問題は幅広いが、実効性ある改革を実現していくため、優先順位を付け、戦略的に行動していく。特に、直轄事業負担金の問題や、経済・雇用対策等における課題、都道府県を介さない事務事業の増加など、分権に逆行する動きについて、国に提起していくべき。

○　各政党マニフェストや骨太の方針に地方分権改革を明確に位置づけるよう働きかける。

○　社会保障経費を中心に不足する地方の財源として、地方消費税の充実について、充実内容も含めて検討を深め、主体的に行動していく。

５月１１日 地方分権推進特別委員会配付資料

地方分権改革に係る現状と課題について＜協議項目＞

平成２１年　５月１１日
地方分権推進特別委員会

Ⅰ　地方分権改革の着実な具体化について

《問題点》

・ 今春に予定されていた第３次勧告の見通しが不透明。
・ 税財政改革議論の進展がみられない状況。

《方向性（案）》

● 地方分権改革推進法で定められている期限（今年度末）に間に合うよう、地方分権改革推進計画の策定、一括法の制定等一連の取組の計画的推進について、政府及び地方分権改革推進委員会に働きかけることが必要。

● 「国税と地方税の税源配分５：５」、「偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系の構築」等税財政改革の根幹となる事項を踏まえた具体的な制度設計等の検討、実現を求めていくことが必要。

《参考：平成20年11月19日全国知事会「地方分権改革の推進と地方財政の確立に向けて」より》

・ 地方交付税総額の復元・充実
・ 「地方共有税」の導入
・ 国と地方の税源配分５：５を目指した地方税財源の充実強化
・ 地方消費税の充実を含めた、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築
・ 国庫補助負担金の整理・合理化
・ 直轄事業負担金の速やかな廃止
・ 国と地方の協議の場の設置

● このためにも、第３次勧告以降のスケジュールを明らかにするよう国に求めていくことが必要。

● 地方税制小委員会や「地方財政の展望と地方消費税特別委員会」等において議論を深め、夏の知事会に向け、より踏み込んだ検討を進めることが必要。

II 義務付け・枠付けの見直し、第1次勧告のフォローアップについて

《問題点》

（義務付け・枠付けの見直し）

・ 地方分権改革推進委員会では、これまで５回の委員会で、４省から11事項（38条項）についてヒアリングを実施したが、各省は義務付け・枠付けの見直しに総じて消極的な回答。

（第１次勧告）

・ 第１次勧告で示された重点行政分野の抜本的見直しについても、各府省の見直しの具体化が進んでいない状況。（別添資料３．参照）

《方向性（案）》

● 第１次勧告に掲げられた事項（特に20年度中の結論出しを掲げた事項）について、早期具体化に向けて、強く、要請していくことが必要。

● 第２次勧告の経過を踏まえた、実効ある義務付け・枠付けの見直しに向けて、追加勧告等を行うよう要請していくことが必要。

III 出先機関改革について

《問題点》

・ 第２次勧告を受け、政府が出先機関改革に係る工程表を決定したが、具体的な内容は今後の検討に先送りされている状況。

・ なお、人員の移管等のための仕組みの検討を行うために、地方分権改革推進本部に人材調整準備本部が設置され（平成21年4月16日）、近く、第１回の会議が開催される予定。（別添資料４．参照）

《方向性（案）》

● 地方への権限移譲、二重行政の整理等による国の出先機関の廃止、縮小など実効ある出先機関改革の具体化を要請していくことが必要。

● 国から地方への人員移管協議に当たっては、次の点に留意し、臨んでいくことが必要。

① 移譲事務に必要な人材確保については、地方自治体と国との十分な協議が大前提であること。

② 移譲される事務・必要人員についての徹底した精査が大前提であること。

③ 地方が求める移譲事務全体を視野に入れた議論とすること。

Ⅳ 道路・河川の権限移譲等について

《問題点》

・ 財源・人員・資機材等の確保、大規模災害時の対応など移譲に伴い当然に必要となる基本的事項が未だ曖昧。
・ ３省合意による「時限的な措置」については、具体化の時期・スケジュールが示されていない状況。
・ 財源措置のないまま直轄国道の権限移譲がなされた事案も発生、全国知事会としても国土交通省等に対して質問書を提出、国の考え方を確認。（別添資料５．参照）

《方向性（案）》

● 移譲範囲の拡大を求めるとともに、移譲を進めるための基本的事項について、より具体的な考え方を示すよう求めていくことが必要。
● 特に重要な課題である財政措置の早期具体化に向けては、政府一体の検討を求める等より強く要請していくことが必要。
● 財源措置のないまま、先行移譲された案件についても、財政措置が制度化された際には、その対象とするよう要請していくことが必要。

《関連：直轄事業負担金問題》

＜ 経 過 ＞

・ 知事会は３月、「直轄事業負担金問題プロジェクトチーム」を組織。
・ ４月８日 国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣と直轄事業負担金問題ＰＴメンバー知事による意見交換会を開催、情報公開の徹底や今後の意見交換の継続などについて確認。
・ ４月２４日 地方分権改革推進委員会が「国直轄事業負担金に関する意見」とりまとめ、直轄事業の縮減、透明性の確保・充実、負担金のあり方の見直しを言及。維持管理費負担金の廃止を明記。
・ 全国知事会は、これまでから国と地方の役割分担を明確にした上での直轄事業負担金廃止を繰り返し求めてきた。
（別添資料６．参照）

＜ ポイント ＞

◆ 制度の根幹的な見直し（直轄事業負担金の廃止）に向けては、分野ごとの国と地方との役割分担見直し、直轄事業範囲の縮小、地方への税財源移譲等地方分権全体議論とも絡めた取組が必要。
◆ 一方、地方分権改革推進委員会意見書内容を踏まえ、①情報開示

を通じた事業の適正化、②維持管理費負担金の廃止など当面の課題解決に向け、着実に取り組むことが必要。（直轄事業負担金問題ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄﾁｰﾑを中心に検討の予定）

Ⅴ その他の論点

〈経済財政改革の基本方針2009〉

● ６月に予定されている経済財政改革の基本方針 2009 に向け、全国知事会として地方分権改革の推進や地方財政措置の充実等について方向性を示すよう求めていくことが必要。

（別添資料７「経済財政改革の基本方針 2008」参照）

〈政党マニフェスト〉

● 来るべき総選挙も念頭に置き、政党マニフェストに地方分権改革に関わる具体的な政策・方向性を明確に位置づけるよう働きかけを強化することが必要。

〈経済・雇用対策と地方財政〉

● 経済・雇用対策が効果を上げ、日本経済を地域に根を張った力強いものとするためにも、地方交付税など地方財政対策の充実を求めていくことが必要。

地方分権改革の推進スケジュール（予定と実績）

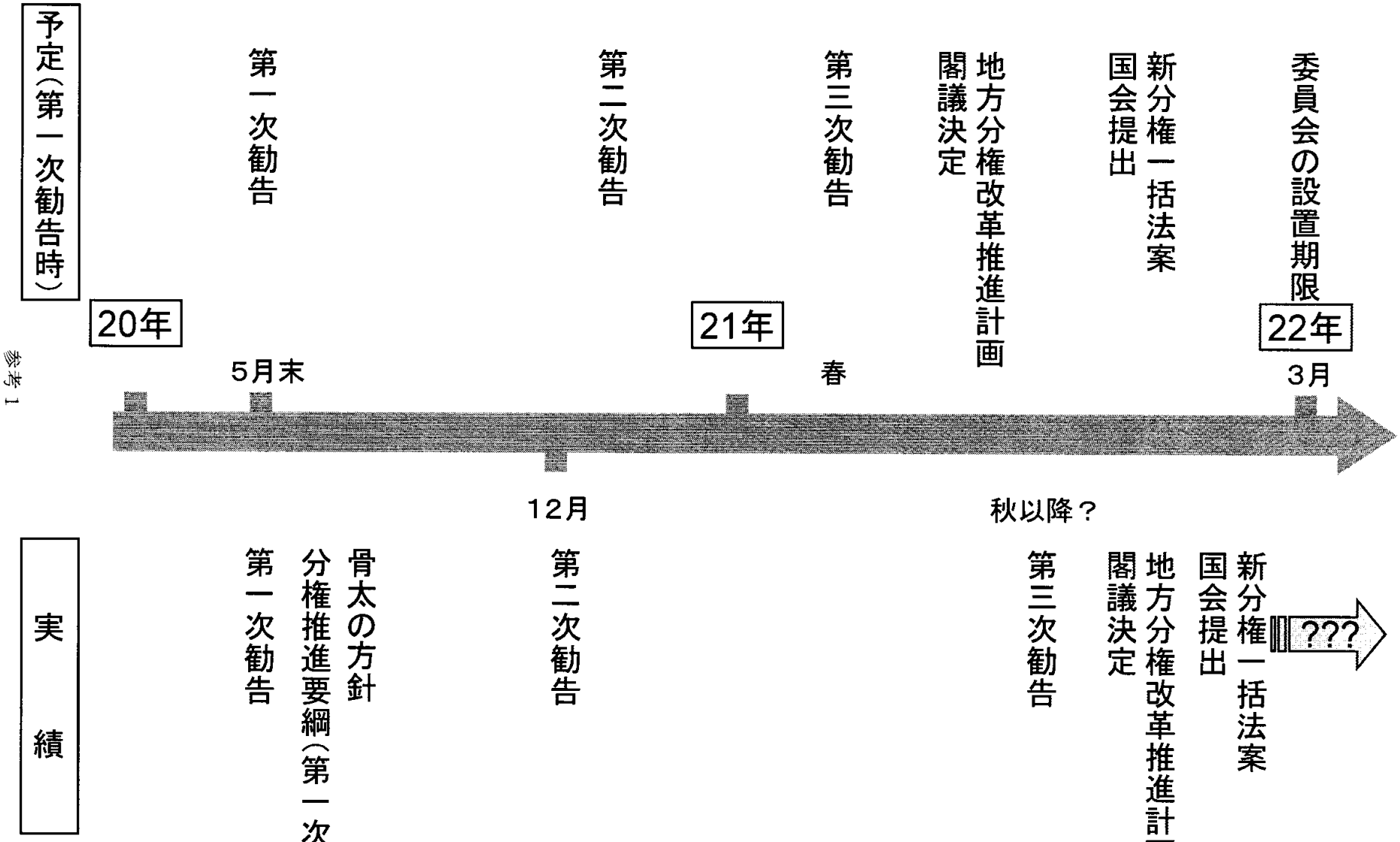

参考1

経済財政改革の基本方針2008

～地方分権改革部分の抜粋～

（１） 地方分権改革

【改革のポイント】

１． 平成21年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案」を国会に提出する。

２． 国の出先機関を大胆に合理化する。

３． 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。

【具体的手段】

（１） 地方分権改革の推進

「地方分権改革推進委員会」（以下、「同委員会」という。）の「第１次勧告」を受けた「地方分権改革推進要綱（第１次）」に基づき取り組む。同委員会は、平成20年内に地方自治体に対する国の法令による義務付け・枠付けの見直しの検討を進めるとともに、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。

これら勧告を踏まえ、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成21年度中できるだけ速やかに国会に提出する。

（２） 国の出先機関の見直し

同委員会は、経済財政諮問会議の提言を踏まえた「第１次勧告」で示した次のような仕分けの考え方及び見直しの進め方に沿って、仕事及びこれに伴う人員の移譲を含む国の出先機関の抜本的な改革について勧告を行う。政府として、これを実現するための計画を平成20年度内に策定する。

① 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているものは、地方への一元化が基本

② 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているものは、事務・権限の地方への移譲が基本

③ 地方が実施する事務に関して、国が広域的な見地等から調整し、又は関与を行っているものは、廃止が基本

④ 現在は主に国のみでその事務を行っているものは、地方自治体による総合行政の確立等に資する場合、事務・権限の地方への移譲・廃止等が基本

（３） 道州制の導入に向けた検討

道州制の前提となる地方分権改革を進め、「道州制ビジョン」の策定に向け、国民的な議論を更に深めるとともに「道州制ビジョン懇談会」において引き続き検討を行う。

骨太方針における地方分権改革に関する記述の変遷

年 次	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
基本理念	地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。まず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。	地方の権限と責任を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた自主・自立の地域社会からなる地方分権型の新しい行政システムを構築していく必要がある。	「地域主権」の推進を図るため、国の過度の関与が地方の主体的な決定や創意工夫ある行財政改革への取組の支障とならないよう、国による規制の廃止を図る等、～ 地方の裁量権を拡大する。	地方分権推進計画を確実に仕上げるとともに、～平成１８年度までの三位一体改革の成果を踏まえつつ、地方分権を更に推進する。	**記述なし**	戦後レジームから脱却するため、国が地方のやるべきことを考え、押し付けるという、今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。	国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築する。
改革全体	三位一体の改革案を今後１年以内を目途にとりまとめる。	三位一体改革を推進する。	政府・与党合意を踏まえつつ、三位一体の改革を着実に推進していく。	政府与党合意及び累次の基本方針を踏まえ、改革を確実に実現する。	（※）地方分権に向けて関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進める。	1.「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出する。 2.（下記のとおり） 3. 地方支分部局を大胆に合理化する抜本改革に向けた検討を行う。 4. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。	1. 平成21年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案」を国会に提出する。 2. 国の出先機関を大胆に合理化する。 3. 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定する。
国庫補助・負担金	「改革と展望」の期間中に数兆円規模の削減をめざす。	概ね４兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。	税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を大幅に拡大する改革を実施する。	同左	（※）国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る。	地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。	国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含めた検討を行い、順次勧告する。
税源移譲	必要のあるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。	必要のあるものについて税源移譲する。その際、基幹税の充実を基本に行う。	概ね３兆円規模を目指す。平成１８年度までに所得税から個人住民税への税源移譲を実施する。	同左	（※）交付税、補助金の見直しと合わせ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど一体的な検討を図る。		
地方交付税	地方交付税の改革を行う。	財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。	地方団体の改革意欲を削がないよう、国の歳出見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する。	累次の基本方針に基づき、国の歳出見直しと歩調を合わせて、地方の歳出を見直し、抑制する等の改革を行う。	（※）地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図る。		

(※)2006骨太方針では、第3章財政健全化への取組1-(4)-②歳出改革のⅱ各分野における歳出改革の具体的内容の「地方行政」の項目に別紙で記述

地方分権改革の実現を求める緊急アピール

平成２１年５月
全 国 知 事 会

１ 地方分権改革を盛り込んだ政党マニフェスト案の早期提示

地方が地域の資源、独自の創意工夫を最大限に活かし、力を存分に発揮できる新しい分権型社会を、政治主導で強力に実現することこそ、今、政治に求められている。

各党には、総選挙に向けて、国家像や地方分権改革の具体策を盛り込んだマニフェスト案を早期に示し、この国の未来を見据えた国民的な議論を巻き起こすことを強く求める。

地域の未来に責任を負う我々も、出されたマニフェストを評価し、分権改革の実現に向けて行動するものである。

２ 第二期地方分権改革の推進

地方分権改革推進法の期限は本年度末までである。各府省の抵抗・消極姿勢に加え、第３次勧告が遅れており、既勧告分の具体化も含めた期限内の分権計画の策定、一括法の成立など改革の実現が強く懸念される。

地方は、過去７年を取っても、職員の削減率で、国の１．５％に対し９．９％と、６倍を超える行革を進めているところであり、それだけに、政府は、今後の分権改革の道筋を示し、また、「経済財政改革の基本方針」などにも明記し、地方との協議の下、第二期地方分権改革の着実な推進を図るべきである。

３ 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金問題は、国からの十分な説明がなければ、地方自治体が住民への説明責任を果たせず直近の負担金の支払いができない重大な事態を迎えている。

政府は、①負担金の基準や内訳明細の一層の情報開示を５月中に行うこと、②地方の意見が十分反映できるような現行制度の改善を行うこと、③維持管理費負担金を来年度から廃止すること、④国と地方の役割分担を明確化した上での最終的な直轄事業負担金制度の廃止について改革の方向性を早急に示すこと、を強く求めるものである。

協議資料３

直轄事業負担金問題について

１　経過

○H21.3.16　「第１回会議」（１８道県知事で構成）

①都道府県調査概要報告、②制度の見直しに向けた論点整理

○H21.4.8　「金子国土交通大臣等との意見交換会」

※鳩山総務大臣、石破農林水産大臣同席

【知事会からの課題提起】

○直轄事業負担金制度に係る主要課題を提起

○特に、情報公開については、本年５月末までに資料提供されたい。

○次のステップを確実にするため、会議の継続開催をされたい。

【国交大臣発言ポイント】

○知事会から提起された課題について合意がとれる方法を検討。

○情報公開は本年度予算の実行のためにも早い開示が必要。

○継続協議の場はフォローアップができるよう引き続き開催。

【総務大臣発言ポイント】

○現行の負担金の対象範囲はおかしい。透明性が必要。

○維持管理費に係る負担金は基本的には全廃すべき。

○直轄事業は地方が納得できるよう大胆に見直したい。

【農林水産大臣発言ポイント】

○情報開示はやらなければいけない。

○H21.4.21　「衆議院総務委員会での意見陳述」

○直轄事業制度の主要課題について総括的に意見陳述を実施

２　制度の見直しに向けた基本的な考え方

まずは①地方負担金の情報公開を求めた上で、②直轄事業制度の改善、③維持管理負担金の早急な廃止の取組を進めるとともに、当面の対策と並行して、最終的には④負担金制度の廃止につなげていけるよう、制度の根幹的な協議を実施するものとする。

Ⅰ　直轄事業負担金に係る情報開示

○　補助事業と同程度の情報開示を速やかに行うべき

○　対象経費については、その範囲の見直しを行うべき。

Ⅱ　現行制度の早急な改善

○　採択・着手から進行管理に至るまでの各段階における地方が関与できる仕組みづくりや詳細な情報提供等の実施

○　各年度の事業内容や負担金の積算内訳などについて、早い段階で詳細な説明や情報提供を行うべき。

○　事務費については、その内容を明確にするとともに、経費の節減合理化に努め、抑制を図るべき。

Ⅲ　維持管理負担金の早急な廃止

○　維持管理費に係る負担金は、本来、その管理水準を決定する国が負担すべきであり、早急に廃止すべき。

Ⅳ　直轄事業制度の根幹の見直し

○　国が責任を持つべき事業は縮減し、地方に移譲すべき事業を拡大する観点に立ち、国と地方の役割分担を明確化し、最終的には地方負担金制度の廃止につなげていくべき。

3　当面の取組等

(1)　地方負担金に係る情報開示　→　詳細は３ページ

○　５月末までに、国から負担金の範囲の考え方や基準とともに、２０年度分の内訳明細を地方に提出（提示内容等については調整中）

○　全都道府県において、提出資料の検証を行った上で、全国的に課題を明らかにし、地方負担金の使途や対象範囲の見直しを実施。

○　２１年度分については、最初の支払時期までに、対象範囲の見直しに沿った内訳明細を地方に提出

＜参考＞２１年度直轄事業予定額通知の問題点

(2)　継続的な協議の場の設定

○　直轄事業制度が抱える諸課題に対し、知事会と国との間で継続的に協議を行うため、適宜、国土交通大臣との意見交換の場を設けるものとする。

直轄事業負担金に係る情報開示について

1　基本的な考え方

まずは、地方に負担金を課す範囲の考え方や基準を明らかにするとともに、平成２０年度分については、国庫補助事業が求めている内容と同程度の内訳明細等を求める。

その上で、平成２０年度分の提示資料を検討し、地方負担金の使途や対象範囲等の見直し等を行うこととし、２１年度分については、それに沿って、内訳明細を明らかにするよう求める。

2　平成２０年度分の情報開示

(1)　国交省及び農水省に対し、地方負担金範囲の基準等や国庫補助事業と同レベルの内訳明細を、各都道府県の６月議会を考慮して５月中のできるだけ早い時期に情報開示がなされるよう求めている。

(2)　現在、国交省等と開示内容の調整を行っており、国は誠意を持って対応するとの姿勢の下、５月末までに開示ができるもの、段階的に対応が可能なもの等の仕分け作業を行っているところである。

3　開示資料の検証及び対象経費に係る基準の見直し

(1)　各地方整備局等から都道府県毎に開示された資料を基に、各都道府県がその内容を精査・検証し、地方整備局等と協議等を実施。

(2)　各都道府県の検証に当たっては、国庫補助申請等において対象とされる経費内容等と比べ、その使途や範囲等が同程度であるかを基本的な視点とし、各都道府県は地方整備局等に対し、地域の実情に応じて追加資料を要求。

(3)　開示資料の検証及び地方整備局との協議を経てなお残る課題や共通的課題等について、各都道府県からの報告を基にＰＴとして検討・とりまとめの上、国との協議などを通じて、地方負担金の対象経費に係る基準づくりを実施。

4　平成２１年度分の情報開示

地方負担金の最初の支払時期（８月）までに、対象経費に係る新たな基準に沿って、適正な内訳明細等を求める。

参考

２１年度直轄事業負担金予定額通知の問題点等

1　総 論

■　地方に負担金を課す範囲の考え方・基準を明らかにすべき。
■　事務費の比率が補助事業に比べて高い水準にあり、また、費目毎の総額及び例示の提示に留まっており、使途等の妥当性が検証できるよう、補助事業と同程度の情報を開示すべき。

2　各 論

工事費	●　事業の必要性の判断等ができるよう、全体事業計画や整備水準を示すべき。 ●　「用地費と補償費」の内訳や「車両費」「機械器具」の内訳、他箇所との共用状況を示すべき。 ●「維持費」では、清掃や除草などの経費内訳を明らかにすべき。
事務費	●　全ての費目において、補助事業で同程度の内容の内訳明細を示すべき。 ●　事務費比率、人件費比率等が補助事業の制限比率より高く、補助事業とのバランスを考慮すべき。 ●　全国的に問題視されている庁舎費、退職手当、福利厚生費、備品購入費等の内訳を明らかにすべき。 ●　本省経費・整備局経費が含まれている場合には、その内訳と割り振りの考え方を明示すべき。
車両費	○　多額の購入額が計上されており、事務所毎の内訳を示すべき。
広報費	○　過大な額が計上されており、使途や内訳を明確にすべき。
営繕宿舎費	○　対象となる施設の範囲、営繕内容等を明らかにすべき。
人件費その他	○　人件費は負担金対象職員(管理職以外等)及び支弁範囲(退職手当等）を明確に示すべき。 ○　事業に関係が薄いと思料される技術事務所、国土技術政策総合研究所等に係る支弁範囲を明確に示すべき。
事業計画	●　全体計画、進捗状況、完成年度、残事業費などについて明らかにすべき。

新型インフルエンザ対策に関する緊急決議

平成 21 年 5 月 18 日
全　国　知　事　会

新型インフルエンザについては、国と地方自治体が協力して、国内での発生を未然に防ぐためにできる限りの対策を講じてきたところであるが、５月16日、神戸市内の高校生が国内で初めて、新型インフルエンザに感染していることが確認され、国の行動計画の対策レベルが「国内発生早期」に引き上げられる事態となった。

さらに、17日には大阪府内でも新たに確認されるなど、今後、国内における更なる感染拡大が懸念されるところであるとともに、18日には兵庫県全域および大阪府全域で中学校、高等学校の休業措置が要請されたところである。

我々全国知事会としても、一致結束して互いの連携を一層緊密にしながら、患者の健康を回復し、国内での感染拡大を抑える取組を強力に進めることを改めて確認するとともに、新型インフルエンザへの対応は国の危機管理上重大な課題であることから、国において下記の事項について早急な対応を講じるよう強く要請する。

記

Ⅰ　迅速な取組が必要な事項

１　国民、地方自治体等に対する正確かつ有用な情報提供の徹底

(1)　感染者発生状況等の正確かつ迅速な情報提供を行うこと

(2)　発熱相談センターへの連絡や受診の際の留意事項などに関する広報活動をさらに徹底すること

(3)　窓口となる保健所の対応体制の整備と充実に対して支援すること

(4)　国、県、市町村間の情報伝達・情報共有のしくみを確立すること

２　発熱相談センター、発熱外来等の整備促進

(1)　発熱相談センターの設置に必要な電話回線設置費や人的配置に対し

て配慮すること

(2)　発熱外来の開設等に必要な感染防御装備(ＰＰＥ)、簡易検査キット、屋外に設置する場合のテント等の資器材の整備を支援すること

(3)　一般患者との動線を隔てるなど、発熱外来の開設等に必要な医療機関の改修整備を支援すること

(4)　発熱外来に従事する医師、看護師等の体制整備を支援すること

３　円滑な医療実施のための体制整備

(1)　医療機関（医師）からの相談に対応する総合相談窓口を設置すること

(2)　感染症病床や陰圧室の拡充、救急医療体制の整備など地域における医療体制の充実強化に必要な支援を行うこと

(3)　小児の有症状者が、休日・夜間急病センターをはじめとする１次救急医療機関に殺到し、地域の小児救急体制の維持に支障を来していることから、１次救急医療機関における診療体制の整備について必要な支援を行うこと

４　必要な対策に対する財政支援

上記、発熱相談センター、発熱外来等の整備、円滑な医療実施のための体制整備に必要な経費に対して､地方財政措置を含む適切な財政支援を行うこと

５　国におけるワクチン、抗ウイルス薬等への対策の充実

(1)　わが国の有精卵のキャパシティを活用し、ワクチンを迅速に国内開発、製造すること

(2)　ワクチン、簡易検査キット等の医療機関への供給体制、分配ルートを確立すること

(3)　ワクチン不足となる事態を想定し、季節性インフルエンザと新型インフルエンザに係るワクチン接種の優先順位を明確にすること

(4)　国の責任において、抗ウイルス薬の備蓄の拡充と分配ルートの確立を図ること

６　社会経済活動の制約等に伴い生じる損失への適切な支援

国や地方自治体からの要請に基づき休校、休業等を行う私学、保育所、幼稚園、福祉施設等の運営において生じる特別な損失に対しては、補償制度を創設するなど国において適切な措置を講じること

また、イベント、行事の中止や集客施設の休業、事業活動の縮小等に伴う事業経営への影響や訪問自粛等による観光産業等への影響に対しても適切な支援措置を講じること

7　大学等の休校等に伴う指導

大学等が休校する場合等においては、学生の帰省など他地域への感染拡大を助長するような不要不急の遠隔地移動を自粛するよう適切な指導を行うこと

II　風評被害防止のための国民への正しい知識の普及

今回の新型インフルエンザに感染した患者の人権擁護や発生地域への正しい理解を促進する観点から、感染症に関する正しい知識の普及に努めること

また、過度な訪問自粛等により発生地域の経済活動等に悪影響を及ぼさないよう、国民や関係機関への働きかけを行うこと

III　第３段階（まん延期）移行の適切な検討

今後、国内において感染者の急増が懸念される中、発熱外来や入院機関の対応能力に限界があることも踏まえ、まん延期への移行を前提に感染者に的確な医療が実施されるよう措置すること

その際、移動自粛など社会活動の制約に係る対策については、今回の新型インフルエンザウイルスの特徴や感染力、治療方法等に応じて、弾力的、機動的に対応することとし、可能な限り長期間に渡る制約とならないよう配慮すること

また、まん延期においても、新型インフルエンザの診療を行う医療機関に対して、感染防御装備（ＰＰＥ）及び予防投薬用の抗ウイルス薬を十分に確保し提供すること

IV　強毒性インフルエンザへの備えの強化

１　国家的な危機管理としての新たな法律の制定

国、都道府県、市町村それぞれの責務及び役割分担を明確にしたうえで、以下の権限を知事に付与するなど、国家的な危機管理としての新たな法律を制定すること

(1)　パンデミック時において、知事が医療関係者を必要業務に従事させること及び医療関係者等に対する補償について災害救助法に類似した権限を付与すること

(2)　パンデミック時において、知事が食料や生活必需品等の物資の保管命令や収用を行う等の災害救助法に類似した権限を付与すること

(3)　法律上の義務を生じさせる指示として、住民の外出、集会や企業活動及び学校等の閉鎖に係る社会活動を制限する権限を付与すること

2　鳥インフルエンザへの監視等の継続

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある強毒性のインフルエンザの発生を防止するため、鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１型）への監視と警戒を継続すること

全国知事会議の開催について(2009年7月15日)

７月１４日（火）、１５日（水）の両日にわたり、三重県伊勢市の「三重県営サンアリーナ」において、全国知事会議を開催しました。

会議では、麻生会長及び地元開催県の野呂三重県知事の挨拶の後、「平成２２年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」、直轄事業負担金、政権公約評価及び政党支持、地方交付税、地方税源、地方分権改革にかかる今後の行動方針、地方消費税等について活発な協議を行いました。

協議の結果、「平成２２年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」、「直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針」、「地方交付税の復元・強化に関する提言」、「地方税源の確保・充実等に関する提言」、「仕事と子育ての両立支援に係る提言」、「住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言」を決定しました。

政権公約評価については、本会として、地方分権に絞って客観的で明確な基準をもって評価を行うこととし、具体的な政党支持については行わないこととなりました。また地方消費税の引き上げに向けての全国知事会としての提言は、よりわかりやすいタイトルと内容について再調整をすることとなりました。このほか、積立資産の取扱いについては検討ＰＴの検討結果に沿って対応することを決定しました。

今後、全国知事会として、重点的な政策目標を設定し、その達成に向けた戦略及び行動方針を決定するための「戦略会議」を設置、また、国の目指すべき方向について中長期的視点から研究するための「この国のあり方に関する研究会」の設置を決定しました。

なお、会議終了後に麻生会長、野呂三重県知事、二井建設運輸常任委員会委員長、直轄事業負担金問題ＰＴ座長（山口県知事）、加戸地方財政の展望と地方消費税地方消費税特別委員会委員長（愛媛県知事）、山田地方分権推進特別委員会委員長（京都府知事）、古川政権公約評価特別委員会委員長（佐賀県知事）が記者会見を行いました。

以下、会議配布資料等を掲載します。「平成２２年度　国の施策並びに予算に関する提案・要望」、「直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針について」、「地方交付税の復元・強化に関する提言」、「地方税源の確保・充実等に関する提言」、「地方分権改革にかかる今後の行動方針」及び「仕事と子育ての両立支援に係る提言」については、確定版を掲載します。

さらに、資料６－３については再調整した結果、「住民福祉を支える地方消費税の引上げを含む税制抜本改革の提言」として確定しましたので、確定したものを掲載します。

冒頭挨拶を述べる、麻生全国知事会会長（福岡県知事）

野呂三重県知事

全国知事会議の様子

記者会見の様子

配布資料一覧
次第

出席者名簿
議案第１号　副会長の選任について
議案第２号　理事の選任について
議案第３号　平成２２年度 国の施策並びに予算に関する提案・要望（確定版）
(委員長報告)
議案第４号　戦略会議の設置について
議案第５号　全国知事会規約の一部改正（各委員長の選任方法等）について
報告１ 公共調達に関するプロジェクトチーム報告書
報告２　 新型インフルエンザ対策に関する緊急要望
報告３　 今後の新型インフルエンザ対策に関する要望
平成２０年度全国知事会議の事業・決算概要（説明資料）
報告４ 平成２０年度全国知事会決算書（平成２０年度全国知事会業務報告書）
平成２０年度監査法人監査報告書
資料１ 直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針について（確定版）
資料２ 「政権公約評価」論点メモ
資料３ 地方交付税の復元・強化に関する提言（確定版）
資料４　地方税源の確保・充実等に関する提言（確定版）
資料５　地方分権改革にかかる今後の行動方針（確定版）
資料６‐１住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言
資料６‐２住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言概要版
資料６-３　住民福祉を支える地方消費税の引上げを含む税制抜本改革の提言（確定版）
資料７-１全国知事会道州制特別委員会平成２０年度検討状況報告
資料７-２全国知事会道州制特別委員会平成２１年度検討事項について
資料８　仕事と子育ての両立支援に係る提言（確定版）
資料９ 全国知事会積立資産検討プロジェクトチームの検討結果について
追加説明資料
資料10 希望を持って生きられる「この国のあり方」の研究についての提案
資料11 優秀政策の選定及び第２回先進政策創造会議の開催について
資料12 全国知事会テレビ会議システムの検討について
参考資料常任・特別委員会等の活動状況について
追加配付資料　政権公約評価基準（確定版）
・記者会見概要

資料１

直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針について

【最近の取組と今後の対応について】

１　最近の取組

1　「全国知事会議」＜５月18日＞

「地方分権改革の実現を求める緊急アピール」(5/22)

①５月中に情報開示
②現行制度の改善
③維持管理費負担金の来年度から廃止
④最終的な直轄事業負担金制度の廃止

2　平成２０年度直轄事業負担金の情報開示

「直轄事業負担金の更なる内訳明細等の開示を求める」声明(5/29)

3　「第２回ＰＴ会議」＜６月16日＞

「直轄事業負担金の見直しを強く求めるアピール」(6/23)

①更なる情報開示
②負担対象範囲の早急な見直し
③維持管理費負担金の平成２２年度からの廃止
④地方意見が反映できる制度の創設と最終的な直轄事業負担金制度の廃止

＜総務省＞
・知事会と思いは一緒。維持管理費負担金廃止と交付税に与える影響は切り離して考えるべき。

＜財務省＞
・一義的には地方と国交省等の問題であり、今後、適切に対応する

＜国土交通省＞
・情報開示はできる限り対応。対象範囲の見直しは、本年度分は既に予算の割り振りが済んでおり、本年度からの対応は困難。22年度からの見直し、維持管理費負担金の廃止は今後十分な議論が必要。

＜農林水産省＞
・国交省の対応を注視。土地改良事業等の特殊性を踏まえた議論が必要。

2　今後の対応について

1 負担金の対象範囲等の見直しと対応

①　更なる情報開示と詳細な説明の国への要請

②　全国知事会自らによる対象範囲等の基準案の作成

③　国との協議と新たな基準の決定

④　平成２１年度直轄事業負担金への対応

・　基準に沿って適正な請求がなされなければ、２１年度分の負担金の支払いはできない。

2 維持管理費負担金の廃止

○　平成２２年度からの廃止に向けた取組を強化。

3 直轄事業負担金制度の廃止

○　地方分権の推進の観点に立ち、国による事業は、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、国直轄事業負担金は廃止。

4 市町村負担金の見直し

○　市町村負担金は、直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直す。

5 現行制度の改善に向けた取組

①　地方の意見が反映される仕組みを基準案の中に位置付け。

②　事業の採択・実施等に関しては、国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が反映できる制度の法定化を国と協議。

資料１－２

直轄事業負担金制度の改革に関する申し合わせ

～ 直轄事業負担金の支払い基準及び今後の廃止方針 ～

平成21年7月14日
全 国 知 事 会

１　負担金の対象範囲等は平成２１年度分から見直し

全国知事会は、負担金の対象範囲等について、職員の退職手当や恒久的な庁舎・職員住宅等に係る建設費など国庫補助事業では認められていない経費や直轄事業との関係が不明確な経費を明確に除外するなどの見直しを求めているところである。

しかし、国土交通省は本年度分は既に予算の割り振りが済んでおり、本年度からの対応は困難との姿勢である。

このまま国からの詳細な情報開示と全国知事会が提案する負担金の対象範囲等の基準を踏まえた適正な請求がなされなければ、各都道府県は議会や住民への説明責任が果たせず、平成２１年度分の負担金の支払いはできない。　（別紙参照）

２　維持管理費負担金は平成２２年度から廃止

維持管理費負担金は、本来、管理主体である国が負担すべきであり、また、都道府県管理施設については都道府県が負担していることとの均衡を欠くことから、平成２２年度から直ちに廃止すべきである。

３　直轄事業負担金制度は廃止

地方分権の推進の観点に立ち、国による事業は、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、国直轄事業負担金は廃止すべきである。

なお、その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮するものとする。

４　市町村負担金の見直し

市町村負担金は、直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直す。

５　地方の意見が反映できる制度を直ちに創設

事業の採択・実施等に関しては、地方公共団体が住民に対し説明責任が果たせるよう、国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が反映できる制度を法定化すべきである。

併せて、各年度の事業内容や負担金の積算内訳等について、早い段階での詳細な説明や情報提供を行うべきである。　（別紙参照）

別紙

直轄事業負担金の対象範囲等の基準

1 基本的な考え方

負担金の対象範囲等は、「直轄事業の実施に直接要する経費」、「国庫補助事業の取扱と同様の内容」とする。

2 事前協議・情報開示等

■事前協議
事業の計画・実施・変更などの各段階において、国と地方が対等な立場で協議し、地方の意見が反映できるよう、事前の協議を法定化。

■事業実施計画書の提出
４月末までに予定額通知書と併せ、事業毎に経費内容の内訳明細、算出根拠等を付した「事業実施計画書」を提出。（事業内容変更時も同様）

■完了実績報告書の提出
事業完了後に、補助事業における実績報告と同様の内容で情報提供を行い、各都道府県は履行確認を実施。

3 負担金の対象範囲

費目等		内　　容
建設費		
共通		○ 直轄事業の実施に直接関わる業務に限り対象とする。 ○ 複数年度又は複数自治体に跨っている業務は自治体毎に適正に業務量を算定して所要経費を按分する。
工事費		○ 工事、測量及試験、用地及補償、船舶及機械器具、附帯工事、事業委託、事業車両に要する経費。
業務取扱費	共通	○ 国庫補助事業との均衡から制限率等を設定。
	人件費	○ 工事への直接関与する者を対象とし、管理職は対象外。 ○ 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。 退職手当　○ 補助事業と同様に対象外。 公務災害補償費　○ 補助事業と同様に対象外。
	事務費	営繕宿舎費　○ 直轄事業の工事施工に直接必要な現場事務所等に限る。 ○ 国庫補助事業との均衡から制限率を設定。
維持管理費（２２年度から廃止）		
２１年度分に係る対象範囲等については、基本的には建設費に準じる。 ○ 建設事業と維持管理事業に係る経費を明確に区分。 ○ 受益の範囲が複数年度、複数自治体に跨る経費は、適正に按分。		

資料３

地方交付税の復元･強化に関する提言

平成２１年7月１４日

全　国　知　事　会

（地方交付税問題小委員会）

地方交付税の復元・強化に関する提言

～日本再生の基盤～

日本経済は地域によって支えられており、地域が再生し、活力を取り戻すことによってはじめて日本が再生する。

今まさに、少子高齢の人口減少社会における課題に的確に対応していくため、地方が創意工夫を活かして地域経済の再生に取り組み、主体的に地域住民の生活を守っていくことが求められている。

そのためには、地方財政基盤の確立に向け、地方の財政需要を地方財政計画に適切に積み上げ、必要となる地方交付税総額を確保し、その財源調整機能、財源保障機能の一体的な復元・強化を図ることにより、地方一般財源を充実しなければならない。

我々全国知事会は、国民の地方交付税制度への適切な認識を広め、来年度予算において必要となる地方交付税総額を確保することはもとより、将来にわたり国民生活の不安を払拭し、日本の未来を切り開くため、地方交付税の復元・強化を求める。

Ⅰ　地方交付税の復元・増額

1　三位一体改革により縮小した財源調整機能の復元

財政力の地域間格差は、三位一体改革前の水準に比べ拡大していることから、地方交付税の財源調整機能を復元するため、地方交付税を増額すること。

【図表1】

＜地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況＞

⑮　1.73（地方税）→ 1.03（地方税＋交付税等）

⑲　1.73（地方税）→ 1.19（地方税+交付税等+地方再生対策費+経済危機対策交付金）

2　地域経済の再生に必要な施策展開のための増額

日本の再生には地域経済の再生が不可欠。最前線で対応にあたる地方の創意と工夫を活かした施策展開が図られるよう、地方交付税を増額すべきである。

少なくとも、21 年度に措置された地域雇用創出推進費や経済危機対策交付金に相当する額を地方の財政需要に盛り込むこと。

＜平成 21 年度の地域経済のための特別の措置＞

地域雇用創出推進費　　5,000 億円

経済危機対策交付金　　1 兆円

3　景気低迷による税収の落ち込みへの適切な対応

景気の低迷により平成 22 年度の地方税収や地方交付税の原資となる国税の収入減が予想されることから、地方財政計画上の財源不足額を的確に算定することにより、必要な地方交付税等の総額を確実に確保すること。

【図表 2,3,4】

＜地方財政計画の地方財源不足額＞

⑲　▲4.4 兆円
⑳　▲5.2 兆円

＜地方財政計画の税収に対する決算額＞

⑲　▲ 8,455 億円
⑳　▲16,429 億円

4　国の社会保障費等の増加に対応した積み上げ

国の概算要求基準において、経済社会状況への対応として社会保障について自然増(1 兆 900 億円)がそのまま認められたこと、及び経済危機対応等特別措置(3,500 億円)が新設されたことに伴い、相応の地方の財政需要の増加を地方財政計画に適切に積み上げること。

【図表 5】

＜基本方針 2006（2006～2011 年までの 5 年間の抑制方針）＞

社会保障	国は自然増分を▲1.1 兆円抑制（▲2,200 億円/年）
	地方は自然増分を▲0.5 兆円抑制（▲1,000 億円/年）
公共事業等	国は公共事業関係費を毎年度３％削減
	地方は投資単独事業を毎年度３％削減

5　義務的経費の交付税算入不足の解消

公債費、医療関係費など義務的経費において、基準財政需要額と決算額が大きく乖離していることから、算入不足を解消するよう地方交付税を増額すること。

【図表6】

＜主な決算乖離事例（乖離額・措置率）＞

生活保護	330億円（88.9%）	
難病治療研究	393億円（38.9%）	
病院事業繰出	1,542億円（33.7%）	
公債費	25,262億円（80.0%）	等　計約3.2兆円

Ⅱ　平成２２年度地方財政対策に向けて

１　地方交付税の総額確保

(1) 地方交付税の機能の復元・強化

平成21年度地方財政計画において、１兆円規模の財政需要が積み増しされたが、その半分は臨時的措置であり、日本経済を支える地域経済を活性化し、住民の将来への不安を払拭するためには決して十分とは言えない。

近年、社会保障関係費の増嵩をはじめとした義務的経費の増加にも関わらず、基準財政需要額は縮減されているため、地方財政は、一般財源が削減される厳しい状況に陥っている。

今後、地方の底力を発揮し、日本再生の基盤を確立していくという観点から、地方財政計画における適切な積み上げを通じて、地方交付税の総額を確保し、三位一体改革での不合理な削減により大幅に縮小した地方交付税の財源調整機能・財源保障機能の一体的な復元・強化が不可欠である。**【図表7,8】**

① 地方交付税の財源調整機能の復元・強化に向けた総額確保

財政力の地域間格差は、三位一体改革前の水準に比べ拡大していることから、地方交付税の財源調整機能の復元・強化に向け、地方交付税の総額を確保すること。**【図表1】**

＜地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況＞
⑮　1.73（地方税）→ 1.03（地方税＋交付税等）
⑲　1.73（地方税）→ 1.19（地方税＋交付税等＋地方再生対策費＋経済危機対策交付金）

② 地方交付税の財源保障機能の復元・強化に向けた総額確保

基本方針 2006 では、一般行政経費を 2006 年度の水準に抑制するとする方針が示されたことから、社会保障関係費が増額する一方、地方の単独事業費が大幅に抑制されてきた。

こうしたなか、本来措置されるべき個別算定項目における交付税措置額と決算額とが乖離しており、地方負担が大きく増加している。

このため、地方財政計画において、これらの需要を適切に算定し、地方交付税の財源保障機能の復元・強化に向けて、地方交付税の総額を確保すること。**【図表6,9】**

＜歳出に充当する一般財源の推移＞

⑮→⑳	社会保障関係費	＋2.7 兆円
	義務的経費以外の経費	▲2.9 兆円

＜主な決算乖離事例（乖離額・措置率）＞

生活保護	330億円（88.9%）	
難病治療研究	393億円（38.9%）	
病院事業繰出	1,542億円（33.7%）	
公債費	25,262億円（80.0%）	等　計約3.2兆円

(2) 国の社会保障費等の増加に対応した積み上げ

平成 22 年度国予算の概算要求基準において、社会保障についての自然増(1 兆 900 億円)がそのまま認められたほか、経済危機対応等特別措置(3,500 億円)が新設されたことを踏まえ、地方財政計画の策定において、適切な対応を求める。**【図表 5】**

① 社会保障関係経費の増額

概算要求基準において、毎年度 2,200 億円抑制するとした国の社会保障費の自然増がそのまま認められることに伴い、地方負担分もさらに 1,000 億円増加することとなり、地方財政を圧迫することになる。

このため、基本方針 2006 の方針に固執することなく、社会保障関係費をはじめとした一般行政経費の増額を行うこと。

＜基本方針 2006（2006～2011 年までの 5 年間の抑制方針）＞
国　：社会保障費自然増分を▲1.1 兆円抑制（▲2,200 億円/年）
地方：社会保障関係費自然増分を▲0.5 兆円抑制（▲1,000 億円/年）

② 地方投資単独事業の充実

概算要求基準において、経済危機対応等特別措置（3,500 億円）が創設されたことに伴い、基本方針 2006 で毎年度３％削減するとされている地方投資単独事業についても、経済危機対応等特別措置に相当する事業の充実を図ること。

＜地方投資単独事業の推移（地方財政計画）＞
⑱10.1 兆円→㉑　8.1 兆円（▲2.0 兆円）

2　国の経済対策に伴う地方財源の確保

(1) 経済対策として措置された臨時対策の継続

今回の経済危機に対応して、国は、数次にわたり、平成 20 年度補正、平成 21 年度当初、平成 21 年度補正による対策を講じてきた。

地方においては、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」をはじめ新たに創設された交付金や、地方交付税措置された地域雇用創出推進費等の１兆円加算を活用した、地域における雇用機会創出事業、妊婦健診の充実、保育料の減免措置や少人数学級の拡大など、地域ニーズの高い事業を新たに実施若しくは拡充することが可能となった。

こうした事業については、臨時的な対応とするのではなく、地域の行政サービスとして引き続き提供できるよう、地域雇用創出推進費の拡充・延長をはじめとした地方財源措置を継続すること。

(2) 地域経済の早期安定と雇用の確保

20 兆円とも言われる需給ギャップの早期解消を図り、デフレ懸念を解消するとともに、将来の国民生活に不可欠な社会生活基盤の整備のため、地方が主体となって実需に直結する事業を展開できるよう地方財源を積極的に措置すること。

また、地域の厳しい雇用状況に対応するため、最前線で対応にあたる地方の創意と工夫を活かした施策展開が図れるよう、地方財源の充実を図ること。

(3) 国の経済対策における地方財源の確保・充実

国の経済雇用対策に係る地方負担分はもとより、経済対策の一環として地域の実情に応じて実施する地方単独事業の推進に向け、経済安定化の責任を担う国において以下のとおりすべての団体に対して財源措置を講じること。

なお、その際必要となる地方交付税財源については、別枠で措置すること。

① 国の経済雇用対策に伴う地方負担の軽減や地域の実情に応じて実施する地方単独事業の推進に向けた特別の交付金制度の拡充

② 投資的経費に係る地方負担分に補正予算債を措置する場合の元利償還金に対する交付税措置について、公債費方式(現行 50%)による交付税算入率の大幅な引き上げなど地方負担の軽減

③ 景気対策に係る減税への特別交付金の創設など確実な減収補てん

④ なお、実質公債費比率など財政健全化判断のための指標の算定にあたっては、実態以上に指標を悪化させないよう、補正予算債の元利償還金に対する交付税措置分について、公債費方式による措置分のみならず、単位費用による措置分も含めて算定から控除すること。

3　景気後退による税収の落ち込み等への適切な対応

(1) 適切な税収見込み

景気の低迷により平成 22 年度の地方税収についても厳しい状況が続くものと想定されることから、地方財政計画の策定にあたっては、実態に即した税収を的確に見込み、地方の財源不足額を適切に積算すること。**【図表 2】**

＜地方財政計画の税収に対する決算見込額＞
⑲　▲ 8,455 億円　　⑳　▲16,429 億円

(2) 適切な減収補てん

平成 21 年度の地方税収が、地方財政計画上の税収見込み額を下回る場合、各地方公共団体の円滑な財政運営が可能となるよう、減収補てん債の対象税目の拡大等、必要な財政措置を講じること。**【図表 10】**

＜現行の対象税目＞
・法人税割、法人事業税、利子割、地方法人特別譲与税
＜新たに減収補てん債の対象とすべき税目＞
・個人県民税配当割、個人県民税株式等譲渡割　等

(3) 交付税原資の減収に対する適切な財政措置

平成 20 年度の国税５税の減収に伴う地方交付税の精算額（約 6,600 億円）については、地方財政運営に支障のないよう、後年度への繰り延べなど適切な財政措置を行うこと。**【図表 11】**

4　地方交付税財源の確保

現下の経済情勢のもとでは、所得税や法人税など地方交付税の原資となる国税の収入減が予想されることから、一般会計における特例加算、交付税特別会計における特別措置、臨時財政対策債などにより、地方の財政運営に必要な地方交付税等の総額を確実に確保すること。

なお、平成 22 年度は、財源不足に対して国と地方が折半して補てんする折半ルール見直しの年にあたるが、臨時財政対策債に過度に依存することなく、必要な原資の確保を基本として、交付税総額を確保すること。**【図表 3,4】**

＜地方財政計画の地方財源不足額＞
⑲　▲4.4 兆円　　⑳　▲5.2 兆円　　㉑　▲10.5 兆円

5　地方の財政需要の適切な積み上げ

(1) 交付税算入不足額に対する適切な措置

生活保護費や難病治療研究、病院事業繰出など義務的経費において、基準財政需要額と決算額が大きく乖離していることから、十分検証を行い、適切に需要額を積み上げること。**【図表 6】**

＜主な決算乖離事例（乖離額・措置率）＞

生活保護	330億円（88.9%）	
難病治療研究	393億円（38.9%）	
病院事業繰出	1,542億円（33.7%）	
公債費	25,262億円（80.0%）	等　計約3.2兆円

(2) 算入対象とすべき経費に対する適切な措置

地方公共団体において広く実施されている乳幼児や障害者等への医療費助成などは、標準的な行政サービスとして新たに基準財政需要額に反映すること。**【図表 12】**

＜交付税措置のない単独事業の主なもの（19年度地方決算額・実施都道府県数）＞

乳幼児医療費補助金	1,428億円（47団体）	
ひとり親家庭医療費補助金	542億円（47団体）	
障害者医療費補助金	2,315億円（47団体）	等　計約5,000億円

(3) 教職員等の給料に関する基準財政需要額算出単価の適切な積み上げ

小、中、高等学校教職員、警察官の給料の基準財政需要額算出単価は、国家公務員準拠により積算することとされている地方財政計画の単価と比べて大きく乖離している。このため、十分検証を行い、基準財政需要額に教職員等の給料を適切に積み上げること。**【図表 13】**

＜教職員等の給料月額比較（地財計画と基準財政需要額の⑳比較：単価乖離額、乖離率）＞

小・中学校教職員	▲20千円（▲ 5.2%）×（12ヶ月＋4.47ヶ月）×703千人＝▲約2,316億円
高等学校教職員	▲31千円（▲ 8.3%）×（12ヶ月＋4.47ヶ月）×274千人＝▲約1,399億円
警察官	▲37千円（▲10.9%）×（12ヶ月＋4.47ヶ月）×273千人＝▲約1,664億円

(4) 制度創設等に伴う地方の負担増に対する適切な措置

国の制度創設・改正に際しては、国の予算上の都合による新たな地方負担の創設や国庫補助率の引き下げなど、地方への一方的な負担転嫁を行わないこと。

なお、国の補正予算の中には、複数年度の基金事業が含まれているが、次年度以降に実施する交付金事業に係る地方負担についても、地方財政計画に別枠で積み上げること。**【図表 14,15,16】**

＜制度創設・改正に伴う地方の負担増の事例＞

肝炎治療特別促進事業　　都道府県負担1/2

抗インフルエンザウィルス薬備蓄経費　都道府県負担1/2,都道府県超過負担

後期高齢者医療保険基盤安定負担金　　都道府県負担1/4→3/4

＜21,21 年度の補正で措置された複数年度の基金事業に伴う後年度の地方負担＞

基金総額：2.8 兆円　地方負担額：1,300 億円/年以上

(5) 国民の安全安心のための社会資本の維持・整備費の適切な積み上げ

橋りょうや排水機などについては、その建設累計数が増加するとともに老朽化が進んでおり、今後これらの長寿命化や更新等のための経費が増大することから、このような国民の安全安心に関わる経費については、維持・整備に係る必要経費を適切に基準財政需要額に反映すること。**【図表17,18】**

(6) 定住自立圏構想や交流人口拡大等による地域振興のための経費の積み上げ

定住自立圏構想や交流人口拡大、維持・存続が危ぶまれる小規模集落などへの対応など、地域間格差の是正の観点も踏まえ、地域振興のための対策を強化するとともに、それに伴う財政需要は別枠により積み上げること。

なお、地方再生対策費は地方再生に有効であることから、暫定的な措置である地方法人特別税・同譲与税による財源を前提とすることなく、地方の財政需要として積み上げること。

(7) 条件不利地域など地域の実情に応じた適切な積み上げ

産業構造の脆弱な地域、高齢化率の高い地域、離島、豪雪地帯など条件不利地域や大都市など様々な条件を抱える地方公共団体等の実情を踏まえ、交流促進など地域振興のための対策も含め、地域の実情に応じた財政需要を適切に積み上げること。

(8) 臨時財政対策債等の元利償還分の別枠加算

国が後年度地方交付税の公債費方式により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

III　地方交付税制度に関する誤解への反論

1　新型交付税拡大への懸念

地方交付税算定に関する地方公共団体の予見可能性を高めるため、算定の簡素化を図ることは重要であるが、人口・面積による単純化した算定基準の拡大には財政需要の反映の観点から限界がある。

また、人口・面積といった算定基準は、配分にのみ着目したものであり、一定の水準の行政サービスを行うため必要となる地方の財政需要の総額を積算する基礎とはならないため、交付税総額が国の裁量に左右され、地方交付税が有する財源保障機能の弱体化につながりかねない。

2　地方交付税をはじめとした地方財政に関する誤った認識の解消

(1) 三位一体改革においても地方一般財源は増加しているとの主張は誤り

三位一体改革において地方交付税が 2.1 兆円削減されたが、地方税が 2.7 兆円増加しており、この間、地方の一般財源が増加しているとの主張があるが、地方交付税の代わりとして措置される臨時財政対策債の削減分（▲3 兆円）を無視する議論であり、地方一般財源は実質的に 2.8 兆円減となっている。**【図表 19】**

（一般財源総額：▲2.8 兆円(⑱55.6 兆円－⑮58.4 兆円)）

(2) 義務付け・枠付けの撤廃に伴い地方交付税を減額すべきとの主張は誤り

義務付け・枠付けの撤廃が実現すれば、地方交付税を減額すべきといった議論があるが、義務付け・枠付けが撤廃されたとしても、事務事業自体が廃止されることにはならない。単純に地方交付税の削減が可能といった認識は大きな事実誤認。

(3) 地方交付税がモラルハザードの原因となっているとの主張は誤り

現行の交付税制度では、地方の歳出削減や税収増加努力に向けた誘因が働かないとの議論があるが、普通交付税は単純に各団体の収支差を補てんしているものではなく、標準的な水準をもとに算定された基準財政需要額と基準財政収入額により決定されているものであり、個々の団体の歳出削減努力や税収確保努力は各団体の収支改善に反映される仕組みとなっている。交付税が財政的なモラルハザードを生んでいるとの議論は事実誤認。

(4) 臨時財政対策債を地方の責任で削減すべきとの主張は誤り

そもそも臨時財政対策債は、地方交付税原資の不足により、地方交付税の代わりとして措置されるもの。

地方交付税の原資不足は、本来、交付税原資となる国税の法定率により調整されるべきものであり、交付税原資が別途確保されれば、臨時財政対策債の発行は削減されるもので、地方の責任で削減すべきとの主張は事実誤認。

3　地方の行革努力と地方の財政状況

(1) 地方財政余裕論は誤り

地方財政が黒字基調であるとの主張があるが、実態は、三位一体改革による地方交付税が大幅に削減され、地方財政計画において措置されるべき財政需要が措置されず地方一般財源が抑制されるなか、新規の起債発行を抑制し多額の公債費を償還しながら、債務残高の圧縮に努めている結果に過ぎない。その間、国は税収の伸びにより国債発行が抑制されたに過ぎず、平成 16 年度に比べ、地方は一般歳出を 1.9 兆円削減しているのに対し、国は逆に 3.7 兆円も一般歳出を増加させている。**【図表 20】**

国は、これ以上の歳出削減を地方に押しつけるのではなく、自らも行革の推進やムダ排除の徹底など一層の努力をすべきである。

＜平成 21 年度の対平成 16 年度の一般歳出の伸び率（予算ベース）＞
地方：▲2.8%　　国：＋7.7%

(2) 国関連経費が地方単独経費を圧迫

地方財政計画における地方歳出抑制方針により、地方は懸命の歳出削減努力を行っているが、給与関係費では義務教育教職員、警察職員など国関連給与費、一般行政経費では生活保護などの国庫補助負担金を伴うもの、また、投資的経費では直轄事業負担金など、地方の歳出削減努力には限界がある国関連経費のウェートが高まっており、そのしわ寄せが地域の実情に応じた行政展開を図るための地方単独の一般行政経費や投資的経費の縮減となって現れている。

地方歳出のうち、国関連経費の地方負担分に充当される割合の高まりを見ると、今や地方交付税は国の施策を担保するものとなっている。**【図表 21】**

＜国関連経費の推移（地方財政計画ベース）＞

国関連経費	15 年度	27.8 兆円	→	21 年度	30.1 兆円	＋8.3%
地方単独経費	15 年度	58.4 兆円	→	21 年度	52.5 兆円	▲12.1%

(3) 地方の行革努力の適切な反映

地方は、住民サービスを維持するために必要な経費を確保するため、従来から国を上回る定員削減や給与カットを実行してきたにもかかわらず、国の財政健全化の名の下にとられた地方財政計画の抑制方針により、削減相当額が国に吸い上げられる形となっている。地方のさらなる行革に向けた取組を促進するためにも、こうした行革努力が住民サービスに還元できるよう適切に需要を積み上げること。

【図表 22】

Ⅳ　地方税財政制度の抜本的改善に向けて

１　地方の自治財政権を担保するための税源配分の実現

(1) 国と地方の税源配分５：５の実現

①　国と地方の税源配分をまずは５：５とし、地方消費税の引き上げを含め、偏在性が小さく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築に取り組むこと。
②　地方消費税を含む税体系の抜本的改革を行なったとしても、地域間格差は依然として解消されないことから、地方交付税が有する財源調整・財源保障機能の抜本的強化を図ること。

(2) 地方消費税の引き上げ

社会保障の安定財源確保に向けた消費税率の検討にあたり、もっぱら年金等国の財源として活用しようとする議論があるが、地方消費税や消費税の地方交付税原資部分が地方の固有の財源であり、地方が担う多様で地域の実情に即した幅広い行政サービスに重要な役割を果たしていることに十分に留意すべき。

税制の抜本改革にあたっては、平成 21 年度税制改正法附則において「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」とあるとおり、増嵩する地方の財政需要に対応して、地方消費税の引き上げ及び消費税の地方交付税原資部分の確保を図ること。

【図表 23,24】

(3) 地方への税源移譲に係るさまざまな意見への反論

①　譲与税方式による日本型水平調整に係る議論への反論

そもそも地方公共団体の歳入は、その課税権に基づく税収で確保されるべきである。譲与税は、個々の地方公共団体では徴収が困難な場合や、国税と併せて徴収せざるを得ない特別な場合にのみ活用すべきであり、基幹的な税への活用は地方の課税権の否定につながる。

地方消費税のような偏在性が少なく税収が安定的な税の地方への移譲と地方交付税の充実により、地方税財源の充実を図るべき。

なお、先般創設された地方法人特別税・同譲与税はあくまで抜本的な税制改革が行われるまでの暫定措置である。

② 国と地方の実質的な税収支が４：６になっているとの主張への反論

平成21年度において、地方交付税及び譲与税移転後の実質的な税収支では、国と地方が４：６になっており、すでに国と地方の歳出割合と一致しているとの主張があるが、現在のように赤字国債で必要経費が賄われている状況において、税源配分の現実を根拠として議論することは適切ではない。**【図表25】**

また、税の仕組みの違いにより、昨年来の景気後退の影響が地方より国の税収に大きく現れている平成21年度当初のデータにおいて議論するのは適切でない。

【図表26】

加えて、国税である地方法人特別税(平成21年度予算額 8,730億円）を地方税としてカウントするのは不適切である。

③ 地方歳入における地方税比率の引き上げを目標とすることへの懸念

地方税、交付税、補助金等を合わせた額に占める地方税の比率の引き上げを目標とすべきとの議論があるが、その手法や国税との連関が不明確であり、仮に地方交付税と補助金等を単純に減らせば、それだけで地方税比率の引き上げが実現することになる。これでは地方税財源の充実を図ることにはならない。

地方公共団体として必要な行政サービスを維持するためには、一般財源の充実が必要であり、この視点なくして地方歳入における地方税比率のみに着目して議論することは、行政サービス水準の切り下げや、交付税総額の削減につながりかねない。

④ 課税自主権への過大な期待への反論

分権時代には、自治財政権の強化に向け、課税自主権を拡大することは望ましいが、自治体間で課税ベースに大きな格差があり、課税ベースが小さく財政力の弱い団体では、地方の課税自主権の拡大を十分に活用できない状況にあることに留意すべきである。

また、超過課税等による課税自主権の拡充にあたっては、地方の独自施策を展開する際のサービスに活用されるべきであって、全国的に共通する基本的な住民サービスに充てられるべきではない。

2　地方交付税原資の充実

平成 8 年度以来、14 年連続して地方交付税法の規定に該当する財源不足の状態が続いていることに加え、今後、社会保障関係費等の義務的経費や、臨時財政対策債をはじめとした地方債の償還のための公債費の増嵩が明らかである。今後とも、臨時財政対策債等による特別の対策は避けられず、地方交付税制度の安定的な運営が困難な状況にある。**【図表 4】**

「中期プログラム」で示された税制抜本改革の実施に合わせ、法定率の引き上げなど、地方交付税原資の安定確保を図るための抜本的な措置を講じること。

3　事務・権限の移譲に伴う新たな財政負担への適切な措置

第二期地方分権改革に伴う事務・権限の移譲の際に生じる新たな地方財政負担等については、新たな財政需要として確実に措置すること。

特に道路・河川の権限移譲にあたっては、恒久的な財源措置がなされるまでの時限的な措置として国直轄事業と同じ国負担率の「交付金等」を創設するとともに、その総額を確保すること。人員の移行に際しては、徹底的なスリム化はもとより、その給与、退職金等について適切に措置すること。

4　直轄事業負担金制度の廃止

①　地方分権の観点から、国と地方の役割分担を明確化した上で、国による直轄事業は縮減し、地方へ権限と財源を一体的に移譲することにより、直轄事業負担金制度を廃止すること。
②　維持管理費負担金については、本来、施設の管理者である国がその全額を負担すべきであり、来年度から直ちに廃止すること。
　維持管理費負担金が廃止されれば地方交付税が減少するということを殊更に強調する意見があるが、もともと財政需要の積み上げが不十分であり、地方交付税全体としても総額が不足しているなかにおいては、維持管理費負担金の廃止がストレートに地方交付税総額の減少に結びつくものではない。**【図表 27】**
③　廃止するまでの間は、地方負担金の使途等の妥当性が判断できるよう、更なる情報開示や詳細な説明を行うこと。
　また、職員の退職手当や恒久的な庁舎、職員住宅に係る建設費など国庫補助事業では認められていない経費や直轄事業との関係が不明確な経費を明確に除外するなど、負担金の対象範囲等を早急に見直すこと。
④　国と地方が対等な立場で十分に協議し、地方の意見が十分に反映できる制度を創設すること。

5　地方の意見を的確に反映する税財政制度の確立

(1) 地方財政計画の透明化と予見可能性の向上

　地方財政計画の策定過程の透明化を図るとともに、基準財政需要額の算定方法において地方交付税の予見可能性を高めること。

(2) 制度立案等の検討初期段階での地方の参画

　直轄負担金、社会保障、義務教育など制度立案・見直しにあたっての検討初期の段階で、十分な期間を確保して情報を提供するとともに、地方財政計画の決定にあたっては地方の参画を図ること。

(3) 地方共有税の早期具体化

　地方交付税が地方固有の財源であることを明確にし、国の裁量に左右されることなく確保されるよう、国の一般会計を通さずに特別会計に直接繰り入れる「地方共有税」を早期に具体化すること。

(4) (仮)地方行財政会議の法律に基づく設置

　地方の意見を政府の政策立案、執行に反映できるよう(仮)地方行財政会議を法律に基づき設置すること。**【図表 28】**

【参　考　図　表】

図表１　地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況

地方税と地方交付税等を合わせた都道府県間の歳入の格差は、平成 15 年度では平均 1.03 ポイントであったものが、平成 19 年度決算額をもとに地方再生対策費及び地方法人特別税と平成 21 年度国補正予算の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を加味して試算したところ、格差は 1.19 ポイントとなった。

	H15		H19			
	地方税	地方税＋交付税等	地方税	地方税＋交付税等	地方税＋交付税等＋地方再生対策費	地方税＋交付税等＋地方再生対策費＋経済危機対策交付金
都道府県間歳入格差（平均）	1.73	1.03	1.73	1.22	1.21	1.19

※　1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県間格差の全国平均を試算。

※　詳細は参考資料１のとおり

（H21.5 全国知事会作成）

図表２　地方財政計画における決算見込額等

平成 20 年度の地方財政計画上の税収見込額については、景気後退の影響により、現実の決算額との間において、昨年度の 8,455 億円を大きく上回り、16,429 億円の不足が生じている。

税目		19年度 地財計画額	19年度 決算額	対19地財 増減額	対19地財 増減率	20年度 地財計画額	20年度 決算見込額	対20地財 増減額	対20地財 増減率
道府県税	個人県民税	49,353	48,090	▲ 1,263	▲2.6	50,292	49,593	▲ 699	▲ 1.4
	法人二税	67,511	64,954	▲ 2,557	▲3.8	69,237	59,880	▲ 9,357	▲ 13.5
	地方消費税	26,275	25,692	▲ 583	▲2.2	25,155	24,428	▲ 727	▲ 2.9
	その他（利子割を含む）	45,385	44,423	▲ 962	▲2.1	43,719	41,686	▲ 2,033	▲ 4.7
	道府県税計	188,524	183,159	▲ 5,365	▲2.8	188,403	175,587	▲ 12,816	▲ 6.8
市町村税	市町村民税	102,996	99,572	▲ 3,424	▲3.3	101,890	98,772	▲ 3,118	▲ 3.1
	固定資産税	85,768	85,886	118	0.1	87,962	87,432	▲ 530	▲ 0.6
	都市計画税	11,820	12,016	196	1.7	12,049	12,248	199	1.7
	その他	14,620	14,640	20	0.1	14,399	14,236	▲ 163	▲ 1.1
	市町村税計	215,204	212,114	▲ 3,090	▲1.4	216,300	212,688	▲ 3,612	▲ 1.7
地方税計		403,728	395,273	▲ 8,455	▲2.1	404,703	388,274	▲ 16,429	▲ 4.1

(注) 1.　「地方財政計画額ベース」とは、超過課税分、法定外税及び法人道府県民税に係る利子割還付分を控除した額である。
2.　「個人県民税」は、均等割・所得割、配当割、株式等譲渡所得割の合計である。
3.　「法人二税」は、道府県民税（法人均等割、法人税割）及び法人事業税の合計である。
4.　20年度決算見込額は、平成21年7月8日、総務省が発表した速報値（地方財政計画額ベース）。

（H21.7 全国知事会作成）

図表３　平成21年度財源不足の補てん措置

平成 21 年度の地方財政計画における財源不足額は特別に１兆円の別枠加算があったにも関わらず 10.5 兆円に達した。折半対象額が 5.5 兆円にものぼった。

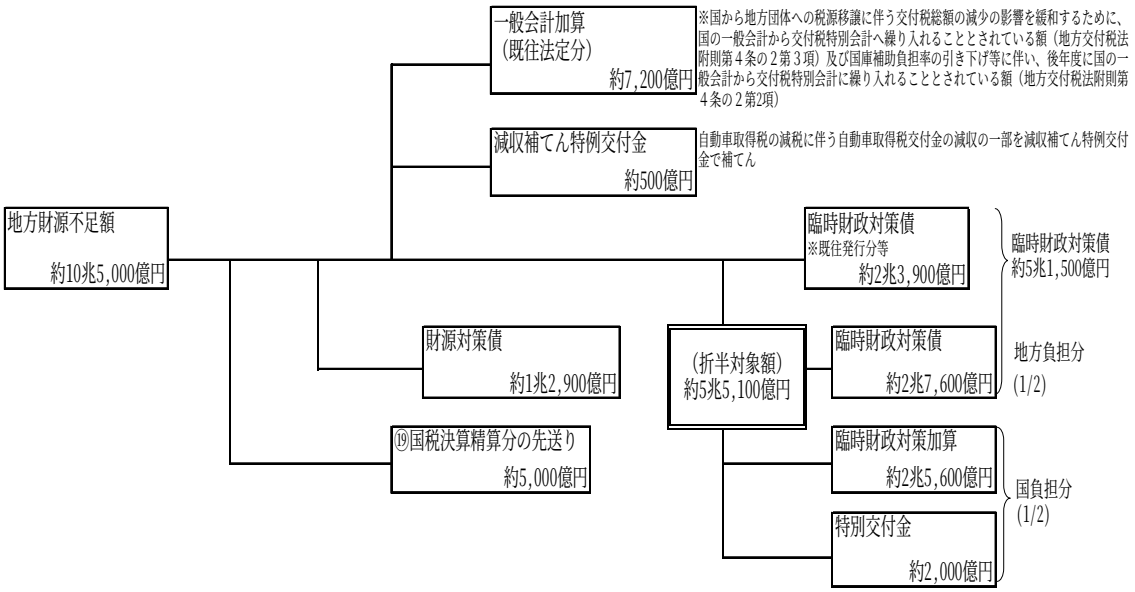

（H21.2 総務省「地方財政計画」より）

図表４　財源不足額の推移（地方財政計画ベース）

平成 20 年度以降、地方の財源不足額は拡大傾向に転じ、平成 21 年度には５．５兆円となっているが、景気後退により財源不足額の拡大は必至。

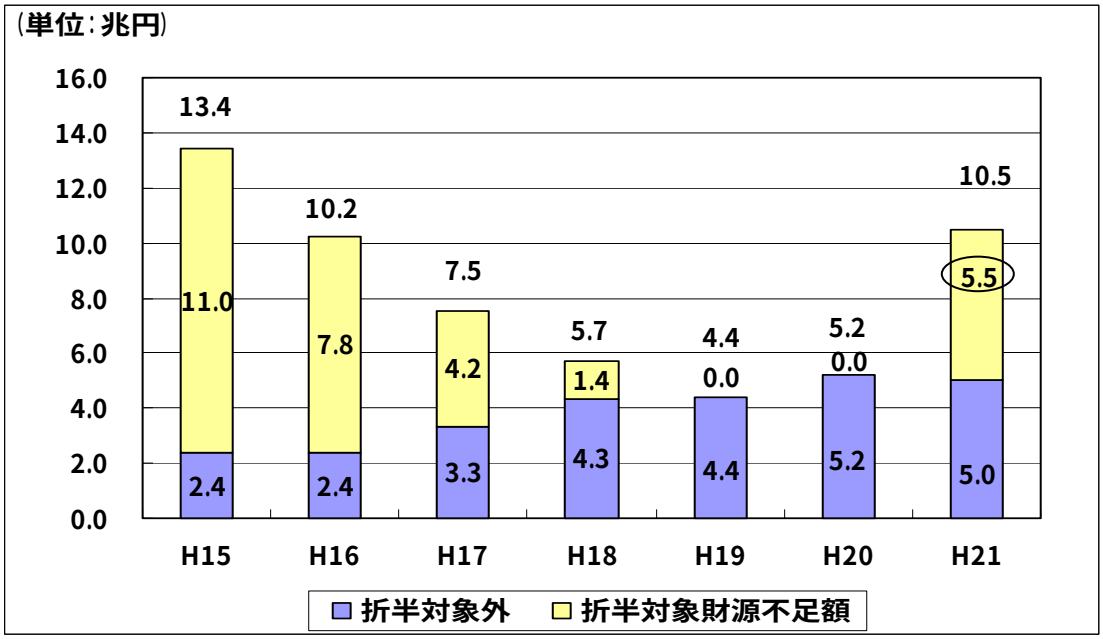

※　折半対象財源不足額：地方財政計画上に財源不足が生じ、建設地方債(財源対策債)の増発や法令等に基づく加算措置を行ってもなお生じる不足額に対し、国と地方が折半して補てん。

（H21.5 全国知事会作成）

図表５　「基本方針2006」、「基本方針2009」及び概算要求基準（抜粋）

【「基本方針2006」（抜粋）】

地方財政

○　地方歳出については、国の取組と歩調を合わせて、国民・住民の視点に立って、その理解と納得が得られるよう削減に取り組む。

(2) 地方単独事業については、（中略）過去５年間の改革努力（５年間で▲５兆円超）を基本的に継続することとするが、地域の実情に配慮し、今後５年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費は2006年度と同程度の水準とする。（以下略）

別紙（社会保障）

○　以上のような取組を通じ、過去５年間の改革（国の一般会計予算ベースで▲1.1兆円（国・地方合わせて▲1.6兆円に相当）の伸びの抑制）を踏まえ、今後５年間においても改革努力を継続することとする。

【「基本方針2009」（抜粋）】

平成22年度予算の方向

○　平成22年度予算は、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る上で重要な予算である。「基本方針2006」等を踏まえ、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指して現下の経済社会状況への必要な応対等を行う。

（安心と活力のための予算編成）

上記の基本姿勢に沿って、昨年度とは異なる概算要求基準を設定し、メリハリの効いた予算編成を行う。

【平成22年度概算要求基準のポイント】

２．具体的な枠組み

「基本方針 2006」等を踏まえ、歳出改革を継続するとともに、現下の経済社会状況への必要な対応等を行う。このため、

①　社会保障については、自然増（1 兆 900 億円）を認める。

②　「経済危機対応等特別措置」（3,500 億円）を新設する。

（１）社会保障関係

○　年金、医療等については、１兆 900 億円の増（自然増）。その際、無理のない範囲で節約に努め、節約できた分は社会保障に充当。

（２）公共事業・その他経費

○　上記を踏まえ、無駄の排除などこれまでの歳出改革を継続していく。

○　経済危機的状況に照らし、果断な対応を適時適切に図るための臨時の措置として、「経済危機対応等特別措置」（3,500 億円）を新設。経済危機克服、安心社会の実現、成長力の強化等、「基本方針 2009」で示された重点課題のうち、緊急性や政策効果が特に大会施策に対して重点配分。特別措置の規模については、最終的には、年末の経済状況を踏まえ決定。なお、特別措置の財源は経済緊急対応予備費（１兆円）より捻出。

○　公共事業関係費及びその他経費については、25%の要望額を確保。

図表６　都道府県における義務的経費の交付税措置額と決算額の乖離（主なもの）

義務的経費において、基準財政需要額と決算額の間に少なくとも 3.2 兆円もの大きな乖離が存在。

交付税措置額と決算額の乖離

（単位：億円）

区分	乖離額	備考
難病治療研究	393	H19都道府県決算
生活保護	330	H19都道府県・政令市決算
警察官給与	1,514	H19都道府県決算
義務教員給与	2,710	H19都道府県決算
警察装備	92	H19都道府県決算
国直轄施設維持管理（国道）	172	H19都道府県決算
国直轄施設維持管理（河川）	367	H19都道府県決算
病院事業繰出	1,542	H19都道府県決算
公債費	25,262	H18都道府県・H17市町村決算
合計	32,382	

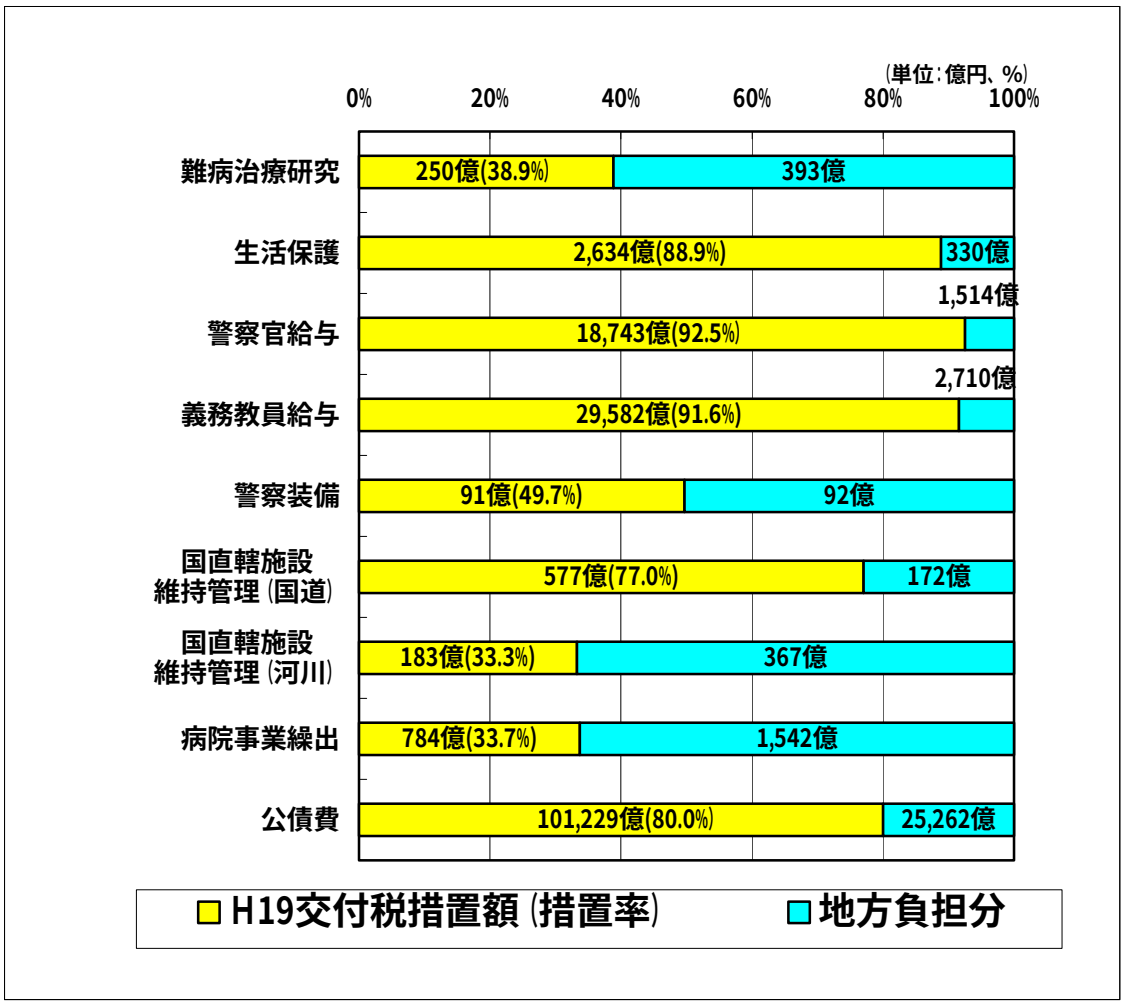

※　決算額･･･H19都道府県決算額
交付税措置額･･･H19基準財政需要額
生活保護費･･･都道府県（H19決算額）＋政令市（H19決算額）
病院事業繰出金･･･特別交付税分を含む。
公債費･･･都道府県（H18決算額）＋政令市（H17決算額。公債費の措置額には留保財源充当額を含む。
留保財源充当額･･･H18地財計画の地方税等から留保財源総額を算出の上、歳出額で機械的に按分。

（H21.6 全国知事会作成）

図表７　地方一般財源総額の推移

三位一体の改革、基本方針 2006 により、地方税の増加にも関わらず、地方の一般財源総額は減少している。

（単位：兆円）

年　　度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方交付税	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
別枠加算	－	－	－	－	－	－	1.0
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2
地方交付税　等	**23.9**	**21.1**	**20.1**	**18.8**	**17.8**	**18.2**	**21.0**
＜各年度－H15＞	**－**	**△2.8**	**△3.8**	**△5.1**	**△6.1**	**△5.7**	**△2.9**
地方税	32.2	32.3	33.3	34.9	40.4	40.5	36.2
その他	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.8
税源移譲等	△0.1	△0.7	△1.7	△3.1	△2.7	△3.1	△3.1
計	58.4	55.8	55.6	55.6	56.5	56.8	55.9
＜各年度－H15＞	－	△2.6	△2.8	△2.8	△1.9	△1.6	△2.5

※その他：地方譲与税、地方特例交付金等、減税補填債、税源移譲等：税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金

（H21.6 全国知事会作成）

（参考）三位一体の改革

国庫補助負担金改革	**約　　４．７　兆円**
税源移譲	**約　　３　兆円**
地方交付税改革	**約　▲　５．１　兆円**

図表８　基準財政需要額の推移（交付団体ベース）

基準財政収入額の算入率の変更後の平成 16 年度以降においても、基準財政需要額は毎年縮減されており、平成 20 年度は平成 16 年度に比べ 3.8 兆円も削減されている。

（兆円）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H20-H16	H20/H16
基準財政需要額（臨財債振替前）	39.0	38.3	35.8	35.3	35.2	▲3.8	▲9.7%

※ 税源移譲影響分を除く

（H21.5 全国知事会作成）

図表９　歳出に充当する一般財源の推移

社会保障関係経費の義務的経費の大幅な増加に伴い、地方が地域の住民サービスのために使える経費は大幅に減少。
平成 15 年から 20 年の５年間で社会保障関係費が 2.7 兆円増加するなど義務的経費が増加し、これを除いた義務的経費以外の経費が圧迫され、約３兆円減少。

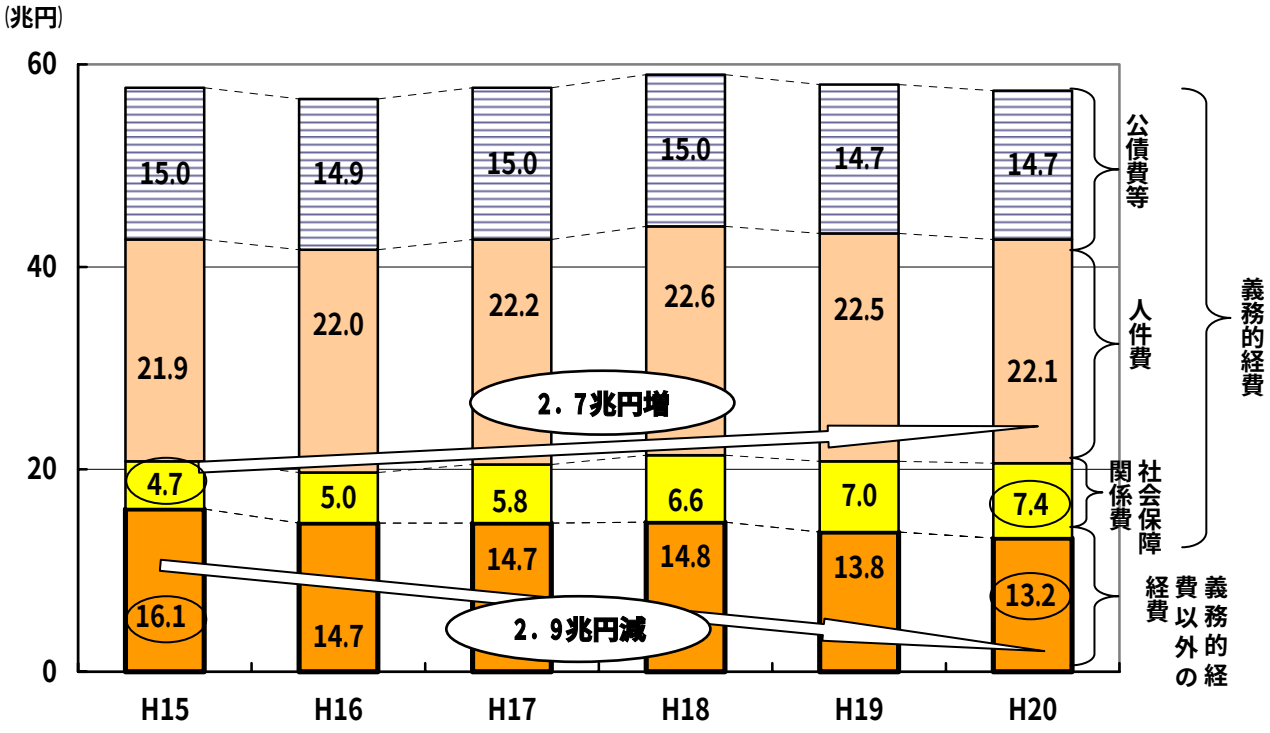

（H20.7 全国知事会作成）

（参考）　（H15＝100 とした場合の推移）

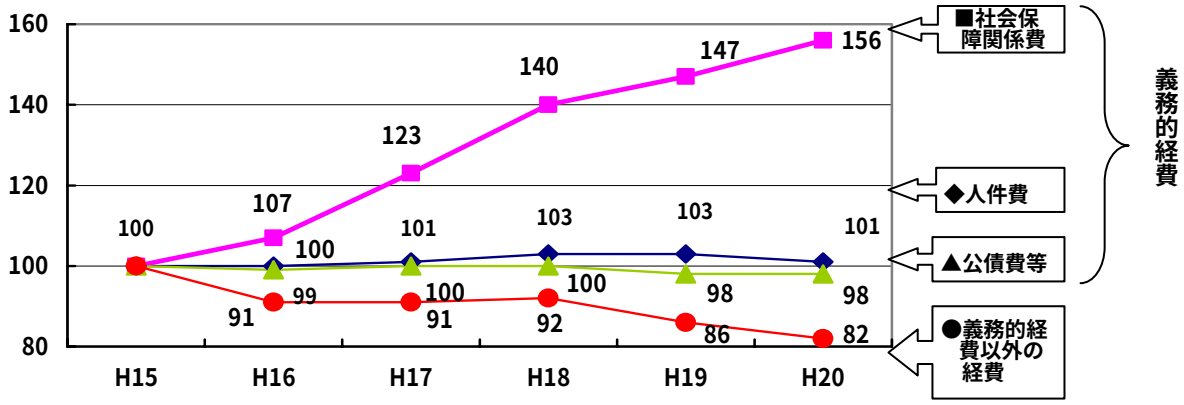

※　金額は都道府県と市町村推計の合計。
※　H18までは決算額、H19、H20は予算額を使用。

（H20.7 全国知事会作成）

（参考）地方における義務的経費の推移

（単位：兆円）

区　　分	H15	H20	増減額	増減率
一般財源　A	57.7	57.4	▲ 0.3	▲ 0.5
義務的経費　B	41.6	44.2	2.6	6.3
うち 社会保障関係費（義務分）	4.7	7.4	2.7	57.4
義務的経費以外の経費　A-B	16.1	13.2	▲ 2.9	▲ 18.0

※　一般財源は、地方税、地方交付税、臨時財政対策債など、地方財政計画で定義している。一般財源総額であり、決算統計上は一般財源扱いとなる財産収入や諸収入、繰入金からの歳入振替項目を含まない。

（H21.7 全国知事会作成）

図表10　都道府県税収入状況（地方財政計画額ベース）

（単位：億円、%）

税目区分		１９年度①	２０年度②	対前年度比（②／①）
個人県民税	均等割・所得割	45,879	48,823	106.4
	配当割	1,310	558	42.7
	株式等譲渡所得割	901	212	30.8
県民税利子割		2,084	1,977	95.0
法人２税		64,954	59,880	92.2
地方消費税		25,692	24,428	95.1
その他税		42,338	39,709	93.7
合計		183,158	175,587	95.9

（H21.7 全国知事会作成）

（参考）個人県民税配当割の算定額（推定基準税額）と実績の推移（全国ベース）

個人県民税配当割の収入額は、減収補てん債の対象税目である法人二税や利子割などに比べても年度によって大きな開きがある。

（単位：百万円、%）

区分		H17	H18	H19	H20
交付税算定	基準税額　①	32,126	17,722	29,574	33,602
	標準税収入額　①／0.75　②	42,835	23,630	39,432	44,802
実績　③		28,802	45,492	53,175	21,394
差引　（③－②）		▲ 14,033	21,862	13,743	▲ 23,408
実績の標準税収額に対する割合　③／②		67.2	192.5	134.9	47.8

※　実績③については、H19までは決算、H20は平成21年度普通交付税算定に用いる基礎数値確認資料をもとに試算した額。

※　交付税算定数値については、総務省自治財政局「地方交付税等関係計数資料」より転記。

（H21.6 全国知事会作成）

図表11　平成20年度国税の減収に伴う地方交付税の精算見込額

平成20年度における地方交付税原資となっている法定５税は軒並み大幅な減収となっているが、現下の厳しい地方財政を踏まえて精算にあたっては後年度への繰り延べなど適切な措置が必要。

（単位；億円）

税目	減収見込額	法定率	影響額
所得税	▲ 5,379	32.0%	▲ 1,721
法人税	▲ 11,483	34.0%	▲ 3,904
消費税	▲ 2,851	29.5%	▲ 841
酒税	▲ 66	32.0%	▲ 21
たばこ税	▲ 431	25.0%	▲ 108
合計	▲ 20,210		▲ 6,595

（H21.7 全国知事会作成）

図表12　交付税措置のない地方単独事業の主なもの

乳幼児医療費助成など国民のニーズを踏まえて全国的に広く実施され、定着している取組みでも、未だ交付税措置されていないものが多い。

事業名	19年度決算額（億円）			実施都道府県数
	都道府県	市町村	合計	
乳幼児医療費補助金	666	762	1,428	47
ひとり親家庭医療費補助金	262	280	542	47
障害者医療費補助金	1,199	1,116	2,315	47
私立高等学校生徒授業料軽減費補助	289	―	289	46
県単警察官職員給与費	357	―	357	40
合計	2,773	2,158	4,931	

※　市町村の決算額は、都道府県との負担割合により推計

（H20.11 全国知事会作成）

図表13　給料月額比較表（地方財政計画と基準財政需要額の比較(平成20年度)）

小、中、高等学校教職員、警察官の給料の基準財政需要額算出単価は、国家公務員準拠により積算することとされている地方財政計画の単価と比べて大きく乖離しており、結果として、基準財政需要額に教職員等の給料が適切に積み上げられていない。

区　　分	地方財政計画 (A)	基準財政需要額 (B)	差引（千円） (C)－(B)－(A)	職員数（千人） (D)	乖離額（億円） (C)×(D)×(12ヶ月＋4.47ヶ月※)	乖離率(%) (B)/(A)－1
小学校･中学校教職員	382	362	△ 20	703	1,687	△5.2%
高等学校教職員	374	343	△ 31	274	1,019	△8.3%
警　察　官	338	301	△ 37	273	1,212	△10.9%

※ 4.47ケ月：期末･勤勉手当分

（H21.7 全国知事会作成）

図表14　制度創設・改正に伴う地方の負担増の事例

新たな制度創設や制度改正に伴い、国から地方への負担転嫁や一方的な地方負担の義務付けが発生。

項　目		事　業　名　等	負担増の内容
1	本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの	肝炎治療特別促進事業	都道府県負担　1/2
		病床転換助成事業交付金	都道府県負担　5/27
		石綿健康被害拠出金事業	都道府県負担　1/4
		抗インフルエンザウィルス薬備蓄経費	都道府県負担1/2、都道府県超過負担
2	国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	都道府県負担　1/4→3/4
		病児･病後児保育事業	地方負担　1/2→2/3
		地域子育て支援拠点事業	地方負担　1/2→2/3
		自立支援医療費	地方負担　1/4→1/2
		特定健康診査等負担金	地方負担　0→2/3
		心身障害者扶養共済制度	地方負担　0→1/2
		放課後子どもプラン推進事業	地方負担　0→2/3
		スクールカウンセラー活用事業	県負担　1/2→2/3
		学校支援地域本部事業	地方負担　0→2/3
		地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業	地方負担　0→2/3
		スクールソーシャルワーカー活用事業	地方負担　0→2/3
		家庭教育支援基盤形成事業	地方負担　0→2/3
3	国が制度どおりの負担を行っていないもの	特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
		小児慢性特定疾患治療研究事業	都道府県超過負担
		生活保護費等負担金	都道府県超過負担
		地域生活支援事業	都道府県超過負担
		特別支援就学奨励費補助事業	都道府県超過負担

※　詳細は参考資料２のとおり　　（H21.7 全国知事会作成）

図表15　国庫補助負担金の一般財源化における課題事例

国庫補助負担金の見直しについては、総件数の縮減ではなく国負担割合の引き下げ等の見直しが実施され、本来の目的である地方の主体的な財政運営につながらず単に地方の負担増になっているケースが多い。

事　業　名	事業概要	課　　題
義務教育国庫負担金 （文部科学省）	市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担。 【義務教育費国庫負担法】	国負担割合：1／2→1／3
児童扶養手当給付費負担金 （厚生労働省）	父母が離婚するなどして父親の養育を受けられない母子家庭などの児童のために支給。 支給額の1／3を国が、2／3を地方（都道府県または市）が負担。 【児童扶養手当法】	国負担割合：3／4→1／3
児童手当国庫負担金 （厚生労働省）	次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資するため、小学校修了前の児童を養育する者に支給。 【義務教育費国庫負担法】	国負担割合：2／3→1／3

（H21.6 全国知事会作成）

図表16　複数年度事業のための基金

平成20年度、平成21年度補正予算における国の経済対策により、地方において複数年度にまたがる事業のための基金が造成されたが、そうした事業のための新たな毎年度の地方負担は1,300億円を超える見込みである。

名　　称	期間（年）	基金造成額（億円）	地方負担見込み（億円/年）	備　考
障害者自立支援対策臨時特例基金（H20補正）	3	650	108	事業費の半分程度に地方負担が1/2発生
安心こども基金（H20補正）	2	1,000	500	標準的な負担割合が国1/2、地方1/2であり、国庫と同額の地方負担が毎年発生
安心こども基金（H21補正）	2～3※	1,500	500	
地方消費者行政活性化基金（H21補正）	3	110	37	"集中育成・強化期間"の後半において、相当程度の地方負担を求められる可能性あり
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（H21補正）	3	1,062	177	標準的な負担割合が国1/2、地方1/4であり、国庫の半分程度の地方負担が毎年発生
医療施設の耐震化のための基金（H21補正）	2	1,222	0	事業者負担（1/2）の軽減を図る場合に地方負担が発生
地域医療再生基金（H21補正）	5	3,100	0	基金事業終了後の事業継続が事実上求められており、毎年600億円程度の地方負担が発生
その他の基金	―	19,469	0	地方負担なし（H20補正分5,145億円 H21補正分14,324億円）
合　　計	―	28,113	1,322	―

※　一部事業については平成26年度まで

（H21.7 全国知事会作成）

図表17　橋りょう建設数の推移

橋りょう、排水機場とも、その建設累計数は増加するとともに老朽化が進んでおり、今後これらの長寿命化や更新等のための経費が増大。

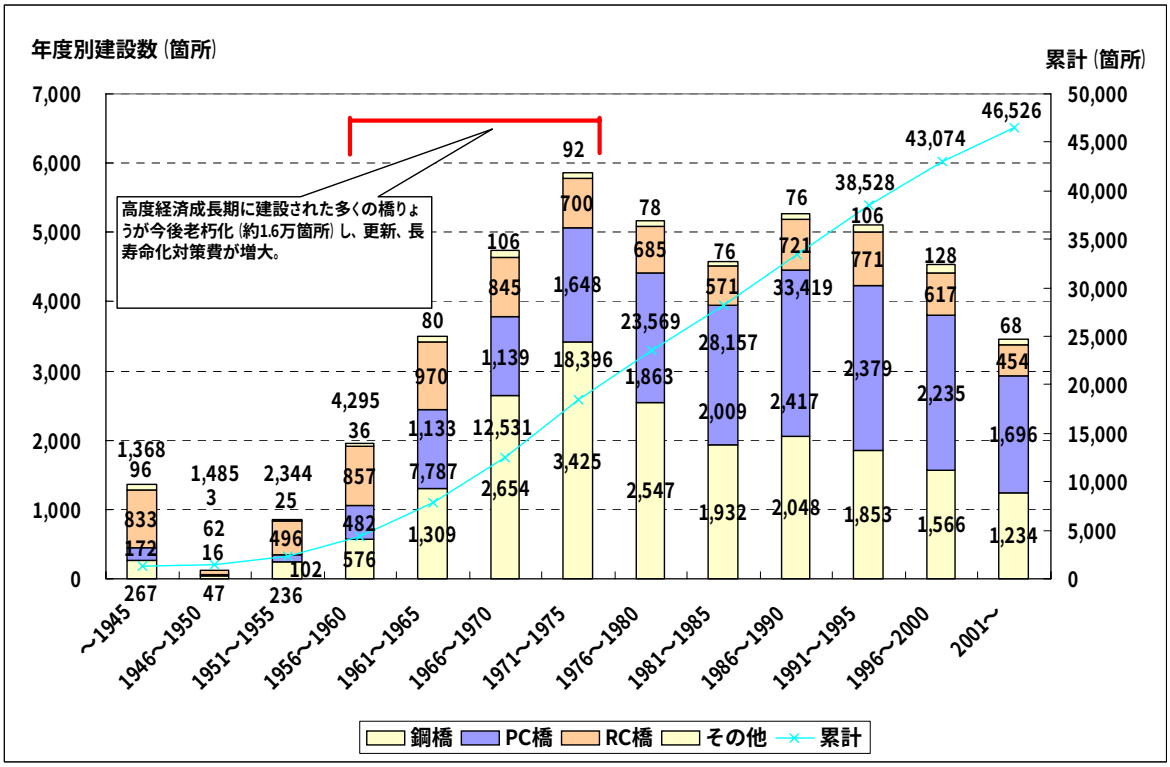

（H20.11　全国知事会作成）

図表18　排水機場建設数の推移

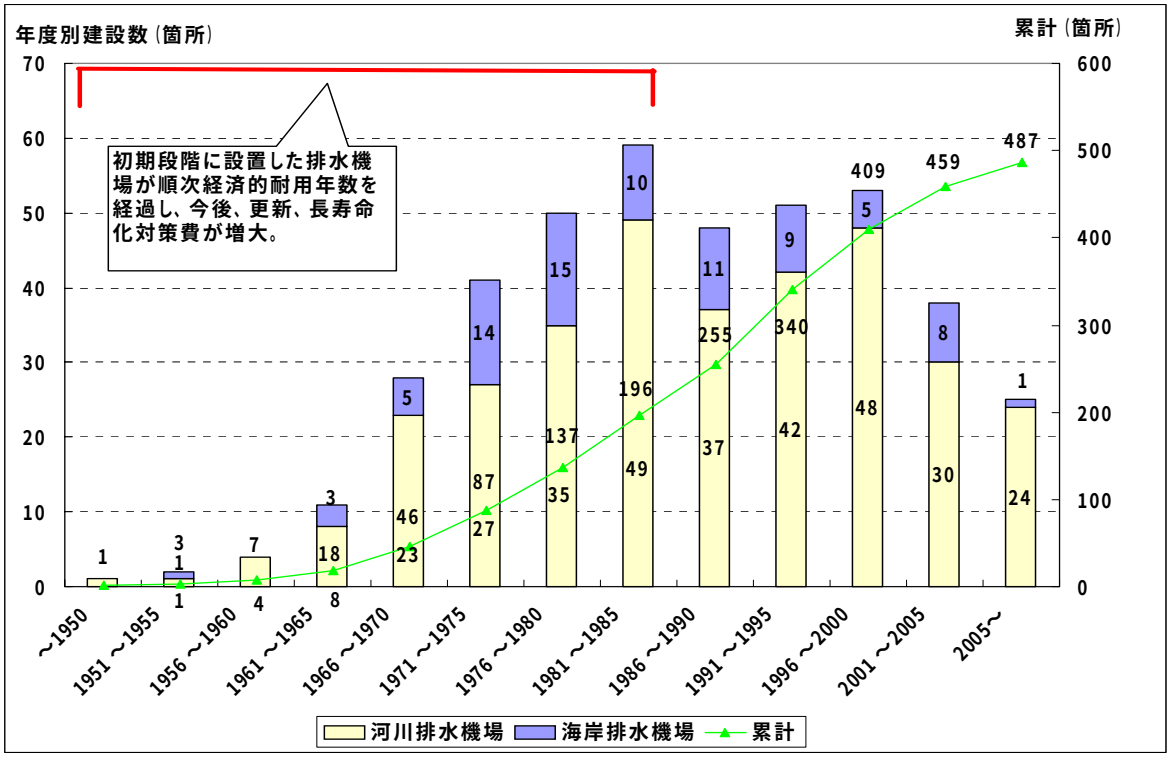

（H20.11　全国知事会作成）

図表19　三位一体改革期間中の一般財源の増減

三位一体改革期間中に地方税が 2.7 兆円増加したが、地方交付税 2.1 兆円、さらに臨時財政対策債 3.0 兆が削減されるなど地方一般財源総額は、実質的に 2.8 兆円の減となっている。

（単位：兆円）

	H15	H18	増減額	備　　考
地方交付税等	23.9	18.8	▲ 5.1	
地方交付税	18.0	15.9	▲ 2.1	
臨時財政対策債	5.9	2.9	▲ 3.0	
地方税	32.2	34.9	2.7	
その他	2.4	5.0	2.6	
税源移譲等	▲0.1	▲3.1	▲3.0	
地方一般財源	58.4	55.6	▲ 2.8	

※　その他：地方譲与税、地方特例交付金等、減税補てん債
※　税源移譲等：税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金
※　端数処理あり。

図表20　国と地方の歳入歳出の推移

社会保障関係経費等の義務的経費が増加するなか、平成 21 年歳入歳出総額の対平成 16 年度の伸び率は、地方では 2.5%マイナスとなっている一方、国は 7.8%伸びている。
また、平成 21 年度一般歳出においても対 16 年度の伸び率は、地方が 2.8%のマイナスになっている一方、国は 7.7%伸びている。

【地方の状況（地方財政計画ベース）】

（単位：兆円、%）

区　分		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H16		H20-H16	
								増減額（兆円）	伸率（%）	増減額（兆円）	伸率（%）
歳入歳出総額	①	84.7	83.8	83.2	83.1	83.4	82.6	▲2.1	▲2.5%	▲1.3	▲1.5%
歳入 地方債	②	14.1	12.3	10.8	9.7	9.6	11.8	▲2.3	▲16.3%	▲4.5	▲31.9%
歳入 地方債を除く歳入	③	70.6	71.5	72.4	73.4	73.8	70.8	+0.2	+0.3%	+3.2	+4.5%
歳入 うち地方税＋地方交付税		49.2	50.2	50.8	52.6	52.9	49.0	▲0.2	▲0.4%	+3.7	+7.5%
歳出 公債費	④	13.7	13.4	13.3	13.1	13.4	13.3	▲0.4	▲2.9%	▲0.3	▲2.2%
歳出 公債費を除く歳出	⑤	71.0	70.4	69.9	70.0	70.0	69.3	▲1.7	▲2.4%	▲1.0	▲1.4%
歳出 うち地方一般歳出		68.1	67.3	66.5	65.7	65.8	66.2	▲1.9	▲2.8%	▲2.3	▲3.4%

※地方税＋地方交付税・・・地方税は税源移譲影響分を除く。
※地方一般歳出・・・歳出総額から公債費と企業債償還費普通会計負担分、水準超経費を除いたもの。

【国の状況（当初予算ベース）】

（単位：兆円、%）

区　分		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H21-H16		H20-H16	
								増減額（兆円）	伸率（%）	増減額（兆円）	伸率（%）
歳入歳出総額	①	82.1	82.2	79.7	82.9	83.1	88.5	+6.4	+7.8%	+1.0	+1.2%
歳入 国債（公債金）	②	36.6	34.4	30.0	25.4	25.3	33.3	▲3.3	▲9.0%	▲11.3	▲30.9%
歳入 国債を除く歳入	③	45.5	47.8	49.7	57.5	57.8	55.2	+9.7	+21.3%	+12.3	+27.0%
歳入 うち国税		41.7	44.0	45.9	53.5	53.6	46.1	+4.4	+10.6%	+11.9	+28.5%
歳出 国債費	④	17.6	18.4	18.8	21.0	20.2	20.2	+2.6	+14.8%	+2.6	+14.8%
歳出 国債費を除く歳出	⑤	64.5	63.8	60.9	61.9	62.9	68.3	+3.8	+5.9%	▲1.6	▲2.5%
歳出 うち国一般歳出		48.0	47.7	46.4	47.0	47.3	51.7	+3.7	+7.7%	▲0.7	▲1.5%

※国一般歳出・・・歳出総額から国債費、地方交付税交付金、地方特例交付金を除いたもの。

（H21.7　全国知事会作成）

図表21　国関連経費の推移（地方財政計画）

国関連経費と地方単独経費を比較した場合、国関連経費が 4.1%伸びているのに対し、地方単独経費は逆に 4.1%削減されており、国関連事業が地方単独事業を圧迫している。

（単位：億円）

	平成15年度		平成21年度		増　減 (21-15)
	金　額	割合(%)	金　額	割合(%)	
Ⅰ　給与関係経費	234,383	100.0	221,271	100.0	△ 13,112
☆ 国関連給与費	94,565	40.3	93,844	42.4	△ 721
義務教育職員	67,311	28.7	66,453	30.0	△ 858
警察職員	27,254	11.6	27,391	12.4	137
一般職員、消防職員等	139,131	59.4	127,427	57.6	△ 11,704
Ⅱ　一般行政経費	210,263	100.0	272,608	100.0	62,345
☆ 国庫補助関連経費	99,768	47.4	146,136	53.6	46,368
国庫補助負担金を伴うもの	98,414	46.8	122,887	45.1	24,473
一般財源化分	1,354	0.6	23,249	8.5	21,895
国庫補助負担金を伴わないもの（一般財源化分を除く）	110,495	52.6	126,472	46.4	15,977
一体的乖離是正分による影響を除く	110,495	―	106,972	―	△ 3,523
Ⅲ　公債費	137,673		132,955		△ 4,718
Ⅳ　維持補修費	10,068		9,678		△ 390
Ⅴ　投資的経費	232,868	100.0	140,617	100.0	△ 92,251
☆ 国庫補助関連経費	84,068	36.1	61,020	43.4	△ 23,048
投資補助（国直轄負担金を含む）	84,068	36.1	59,809	42.5	△ 24,259
投資単独（一般財源化分）	0	0.0	1,211	0.9	1,211
投資単独（一般財源化分を除く）	148,800	63.9	79,597	56.6	△ 69,203
Ⅵ　公営企業繰出金	32,052		26,628		△ 5,424
Ⅶ　不交付団体水準超経費	4,800		12,800		8,000
Ⅷ　地方再生対策費、地域雇用創出推進費	―		9,000		皆増
計	862,107	100.0	825,557	100.0	△ 36,550
国関連経費（☆の計）	278,401	32.3	301,000	36.5	22,599
地方単独経費	583,706	67.7	524,557	63.5	△ 59,149
補助率カットによる地方負担増分を除く※	583,706	―	512,909	―	△ 70,797

※義務教育費国庫負担金、児童手当国庫負担金、児童扶養手当給付費国庫負担金

（H21.7 全国知事会作成）

図表22　給与削減等の実施状況

都道府県では、多くの団体で給与カット等、歳出削減に取り組んでいる。

種　類	団体数	カット率	実施（予定）期間	削減（見込）
給料	38	10%～1.0%	H11～23	1兆4,718億円
管理職手当	40	25%～1.5%	H10～23	
期末･勤勉手当	15	30%～2.0%	H10～23	

※　団体数は、上記実施（予定）期間において実施した団体を計上。

（H21.6 全国知事会作成）

（参考）ラスパイレス指数の推移

近年の地方公共団体職員の給与水準は、国の職員の給与水準を下回っている。

	平成13年	平成20年
全地方公共団体平均	100.5	98.7

（H21.4「地方公務員給与実態調査」より）

（参考）国と地方の公務員数の推移

地方では警察職員が増加しているにもかかわらず、全体として、国を上回る規模で一般行政職員を抑制。

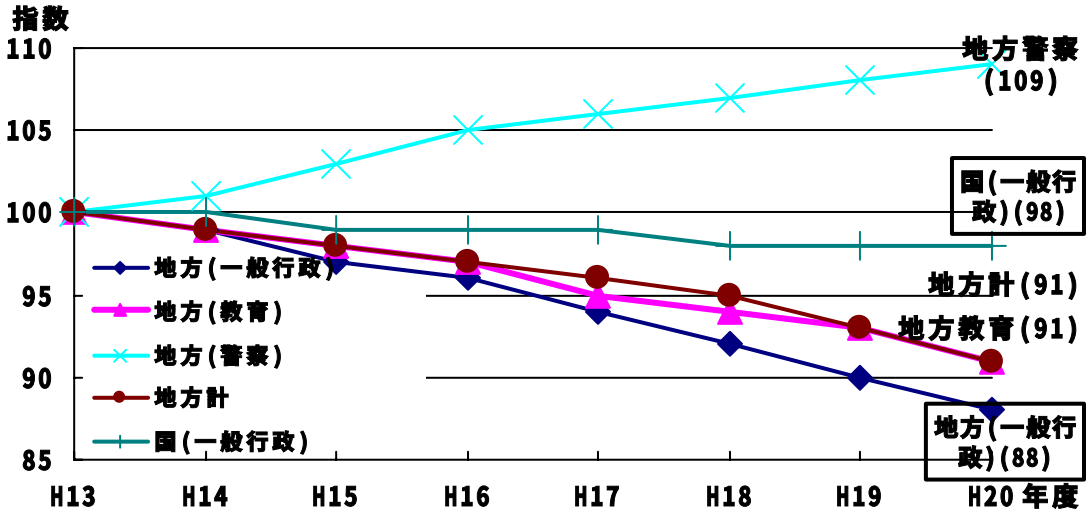

（国・地方一般行政職員の比較）

	H13	H20	H20－H13	H13～H20増加率
国	530,120人	520,152人	▲9,968人	▲1.9%
地　方	1,113,587人	976,014人	▲137,573人	▲12.4%

※　国家公務員については平成12年度末現在、地方公務員については平成13年４月１日現在の人数を100とした場合の指数。
※　国家公務員：総務省行政管理局「機構・定員等の審査結果」
　　地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」
※　国（一般行政）、地方計は独立行政法人化による減員を除いて指数化

（H21.6 全国知事会作成）

図表23　社会保障関係費の将来推計

地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供しており、その負担は今後も増加。

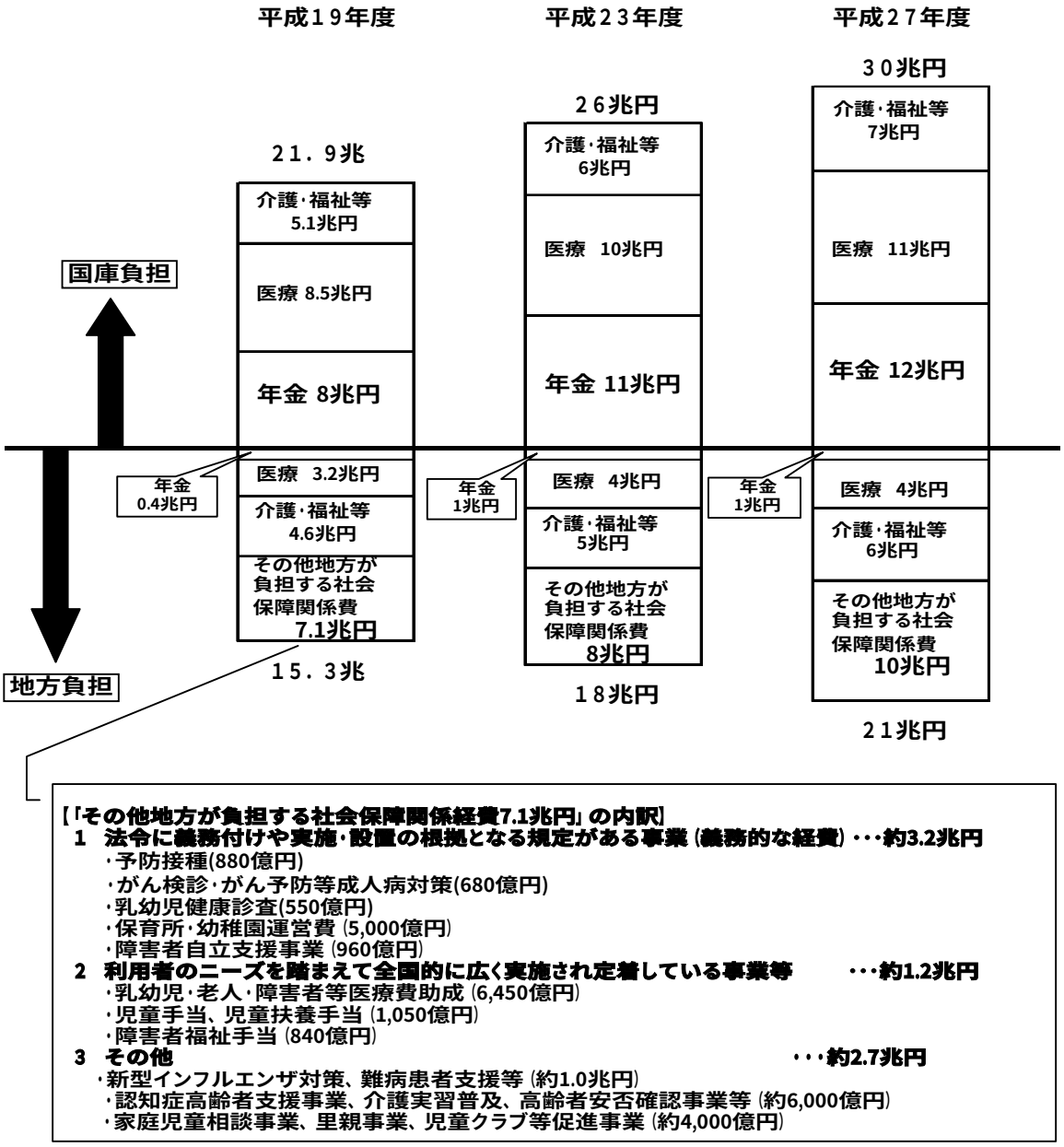

（H20.12　総務省推計「経済財政諮問会議 鳩山議員提出資料」より）

図表24　所得税法等の一部を改正する法律（平成21年3月31日公布）

附則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条　政府は、～（中略）～、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。～

（中略）

３　三　消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

（中略）

七　地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

図表25　歳出に占める税の割合

国税・赤字国債合計額の歳出に占める割合は、赤字国債の発行以前から大きく変わらないものの、国税収入が占める割合は、平成２年度以降著しく低下している。

(単位:兆円、%)

区分		S49	S50	H2	H19	H21 (予算)
国	国税(a)	15.8	14.5	62.8	52.7	47.8
	赤字国債	0.0	2.1	1.0	19.3	29.2
	計(b)	15.8	16.6	63.7	72.0	77.0
	国歳出(c)	19.1	20.9	69.3	81.8	88.5
	税ｼｪｱ(a)/(c)	82.5	69.5	90.6	64.3	54.0
	計ｼｪｱ(b)/(c)	82.5	79.5	92.0	88.0	87.0
地方	地方税(a)'	8.2	8.2	33.5	40.3	36.8
	地方交付税	4.2	4.5	14.3	15.2	15.8
	臨財債	0.0	0.0	0.0	2.3	5.1
	合計(b)'	12.4	12.6	47.8	57.8	57.7
	地方歳出(c)'	22.9	25.7	78.5	89.1	82.6
	税ｼｪｱ(a)'/(c)'	36.0	31.8	42.6	45.2	44.5
	計ｼｪｱ(b)'/(c)'	54.3	49.2	60.9	64.8	69.9
税収比	国	66	64	65	57	57
	地方	34	36	35	43	43

※H19までは決算ﾍﾞｰｽ、H21は予算(地財)ﾍﾞｰｽ

(H21.7　全国知事会作成)

図表26　国税と地方税の課税時期等について

景気後退による地方の税収減の影響は、国に比べ遅れて表れる。

	国　税	地方税
所得課税	○所得税 ※ 当年所得に課税	○個人住民税所得割 ※ 前年所得に課税
法人課税	○法人税 ※ ３月決算法人は前年度に収入	○法人住民税法人割 ○法人事業税 ※ 3月決算法人は新年度に収入

図表27　道路・河川の維持管理に係る単位あたり経費（H19年度ベース）

道路の維持管理に関し、国直轄道路の負担金にかかる地方交付税算入額は、単価ベースで負担実績額の８割弱しか措置されておらず、都道府県管理道路の維持管理費を圧迫している。

河川の維持管理に係る地方交付税算入額に至っては、国直轄河川で約３割にとどまり、都道府県管理河川では３割にも満たないなど、地方交付税算入額は全く実績を反映していない。

（千円）

		地方交付税 (A)	都道府県実績 (B)	差額 (A)－(B)	措置率 (A)/(B)
道路	国直轄管理	167	216	▲49	77.3%
	都道府県管理	128	109	19	117.4%
河川	国直轄管理	1,742	5,229	▲3,487	33.3%
	都道府県管理	77	278	▲201	27.7%

※　道路については、1000㎡あたり、河川については1kmあたりの金額。
※　都道府県実績(B)の道路・河川における国直轄の額は直轄負担金。
※　地方交付税については、各都道府県における区分毎の算入額の合計を区分毎の総面積または総延長で除して算出。
※　都道府県実績は、各都道府県の決算統計等により集計した決算額を全国都道府県管理の総面積または総延長で除して算出。

（H20.11 全国知事会作成）

図表28　国・地方の定期意見交換会　開催実績

- **第１回（H19.11.7）**
  地方側より地方分権改革の推進、地方交付税の復元・充実について要請
- **第２回（H20.1.21）**
  地方側より揮発油税の暫定税率維持について要請
- **第３回（H20.5.21）**
  地方側より道路特定財源改革等について要請
- **第４回（H20.11.25）**
  地方側より税収減収分に対する的確な財政措置など地方税財政等について要請
- **第５回（H21.5.27）**
  地方側より地方分権改革推進委員会勧告の実現、直轄事業負担金制度の見直し、交付税の復元・充実等について要請

（参考資料１）

地方税収等に係る地域間格差の拡大・是正状況(H15→H19)（全都道府県）

	H15		H19				H19－ H15			
	地方税	地方税＋交付税等	地方税	地方税＋交付税等	地方税＋交付税＋地方再生対策費	地方税＋交付税＋地方再生対策費＋経済危機対策交付金	地方税	地方税＋交付税等	〔H19(地方税＋交付税等＋地方再生対策費)〕－〔H15(地方税＋交付税等)〕	〔H19(地方税＋交付税＋地方再生対策費＋経済危機対策交付金)〕－〔H15(地方税＋交付税等)〕
							①	②	③	④
	A	B	C	D	E	F	G(C-A)	H(D-B)	I(E－B)	J(F-B)
北海道	2.10	0.83	2.18	1.04	1.03	1.01	+0.08	+0.21	+0.20	+0.18
青森県	2.42	0.84	2.42	1.03	1.02	0.99	+0.00	+0.19	+0.18	+0.15
岩手県	2.44	0.81	2.45	1.00	0.99	0.96	+0.01	+0.19	+0.18	+0.15
宮城県	1.91	1.02	2.03	1.26	1.25	1.23	+0.12	+0.24	+0.23	+0.21
秋田県	2.55	0.77	2.52	0.96	0.95	0.92	▲0.03	+0.19	+0.18	+0.15
山形県	2.34	0.84	2.36	1.05	1.04	1.01	+0.02	+0.21	+0.20	+0.17
福島県	2.06	0.94	2.06	1.16	1.14	1.12	+0.00	+0.22	+0.20	+0.18
茨城県	1.88	1.12	1.82	1.33	1.32	1.30	▲0.06	+0.21	+0.20	+0.18
栃木県	1.74	1.07	1.75	1.31	1.30	1.28	+0.01	+0.24	+0.23	+0.21
群馬県	1.90	1.07	1.86	1.30	1.29	1.27	▲0.04	+0.23	+0.22	+0.20
埼玉県	1.96	1.39	1.92	1.64	1.63	1.62	▲0.04	+0.25	+0.24	+0.23
千葉県	1.85	1.34	1.85	1.58	1.57	1.56	+0.00	+0.24	+0.23	+0.22
東京都	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	+0.00	+0.00	+0.00	+0.00
神奈川県	1.57	1.30	1.60	1.53	1.52	1.52	+0.03	+0.23	+0.22	+0.22
新潟県	2.02	0.91	2.05	1.10	1.09	1.07	+0.03	+0.19	+0.18	+0.16
富山県	1.84	0.86	1.85	1.10	1.09	1.07	+0.01	+0.24	+0.23	+0.21
石川県	1.81	0.86	1.80	1.05	1.04	1.02	▲0.01	+0.19	+0.18	+0.16
福井県	1.67	0.77	1.72	0.98	0.97	0.94	+0.05	+0.21	+0.20	+0.17
山梨県	1.91	0.80	1.89	1.00	0.99	0.96	▲0.02	+0.20	+0.19	+0.16
長野県	1.95	0.90	1.96	1.10	1.09	1.06	+0.01	+0.20	+0.19	+0.16
岐阜県	1.94	1.01	1.92	1.23	1.22	1.20	▲0.02	+0.22	+0.21	+0.19
静岡県	1.61	1.15	1.63	1.35	1.34	1.33	+0.02	+0.20	+0.19	+0.18
愛知県	1.38	1.17	1.38	1.32	1.31	1.31	+0.00	+0.15	+0.14	+0.14
三重県	1.82	1.01	1.80	1.24	1.23	1.20	▲0.02	+0.23	+0.22	+0.19
滋賀県	1.82	0.97	1.76	1.21	1.20	1.18	▲0.06	+0.24	+0.23	+0.21
京都府	1.89	1.06	1.84	1.29	1.28	1.27	▲0.05	+0.23	+0.22	+0.21
大阪府	1.58	1.18	1.63	1.40	1.39	1.39	+0.05	+0.22	+0.21	+0.21
兵庫県	1.84	1.08	1.84	1.33	1.32	1.31	+0.00	+0.25	+0.24	+0.23
奈良県	2.27	1.02	2.26	1.27	1.26	1.24	▲0.01	+0.25	+0.24	+0.22
和歌山県	2.26	0.85	2.31	1.07	1.06	1.03	+0.05	+0.22	+0.21	+0.18
鳥取県	2.29	0.71	2.40	0.90	0.88	0.85	+0.11	+0.19	+0.17	+0.14
島根県	2.33	0.64	2.39	0.79	0.78	0.75	+0.06	+0.15	+0.14	+0.11
岡山県	1.96	0.95	1.93	1.19	1.18	1.16	▲0.03	+0.24	+0.23	+0.21
広島県	1.83	1.02	1.81	1.24	1.23	1.21	▲0.02	+0.22	+0.21	+0.19
山口県	2.04	0.93	1.96	1.13	1.12	1.09	▲0.08	+0.20	+0.19	+0.16
徳島県	1.98	0.78	2.14	0.96	0.95	0.92	+0.16	+0.18	+0.17	+0.14
香川県	1.98	0.94	1.99	1.17	1.15	1.13	+0.01	+0.23	+0.21	+0.19
愛媛県	2.30	0.94	2.19	1.14	1.13	1.10	▲0.11	+0.20	+0.19	+0.16
高知県	2.50	0.71	2.53	0.89	0.87	0.84	+0.03	+0.18	+0.16	+0.13
福岡県	1.99	1.13	2.00	1.36	1.35	1.34	+0.01	+0.23	+0.22	+0.21
佐賀県	2.32	0.84	2.33	1.06	1.04	1.01	+0.01	+0.22	+0.20	+0.17
長崎県	2.66	0.88	2.64	1.08	1.07	1.04	▲0.02	+0.20	+0.19	+0.16
熊本県	2.49	0.94	2.42	1.17	1.16	1.13	▲0.07	+0.23	+0.22	+0.19
大分県	2.26	0.86	2.21	1.08	1.06	1.04	▲0.05	+0.22	+0.20	+0.18
宮崎県	2.61	0.86	2.53	1.07	1.05	1.02	▲0.08	+0.21	+0.19	+0.16
鹿児島県	2.60	0.85	2.56	1.04	1.03	1.01	▲0.04	+0.19	+0.18	+0.16
沖縄県	2.90	1.01	2.86	1.24	1.23	1.20	▲0.04	+0.23	+0.22	+0.19
計	1.73	1.03	1.73	1.22	1.21	1.19	+0.00	+0.19	+0.18	+0.16
(東京都除き)	1.88	1.03	1.88	1.25	1.24	1.22	+0.00	+0.22	+0.21	+0.19

※　1人あたり地方税収額の最も多かった団体を基準として、都道府県の財政力格差を試算

※　決算ベースで試算

※ 上記数値は、都道府県ごとの人口1人あたりの税収、税収＋地方交付税の「東京都／各都道府県」の数値である

(数値が大きいほど東京都との1人あたり税収等の格差が大きい。例：2.10であれば東京都の1人あたり税収等が当該道府県の2.10倍であることを示す)

※ 税収には、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を含む。地方交付税には、臨時財政対策債を含む

※ E欄の地方再生対策費は、H20年度地方財政対策により創設された費目であるが、当該対策による格差是正機能の有効性を検証するため、H19年度の地方交付税に含めて試算

※ C欄のH19地方税には、H22年度以降平年度化される法人事業税の見直しによる影響額を含めて試算

※ F欄の交付金は、H21年度補正予算案に計上されている「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」のことである。

（H21.5 全国知事会作成）

(参考資料2)

国による都道府県への一方的な負担転嫁等の事例

1　本来国が担うべき負担を地方に転嫁したもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
肝炎治療特別促進事業 **（厚生労働省）**	B型C型慢性肝炎のインターフェロン治療にかかる治療費に対する公費助成	・薬害被害者の救済を図ることをきっかけに創設された肝炎総合対策事業については、これまでの経緯を踏まえ、全額国の負担とするよう、全国知事会からも申入れを行ったにも関わらず、都道府県の負担が１／２に。 【平成20年度～】 【要綱によるもの(肝炎治療特別促進事業実施要項)】
病床転換助成事業交付金 **（厚生労働省）**	医療保険適用の療養病床等を老人保健施設等に転換する費用を助成	・新規事業として、負担割合が国１０／２７、医療保険者１２／２７、都道府県５／２７の事業が創設され、都道府県の負担が新たに発生。 【平成20年度～】 【政令によるもの（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令）】
石綿健康被害拠出金事業 **（環境省）**	アスベストによる健康被害者を救済するために創設された石綿健康被害救済基金への拠出	・健康被害の救済は原因者である事業者負担が基本であり、また、今回の事態が国の対応の遅れにより生じたものであることから、被害者救済のための公費負担については、国の責任で対応すべき。 【平成19年度～】 【法制定に伴う環境省の要請によるもの】
抗インフルエンザウイルス薬備蓄経費 **（厚生労働省）**	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を国民の45%分まで引き上げることを目標としたタミフルの追加備蓄	・新型インフルエンザ対策は従来の感染症とは異なり、国家的な危機管理の問題であるにも関わらず、厚生労働省は備蓄量の根拠を十分示さず、都道府県にも追加備蓄を求めていることから、全国知事会からは、本来国で必要量すべてを確保すべき旨を申し入れている。 【平成21年度新規】 【通知によるもの（H21.1.16付）】

2　国の一方的な都合により地方の負担割合を変更したもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
後期高齢者医療保険基盤安定負担金 **（厚生労働省）**	低所得者等に対する後期高齢者医療保険料軽減に対する県費負担	・後期高齢者医療制度の保険料も、国保と同じ負担率とされた。 （参考：国保の状況） 国の負担分（１／２）が都道府県の負担とされ、負担が増加。 （都道府県負担割合：１／４→３／４） 【平成20年度～】 【法律によるもの（高齢者の医療の確保に関する法律）】
病児・病後児保育事業 **（厚生労働省）**	保育所等で病児・病後児を保育できるよう看護師等を加配する経費等を補助	・病児対応型・病後児対応型保育事業が、国からの一方的な通知により、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金：国・市町各１／２）から補助金化（国・県・市町村各１／３）され、１／３の都道府県負担が新たに発生。 【平成20年度～】 【通知によるもの（H19.12.21付）】 ソフト交付金 ［国(1/2)］［市町村(1/2)］ ↓ 補助金化 ［国(1/3)］［都道府県(1/3)］［市町村(1/3)］
地域子育て支援拠点事業(ひろば型) **（厚生労働省）**	常設のひろばを開設し、子育て親子の交流の場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業(ひろば型)を開設する市町村への補助金交付	・市町村の特性や創意工夫を図りながら実施されていた「つどいの広場事業」が、次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金：国・市町村各１／２）から補助金化（国・都道府県・市町村各１／３）され、１／３の都道府県負担が新たに発生。 【平成19年度～】 【要綱によるもの（児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱）】 ソフト交付金 ［国(1/2)］［市町村(1/2)］ ↓ 補助金化 ［国(1/3)］［都道府県(1/3)］［市町村(1/3)］

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
自立支援医療費 **（厚生労働省）**	身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者更生相談所で医療が必要と認められた者に対する障害の除去・軽減に係る医療費助成	・従来、生活保護の医療扶助(市分，国：市＝3:1　町村分，国：都道府県＝3:1)による対応が認められていた生活保護世帯に対する人工透析医療について、全国知事会より見直し撤回の申し入れを行ったにも関わらず、障害者自立支援医療　(更生医療)(国：都道府県：市町村＝2:1:1)により対応。 【平成19年度～】 【事務連絡によるもの（H18.12.26付）　】 生活保護（市部医療扶助）：国(3/4)　市(1/4) 生活保護（郡部医療扶助）：国(3/4)　都道府県(1/4) ↓ 更生医療：国(1/2)　都道府県(1/4)　市町村(1/4)
特定健康診査等負担金 **（厚生労働省）**	市町村が国民健康保険事業者として、40歳以上の被保険者を対象に実施する特定健診等に対する負担	・特定健診及び特定保健指導は、保険者が自己負担で実施するルールでありながら、市町村国民健康保険事業者についてのみ公的負担制度を設け、都道府県にも負担を転嫁。 国：都道府県：市町村＝１：１：１ 【平成20年度～】 【法律によるもの（国民健康保険法）】
心身障害者扶養共済制度 **（厚生労働省）**	障害者の保護者が掛金を納入し、保護者の死亡等の場合に障害者に終身年金を支給する任意加入の相互扶助制度（全国一律）	・障害者の死亡率の改善、運用利回りの低下等により、積立不足が生じ、国は、国と地方自治体１／２ずつの負担による公費投入を決定。(期間：平成7年度～27年度) ・さらに公費投入期間の延長も決定。(平成28年度～62年度) 【約款付則によるもの（心身障害者扶養保険約款附則（H15.10.1改正））】
放課後子どもプラン推進事業（放課後子ども教室型） **（文部科学省）**	放課後や週末等に小学校施設や地域の社会教育施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点となる「放課後子ども教室」を開設	・⑯～⑱の３ヶ年限定で国庫１０／１０による委託事業「子どもの居場所づくり推進事業」を実施していたが、期間終了にあたり、19年度から、国庫１／３補助、１／３都道府県負担という仕組みにより事実上存続することとなった。 【平成19年度～】 【事業変更によるもの（委託(10/10)→補助(1/3)）】 ～⑱：国（10/10） ↓ ⑲～：国(1/3)　都道府県（1/3)　市町村（1/3)

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
スクールカウンセラー活用事業 **（文部科学省）**	都道府県内の全公立中学校及び拠点小学校に「心の専門家」であるスクールカウンセラーを配置	・平成19年度までは、補助率が国１／２、都道府県１／２であったものが、事前の説明なく国１／３、都道府県２／３負担となった。 【平成20年度～】 【要綱によるもの（補助率引き下げ）】 ～⑲ ↓ ⑳～ 国(1/2)　都道府県(1/2) 国(1/3)　都道府県（2/3）
	都道府県内の公立小学校に「子どもと親の相談員」、「生活指導推進協力員」を配置	・平成16年度に創設以降、19年度までは、委託事業で国１０／１０であったものが、事前の説明なく国庫補助となり、国１／３、都道府県２／３となった。 【平成20年度～】 【事業変更によるもの（委託(10/10)→補助(1/3)】 ～⑲ ↓ ⑳～ 国（10/10） 国(1/3)　都道府県（2/3）
	24時間体制で電話による、いじめ相談を実施	・平成18年度の事業創設時には、国庫補助１０／１０の補助事業であったが、平成19年度より国庫補助１／３事業となった。 【平成19年度～】 【要綱変更によるもの（補助率引き下げ）】 ～⑱ ↓ ⑲～ 国（10/10） 国(1/3)　都道府県（2/3）
学校支援地域本部事業 **（文部科学省）**	地域全体で学校教育を支援する体制づくりの支援	・平成20年度に委託事業で国10/10として新設されたものが、平成21年度に事前の説明なく国庫補助となり、国１／３、都道府県２／３の地方負担が発生。 ※21年度以降に本部を新規設置する場合のみ補助適用 【平成21年度～】 【事業変更によるもの（委託(10/10)→補助(1/3)）】 ～⑳ ↓ 21～ 国（10/10） 国(1/3)　都道府県（2/3）
地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業 **（文部科学省）**	スクールガード・リーダーによる巡回、学校安全ボランティアの養成等への支援	・平成20年度に委託事業で国10/10として新設されたものが、平成21年度に事前の説明なく国庫補助となり、国１／３、都道府県２／３の地方負担が発生。 【平成21年度～】 【事業変更によるもの（委託(10/10)→補助(1/3)）】 ～⑳ ↓ 21～ 国（10/10） 国(1/3)　都道府県（2/3）

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
スクールソーシャルワーカー活用事業 **（文部科学省）**	学校だけでは解決困難な児童生徒の問題行動等について、教育及び社会福祉等の専門的な知識・技術を用いた教育相談体制づくりの支援	・平成20年度に委託事業で国10/10として新設されたものが、平成21年度に事前の説明なく国庫補助となり、国１／３、都道府県２／３の地方負担が発生。 【平成21年度～】 【事業変更によるもの（委託(10/10)→補助(1/3)）】 ～⑳ ［国（10/10）］ ↓ 21～ ［国(1/3)］［都道府県（2/3）］
家庭教育支援基盤形成事業 **（文部科学省）**	地域における家庭教育支援を広く実施するための人材の養成、学習機会の提供 （※兵庫県は、H21は本事業を実施していない。）	・平成20年度に委託事業で国10/10として新設されたものが、平成21年度に事前の説明なく国庫補助となり、国１／３、地方２／３の負担が発生。一般財源により県と市町村にて対応することに。 【平成21年度～】 【事業変更によるもの（委託(10/10)→補助(1/3)）】 ～⑳ ［国（10/10）］ ↓ 21～ ［国(1/3)］［都道府県と市町（2/3）］

3　国が制度どおりの負担を行っていないもの

事業名	事業の概要	負担転嫁等の内容
特定疾患治療研究事業 **（厚生労働省）**	国が指定するﾍﾞｰﾁｪｯﾄ病等45疾患について、治療費の一部を公費助成	・国が制定した「特定疾患治療研究費補助金交付要綱」では、都道府県が行った治療費助成に要する経費の１／２を国が都道府県に補助することになっているが、交付実績は３割程度で、都道府県の超過負担が発生。 ・これまで、全国衛生部長会等からも超過負担の解消について要望しているところであるが、未だ超過負担は解消されず。 ・また、交付税措置されることとなっていても、決算額に見合った交付税措置がなされておらず、乖離が発生。 【国が負担する根拠：要綱（特定疾患治療研究事業）】
小児慢性特定疾患治療研究事業 **（厚生労働省）**	国が指定する小児慢性特定疾患について、治療費の一部を公費助成	・児童福祉法の規定においては、都道府県が行った治療費助成に対する経費の１／２以内を補助できるとされており、これまで、必要経費に対して１／２の補助金交付がなされていたが、平成１９年度の交付実績は１／２に達しておらず、都道府県の超過負担が発生。国において、補助額を確実に予算措置されるよう、全国衛生部長会から国に要望中。 【国が負担する根拠：法律（児童福祉法）】
生活保護費等負担金 **（厚生労働省）**	生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援	・１／４の地方負担額に関して、これまで地方交付税措置について一定の改善措置が講じられているものの、個々の自治体によってはなお超過負担が発生。 【国が負担する根拠：法律（生活保護法）】
地域生活支援事業 **（厚生労働省）**	障害者の地域生活を支えるために、障害福祉に関わる人材の資質向上の為の研修事業や専門性の高い相談支援事業等を実施	・障害者自立支援法に基づき、都道府県及び市町村が実施する地域生活支援事業に要する経費の１／２を国が補助することになっているが、法の施行に合わせて人口や事業実施状況等を勘案して交付する統合補助金となったことに伴い、交付実績が１／２相当額の８割から９割程度となっており、都道府県及び市町村において超過負担が発生。 【国が負担する根拠：法律（障害者自立支援法）】
特別支援就学奨励費補助事業 **（文部科学省）**	特別支援就学奨励費の補助	・国の補助交付金要綱上、国は１／２の負担となっているが、実際の補助率は35%程度となっており、都道府県の超過負担が発生。 【平成13年度～】※平成12年度までは1/2を措置。 【法律、政令、要綱等によるもの（特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱）】

（参考資料３－１）

都道府県別有効求人倍率（平成21年５月現在）

厳しい経済状況の中、有効求人倍率は全国的に低くなっているが、都道府県によって大きな開きが生じており、全国一律の施策で十分対応できるとはいえない。

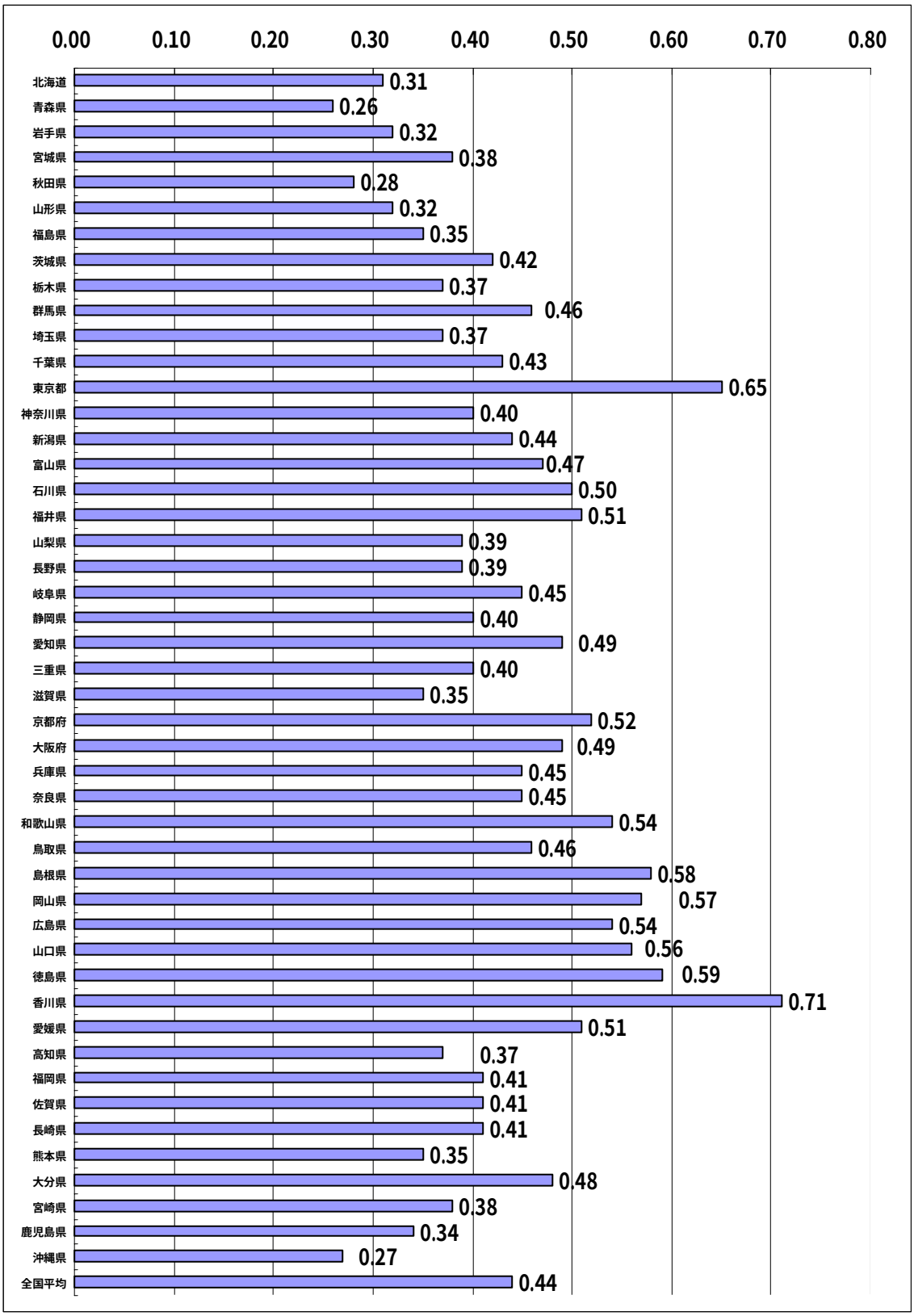

（H21.5 厚生労働省「職業安定業務統計」より）

（参考資料３－２）

都道府県別人口動態の推移（社会増減率）

平成 17 年～20 年の３カ年で、関東圏、中京圏周辺以外では人口流出が進んでいるが、その増減率にはばらつきがある。地域の実情にあった地域振興などの施策展開が不可欠。

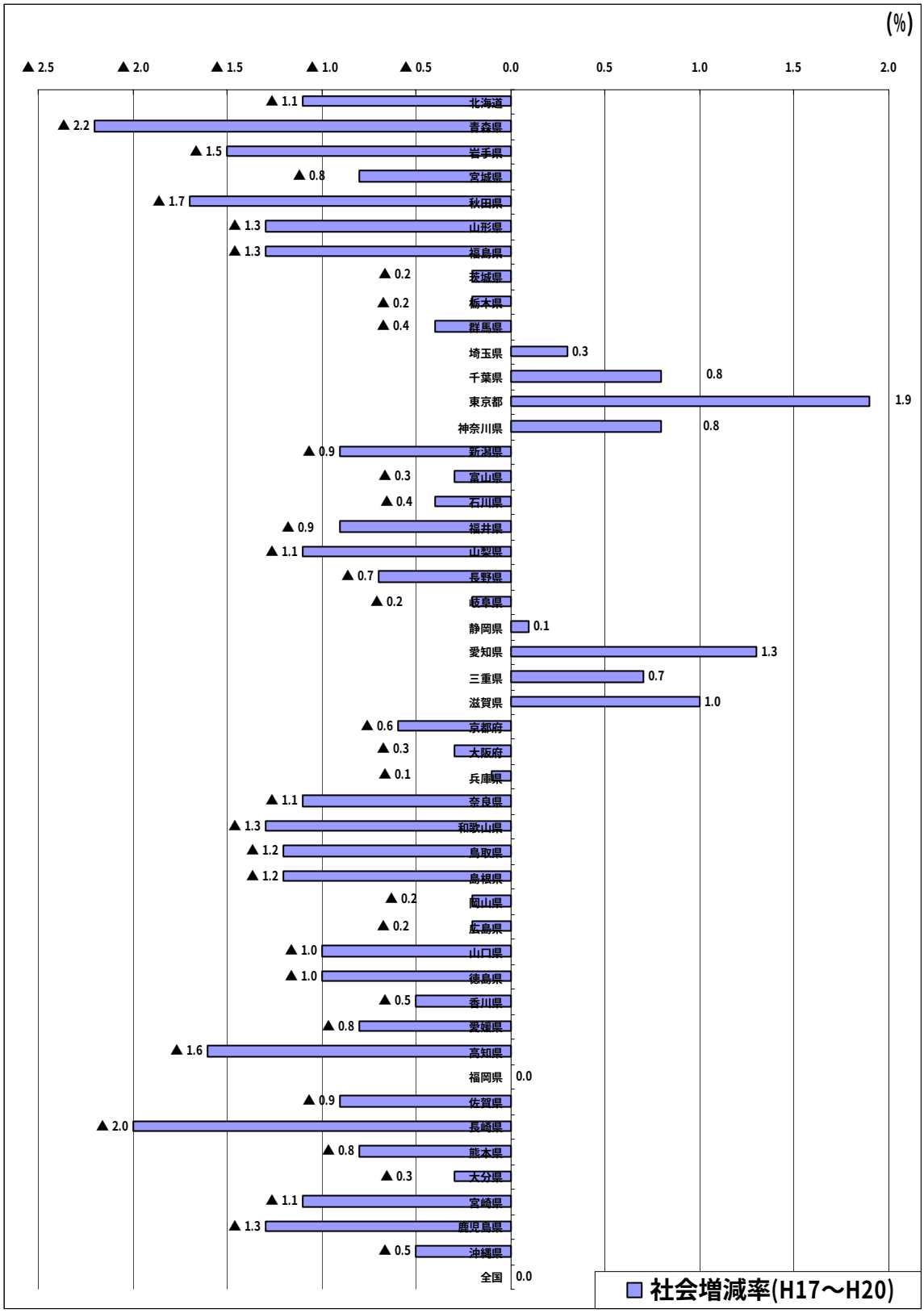

（H21.4 総務省「人口推計」より）

（参考資料３－３）

ブロック別主要産業の占める割合

地域によって産業構造は大きく異なっており、経済雇用対策にあたり、全国一律の施策では十分対応できるとはいえない。

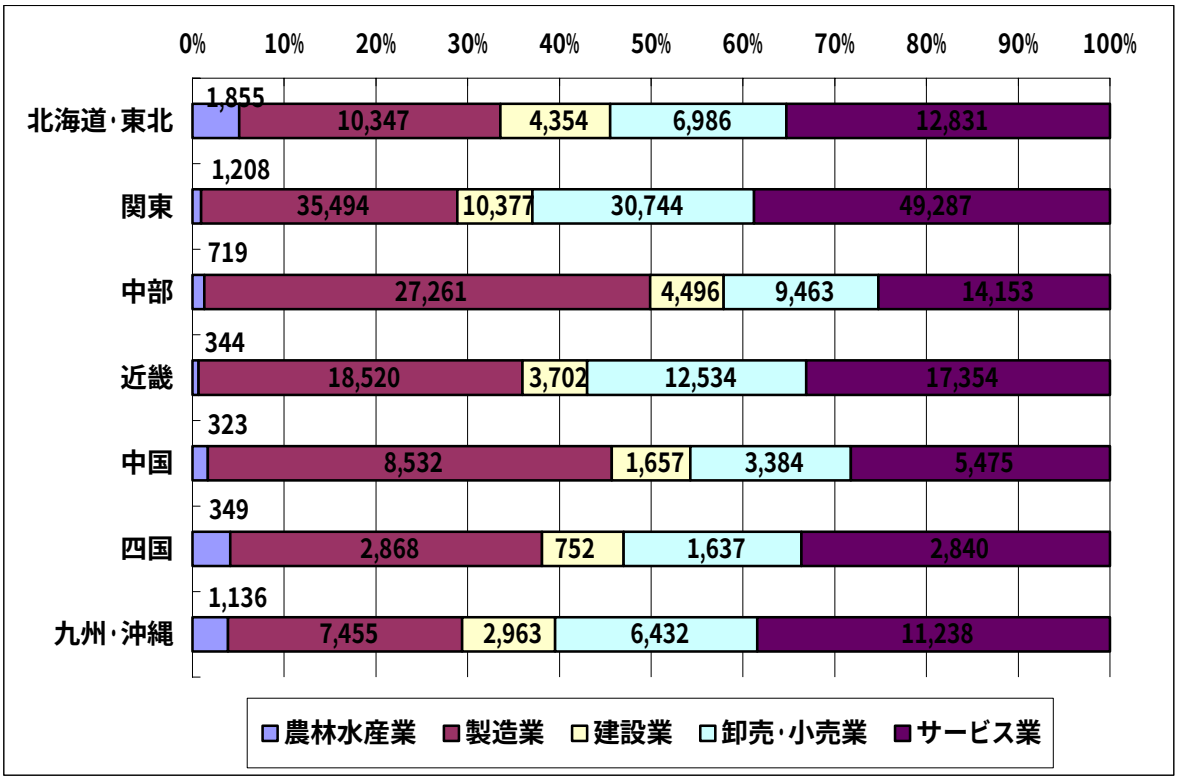

（H21.2　内閣府「平成 18 年度県民経済計算」より）

（参考資料３－４）

都道府県別１人あたり製造品出荷額等（平成 19 年）

１人あたり製造品出荷額等を見ると、大都市圏以外の地域においても高い値を示しており、地方が日本の製造業を支えていることがうかがわれる。

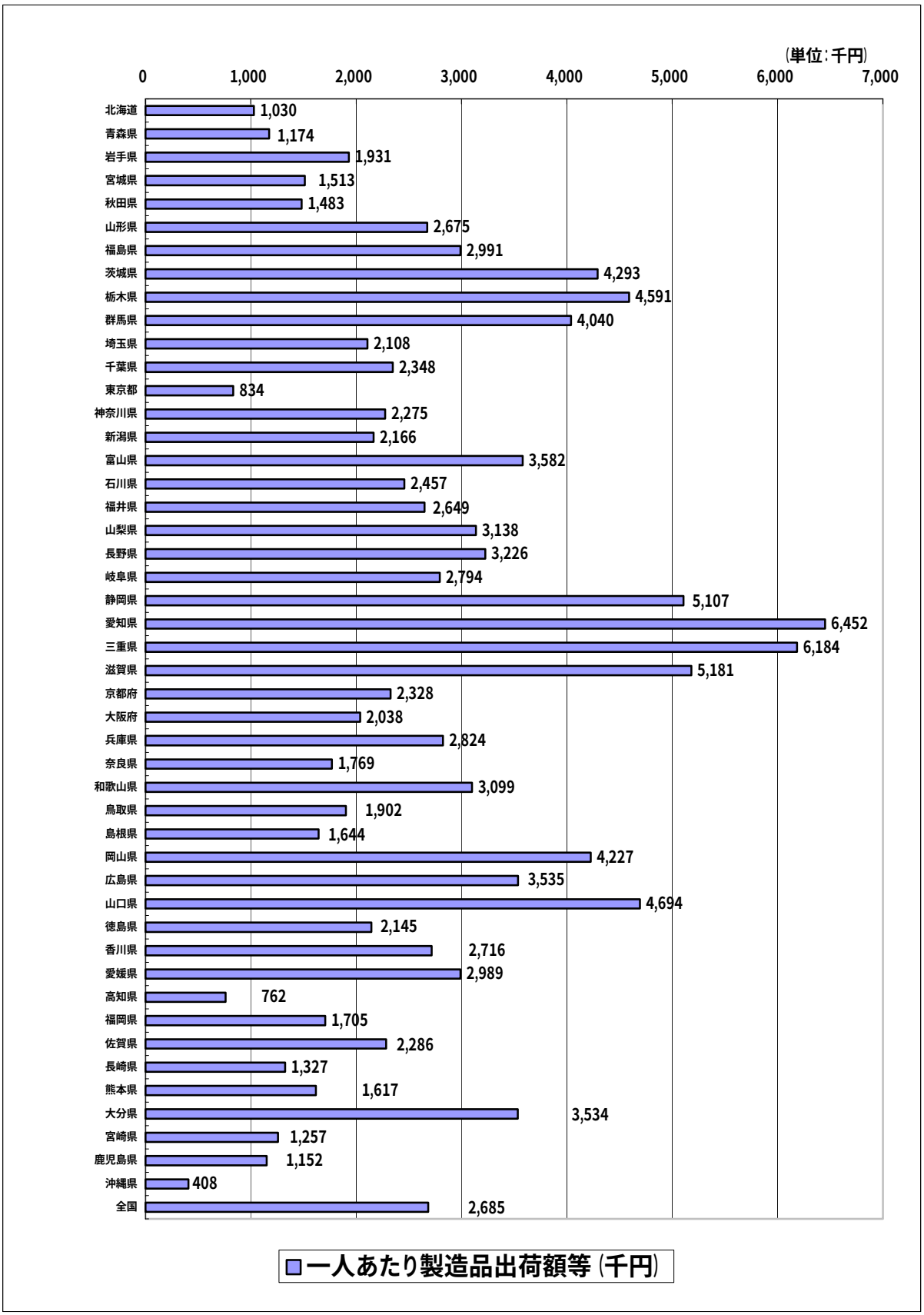

（H21.4　経済産業省「平成 19 年工業統計表」、総務省「平成 19 年人口推計」より算出）

地方税源の確保・充実等に関する提言

―第３次勧告に向けて―

平成 21 年 7 月 14 日

全　国　知　事　会

（地方税制小委員会）

Ⅰ　地方分権改革に対応した地方税財源の確保・充実

（１）事務・権限の移譲に伴い必要となる地方税財源の確保

地方分権改革推進委員会は、これまで「第１次勧告」において、地方団体を「地方政府」と位置づけ、国の役割を限定し、国と地方の二重行政を排除すること、住民に身近な事務はできるだけ地方団体が担うことなどの基本方針を打ち出し、また、昨年１２月に「義務付け・枠付けの見直し」及び「国の出先機関の見直し」を柱とする「第２次勧告」をとりまとめたところである。また、この間、政府においても、「地方分権改革推進要綱（第１次）」を決定し、地方団体への権限移譲等に取り組むこととしている。

今後、事務・権限の移譲を具体化する際には、それに伴い必要となる地方の税財源を確実に確保するなど、明確な財源措置を講じることが必要不可欠である。

（２）地方消費税の引上げを含む地方税改革の早期実現

昨年１２月に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」及びそれを踏まえた「平成２１年度税制改正法」附則（本年４月施行）において、「地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」とされた。

地方消費税の充実は、今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、環境、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくために必要なものであり、目指すべき、本来あるべき地方税体系の構築に資するものである。このため、引き続き徹底した行政改革を推進することはもとより、

景気の回復が図られることを前提に、国・地方を通じる税制の抜本改革を行う際には、地方消費税の引上げを含む地方税改革の実現を図るべきである。地方分権改革推進委員会においては、この秋に予定されている第３次勧告において、こうした趣旨が盛り込まれるようにすべきである。

なお、消費税、地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘があることも踏まえて、十分な配慮が必要である。そのための手法として、①食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、②その前提としての「インボイス方式」の導入、③さらには所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置の導入などについて、検討する必要がある。

（３）偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築

地方の自主性を高めるためには、国と地方の税源配分５：５を目指した税源移譲などにより、地方税源の充実を図ることが望ましいが、その際には、地域間の財政力格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築を目指すべきである。

なお、先般示された、地方分権改革推進委員会の「税財政論点整理素案」では、「地方税比率（地方税÷（地方税＋交付税＋補助金等））」を引上げることが「受益と負担の明確化をはかり、地方自治体が自らの責任で効率的な自治体経営を自立的に行える税財政構造」の実現につながるものとの認識が示されている。

しかしながら、この「地方税比率」の概念によれば、地方税を何ら充実することなく地方交付税と補助金等を単純に減らせばそれだけで引上げが実現することとなり、これでは、地方分権の実をあげることができない。このような概念を採用することは不適当である。

Ⅱ　地域間の財政力格差を是正する地方交付税の機能の復元・強化

偏在性の小さい地方税体系の構築を目指したとしても、地域間の財政力格差を解

消することはできず、地方税源の充実に伴い地方交付税の役割は一層重要なものとなる。

平成 20 年度の地方再生対策費（4,000 億円）の創設、平成 21 年度の地域雇用創出推進費（5,000 億円）を含む１兆円の従来とは別枠の加算等が行われたが、これらの措置の大半は暫定的なものにとどまっている。

三位一体改革による地方交付税総額の不合理な削減により、大幅に縮小した地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の復元・充実を図るべきであり、引き続き、地方財政計画（歳出）に地方の財政需要を実質的かつ的確に積み上げ、それに対応した地方交付税総額を確保するべきである。

特に、社会保障関係経費については、「経済財政改革の基本方針 2009」（6 月 23 日閣議決定）、「平成２２年度概算要求基準」（7 月 1 日閣議了解）において、来年度予算の方向として「基本方針 2006」以降続けられてきた伸びを抑制する方針が転換されることとなった。地方においても社会保障関係費の増嵩がこれまで以上に財政を圧迫していくと見込まれることから、上記の方針転換も踏まえ、増嵩する地方の財政需要を適切に地方財政計画に積み上げるべきである。

なお、現在、地方分権改革推進委員会において議論されている地方団体に対する義務付け・枠付けの廃止・縮小は、地方の自由度や自主性を高め、地方の判断で優先度の高い事業を行うことを可能とするものであり、事業自体が廃止されることにはならない。したがって、義務付け・枠付けの廃止・縮小によって、地方交付税等による財源保障機能が縮小されるべきものではない。

III　自動車関係税制

国・地方の道路特定財源については、暫定税率分も含めた税率を維持しつつ、一般財源化がなされ、補助金、交付金も含め従前並みの地方財源が確保されたところである。

極めて厳しい地方財政の状況、道路整備も含めた地方の財政需要などを踏まえれば、引き続き現行の税率水準を維持し、地方の税財源を確保していく必要がある。

特に、地方税である軽油引取税、自動車取得税は、①安定的な税収が期待でき、

②ほとんどの税目で大都市への税源偏在が課題となる中で、逆に地方の税収ウエイトが大きい貴重な税目であることから、暫定税率分を含めて引き続き確保すべきである。

Ⅳ　低炭素化促進の観点からの見直しについて

「中期プログラム」及び「平成２１年度税制改正法」附則においては、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する」ことが明記されている。

地球温暖化対策、循環型社会づくりなどの施策の推進は、国だけでなく、地方団体も大きな役割を担っており、今後の具体的な制度設計にあたっては、こうした役割を担っている地方団体の税財源確保に留意して検討を進めるべきである。

Ⅴ　課税自主権の拡充について

現行制度下においては、国・地方を通じ主要な税源は法定税目とされていることから、もともと地方に残されている税源は少なく、課税自主権の発揮によって地方税源を量的に拡充することには自ずから限界があるが、地域の特色を踏まえた、地方団体の創意工夫を活かすためにも、その拡充に取り組むべきである。

なお、地方税制改革の方向性として、応益課税原則を徹底する観点から課税自主権を拡充、活用すべきとの考え方も一部で主張されているが、法定税目との関係で、課税自主権の活用によっても相応の税収が得られないことが一般的であることに十分留意しなければならない。

課税自主権の拡充は、地方の創意工夫を活かした政策税制を可能とするものであり、課税自主権の制度的拡充を理由に、地方交付税等の財政措置が縮減されてはならない。

地方分権改革にかかる今後の行動方針

平成２１年７月
全 国 知 事 会

様々な格差の拡大や、少子高齢化の進行、世界的な経済危機を前に、国民生活は大きな不安に直面しており、一刻も早い回復のため、国・地方をあげて緊急経済対策の取組みを進めているところである。

しかし、私どもを取り巻くこうした問題の根本的な解決のためには、それぞれの地域の個性や資源を尊重し、地域の力を最大限に活かせる仕組みの構築が今何よりも求められている。そのためには、地方分権を基本とした国家の構築が必要であり、地方分権改革を推進するため、全国知事会は、今後、下記のとおり行動していく。

１　地方政府の確立について

(1) 直轄事業負担金

《基本方針》

○　平成２１年度分の負担金の支払いの前提として、全国知事会が提案する負担金の対象範囲等の基準を踏まえた適正な請求が国からなされるようにする。

○　維持管理費負担金は、平成２２年度からの廃止を目指す。

○　国による事業は、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、国直轄事業負担金の廃止を目指す。

　なお、その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないよう配慮するものとする。

○　市町村負担金は、直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直す。

○　事業の採択・実施等に関しては、地方公共団体が住民に対し説明責任が果たせるよう、国と地方が対等な立場で協議し地方の意見が反映できる制度を法定化し、情報開示を徹底。

《行動の方向》

　上記基本方針に沿って、直轄事業負担金問題プロジェクトチームを中心にして課題を整理した上で、知事会としての取組を進める。

　全国知事会が提案する負担金の対象範囲等の基準を踏まえた適正な請求がなされなければ、平成２１年度分の負担金は支払わない。

(2) 税財政制度改革

① 地方税

《基本方針》

○　国税と地方税の税源配分について、国・地方を通じた税制抜本改革により、まずは５：５の実現を図る。

○　その際には、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築することが必要。

○　このため、地方消費税の引き上げを含む税制の抜本改革により、社会保障をはじめとする行政サービスを安定的に確保する。

《行動の方向》

　地方税制小委員会、地方財政の展望と地方消費税特別委員会の各委員会で具体的な提言をまとめ、国に対し行動していく。

② 地方交付税

《基本方針》

○　地方交付税の財源保障機能、財源調整機能の復元・強化に向け、地方交付税の総額を確保する。

○　景気の低迷による税収の落ち込みに適切に対応し、地方財政計画上の財源不足額を的確に算定する。

○　国の社会保障経費等の増加に対応し、地方の財政需要を適切に積上げる。

○　地域経済の再生に必要な施策展開が図れるよう、地方交付税を増額する。

○　公債費、医療関係費など義務的経費の交付税算入不足を解消する。

○　三位一体改革により縮小した財源調整機能を復元する。

《行動の方向》

　地方交付税問題小委員会で具体的な提言をまとめ、国に対し行動していく。

③ 国庫補助負担金

《基本方針》

○　三位一体の改革における国庫補助負担金改革は、補助率の引き下げ等に終わり、総件数の削減が進まず、地方の自由度は拡大しなかった。地方の自由度拡大のため、国庫補助負担金総件数の削減を目指す。

《行動の方向》

　地方分権推進特別委員会をはじめ、関係委員会において、総件数の半減を求め

ていく。

さらに、都道府県を介さない補助金等が増加していることは分権に逆行しており、それらの廃止・見直しを関係委員会を通じて求める。

(3) 出先機関改革

《基本方針》

○　地方への権限移譲、二重行政の解消等による国の出先機関の廃止・縮小など、実効ある出先機関改革の具体化を進める。

特に、都道府県単位の出先機関については速やかな廃止、都道府県への移管等を求める。また、ブロック単位の出先機関についても極力縮小するよう、都道府県が広域的に連携しながら積極的に役割を果たしていくことを表明、巨大な国の総合出先機関が創設されることのないようにしていく。

○　国から地方への人員移管等に係る協議においては、移譲される事務・権限、それに必要な人員について徹底して精査し、また、地方が主体的に選考できる仕組みづくりを進める。

○　また、権限移譲協議を円滑に進めるため、事務・権限の移譲と、それに伴う人員の移管等に必要な財源措置についての早急な明確化を目指す。

《行動の方向》

地方分権推進特別委員会が中心となって、「出先機関改革に係る工程表」に盛り込まれなかった職員削減の数値目標等が、地方分権改革推進計画に盛り込まれるよう求める。また、第２次勧告においては、移譲の対象となる事務・権限が限定的であったことから、その拡大を図る。

さらに、人材調整準備本部（第２次勧告を受けた工程表に基づき国から地方への人員移管の仕組を検討する政府組織）における、移譲事務・権限に必要な人員の移管等の検討にあたっては、構成員の検討報告を踏まえ、国に対し具体的な行動を求める。

(4) 権限移譲の推進と義務付け・枠付けの見直し

《基本方針》

○　第３次勧告への下記事項の記載を目指す。

・「中間報告」で示された義務付け・枠付けを許容する場合を極力限定的に捉えることによる、現行の義務付け・枠付けの抜本的な廃止・縮小

・政省令に基づく義務付け・枠付け等の徹底的な見直し

・国の関与全般をチェックする組織的な仕組みのあり方と裁定的関与の見直し

○　第２次勧告で見直し対象とされた全項目について、地方分権改革推進計画及び

新分権一括法案に盛り込むべく、見直す。

○　第１次勧告で示された医療、都市計画などの事項について、各府省の見直しの早急な具体化を目指すとともに、基礎自治体への権限移譲を進める。

○　道路・河川の権限移譲を進めるために必要な財源措置の制度化をはじめとする基本的事項の概算要求時までの具体化とともに、国土交通省が既に提示した道路・河川にとどまらない、大幅な権限移譲の実現を目指す。

○　道路・河川の個別協議を進める上での課題や問題点を整理し、各都道府県の考え方を全国知事会として主張するため、国土交通省だけではなく政府との全体協議の場の設定を目指す。

《行動の方向》

地方分権推進特別委員会において、地方分権改革推進委員会と連携して国に具体的な対応を求める。

地方分権改革推進委員会の第１次勧告に掲げられた事項について、早期具体化に向けて強く要請していくとともに、都道府県としても基礎自治体への権限移譲の環境整備など必要な支援に努める。

地方分権推進特別委員会が中心となり、道路・河川の権限移譲に係る財源措置の制度化等について概算要求時までに具体化するよう求めるとともに、政府と全国知事会との全体協議の場の設定を強く求め、各都道府県と連携を図りながら国と交渉していく。

(5) 国と地方の協議の場の法制化

《基本方針》

地方の負担を伴う新たな事務事業等について、地方が一定の権限を有し、その代表者等が政府と協議を行う「(仮) 地方行財政会議」の法律による設置を目指す。

《行動の方向》

地方分権推進特別委員会をはじめ、関係委員会において、法制化の実現を求めていく。

各党の政権公約評価にあたり、重点的に評価を行う。

(6) 都道府県の分権に対する自己努力について

《基本方針》

○　都道府県はこれまで、大幅な定数削減・給与カットや入札制度改革など、懸命に行財政改革に取り組み、国を上回るペースで歳出削減を行ってきたが、住民サービスの向上や財政基盤強化のため、引き続き徹底した行財政改革に取組む。

○　市町村合併が一定の落ち着きを見せている中、福祉、医療、教育等においてスケールメリットや広域的な対応の問題など、都道府県と市町村との役割分担のあ

り方を中心に、広域的な地方自治体として、これからの都道府県が果たすべき役割を再点検する。

○　これからの地方分権のあり方を考える上で、住民自治制度の充実が必要であり、団体自治強化とともに、住民自治と都道府県の関係について検討していく。

《行動の方向》

引き続き行財政改革に取り組むため、一層効率的な行財政運営を行う。

福祉、医療、教育等における都道府県の役割や、住民自治と都道府県の関係について、所管の常任委員会で検討を行う。

２　各党政権公約への地方分権改革の盛り込みに向けて

《基本方針》

○　全国知事会の提案を国政に反映させるため、政権公約評価特別委員会を中心に、全都道府県知事がそれぞれ、政党へ働きかける。

《行動の方向》

「自公政権の実績評価」と「自民・公明・民主のマニフェスト評価」を実施し、点数評価を行い、公表する。政党支持は行わない。

２１世紀臨調等に働きかけ、公開討論会・政権公約検証大会を実施する。

３　知事会の行動力強化

～「行動し日本を変える知事会」に変わるための方策～

《基本方針》

○　全国知事会強化のため、会長の権限をはじめとする執行体制をより明確化する。

○　戦略的意思決定の迅速化を図る。

○　提言力の強化を図る。

《行動の方向》

「戦略会議」、副委員長設置により行動力を強化する。

「地方自治先進政策バンク」等の活用により政策立案支援活動を強化する。

定例的に知事が集まり知事会議等を集中的に行う日等を設定する。

資料６－１

地方財政の展望と地方消費税特別委員会

住民サービス確保のための
地方消費税引き上げに向けた提言

「ニッポンの未来を地方から考える！」

平成 21 年 7 月

全 国 知 事 会

本推計は、各地方公共団体の積上げ、推計等の作業を、短期日に行ったものであり、今後の精査により、計数の異動がありうるものである。

＜ 目　次 ＞

はじめに

第 1 章　地方財政の現状と将来見通し…… 1

1　国と地方の債務残高…… 1

2　地方財政の現状…… 2

3　地方財政の将来推計…… 4

第 2 章　持続可能な行政サービスの提供のために……11

1　行政改革への取組……11

2　サービス水準切り下げの困難性……15

3　社会保障関係費抑制の困難性……21

4　持続可能な行政サービスの提供のために……23

第 3 章　少子高齢化時代の行政サービスを支える
地方の財源にふさわしい地方消費税……25

1　地方消費税の沿革とその役割……25

2　地方消費税充実の制度的意義……26

3　地域活性化に資する地方消費税……29

4　幅広い財源としての地方消費税……31

第 4 章　地方消費税の引き上げと税制度……34

1　地方分権改革の方向性と地方消費税の賦課徴収体制……36

2　低所得者等に対する配慮と対応……38

3　地方消費税の税収配分のあり方……41

4　地方消費税の課税標準と税率の規定……43

まとめ……44

おわりに……45

はじめに

本委員会では、昨年 7 月、地方財政の将来推計を行い、地方の財源不足額は、平成 23 年度には 7.8 兆円～8.3 兆円（仮に現行の地方消費税に換算すれば約 3.0～3.2%に相当）に上り、財源不足を補てんする基金も平成 23 年度には枯渇するなど、事実上破綻に追い込まれるという結果を公表した。

そして、今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の充実が必要と提言した。

一方、国においては、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」を閣議決定（平成 20 年 12 月 24 日）するとともに、「所得税法等の一部を改正する法律」において、経済状況を好転させることを条件として、消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講じることを明記した。

昨年来の世界的な景気後退に伴い、国・地方を通じて税収が大幅に減収する中、21 年度の地方財政対策において、地方に対して「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源として、地方交付税を 1 兆円別枠で加算するなどの措置がとられ、今年度はかろうじて予算編成ができたものの、必要な歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態が改善された訳ではなく、実質的な負担の先送りである臨時財政対策債を 5.2 兆円発行するなど、依然として地方財政を取り巻く環境は厳しい状況におかれている。

このような動きの中、今後本格化することが予想される消費税を含む税制の抜本的な改革に向けて、地方として責任を持って、建設的な提言を行う必要があるとの認識のもと、本委員会においては、昨今の情勢変化を踏まえ、昨年度実施した地方財政の将来推計を見直した地方財政の将来展望を改めて国民に示すとともに、地方消費税の引き上げについて提言するものである。

第１章　地方財政の現状と将来見通し

１　国と地方の債務残高

バブル経済崩壊後、国と地方の債務残高は大幅に増大

○いわゆるバブル経済の崩壊後、国・地方を通じて、公共投資を中心とした景気対策が実施され、大量の国債や地方債を発行

○昨年来の金融危機を発端とした世界的な景気後退に伴い、国・地方を通じて大幅に税収が減少し、財源不足が拡大

○未曾有の不況に対する景気対策を積極的に行うとともに、歳入不足を補てんするため、赤字国債や臨時財政対策債等を増発した結果、国・地方を合わせた債務残高は大幅に増大

いわゆるバブル経済の崩壊後、景気回復のため、国・地方を通じて、公共投資を中心とした積極的な財政出動が行われ、大量の国債や地方債が発行された結果、国・地方の長期債務残高は大幅に増大した。

一方、昨年来の「百年に一度」とも言われる金融危機に端を発した世界的な景気後退等により、企業収益や雇用情勢は急激に悪化し、国と地方の税収は、法人関係税を中心として大幅に減少した。

国民の不安を払拭するため、大規模な経済雇用対策等の財政出動が行われた結果、平成 21 年度末における国と地方を合わせた長期債務の残高は 804 兆円(平成 21 年度当初予算ベース)に増大することが見込まれ、平成元年度と比較して 3.2 倍となる。さらに地方は、約 1,800 団体の集合体であるうえに、毎年度の財源不足に対して最終的に特例公債（赤字国債）の発行が可能な国と異なり、財源不足への対応として懸命の歳出削減を行っており、各自治体は厳しい財政状況にある。

国も地方も借金への依存度が増加し、これ以上将来への負債の先送りは許されない危機的な状況である。

〔国と地方の長期債務残高の推移〕

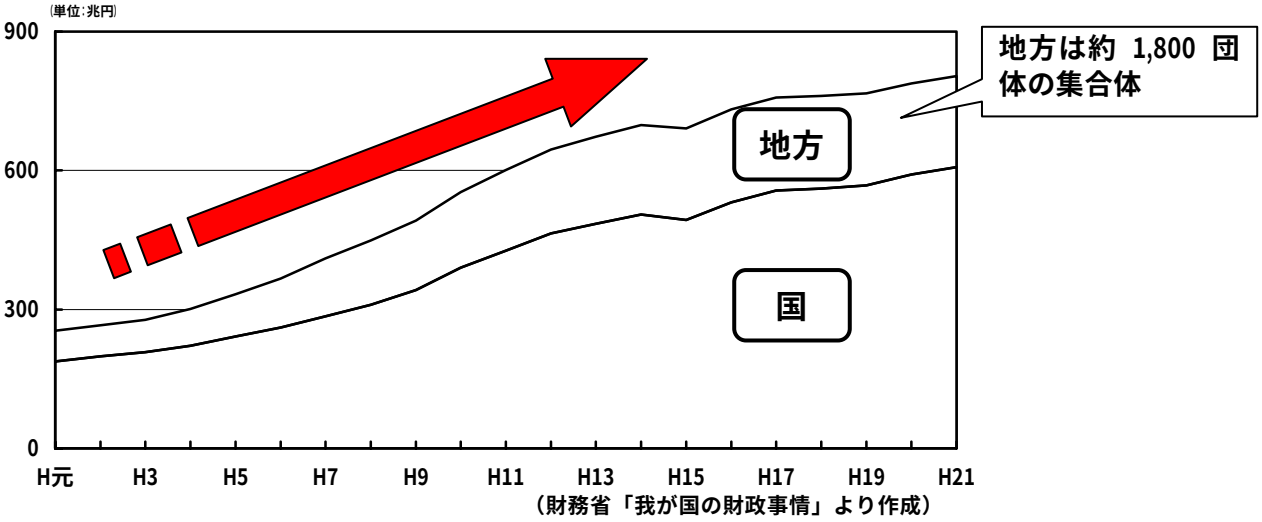

（財務省「我が国の財政事情」より作成）

2　地方財政の現状

平成 16 年度以降、地方一般財源総額は厳しく抑制。地方財政は構造的に厳しい状況

○平成 16 年度には、地方交付税と臨時財政対策債の大幅削減により、地方の一般財源総額は 2.6 兆円が削減され、それ以降、一般財源総額は抑制基調

○平成 21 年度の地方財政対策では、生活防衛のための緊急対策として、地方交付税が 1 兆円別枠加算され、かろうじて当初予算編成できたが、対症療法による自転車操業の状態

○少子高齢化等の進展に伴い、義務的経費の増嵩はとどまることがなく、行政サービスの受益と負担に不均衡が続く限り、地方財政は構造的に厳しい状況

平成 15～18 年度には、税源移譲、国庫補助負担金の見直し、地方交付税の改革からなる「三位一体の改革」が実施され、国から地方への 3 兆円の税源移譲が実現した一方、平成 16 年度には、地方交付税と臨時財政対策債を中心として、一般財源総額が 2.6 兆円削減され、それ以降一般財源総額は抑制基調が継続している。

三位一体の改革期間において、地方交付税と臨時財政対策債の削減額は 5.1 兆円に上っており、地方の地域間格差の拡大の原因となっている。

〔地方財政計画（一般財源）の推移〕　（単位：兆円）

年　　度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
地方交付税	18.0	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8
別枠加算	－	－	－	－	－	－	1.0
臨時財政対策債	5.9	4.2	3.2	2.9	2.6	2.8	5.2
地方交付税　等	**23.9**	**21.1**	**20.1**	**18.8**	**17.8**	**18.2**	**21.0**
＜各年度－H15＞	**－**	**△2.8**	**△3.8**	**△5.1**	**△6.1**	**△5.7**	**△2.9**
地方税	32.2	32.3	33.3	34.9	40.4	40.5	36.2
その他	2.4	3.1	3.9	5.0	1.0	1.2	1.8
税源移譲等	△0.1	△0.7	△1.7	△3.1	△2.7	△3.1	△3.1
計	58.4	55.8	55.6	55.6	56.5	56.8	55.9
＜各年度－H15＞	－	△2.6	△2.8	△2.8	△1.9	△1.6	△2.5

※その他：地方譲与税、地方特例交付金等、減税補填債、税源移譲等：税源移譲関係歳入及び児童手当特例交付金

一方、歳出決算額の推移を見ると、投資的経費は、国・地方を通じた公共投資の見直しに伴い、平成５年度と比較して半分以下の水準に抑制されている。

また、公債費については、過去の累次に渡る経済政策や政策減税に伴い発行した地方債の償還のため、高止まり基調が継続している。

人件費は、団塊の世代の退職に伴い退職手当が高水準で推移する中で、定員削減や独自の給与カットにより何とか抑制基調を維持しているものの、生活保護などの扶助費は年々増加傾向にあり、平成５年度に比べて約 1.7 倍に増加している。少子高齢化等の進展に伴い、義務的経費の増嵩は止まらず、地方財政を圧迫している。

〔歳出決算額の推移〕

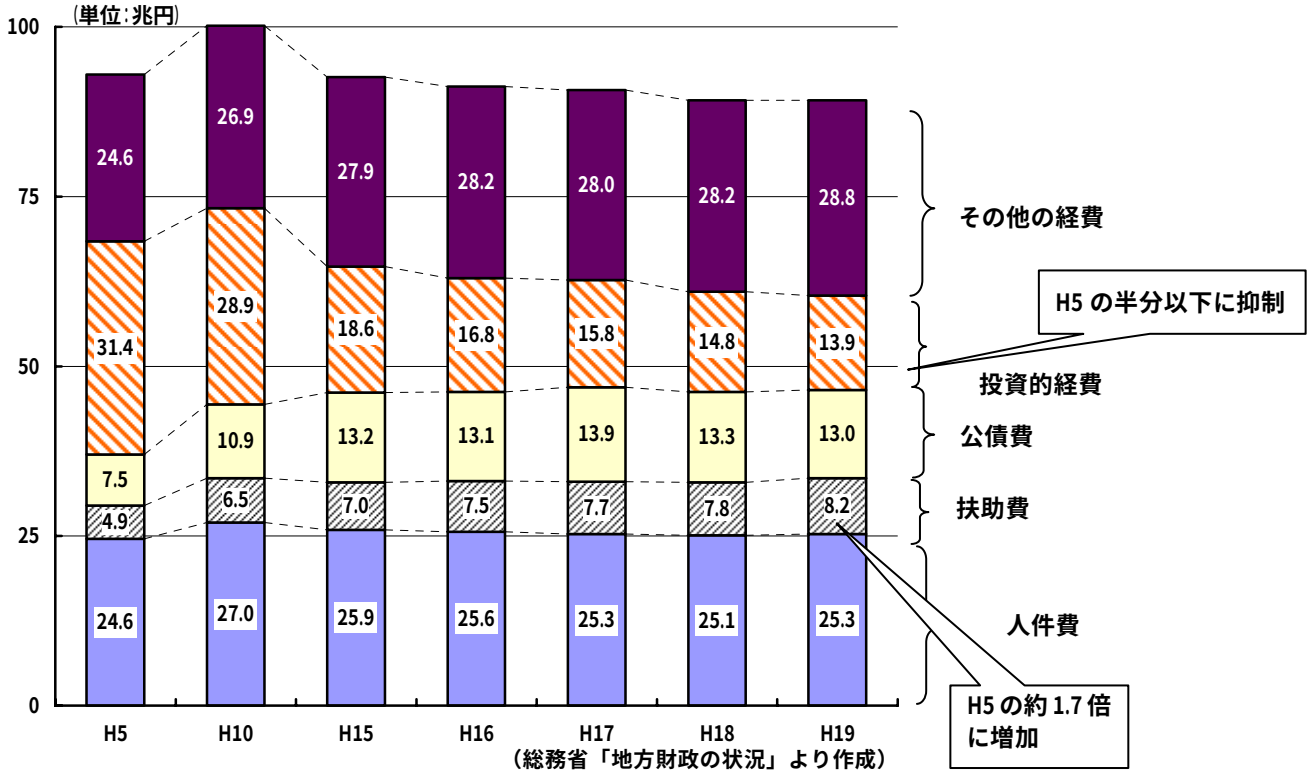

（総務省「地方財政の状況」より作成）

平成 21 年度の財源不足額（地方財政計画ベース）は、昨年度の 7.5 兆円から 10.5 兆円に拡大しているが、国の地方財政対策で、「雇用創出」や「地域の元気回復」のための財源として、地方交付税が 1 兆円別枠で加算されるなどの措置が講じられたことから、かろうじて予算編成できたものの、必要な歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態が改善された訳ではない。

地方財政は、対症療法による自転車操業の状態にかわりがなく、今後も行政サービスの受益と負担に不均衡が続く限り、構造的に厳しい状況が継続する。

〔地方の財源不足額（地方財政計画ベース）の推移〕

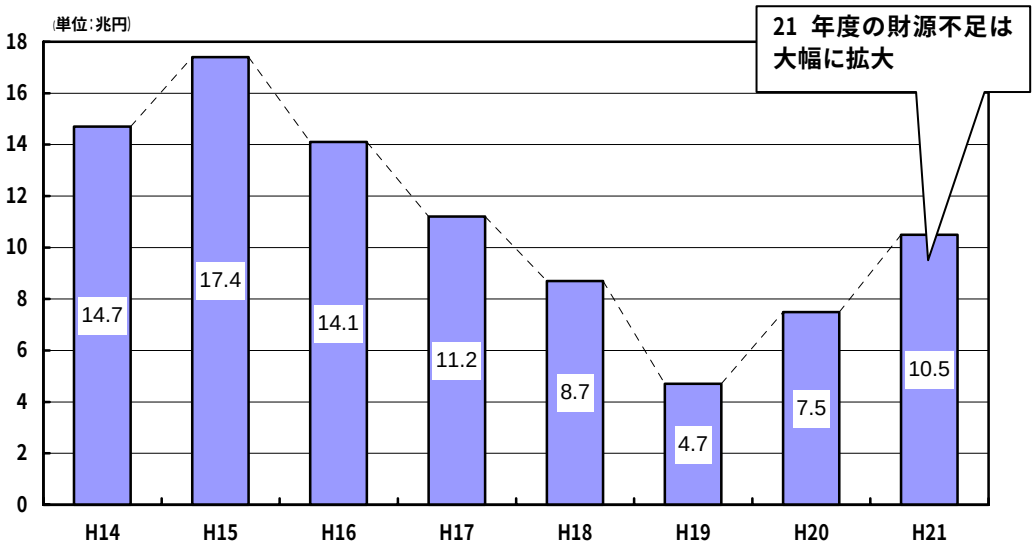

（総務省「地方財政計画」より作成）

（注）　ここでいう「地方の財源不足額（地方財政計画ベース）」とは、国において地方財政対策を講じるに当たり算出されたもので、次ページ以降の地方財政の将来推計における財源不足額（各地方公共団体における財源不足額の見込みを集計したもの）とは異なる。

3　地方財政の将来推計

地方財政は、昨年の見通しを上回る危機的な財源不足が継続

○平成 21 年度の地方交付税増額があったものの、社会保障等生活関連経費の増嵩や世界的な景気後退に伴う地方税収の大幅減収により、地方の今後の財源不足は、昨年度の試算を大幅に上回る結果

○財源不足を補填する基金残高も年々減少し、平成 24 年度までに枯渇、地方団体の財政運営は破綻の懸念

昨年来の世界的な景気後退等に伴い、地方税収が急激に落ち込む中で、平成 21 年度の地方財政対策では、「生活防衛のための緊急対策」に基づき、実質的な地方交付税が増額されるなどの対策が講じられた。昨年度以降のこうした地方財政の状況変化を踏まえ、平成 21 年度に編成された各地方公共団体の当初予算をベースとして、改めて、地方財政の将来推計を実施することとした。

経済成長率については、昨年度の試算と同様に、内閣府試算を採用し、世界経済底ばい継続シナリオ（ケース１）及び世界経済順調回復シナリオ（ケース２）の２つのケースにより推計している。

歳出のうち、義務的経費は人件費を抑制しているにもかかわらず、後期高齢者医療、介護保険、国民健康保険、障害者自立支援給付など、法令等により地方公共団体に義務付けられている社会保障関係費などの増大により、一層拡大する見通しである。また、義務的経費以外の経費についても、医療、福祉、教育及び生活などの『社会保障等生活関連経費』は、今後とも一層増加する見込みであり、こうした経費が地方財政を圧迫している。

その結果、平成 21 年度において、昨年の試算を上回る 7.5 兆円の財源不足は、平成 24 年度には 13.1 兆円に拡大する見通しである。（ケース１）

この財源不足は、現状の国の地方財政対策では、巨額の臨時財政対策債等の発行や基金の取崩し、借入金などの対症療法によりしのいでいくしかないが、こうした対症療法を継続したとしても、債務残高が累増するだけでなく、平成 24 年度には基金が枯渇し、なお 4.9 兆円の財源不足が残るなど、地方公共団体の財政運営は破綻する懸念がある。（都道府県は平成 22 年度に破綻）

また、世界経済が回復に向かい、今後の経済成長率を若干高く見込んだシナリオ（ケース２）の場合でも、平成 24 年度の財源不足額は 9.1 兆円に達し、平成 24 年度には、ケース１と同様に、基金は枯渇する見込みである。

なお、昨年度の試算と比較した場合、地方財政の破綻時期が１年先（平成 23 年度→24 年度）に伸びているが、これは、国の地方財政対策等や、各地方公共団体の不断の努力による歳出削減などにより、かろうじて昨年度並みの基金残高を確保したことによるものであり、今後の見通しは、昨年度同様、厳しいものとなっている。

（地方財政の将来推計結果）

＜ケース１＞ＧＤＰが内閣府試算・底ばい継続シナリオの場合

（単位：兆円）

区分	H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出　A	88.8	88.9	89.5	89.9	1.1
義務的経費	51.0	51.1	52.0	52.5	1.5
人件費	23.8	23.7	23.7	23.7	△ 0.1
社会保障（義務分）	11.6	11.9	12.4	12.8	1.2
公債費	14.5	14.5	15.0	15.1	0.6
税関連交付金等	1.1	1.0	0.9	0.9	△ 0.2
義務的経費以外の経費	37.8	37.8	37.5	37.4	△ 0.4
社会保障等生活関連経費	14.8	15.0	15.2	15.3	0.5
公共インフラ整備・維持経費	13.5	13.2	12.8	12.6	△ 0.9
地域活性化等経費	9.5	9.6	9.5	9.5	0.0
歳入　B	81.3	79.6	78.0	76.8	△ 4.5
財源不足額　C=B-A	**△ 7.5**	**△ 9.3**	**△ 11.5**	**△ 13.1**	**－**
財源対策債、臨時財政対策債　D	5.5	5.9	6.5	7.1	－
臨時財政対策債等による補てん後の財源不足額　E=C+D	△ 2.0	△ 3.4	△ 5.0	△ 6.0	－
財源不足対策　退職手当債、行革推進債等　F	1.1	0.9	0.9	0.9	－
財源不足対策　基金取崩し　G	0.9	2.4	2.0	0.2	－
財源不足対策　計	2.0	3.3	2.9	1.1	－
基金残高　H	**4.6**	**2.2**	**0.2**	**－**	**－**
なお残る財源不足額 I	**－**	**△ 0.1**	**△ 2.1**	**△ 4.9**	**－**

都道府県破綻　　都道府県・市町村とも破綻

（参考：昨年度試算結果）

財源不足額	**△7.2**	**△7.5**	**△7.8**	**－**	**－**

＜ケース２＞ＧＤＰが内閣府試算・順調回復シナリオの場合

（単位：兆円）

区分	H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出　A	88.8	88.9	89.5	90.0	1.2
歳入　B	81.3	80.5	80.4	80.9	△ 0.4
財源不足額　C=B-A	**△ 7.5**	**△ 8.4**	**△ 9.1**	**△ 9.1**	**－**
基金残高　H	**4.6**	**2.3**	**0.7**	**－**	**－**
なお残る財源不足額 I	**－**	**△ 0.0**	**△ 1.8**	**△ 3.2**	**－**

都道府県破綻　　都道府県・市町村とも破綻

注１）本推計は、21 年度当初予算をベースとして、都道府県分と市区町村分について、最近の国の地方財政対策等の状況（２ページの地方財政計画（一般財源）の推移を参照）を勘案し、今後の経済成長にかかわらず、地方一般財源総額は同額という条件の下で試算し、合計したもの。

注２）内閣府試算による経済成長率

平成 21 年 6 月 23 日に公表された内閣府の「中長期の道ゆきを考えるための機械的試算」の成長率をもとに設定（H22 及び H23 は内閣府試算値、H24 は内閣府試算値をもとにした推計値）

区　　分	内　　容	H22	H23	H24
ケース１（底ばい継続シナリオ）	「世界経済の混乱が続くため、我が国の景気後退も深刻化・長期化」する場合のシナリオ	△2.7%	△3.1%	△2.6%
ケース２（順調回復シナリオ）	「世界経済が混乱を脱し、2010 年から 2011 年にかけて我が国経済及び世界経済が順調に回復」する場合のシナリオ	△0.6%	1.5%	1.8%

注３）義務的経費以外の経費

区　　分	内　　容
社会保障等生活関連経費	医療、福祉、教育及び生活など、廃止又は大幅削減になれば、住民生活に多大な影響が及ぶ経費（P17 参照）
公共インフラ整備･維持経費	道路、治山治水、農林水産等公共事業や医療、福祉、警察、消防、教育等の施設設備と維持管理経費などインフラ整備、維持経費
地域活性化等経費	産業振興、地域振興、文化事業や広報、情報化など地域の活性化に繋がる経費

〔財政調整基金、減債基金残高の推移〕＜ケース１：底ばい継続シナリオの場合＞

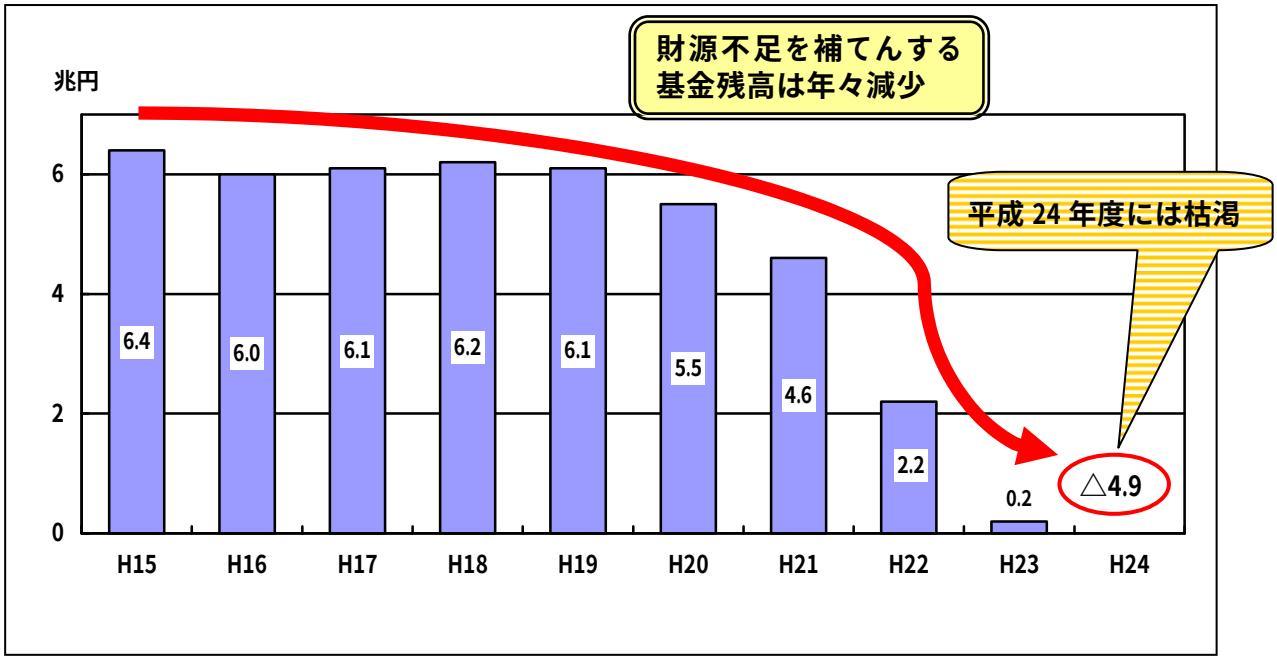

(注) このほか、今後地方が負担すべき債務として、交付税特別会計の借入金が 33 兆 6 千億円ある。

〔義務的経費の将来推計（都道府県＋市区町村）〕

＜※ケース１底ばい継続シナリオの場合＞

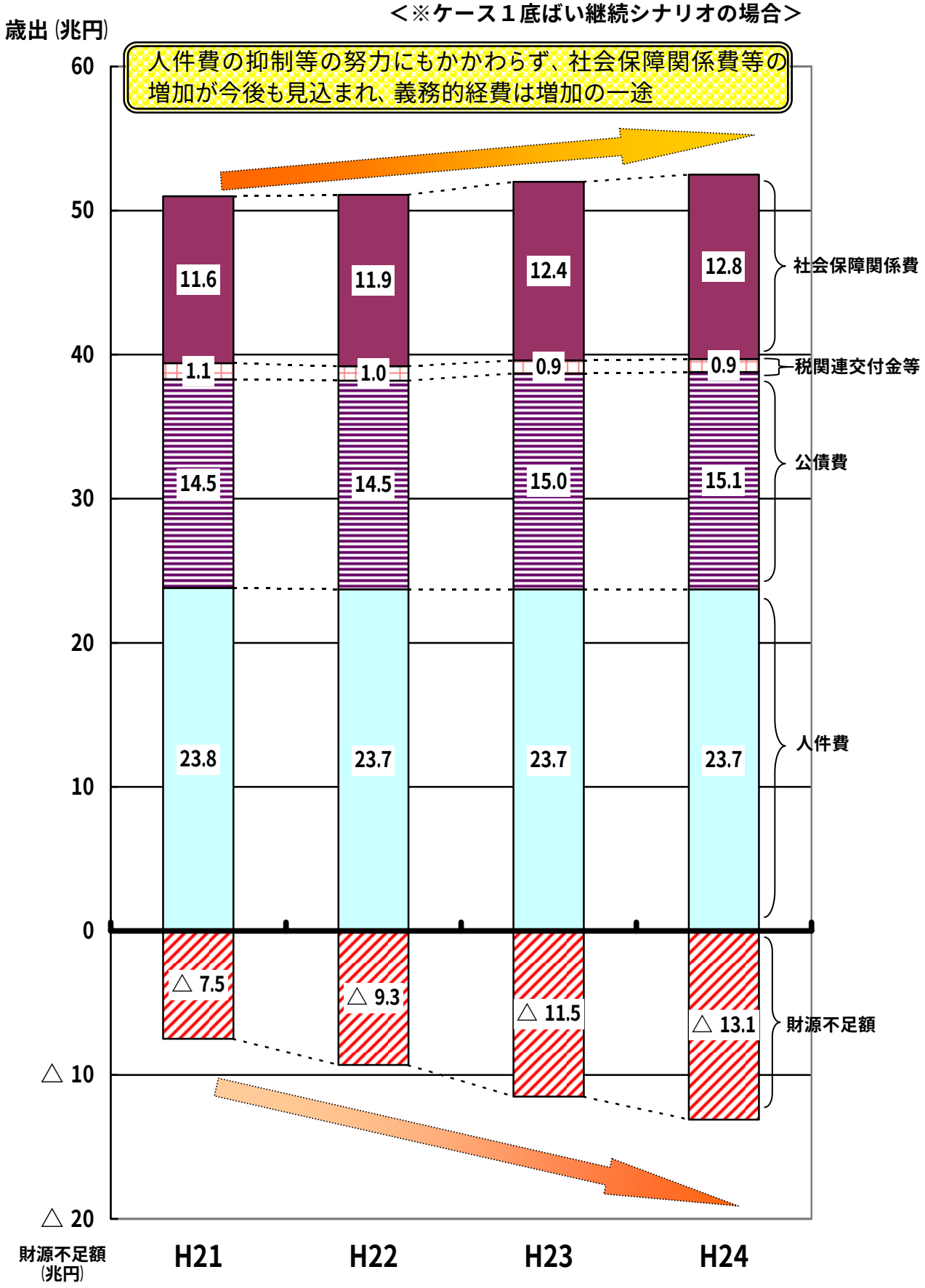

＜ケース１＞ＧＤＰが内閣府試算・底ばい継続シナリオの場合

＜都道府県＞

（単位：兆円）

区分		H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出	A	47.7	47.4	47.4	47.4	△ 0.3
義務的経費		29.3	29.2	29.4	29.6	0.3
人件費		14.7	14.7	14.6	14.6	△ 0.1
社会保障関係費（義務分）		4.4	4.6	4.8	5.0	0.6
公債費		6.7	6.8	7.0	7.1	0.4
税関連交付金等		3.5	3.1	3.0	2.9	△ 0.6
義務的経費以外の経費		18.4	18.2	18.0	17.8	△ 0.6
社会保障等生活関連経費		4.1	4.2	4.2	4.1	0.0
公共インフラ整備・維持経費		7.0	6.8	6.6	6.4	△ 0.6
地域活性化等経費		7.3	7.2	7.2	7.3	0.0
歳入	B	42.9	41.7	40.8	40.2	△ 2.7
財源不足額	**C=B-A**	**△ 4.8**	**△ 5.7**	**△ 6.6**	**△ 7.2**	**－**
財源対策債、臨時財政対策債	D	3.7	3.6	3.8	4.0	－
臨時財政対策債等による補てん後の財源不足額	E=C+D	△ 1.1	△ 2.1	△ 2.8	△ 3.2	－
財源不足対策 退職手当債、行革推進債等	F	0.9	0.7	0.7	0.7	－
財源不足対策 基金取崩	G	0.2	1.3	0.0	0.0	－
財源不足対策 計		1.1	2.0	0.7	0.7	－
基金残高	**H**	**1.3**	**－**	**－**	**－**	**－**
なお残る財源不足額	**I**	**－**	**△ 0.1**	**△ 2.1**	**△ 2.5**	**－**

＜市区町村分＞

（単位：兆円）

区分		H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出	A	47.6	47.7	48.2	48.7	1.1
義務的経費		26.5	26.6	27.1	27.6	1.1
人件費		9.8	9.7	9.7	9.7	△ 0.1
社会保障関係費（義務分）		8.8	9.0	9.3	9.7	0.9
公債費		7.8	7.8	8.0	8.1	0.3
税関連交付金等		0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
義務的経費以外の経費		21.1	21.1	21.1	21.1	0.0
社会保障等生活関連経費		11.3	11.4	11.6	11.8	0.5
公共インフラ整備・維持経費		7.1	7.0	6.8	6.6	△ 0.5
地域活性化等経費		2.7	2.7	2.7	2.7	0.0
歳入	B	44.9	44.1	43.3	42.8	△ 2.1
財源不足額	**C=B-A**	**△ 2.7**	**△ 3.6**	**△ 4.9**	**△ 5.9**	**－**
財源対策債、臨時財政対策債	D	1.8	2.3	2.7	3.1	－
臨時財政対策債等による補てん後の財源不足額	E=C+D	△ 0.9	△ 1.3	△ 2.2	△ 2.8	－
財源不足対策 退職手当債、行革推進債等	F	0.2	0.2	0.2	0.2	－
財源不足対策 基金取崩	G	0.7	1.1	2.0	0.2	－
財源不足対策 計		0.9	1.3	2.2	0.4	－
基金残高	**H**	**3.3**	**2.2**	**0.2**	**－**	**－**
なお残る財源不足額	**I**	**－**	**－**	**－**	**△ 2.4**	**－**

注）端数整理のため、合計と内訳が一致しない場合がある。

＜ケース２＞ＧＤＰが内閣府試算・順調回復シナリオの場合

＜都道府県＞

（単位：兆円）

区分		H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出	A	47.7	47.4	47.6	47.8	0.1
義務的経費		29.3	29.2	29.6	30.1	0.8
人件費		14.7	14.6	14.6	14.6	△ 0.1
社会保障関係費（義務分）		4.4	4.6	4.8	5.0	0.6
公債費		6.7	6.8	7.0	7.2	0.5
税関連交付金等		3.5	3.2	3.2	3.3	△ 0.2
義務的経費以外の経費		18.4	18.2	18.0	17.7	△ 0.7
社会保障等生活関連経費		4.1	4.2	4.2	4.1	0.0
公共インフラ整備・維持経費		7.0	6.8	6.6	6.4	△ 0.6
地域活性化等経費		7.3	7.2	7.2	7.2	△ 0.1
歳入	B	42.9	42.1	42.0	42.1	△ 0.8
財源不足額	**C=B-A**	**△ 4.8**	**△ 5.3**	**△ 5.6**	**△ 5.7**	**－**
財源対策債、臨時財政対策債	D	3.7	3.3	3.1	2.9	－
臨時財政対策債等による補てん後の財源不足額	E=C+D	△ 1.1	△ 2.0	△ 2.5	△ 2.8	－
財源不足対策 退職手当債、行革推進債等	F	0.9	0.7	0.7	0.7	－
財源不足対策 基金取崩	G	0.2	1.3	－	－	－
財源不足対策 計		1.1	2.0	0.7	0.7	－
基金残高	**I**	**1.3**	**－**	**－**	**－**	**－**
なお残る財源不足額	**J**	**－**	**△ 0.0**	**△ 1.8**	**△ 2.1**	**－**

＜市区町村分＞

（単位：兆円）

区分		H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出	A	47.6	47.7	48.2	48.7	1.1
義務的経費		26.5	26.6	27.1	27.6	1.1
人件費		9.8	9.7	9.7	9.7	△ 0.1
社会保障関係費（義務分）		8.8	9.0	9.3	9.7	0.9
公債費		7.8	7.8	8.0	8.1	0.3
税関連交付金等		0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
義務的経費以外の経費		21.1	21.1	21.1	21.1	0.0
社会保障等生活関連経費		11.3	11.4	11.6	11.8	0.5
公共インフラ整備・維持経費		7.1	7.0	6.8	6.6	△ 0.5
地域活性化等経費		2.7	2.7	2.7	2.7	0.0
歳入	B	44.9	44.6	44.7	45.3	0.4
財源不足額	**C=B-A**	**△ 2.7**	**△ 3.1**	**△ 3.5**	**△ 3.4**	
財源対策債、臨時財政対策債	D	1.8	1.9	1.7	1.4	－
臨時財政対策債等による補てん後の財源不足額	E=C+D	△ 0.9	△ 1.2	△ 1.8	△ 2.0	－
財源不足対策 退職手当債、行革推進債等	F	0.2	0.2	0.2	0.2	－
財源不足対策 基金取崩	G	0.7	1.0	1.6	0.7	－
財源不足対策 計		0.9	1.2	1.8	0.9	－
基金残高	**H**	**3.3**	**2.3**	**0.7**	**－**	**－**
なお残る財源不足額	**I**	**－**	**－**	**－**	**△ 1.1**	**－**

注）端数整理のため、合計と内訳が一致しない場合がある。

（参考）　昨年度の全国知事会試算との比較

○昨年度の知事会試算における平成21年度の財源不足7．2兆円に対して、実際には7．5兆円の財源不足
○各地方公共団体の不断の努力により、0．3兆円を歳出削減して財源不足額を圧縮したが、税収減などにより0．6兆円の歳入不足となり、結果として財源不足額は拡大
○この財源不足は、国の地方財政対策による臨時財政対策債の増発等によって補てんされ、結果として、基金の取崩しが縮減

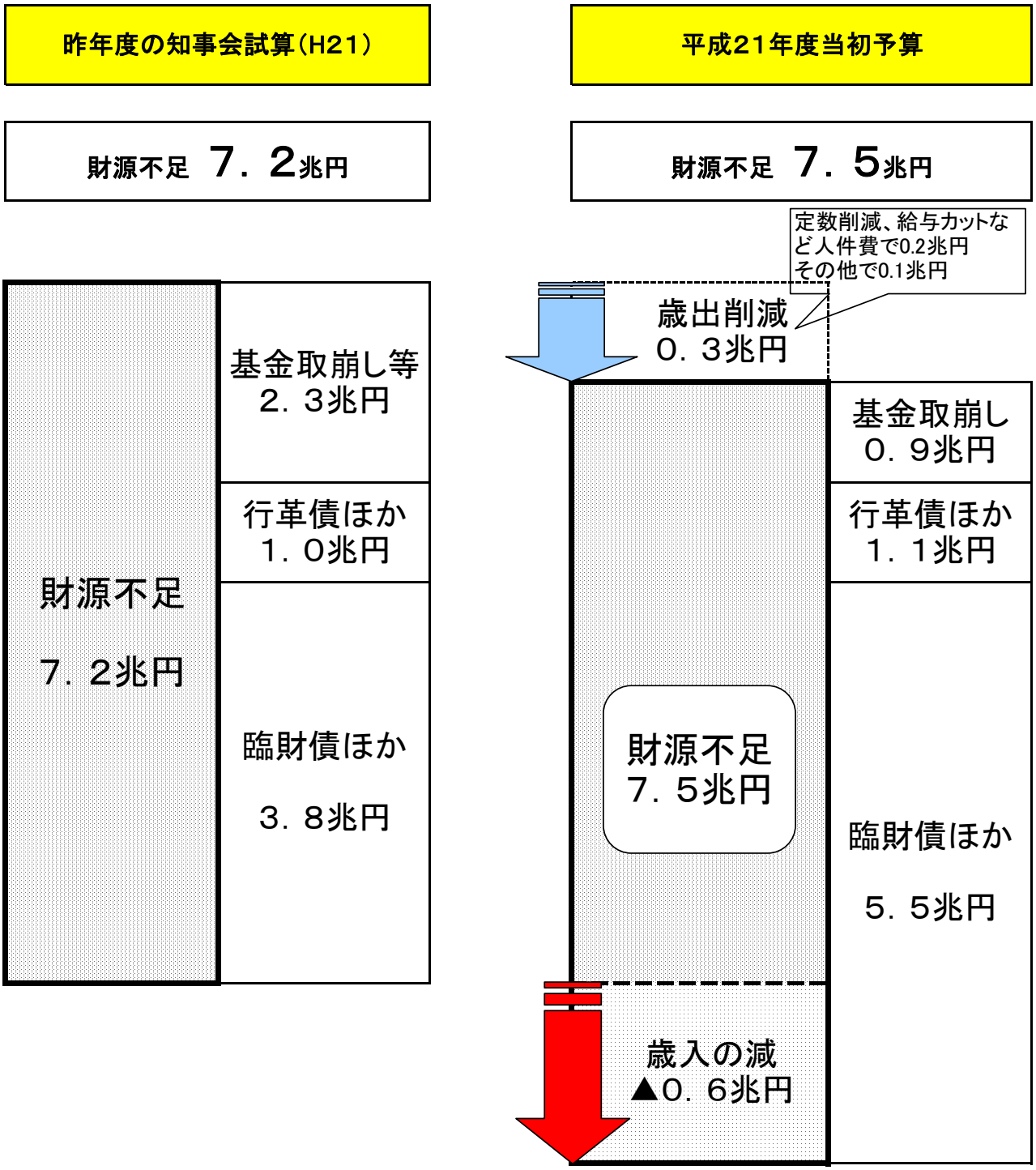

第２章　持続可能な行政サービスの提供のために
～財源不足の解消方策～

１　行政改革への取組

地方公共団体は、不断の行革努力を実施

○職員数は、平成 20 年度までで 33 万人削減、今後も 22 年度までに更に 3 万 7 千人削減予定

○職員給与や手当のカットは、平成 23 年度までに 1 兆 6,702 億円に達する見込み

○今後も更なる行政改革を行っていくが、地方が抱える巨額の財源不足は、行政改革のみでは解消できる状況にはない

都道府県、市町村を通じた職員数の状況については、平成 11 年度から平成 20 年度までに 33 万人、率にして 10.3%を削減している。しかも、その内訳は、治安の強化に伴い、警察職員を 8.5%増とする一方で、一般行政での削減率は 15.9%、教育でも 11.1%に及んでいる。今後も 22 年度までにさらに 3 万 7 千人の削減を予定している。

国と地方の平成 13 年度から平成 20 年度での削減率を比較すると、国の非現業職員が 2%であるのに対し、地方職員は全体で 9%となるなど、国を大きく上回っている。

多くの団体では、財源不足に対応するために国に先んじてやむを得ざる措置として給与カットを実施しており、都道府県では、平成 23 年度までに 1 兆 6,702 億円に達する見込みである。

都道府県出先機関の統廃合 937 箇所、第三セクターの統廃合 441 箇所や、内部経費の節約、事務事業の見直し、創意工夫による行政の生産性の向上などに取り組んでいる。

今後も職員定数の削減など更なる行政改革を進めていくが、地方が抱える巨額の財源不足は、行政改革のみでは解消できる状況にはない。

〔職員数の状況「（総務省「地方公共団体職員定員管理調査結果」）〕　（単位：千人、%）

年度	11	13	15	20	20-11	20／11	20／13	23	23-20
職員数	3,232	3,171	3,117	2,899	△333	△10.3	△8.6	2,862	△37
一般行政	1,161	1,114	1,086	976	△185	△15.9	△12.4		
その他（病院・企業等）	432	451	441	394	△38	△8.8	△12.6		
教育	1,227	1,194	1,168	1,091	△136	△11.1	△8.6		
警察	259	259	267	281	22	8.5	8.5		
消防	153	153	155	157	4	2.6	2.6		

〔国と地方の職員数の推移〕

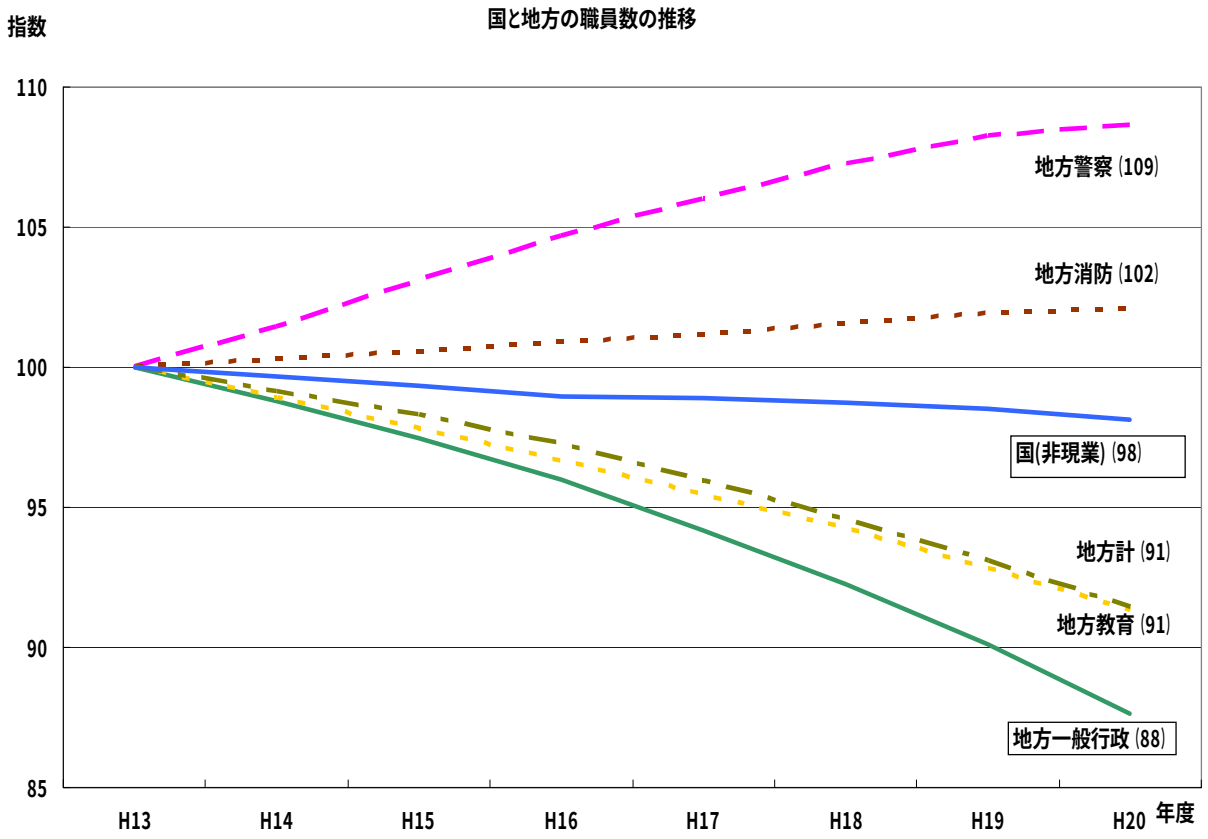

※ 地方公務員：総務省自治行政局「地方公共団体定員管理調査結果」（その他：公営企業等会計部門）
※ 国家公務員については平成１２年度末現在、地方公務員については平成１３年４月１日現在の人数を１００とした場合の指数である。
※ 国非現業、地方計は独立行政法人化による減員を除いて指数化している。

（参考）

年　　度	H13	H20	H20－H13
国	530,120 人	520,152 人	△9,968 人
地方計	3,171,532 人	2,899,378 人	△272,154 人
地方一般行政	1,113,587 人	976,014 人	△137,573 人

（給与カットの実施内容）

給与の種類	団体数	カット率	実施（予定）期間	削減（見込）額
給料	42	10%～1%	H11～23	**1 兆 6,702 億円**
管理職手当	41	25%～1.5%	H10～23	
期末・勤勉手当	18	30%～2%	H10～23	

※団体数は、上記実施（予定）期間において実施した団体を計上した。

（都道府県出先機関、第三セクターの統廃合）

区　　分	団体数	統廃合	備　　考
都道府県出先機関	47	937 箇所	本庁組織の再編を含む。
第三セクター	41	441 箇所	

（主な取組事例）

区　　分		内　　容
公共サービス改革	民間委託の推進	• 定型的業務等（庁舎清掃、公用車運転、ホームページ作成・運営、電話交換など）の民間委託 • 市民からよくある質問にワンストップで対応するコールセンターの開設 • 指定管理者制度の導入、指定管理者評価制度の導入 • 市への人材派遣、業務の請負を主な事業とする○○市総合サービス株式会社の設立 • 市場化テストの導入・官民競争入札の実施 • 包括民間委託の導入・外部評価の導入 • 提案公募型アウトソーシングの推進 • コンビニエンスストアとの包括業務提携 • 総務事務の集中化、民間委託
	住民・地域団体との協働の拡大	• 協働化テストの実施 • 図書館、コミュニティセンター、総合公園の運営をＮＰＯ法人に委託 • 農道等の小規模修繕について地元住民が町から資材の提供を受け、機械を借り上げ、作業員として労働力を提供して工事を実施 • 地域エージェント（地域における人材育成等を担うことのできる団体として県が選考するもの）に業務を発注し、エージェントから地域のメンバーに仕事を出す制度の実施 • 補助金公募制度の導入 • 市民参画による事業仕訳の実施
	民営化・独立行政法人化の推進	• 奨学資金債権管理・回収業務の民営化 • 県立病院のすべてを民間に移譲、県に設置義務のある精神医療センターを公設民営化 • 老人ホーム、保育所、給食施設等の民営化 • 旅券申請窓口業務、職員研修業務の官民競争入札の実施 • 公共施設の設置・管理への PFI 導入
	市町村との連携	• 生活保護業務の市町村への委託 • 滞納整理機構等、徴税（課税）業務の相互乗り入れ・共同化 • 市町村への権限移譲による行政サービスのワンストップサービス化

区　　分		内　　容
行政運営システム改革	職員数縮減・ 組織改革	• 定員管理の適正化（単位人口当たりの職員数など、数値目標の設定） • 給与構造改革の実施 • 「課」を廃止し、業務棚卸表の目的別に「室」を設置 • 意思形成過程の階層削減による意思決定迅速化
	事務事業の 見直し	• 幼保一元化の推進 • 公営企業の繰出基準見直し • 公開による業務棚卸しの実施 • 事務・事業の休廃止 • ＢＰＲ（標準的業務手順見直し）の実施
	県有資産の有効 活用	• ネーミングライツ、広告事業 • 財務書類の作成など公会計の整備 • 休廃止施設等の民間活用の推進 • 未利用地の積極的な売却など資産・債務管理 • 全職員駐車場の有料化

2　サービス水準切り下げの困難性

地方の行政サービス水準の切り下げや廃止は、住民生活に直接影響

- ○ **地方は、多様化する住民サービスに対応し、幅広い分野の住民生活に密着したサービスを提供**
- ○ **義務的経費以外の経費(住民サービスの提供に必要な経費)のうち医療、教育、福祉、生活等の「社会保障等生活関連経費」は、今後も増加**
- ○ **こうした住民に身近でかつ不可欠な住民サービスのさらなる切り下げを断行したとしても、財源不足の解消策とならないばかりか、住民生活は立ち行かなくなり多くの国民の理解を得ることは困難**

人件費や公債費、法令に基づいて地方が負担する義務的経費のほか、地方が担う『住民サービスの提供に必要な経費』は、「社会保障等生活関連経費」「公共インフラ整備・維持経費」「地域活性化等経費」という幅広い行政分野の住民生活に密着した行政サービスを網羅しており、その総額は平成 21 年度当初予算で 37.8 兆円に上り、なかでも医療、教育、福祉、生活等の「社会保障等生活関連経費」は、14.8 兆円と大きなウェイトを占めている。

今回、将来推計をした結果、「社会保障等生活関連経費」は、平成 24 年度には、15.3 兆円に増加する見込み（平成 21 年度当初予算は、国の 20 年度 2 次補正予算に伴う経費が計上されているため、これを除いた 14.7 兆円と比較すると、0.6 兆円の増加）であり、その要因としては、「社会保障(義務除き)」に関する経費の増加が見込まれることによる。

「社会保障等生活関連経費」は、医療関係では、救急や周産期医療などの不採算医療を担う公立病院の運営やへき地をはじめとする医師確保などの地域医療対策のほか国民健康保険特別会計への一般会計からの支援や乳幼児医療費助成、重度心身障害児（者）医療費助成など、福祉関係では、老人福祉施設の運営費や介護予防事業など、教育関係では、私立学校経常費助成、公立学校運営費など、生活関係では上下水道やごみ・し尿処理など、地方公共団体が、住民生活に密着したサービスを幅広く提供する極めてニーズの高い経費である。

一方、既に平成 5 年度の半分以下の水準になっている住民に身近な「公共インフラ整備・維持経費」、産業振興や地域振興など地域の活力の維持に不可欠な「地域活性化等経費」については、「社会保障等生活関連経費」の増加により、さらに削減を余儀なくされる状況にある。

地方は、これまで住民に身近で、必要最低限のサービス水準を維持する努力をしてきたが、現在、その水準すら切り下げざるを得ない状況もでてきている。例えば、病院の統廃合、路線バスの廃止、警察署、交番、派出所の統廃合、道路橋の点検など、行政サービス水準の切り下げをやむを得ず選択している事例もあり、地域住民にとっては、利便性の低下、生活への不安感が増す結果となっている。（18～19 ページ参照）

このような状況の中で、巨額の財源不足を解消するために、仮に 20 ページに記載の医療、福祉、教育、生活など住民に身近でかつ不可欠な住民サービスの更なる切り下げを断行したとしても、平成 24 年度における歳出の削減効果は 5.2 兆円に留まり、なお 7.9 兆円の財源不足が残り、解消策とならないばかりか、最も行政サービスを必要としている社会的弱者をはじめとして住民生活は立ち行かなくなり、国民の理解を得ることは困難であるといわざるを得ない。

〔社会保障等生活関連経費の状況 ＜ケース 1＞〕（再掲） **（単位：兆円）**

区　　分	H21	H22	H23	H24	H24-H21
歳出　A	88.8	88.9	89.5	89.9	1.1
義務的経費	51.0	51.1	52.0	52.5	1.5
うち社会保障(義務分)	11.6	11.9	12.4	12.8	1.2
義務的経費以外の経費	37.8	37.8	37.5	37.4	△ 0.4
社会保障等生活関連経費	**14.8**	**15.0**	**15.2**	**15.3**	**0.5**
社会保障(義務除き)	5.7	5.9	6.0	6.3	0.6
生　活　関　連	9.0	9.0	9.0	9.0	0.0
小計	**14.7**	**14.9**	**15.0**	**15.3**	**0.6**
国　補　正　関　連	0.1	0.1	0.1	―	△ 0.1
公共インフラ整備・維持経費	13.5	13.2	12.8	12.6	△ 0.9
地域活性化等経費	9.5	9.6	9.5	9.5	0.0
歳入　B	81.3	79.6	78.0	76.8	△ 4.5
財源不足額　C=B-A	**△ 7.5**	**△ 9.3**	**△ 11.5**	**△13.1**	―

※国補正関連は、国の平成 20 年度 2 次補正予算を基礎としているため、H23 まで計上

〔義務的経費以外の経費のうち、社会保障等生活関連経費の主な内訳〕

(単位：億円)

区分			21 予算（歳出）
社会保障（義務除き）	医療	地域医療対策（救急、周産期、医療人材確保等）	26,400
		国民健康保険、後期高齢者医療・老人医療（単独）	
		病院事業会計繰出金	
		医療費助成(重度心身障害児(者)、乳幼児、母子家庭等)	
	福祉	子育て支援（幼稚園に係る経費を含む）	13,100
		障害者支援	5,900
		高齢者支援、介護保険	7,500
		地域福祉等	3,000
	雇用	就業支援、技術・技能の伝承支援等	500
小　計			56,400
生活関連	教育	私立小・中・高校等経常費助成	5,400
		公立小・中・高校、大学運営費等	23,900
	安全安心	警察・消防活動運営費、地震・防災対策	12,500
	生活	ごみ・し尿の維持管理	14,500
		上水道、下水道事業	19,900
		地方バス路線維持、交通施設整備・バリアフリー等	4,400
		その他生活衛生対策	9,700
小　計			90,300
合　計			146,700

○やむを得ず住民に身近なサービスを切り下げている事例

生活するうえで不便になっているサービス水準の低下

○公立病院の廃止統合

経営状況等の悪化により、地域の医療を支える公立病院は年々減少し、平成 14 年から平成 18 年の間に、病院数は 73 病院、病床数では約 20,000 床減少

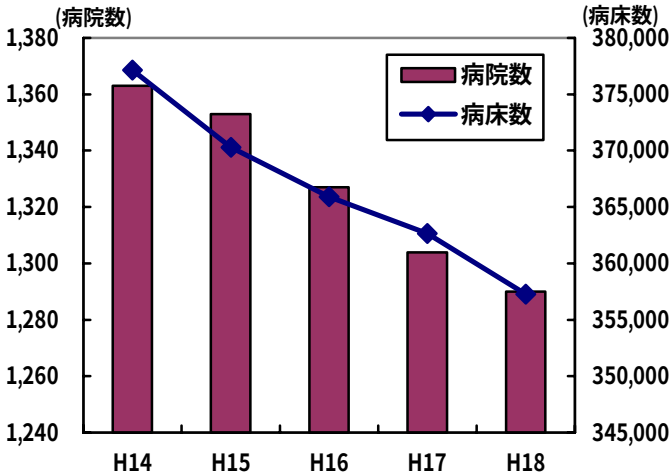

総務省「社会生活統計指標」から作成

仮に全ての公立病院への財政支援(税負担)を廃止したとしても

▲0.5 兆円

○バス路線の廃止

バス路線の維持のため、地方は運営費の助成等をしているが、採算性の悪化等により、過疎地域を中心として、住民生活の足であるバス路線が見直され、平成 14 年度から 17 年度の間に、毎年 500 路線前後が廃止

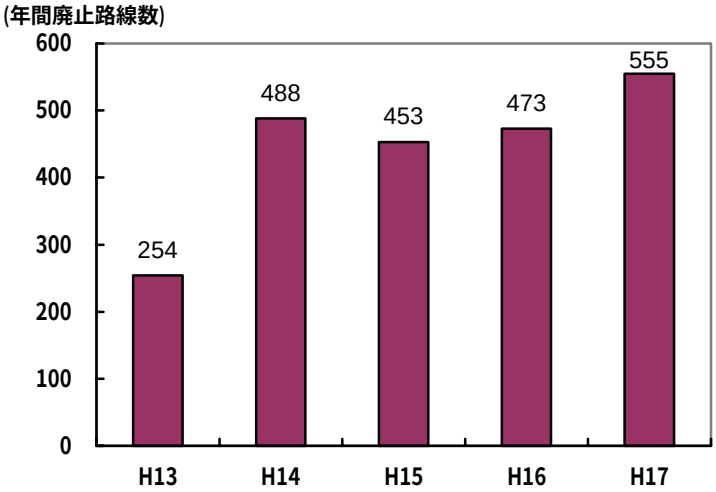

国土交通省「バスの運行形態等に関する調査」から作成

仮に地方バス路線への助成を廃止したとしても

▲0.4 兆円

生活の不安を招くサービス水準の低下

○警察署、交番、派出所等の廃止・統合

地域の安全・安心を最前線で守る交番等は、警察官数が増加する一方で、年々減少

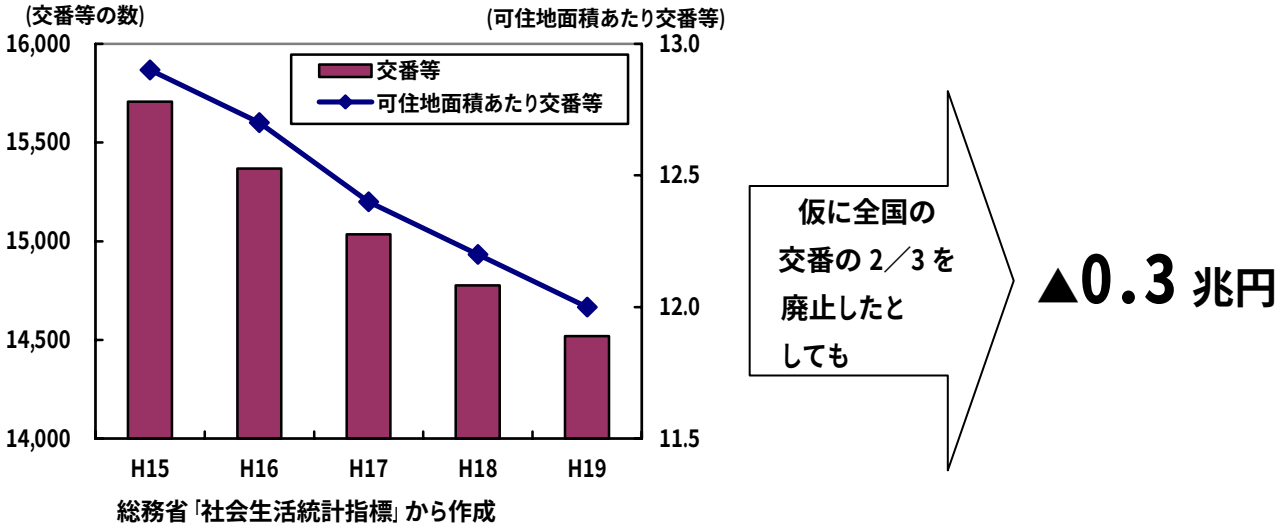

総務省「社会生活統計指標」から作成

○道路橋の点検

地方公共団体における道路橋の定期点検の実態は、都道府県及び政令市では、ほぼ実施しているが、市区町村では、財政的に実施困難等の理由により、やむを得ず約 8 割が実施できない状況

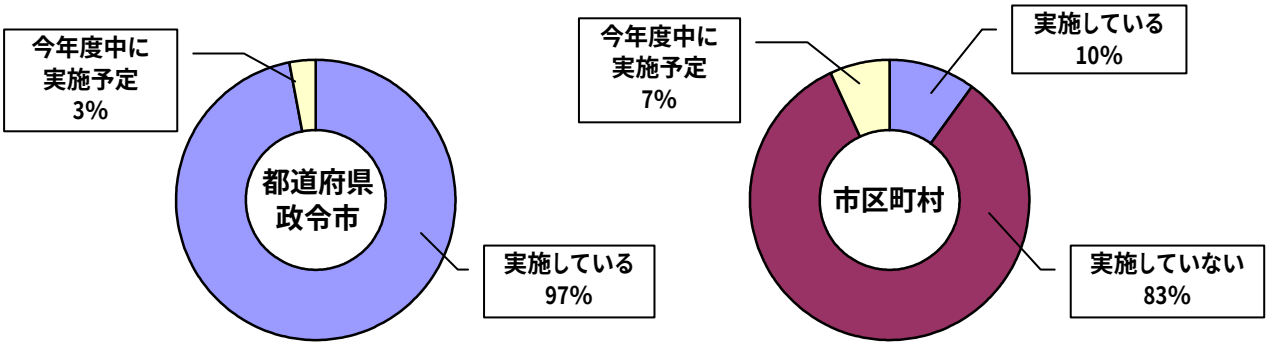

国土交通省調べ(H19.9 調査)

全国の地方公共団体が管理する道路橋のうち、老朽化や劣化の損傷等により、通行止めや重量制限などの通行規制が講じられている橋梁数は、684 橋

区分	通行止め・通行規制中の橋梁数			
		都道府県	政令市	市区町村
通行止め	85	1	1	83
通行規制	599	74	15	510
計	684	75	16	593

○仮に、サービス水準の切り下げを行う場合の影響

仮に、身近でかつ不可欠な住民サービスの更なる切り下げを断行したとしても、平成 24 年度における歳出の削減効果は 5.2 兆円に留まり、なお 7.9 兆円の財源不足が残り、解消策とならないばかりか、住民生活は立ち行かなくなり、多くの国民の理解を得ることは困難

項　　目		サービス低下の内容
教育分野	**学級編制基準の変更** **△2 兆 500 億円**	・教員 138,000 人の削減（413,000 人の△33.4%） **→全国公立小学校１クラス 40 人→60 人**
		・教員 78,000 人の削減（234,000 人の△33.3%） **→全国公立中学校１クラス 40 人→60 人**
		・教員 61,000 人の削減（182,000 人の△33.5%） **→全国公立高校１クラス 40 人→60 人**
	県単独私学助成の廃止 **△5,400 億円**	・県単独の私学助成を廃止 **→私立幼稚園、小中学校、高校の授業料は値上げとなる可能性** **値上げ額　幼稚園　11,000 円／月／人** **小学校　17,000 円／月／人** **中学校　20,000 円／月／人** **高　校　22,000 円／月／人**
警察	**警察交番の統廃合** **△2,500 億円**	・警察職員 25,000 人削減（253,000 人の△9.9%） **→交番 4,000 ヶ所廃止（6,191 ヶ所の 2／3）**
消防	**消防署の統廃合** **△2,500 億円**	・消防職員 25,000 人削減（158,000 人の△15.8%） **→消防署等 1,000 署廃止（4,924 署の 1／5）**
医療福祉分野	**乳幼児、重度心身障害者等の助成の廃止** **△6,400 億円**	**・乳幼児医療費助成** **・重度心身障害児（者）医療費助成** **・母子家庭等医療費助成　を廃止**
	病院事業会計繰出金の廃止　△5,200 億円	**・全国 1,000 の公立病院が経営破綻の危機に** →民間売却、廃止も
生活	**地域の交通確保対策の廃止　△4,400 億円**	**・地方バス路線 1,600 系統の廃止** **・第三セクターなど 50 社の鉄道が設備更新中止** →存続の危機に
	文化、スポーツ施設の廃止・売却 **△5,300 億円**	**・文化会館、スポーツ施設等の廃止や売却により公的施設の利用は全く不可能に**
計	**△52,200 億円**	

3　社会保障関係費抑制の困難性

地方が負担する社会保障関係費は、幅広く、その負担は、増加の一途

○地方の行政サービスの中でも、社会保障関係費は、今後も増加の一途

○地方の社会保障関係費は、現金給付から人的・物的サービスの提供まで、非常に幅広く多様

○地方が共通の住民ニーズにより実施している経費の中には、制度化されていなくても地域の実情に迫られて、既に全国的にサービスが提供され、ナショナルスタンダード化しているものが多い

地方は、多様化する住民サービスに対応し、幅広い分野の住民生活に密着したサービスを提供しているが、その中でも特に、法令等での義務付けの有無にかかわらず、住民生活の基礎的なサービスを提供する社会保障関係費の増加が顕著であり、その総額は平成 21 年度の 17.2 兆円から、平成 24 年度には 19.1 兆円に増加する見込みである。

国の社会保障関係費が、年金・医療・介護など制度化された「現金給付」を指す狭い意味で使われることが多いのに対して、地方の社会保障関係費は、現金給付から人的・物的サービスの提供まで、地域福祉の増進を図るため、非常に幅広く多様なサービスを対象としていることが特徴である。

地方の社会保障関係費のうち、後期高齢者医療、介護保険、国民健康保険、障害者自立支援給付費など、地方公共団体の負担が『**法令等により義務付けられている経費**』は、平成 21 年度の 11.6 兆円から平成 24 年度には 12.8 兆円に増加する見込みである。

また、放課後児童クラブ運営費、私学助成(単独除き)、救急医療運営費など、『**国補助により全国的に推進されている経費**』は、平成 21 年度の 1.1 兆円から平成 24 年度には 1.3 兆円に増加する見込みである。

一方、病院事業会計や国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出金、乳幼児や障害児に対する医療費助成など、『**地方が共通の住民ニーズにより実施している経費**』は、平成 21 年度の 4.5 兆円から平成 24 年度には 5.1 兆円に増加することが見込まれるとともに、社会保障関係費全体の 4 分の 1 程度を占めている。

この中には、国の制度ではないが、乳幼児医療費助成、重度心身障害児（者）医療費助成など、自治体ごとに多少の制度の差異は有りながらも、地域の実情に迫られて、既に全国のどの団体でも実施されており、実質的にナショナルスタンダード（全国的な標準）となっているものも多く、これらも住民生活にとって、なくてはならないものとなっている。

〔社会保障関係費の将来推計（歳出ベース）〕

（単位：億円）

	区分		H21	H22	H23	H24
社会保障（義務分）	**法令等に基づく義務的経費**		**116,000**	**119,100**	**124,100**	**128,000**
	医療関係	国民健康保険、後期高齢者医療、医療扶助ほか	47,700	49,600	53,100	55,700
	介護・高齢者関係	介護給付費、地域支援事業費交付金ほか	13,200	13,500	13,800	14,000
	障害者関係	自立支援給付費	11,800	11,900	12,200	12,400
	児童・少子化関係	児童措置費、児童手当、児童扶養手当ほか	27,800	28,300	28,900	29,500
	生活保護関係	生活保護費(医療扶助除き)、婦人保護費	15,500	15,800	16,100	16,400
	労働関係	訓練手当給付費	0	0	0	0
社会保障（義務除き）	**国補助により全国的に推進されている経費**		**11,400**	**11,800**	**12,200**	**12,500**
	医療関係	救急運営費、特定疾患、結核、エイズ対策ほか	1,800	1,900	2,100	2,100
	介護・高齢者関係	介護予防、介護保険制度運営ほか	1,200	1,300	1,300	1,300
	障害者関係	障害者施設運営費、地域生活支援センターほか	2,700	2,800	2,800	3,000
	児童・少子化関係	放課後児童クラブ、里親支援、幼稚園助成ほか	4,600	4,700	4,900	5,000
	生活保護関係	ホームレス支援、ＤＶ対策、母子家庭支援ほか	800	800	800	800
	労働関係	離職者再就職支援、職場適応訓練ほか	300	300	300	300
	地方が共通の住民ニーズにより実施している経費		**45,000**	**46,600**	**48,700**	**50,900**
	医療関係	病院会計繰出金、乳幼児・重度心身障害児（者）・母子家庭等医療費助成ほか	24,600	25,900	27,500	29,100
	介護・高齢者関係	老人福祉施設運営費、介護予防関係費ほか	6,300	6,400	6,700	6,800
	障害者関係	小規模授産所運営費、障害者相談員配置ほか	3,200	3,300	3,300	3,500
	児童・少子化関係	保育所運営費、児童相談所活動費、幼稚園助成ほか	8,500	8,600	8,800	9,000
	生活保護関係	援護恩給、民生委員活動、ＤＶ対策ほか	2,200	2,200	2,200	2,300
	労働関係	職業訓練校運営費、訓練費ほか	200	200	200	200
計			**172,400**	**177,500**	**185,000**	**191,400**

4　持続可能な行政サービスの提供のために

財源不足の解消には、抜本的な歳入増加策が不可避

○地方公共団体の財源不足は、住民が求めるサービス水準と歳入のアンバランスによる構造的な問題

○景気対策を図る間はやむを得ないとしても、毎年度の地方財政対策による対症療法では、構造的問題が解決できず限界

○地方公共団体自らの不断の行革努力だけでは、もはや問題の解決は困難であり、行政サービス水準の切り下げか、住民負担の増を選択せざるを得ない

○しかし、行政サービス水準の切り下げ、廃止は住民生活に直結し、特に、増嵩する一方の社会保障関係費の抑制は限界

○さらに、少子高齢化や地方分権の進展に伴い地方の果たすべき役割がますます増大する中で、地方の役割に応じた税財源の充実強化が必要

○国・地方を通じた巨額の歳出歳入のギャップを解消し、持続可能な税財政制度を構築するため、国も地方も抜本的な改革が急務

○地方公共団体は住民に社会保障をはじめとする行政サービスの水準の在り方を示した上で、負担増についても避けることなく議論し理解を得ていく必要

必要な歳出に対して歳入が不足しているために生じる地方の財源不足額は、4 ページに示すとおり、平成 24 年度には、底ばい継続シナリオで 13.1 兆円、順調回復シナリオでも 9.1 兆円という巨額の財源不足が見込まれている。

この財源不足は、住民が求める行政サービスの水準と歳入のアンバランスによる構造的な問題によるものである。

現下の世界的な経済危機の中、景気対策に果断に対応する間はやむを得ないとしても、毎年度の財源不足を、その都度地方財政対策によって対症療法で解決することは、地方財政が抱える構造的問題の解決とはならず、国・地方を通じて、これを継続していくことには限界がある。

こうした状況の下、地方としては、引き続き、職員数の削減、給与カット、事務事業の見直し、行政の生産性の向上など、不断の行革努力を継続するが、現在の財源不足額は、もはや行革努力だけでは到底埋めきれるものではなく、「歳出の見直し＝行政サービス水準の切り下げ」か「住民負担の増」のいずれかを選択せざるを得ない状況である。

行政サービス水準の切り下げや廃止、特に、今後増嵩が見込まれる「社会保障関係費」の抑制は、住民生活に直結し、その影響も大きいことから、限界があることは明らかであり、住民生活に責任のある立場の地方としては、考えることはできない。

また、少子高齢化の更なる進行により社会構造の変化が進めば、特に医療や介護、子育て支援などの分野において、地域の住民生活を支えるため人材や資源を効率的に活用するネットーワークの形成など、「地域の社会保障サービスの機能強化」として人的・物的サービスを充実する必要性が高まることは、間違いない。

さらに、地方分権の進展による国と地方の役割分担の見直しに伴い、地方が担う仕事が増加することが想定されることから、これらの受け皿として地方の役割に応じた税財源を充実強化していく必要がある。

こうした状況を抜本的に解決するためには、歳入増を図ることが不可欠であり、「社会保障をはじめとした住民が求める多様な行政サービスの提供」に必要な財源を、安定的に確保する新たな仕組みづくりが必要である。

国・地方を通じた巨額の歳出歳入のギャップを解消し、我が国の構造的な課題を解決するとともに、債務残高対 GDP 比の引き下げ等の財政健全化に配慮しつつ、持続可能な税財政制度を構築するため、国も地方も抜本的な改革が急務である。また、税体系の抜本的な改革を行ったとしても、地域間格差は依然として解消しないことから、地方交付税の財源保障機能や財源調整機能の抜本強化や課税自主権の活用等が必要なのはいうまでもない。

我々、地方公共団体は、住民に対して社会保障をはじめとする行政サービス水準の在り方を示した上で、住民負担の増について、避けることなく議論し、住民の理解を得ていかねばならない時期を迎えている。

第３章　少子高齢化時代の行政サービスを支える地方の財源にふさわしい地方消費税

前章までで示したとおり、第一線で住民生活を支える地方自治体が、社会保障をはじめ、教育・警察・消防など地域の実情に応じた持続可能な行政サービスを提供していくためには、歳入増を図ることが不可欠であり、住民負担の増について、避けることなく議論し、住民の理解を得ていかなければならない。

そして、新たな負担を求める場合には、地域の実情に合った持続可能な行政サービスを提供していく観点から、こうした行政サービスを支えうる基幹税であるとともに、地域偏在性の小さい安定した税源が望ましい。

全国知事会としては、これまでも、こうした条件を満たす地方消費税の充実を求めてきたところであり、ここで改めて地方消費税の果たしてきた役割や今後の可能性等について整理することとする。

１　地方消費税の沿革とその役割

地方消費税は、都道府県・市町村の貴重な財源

○消費税の１％相当分は地方消費税であり、国税の消費税とは別の地方税

○地方消費税は、消費税導入時の地方間接税の整理に伴う減収分の見返りを引き継ぐもの

○税収は約 2.5 兆円、都道府県税収の約 16%を占める基幹税で、２分の１は市町村に交付金として交付

一般に、「消費税は５％」といわれているが、そのうち１％相当分は地方消費税であり、国税の消費税とは別の地方税である。

平成元年に消費税が導入された際に従来の地方間接税が整理され、減収分の見返りとして消費譲与税が創設された。その後、平成６年秋の税制改正において、地方分権の推進、地域福祉の充実等のために、都道府県税としての地方消費税が消費譲与税に代えて創設され、平成９年度から課税されている。税収は、約 2.5 兆円で、都道府県税収の約 16%を占める基幹税となっている。

また、都道府県税ではあるが、その２分の１は市町村に交付金として交付されている。

このように地方消費税は、都道府県及び市町村の一般財源として、その自主的な判断により、福祉、医療、教育など、幅広く住民の生活に密着した各種のサービスに充てられている貴重な財源である。

2　地方消費税充実の制度的意義

○地方消費税は、税収の偏在性が小さく安定的な基幹税として、地方の財源にふさわしい税

○少子高齢化や地方分権の進展等により、増大していくことが見込まれる住民に身近で幅広い行政サービス等の財源確保のため、地方消費税を大きく充実させていく必要がある

地方税は、地方公共団体が提供する行政サービスに必要な経費を、地域の住民等がその能力と受益に応じて負担しあうものである。地方公共団体の提供する行政サービスは、その多くが全国共通のものであり、このため地方税は、税源が全国の地方公共団体に普遍的に存在すること、景気変動の影響を受けにくく税収の安定性を備えていること、受益に対する負担として対応関係を住民が意識できること等の性格を備えたものであることが望ましい。

また、消費課税は、老若男女を問わず全国民に負担を求める税であるため、幅広い国民が享受する行政サービスの財源とすることが望ましい。

この点で、地方消費税は、税収の偏在性が小さく安定的な基幹税目の一つとして、地方の財源にふさわしい税であり、これを、福祉、教育、警察、消防をはじめ、住民に身近なサービスを提供している地方の財源とすることは、合理的であり、かつ、今後も充実すべきものである。特に、その安定性について、現在の金融・経済危機における税収見込みの状況を見てみると、平成21年度地方財政計画額で、法人二税（地方法人特別譲与税を含む）は、対前年度決算見込額比で1.6兆円の大幅な減収となる見込みであるのに対し、地方消費税は、同対比でほぼ同程度の税収を確保する見込みとなっており、地方消費税の税収は、景気の変動に左右されにくいことが確認できる。

さらに今後、少子高齢化や地方分権の進展により、地域の実情に合った福祉も含めた幅広い行政サービス等に対する要望がますます増大していくことが見込まれることから、その役割に応じた財源の確保が必要であり、これらを支える基幹税として、地方消費税を大きく充実させていく必要がある。

なお、大きな税収が見込まれる地方の基幹税としては、地方消費税の他、法人二税、個人住民税が挙げられる。偏在性及び安定性の観点に加えて、これらの税を取り巻く状況をみても、法人二税については、今でも日本の法人課税に係る実効税率が諸外国と比較して高いという指摘があり、また、個人住民税については、人口全体に占める現役世代の割合が減少していくため、将来にわたってこれに大きく依存することは困難である。こうしたことを考慮すれば、今後充実すべき地方の基幹税としては、やはり地方消費税が望ましい。

地方消費税は税収の偏在性が小さく安定的な税目

○他の税目に比較して税収の偏在性が小さい【地方税の税収の偏在状況】

各都道府県の人口１人当たり税収額の最大値／最小値の倍率（平成 19 年度決算）

税　目	倍　率
地方消費税（清算後）	**1.8 倍**
個人住民税	3.0 倍
法人二税	6.6 倍
固定資産税	2.2 倍
地方税収計	3.1 倍

※ 人口･･･住民基本台帳(H20.3.31)

○ 税収が安定的【地方税の主要な税目の税収推移(地方財政計画額ベース)】

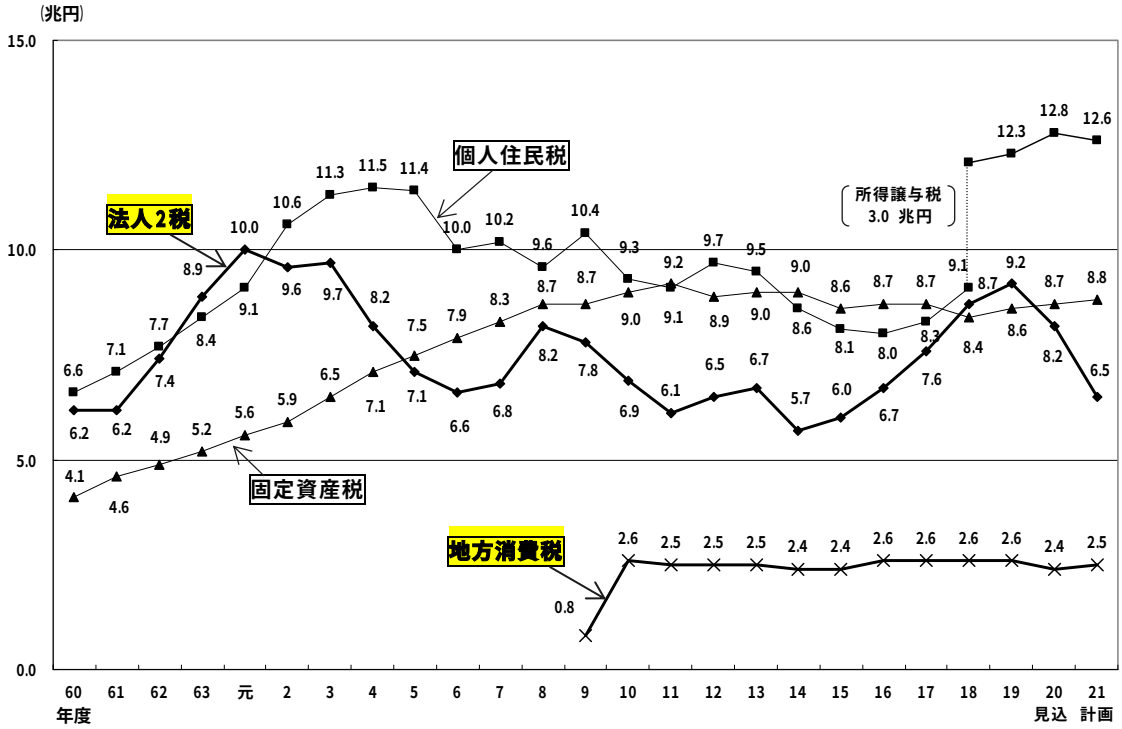

(備考) 1 平成１９年度までは決算額（超過課税分及び法定外税を除く地方財政計画額ベース）、２０年度は決算見込額、２１年度は地方財政計画額である。

2 「個人住民税」は、道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）及び市町村民税（均等割、所得割）の合計である。

3 「法人２税」は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、市町村民税（法人均等割、法人税割）及び法人事業税（地方法人特別譲与税を含む）の合計である。

4 「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

年齢別人口構成比の推移

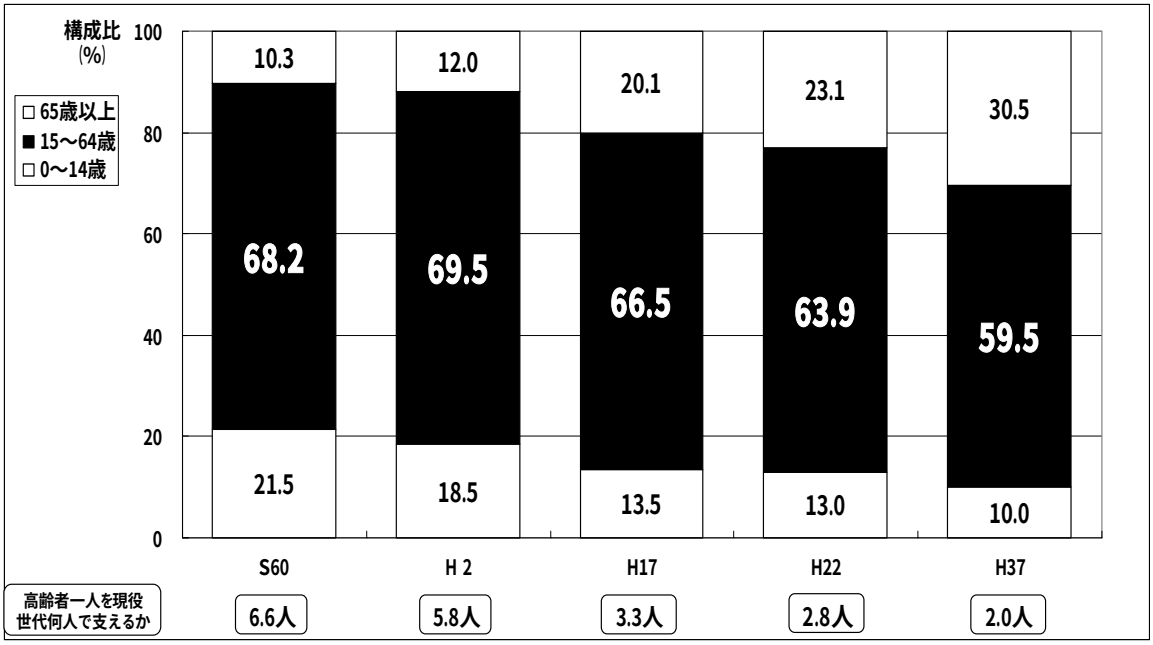

※ H17までは総務省「国勢調査」に基づく人口、H37は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口による。

現役世代（15～64 歳）の人口割合が減少 → 個人所得課税だけに依存することが困難

３　地域活性化に資する地方消費税

○地方消費税は、地方の地域経済活性化努力が税収に反映されやすい税であり、地域振興のためのインセンティブをもたらす効果が期待できる

地方消費税は、消費者が消費を行った地域と、税収が帰属する地域が一致する仕組みを採用している。また、人の往来や居住には必ず消費が伴う。このため、地域経済の活性化に積極的に取り組み、人の交流や人口の増加に成功した地域では、地方消費税の税収増の効果が現れる。さらに、住民の間で、「地域での消費は税収増や公共サービスの向上につながる」というコンセンサスが形成されれば、地産地消の推進や、地方の商店街の活性化にも結びつく。

そのためには、地方消費税が正しく最終消費地に帰属するように、さらに検討していく必要はあるものの、地方消費税は、地方の地域経済活性化努力が税収に反映されやすい税であり、地域振興のためのインセンティブをもたらす効果が期待できるものである。

都道府県における取組事例

【奈良県】

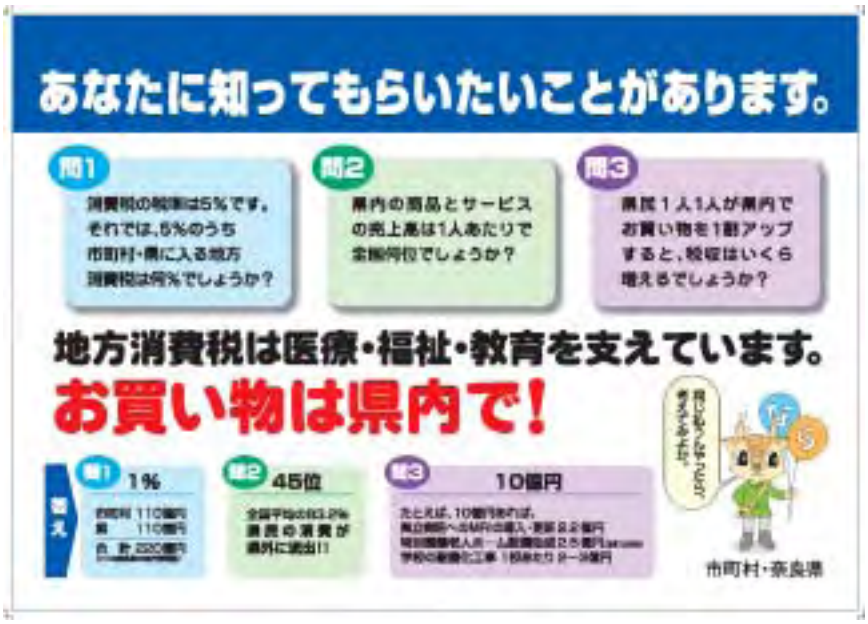

【佐賀県】

4　幅広い財源としての地方消費税

幅広い行政サービスの財源として期待される地方消費税

○地方消費税は制度創設以来、福祉や教育などの幅広い行政需要を賄う税であり、国税の消費税と違い、使途の限定がない

○地方消費税は、地方公共団体が担う多様で地域の実情に即した幅広い行政サービスの財源としての性格が維持されるべき

○消費税の目的税化の議論については、税理論上の問題点もあるが、消費税の一部が地方共有の財源として地方交付税の原資とされていることを踏まえた慎重な検討を強く求める

○消費税と合わせて、全額を年金等国の社会保障財源とする議論は、地方消費税が地方の固有財源であること、消費税が地方交付税原資となっていることを顧みないものであり、容認できない

平成 11 年度から、国税の消費税の収入は、予算総則に「その使途を介護、高齢者医療、基礎年金のそれぞれ給付に充てる」として、いわゆる福祉目的化が行われているのに対し、地方消費税は、使途の限定が行われていない。

これは、地方消費税が、制度創設以来、福祉や教育などの幅広い行政需要を賄う税として位置づけられ、地方一般財源として、これからも重要な基幹税として期待されているからである。

そもそも、国と地方公共団体では、「福祉に関係する支出」、「社会保障関係経費」の内容が異なる。国の場合は、年金・医療・介護など制度化された「現金給付」を指す狭い意味で使われることが多いのに対し、地方公共団体の場合には、金銭以外の「現物給付」、例えば、保健所による健康診断や様々な予防事業、高齢者の健康づくり事業など、それぞれが自主的な判断に基づいて行う、幅広く住民の生活に密着した各種のサービスに係る費用までが含まれていることに留意しなければならない。

平成 20 年度末に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の附則で、地方消費税は、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点からその充実を検討することとされた。

法により地方消費税の基本的方向性が示されたが、地方消費税は、今後少子高齢化の進展に伴い、間違いなく増嵩する地方の社会保障関連の人的サービスや、少子化対策、教育など、地方公共団体が担う多様で地域の実情に即した幅広い行政サービスの財源としての性格が維持されるべきである。

一方、同法附則で国税である消費税は、その全額を制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てることとされた。

消費税を社会保障目的税化する趣旨と考えられるが、本来、目的税とは、税理論上、特定の経費に充てるために徴収する税であり、国や地方公共団体が行う事業等に要する費用について、その事業等によって特に利益を享受する者に負担を求める「受益者負担」により、負担の公平と必要な財源の調達を図ることを目的としている。

消費税と年金等の社会保障給付等との間を、「受益者負担」という考え方でどのように説明するかは、国において議論されるべき重要な事項であるが、地方の立場からすれば、消費税の一部が地方共有の財源として地方交付税の原資とされていることを踏まえた慎重な検討を強く求めるものである。

なお、地方消費税を消費税と合わせて、全額を年金等国の社会保障財源とする議論もあるが、これは地方が社会保障に果たしている重要な役割や、地方消費税が経緯上も地方の固有財源であること、消費税が地方交付税の原資となっていることを顧みないものであり、地方としては容認できないものである。

消費税の国と地方の配分

○ いわゆる「消費税」5%のうち、1%分は「地方消費税」(国税としての消費税の税率は4%)

○ また、消費税(国税)の一部(29.5%)は、地方共有の財源として地方交付税の原資とされている。

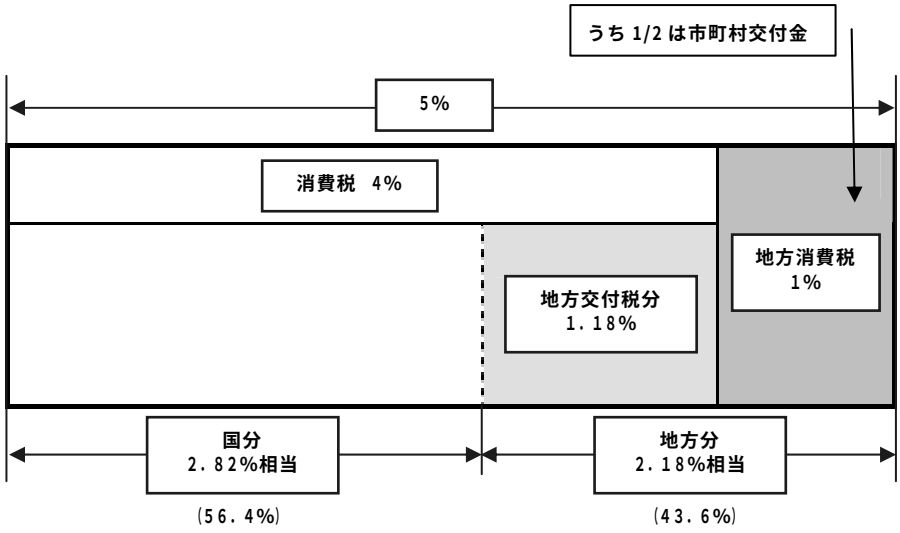

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年３月 31 日公布）

附　則

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条　政府は、～（中略）～、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。～

（中略）

３　第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

（中略）

三　消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面の合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。

（中略）

七　地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

参院予算委（H21.5.25）議事録

【与謝野財務大臣の答弁】

仮に将来、消費税を上げることをお願いすることがあるわけですけれども、やっぱり、これは、年金･医療･介護･少子化対策に全部使いますと、そういうことでないと消費税のアップというのは、なかなか国民からお許しをいただけないのではないかと思います。

そういうフレームで考えますと、その時の地方消費税、あるいは地方交付税から分配される分を含めて、やはり地方団体においても、将来の消費税が上がるものは、全部、年金･医療･介護並びに少子化対策に回していただくということが大事であろうと思っております。

第４章　地方消費税の引き上げと税制度

地方消費税は、法人二税等に比べ税収の偏在性が小さく、導入後、年間約 2.5 兆円の税収を安定して保っている。前章までに述べたように、住民が求める行政サービスの水準と歳入のアンバランスを構造的に抱える地方公共団体において、今後確実に増嵩する社会保障をはじめ、教育・警察等の住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供するためには、税収の偏在性が小さく安定的で、その財源として最もふさわしい、地方消費税の引き上げが不可欠である。

消費税・地方消費税の引き上げは、国と地方が共に取り組むべき課題であり、景気回復に向けた集中的な取り組みにより、経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく消費税・地方消費税を含む税体系の抜本的改革を実施するため、国と地方が一体となって、積極的な運動を展開していく必要がある。

我々都道府県は、市町村と連携しながら、地方消費税に対する国民の認知度を高める取り組みを充実させるとともに、地方消費税の引き上げが不可欠であることを責任を持って住民に説明し、理解を得ていく覚悟である。

以下、消費税・地方消費税の引き上げを求めるに当たり、主だった税制度上の論点について、税体系の抜本的改革に向けた整理を行うこととする。

なお、平成 20 年度の税制改正により、消費税・地方消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引き下げが行われ、その引き下げ分に相当する額については、国税である地方法人特別税が創設され、その収入は、譲与税として都道府県に譲与する措置がなされている。

税収格差の是正は、早急に対応されなければならないものではあるが、どんな理由にせよ、地方税を国税にする改正は、地方分権の基本方向から見て大きな問題である。地方法人特別税は、根拠となる法律名（「地方法人特別税等に関する暫定措置法」）にも明示されているように、あくまで暫定的な措置でなければならない。以上を踏まえるならば、消費税を含む税体系の抜本的改革を速やかに行い、地方法人特別税のような暫定的な制度は地方税として元に復し、地方の行政サービスを支える偏在性の小さい地方税体系を確立していくべきである。

平成 20 年度税制改正の要綱（抜粋）

平成 20 年 1 月 11 日
閣　議　決　定

八　地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

1　地方分権改革の方向性と地方消費税の賦課徴収体制

○納税者の事務負担、徴税コスト、都道府県の賦課徴収体制の環境整備等について検討を進め、将来的には地方税法本則に規定する、賦課徴収を都道府県が行う形態を目指すべき

○都道府県自らが賦課徴収において、申告書の収受、滞納整理業務の一部引き受け等、一定の役割を果たすべく具体的な提案に向け検討を進める

地方消費税の譲渡割の賦課徴収については、地方税法附則の規定により、当分の間、国に委託されているため、都道府県自らが賦課徴収しておらず、都道府県は国に対し、定められた徴収取扱費を負担している。

ところが、こうした実態を指して、「地方消費税は地方税にふさわしくない」、「地方税とは言えない」といった批判がある。

しかしながら、これは、納税者の事務負担、徴税コストの最小化を考慮した相当程度合理的な方法で、制度創設時に十分議論された政策判断によるものである。したがって、現在の賦課徴収体制の状況のみを指して地方消費税は地方税としてふさわしくないといった批判は、単なる「批判のための批判」に過ぎない。

都道府県としても、納税者の事務負担、徴税コスト、賦課徴収体制の環境整備等について検討を進め、将来的には地方税法本則に規定する、賦課徴収を都道府県が行う形態を目指すべきである。

当面、地方消費税の引き上げを求めていく上では、都道府県として自ら賦課徴収に一定の役割を果たすべく、例えば納税者の利便性向上のための納税相談、申告書の収受といった窓口業務や公平性を確保するための滞納整理業務の一部引き受け等について具体的な提案に向け検討を進める。

いずれにしろ国と地方の役割の分担については、国民経済全体の観点から費用対効果も考えた上で最終的に判断されるべきものと考える。

なお、そもそも地方消費税は、消費税創設時に整理された娯楽施設利用税、電気税、ガス税等の地方間接税や、平成６年度税制改正における住民税の減税に代わる財源としての位置づけがあることも、改めて確認しておきたい。

＊参考資料１「滞納整理業務の一部引き受けについて」参照

地方税法附則第９条の４
　譲渡割の賦課徴収は、当分の間（中略）国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。（以下略）

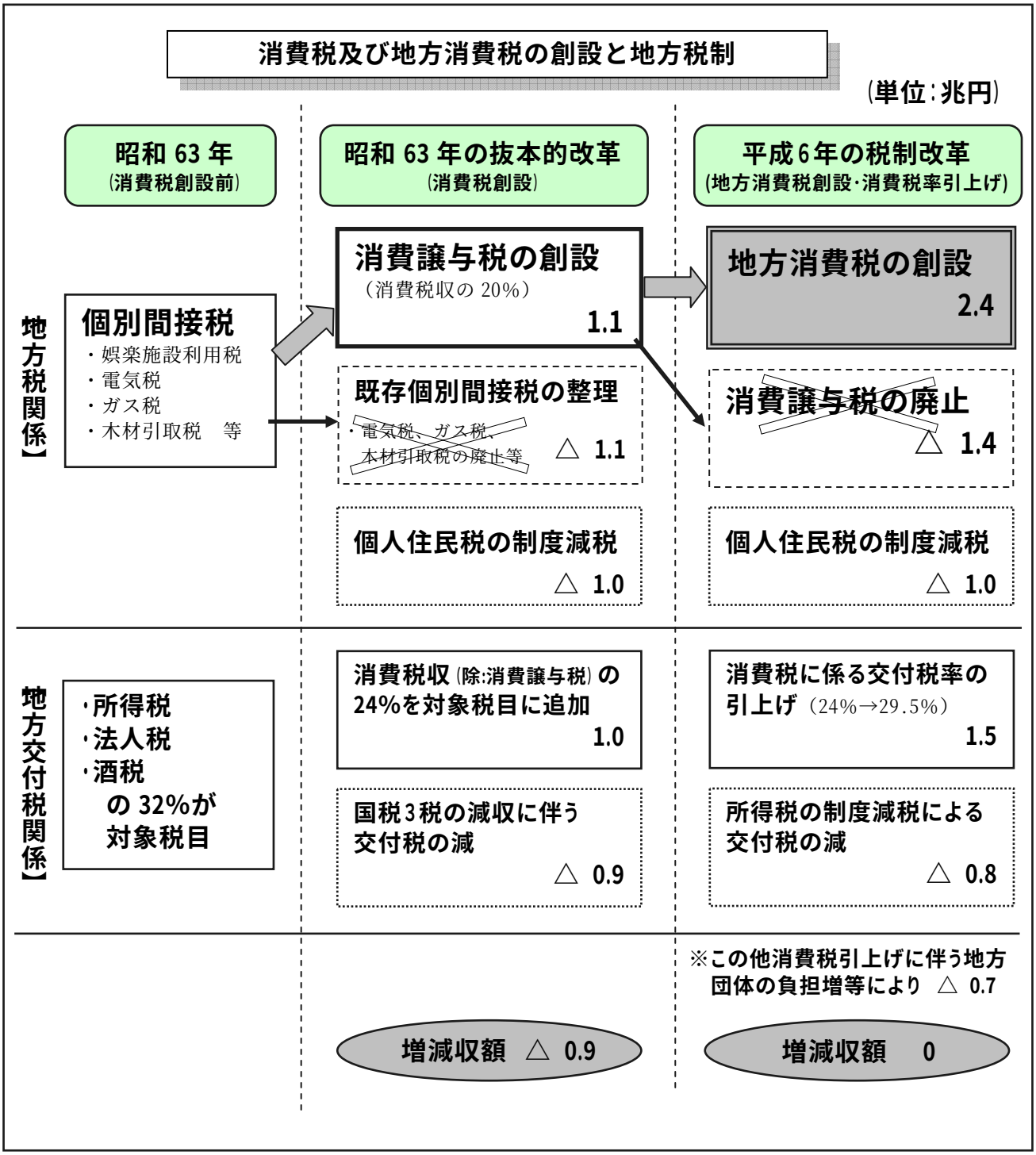

2　低所得者等に対する配慮と対応

○食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、給付付き税額控除制度など低所得者等への負担緩和も十分検討すべき

○透明性・信頼性確保のため、「インボイス方式」についても研究が必要

今後、消費税・地方消費税の引き上げを求めていく上で、低所得者の負担緩和の観点から一定の配慮が必要と考えられる。また、引き上げに伴い、より透明性・信頼性の高い制度としていくことも重要である。

①　低所得者等に対する配慮

欧州等においては、食料品等の生活必需品や特定のサービスに対する軽減税率適用の例がある。

軽減税率は、消費課税の範囲内で手当てが可能な仕組みであり、低所得者の家計に占める消費割合が高い品目をその対象とすることにより負担緩和に資するというメリットがある。その一方で、軽減税率の適用による減収分を補うため標準税率が高くなることや事業者の事務負担の増加、対象品目の選定の困難性等のデメリットもあり、十分な検討が必要である。

また、軽減税率を導入しない場合には、低所得者層ほど税負担が重くなる「逆進性」が高まるとの指摘がある。これについては、例えば所得税の税額控除と低所得者層への給付金を組み合わせた「給付付き税額控除制度」等による緩和措置を導入すべきとの議論もあり、軽減税率の導入の検討と併せて、どのような制度が望ましいかを今後検討すべきである。

なお、地理的条件等により、総体的に物価が高い離島地域において、欧州でも例があるように軽減税率を活用すべきとの議論もある。

＊参考資料２「軽減税率（複数税率）について」参照

軽減税率の検討に当たっての留意点

【効果・目的】
・低所得者の家計に占める消費割合が高い品目を軽減税率の対象とする場合は、低所得者の負担緩和に資する（ただし高所得者にもその効果は及ぶ）。

【公平性の問題】
・ライフスタイルや価値観が多様化する中で、軽減税率の適用範囲を合理的に設定することは極めて困難。物品税を廃止し、消費税を導入した経緯に逆行する。

【経済活動に対する中立性の問題】
・対象品目とそれ以外の品目との相対価格が変化するため、経済活動への中立性を損なうおそれがある。

【制度の簡素化、事業者の事務負担の問題】
・軽減税率を採用した場合、売上げと仕入れを異なる税率ごとに区分して記帳する必要が生じるなど、事業者の事務負担の増加が避けられない。

【税率との関係】
・一定の税収を確保するためには、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ない。

（H19 政府税制調査会資料から）

給付付き税額控除制度

・　給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるもの
　（所得税等の納税額が少ないため減税の恩恵を受けにくい低所得者層や子育て世帯に税額控除に合わせ給付金を支給するもの）
・　低所得者ほど税負担が重くなる消費税の「逆進性」を緩和
・　所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 104 条第３項第 1 号において、制度の検討が明記された

所得税法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 13 号）附則第 104 条第 3 項第１号(抜粋)
　３　（略）
一　個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

・　「経済財政改革の基本方針 2009」（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定）では、「子育て等に配慮した低所得者支援策（給付付き税額控除等）について、財源確保方策とあわせ、制度設計の論点を含めて検討する」と明記された。
・　アメリカ、カナダ等諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されている
・　具体的には、社会保険料の一部相当額を給付金として支給する等の案がある

②　透明性・信頼性確保のための対応

欧州等では、適正かつ円滑な施行に資する観点から、免税事業者からの仕入税額控除を排除し、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」が採用されている。

これまで、政府税制調査会等の議論においては、中小事業者等を中心とした導入コスト等の観点から、必ずしも積極的な意見は見られない。しかし、制度の透明性や信頼性を高める観点からは、いわゆる「益税」問題等、現行の消費税制度において国民が抱いている不公平感を解消するために、我が国においてもその導入の是非は検討されてしかるべきである。

さらに、「インボイス方式」については、軽減税率の導入に欠かせない仕組みという側面があるほか、理論的には地域ごとの異なる税率決定も可能にする要素となるといった側面も論じられている。

一方で、免税事業者が商取引から排除されるおそれがあることや中小事業者の事務負担の増加などが指摘されており、導入の是非については、こうした点を踏まえて、今後も研究していく必要がある。

＊参考資料３「「インボイス方式」の概要について」参照

インボイス制度の効果と留意点

【効　果】
- **消費税制度の信頼性・透明性の向上に資する。**
- **複数税率の下では、税額を明記した請求書等の保存を求める「インボイス方式」を採用することにより、適正に仕入控除税額の計算を行うことが可能となる。**

【留意点】
- **税率構造や中小事業者に対する特別措置などとの関係を踏まえ、事業者間における取引の実態にも留意しつつ、検討を行うことが必要。**
- **免税事業者からの仕入れについて、仕入税額控除が認められず、免税事業者が、事業者間取引から排除されるおそれがある。**

（H19 政府税制調査会資料から）

３　地方消費税の税収配分のあり方

○都道府県と市町村の税収配分のあり方は、今後課題等の整理が必要
○地方消費税における清算は「最終消費地と課税地との不一致」を解消するための制度であるが、現在の清算基準の課題とその対応について整理が必要

①　都道府県と市町村の税収配分のあり方

地方消費税はその税収の半分が市町村交付金として、人口及び従業者数に応じて配分されており、市町村においても都道府県と同様に、地方の福祉はもとより医療や教育など、幅広く住民の生活に密着した各種のサービスに充てられている貴重な財源である。

都道府県と市町村の税収配分のあり方については、今後課題等を整理していく必要がある。

②　清算基準の見直し

地方消費税における清算は、多段階の消費課税である消費税と課税の仕組みを同じにしたことによる「最終消費地と課税地の不一致」を解消するための制度である。つまり、その目的は、「地方消費税収を正しく最終消費地に帰属させること」であり、都道府県間の財政調整のために行われているわけではない。

現在の清算基準は、国のいわゆる「指定統計」を使用して算定した「消費に相当する額」を基礎としている。現行の清算基準では、指定統計による「消費に関連した指標」を用いて把握できる範囲は「消費に相当する額」の 75%とされ、これを根拠として４分の３を「消費に相当する額」で、残りを人口と従業者数とで清算している。しかし最近では、非課税取引等を考慮すれば、指定統計で把握可能な部分は 75%よりも少ないとの意見があることや、指定統計で把握できない部分については人口や従業者数などの代理指標を用いて把握すること等の課題も指摘されている。

このため、現在の清算基準の課題とその対応について整理していく必要がある。

地方消費税の清算

国から払い込まれた地方消費税相当額について、最終消費地に税収を帰属させるため、消費に関連した基準によって都道府県間において清算

指　　標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計）」と 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」の合算額	6／8
「人口（国勢調査）」	1／8
「従業者数（事業所・企業統計）」	1／8

地方消費税交付金

税収（清算後）の２分の１を市町村に交付。人口と従業者数であん分

指　　標	ウェイト
「人口（国勢調査）」	1／2
「従業者数（事業所・企業統計）」	1／2

４　地方消費税の課税標準と税率の規定

○地方消費税の課税標準と税率の規定ぶりについては、他の地方税に同様の規定があり、税理論上問題はないと考える。
○地方消費税に対する国民の認知を高めることが重要であり、周知方法に工夫が必要

現行の地方消費税の制度上、消費税額を課税標準とし、税率を２５％と規定しているため、いわゆる「消費税」５％のうち１％分が地方消費税であるとの認識が希薄となっており、国民に負担感、痛税感がない、都道府県が住民に対して説明責任を果たしていないとの批判がある。

課税標準、税率の規定ぶりについては、他の税目（法人県民税法人税割、市町村民税法人税割）に同様の規定があり、税理論上問題があるとは考えていないが、国民に対する分かりやすさという観点からは、徴収コストや事務負担などの影響を考慮したうえで議論すべきことと考える。

規定の如何にかかわらず、国民に対する地方消費税の認知を高め、説明責任を果たすことが重要であるので、メディアを通じた広報の充実や例えば国民が実際に受取るレシート等への地方消費税の明記などの働きかけ等を行っていく必要がある。

地方税法第７２条の８２
地方消費税については、（中略）、消費税額を課税標準額とする。

地方税法第７２条の８３
地方消費税の税率は、１００分の２５とする。

消費税法第２８条第１項（抜粋）
課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額とする。

消費税法第 63 条の２（抜粋）
事業者は、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

まとめ

～ 住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言 ～

地方財政の現状と将来見通し

○バブル崩壊後、**国と地方の債務残高は大幅に増大**

○平成16年度以降、地方一般財源総額は厳しく抑制。地方財政は**「構造的に厳しい」**状況

○**今後も社会保障関係費の増嵩等により**地方の財源不足は増加し、**平成24年度までに基金も枯渇し、地方団体の財政運営は破綻の懸念**

↓

持続可能な行政サービスの提供のためには

- 地方は不断の行革努力を実施
- 地方の行政サービス水準の切り下げや廃止は、住民生活に直接影響
- 地方が負担する社会保障関係費は幅広く、その負担は増加の一途

↓

今後とも不断の行革努力を行うが、これだけでは巨額の財源不足解消は困難

行政サービス水準の切り下げは困難

＋

少子高齢化や地方分権の進展に伴い、地方の果たすべき役割が増大

↓

抜本的な歳入増加策が不可避

○国・地方を通じた歳入歳出ギャップを解消し、持続可能な税財政制度を構築するため、**国も地方も抜本的な改革が急務**

○**住民にサービス水準のあり方を示した上で、負担増についても避けることなく議論し、理解を得ていく必要**

↓

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な「地方消費税」の引き上げが不可欠

1　国・地方を通じた消費税・地方消費税の引き上げが不可欠

2　地方消費税は、社会保障をはじめとする多様な行政サービスの財源としての性格を維持

3　地方消費税は、少子高齢化や地方分権の進展に伴い増大する地方の役割を踏まえ、今後の行政サービス需要を十分賄える水準を確保

ニッポンの未来を地方から考える！

将来の子どもたちのため、都道府県と市町村が連携し、地方が先頭に立って主張していく

おわりに

これまで見てきたように、試算の結果、地方の財源不足額は、平成 24 年度には、内閣府試算の世界経済底ばい継続シナリオで 13.1 兆円(仮にこれを現行の地方消費税に換算すれば約 5.2%に相当)、同世界経済順調回復シナリオで 9.1 兆円という巨額に上る見込みである。これは、昨年度の試算と同様の水準であり、我々が、今、「住民サービスの危機」に直面している状況にかわりはない。

この「危機」の下にあっても、地方公共団体は、住民本位の視点から、今後とも行財政改革の努力を惜しまずに続け、医療、福祉、教育など、住民が求める必要不可欠なサービスをきちんと確保していかなければならない。

しかし、少子高齢化や地方分権の進展に伴い社会構造の変化が進む中で、安心して暮らしていける地域社会を実現するため、地方の役割と責任は増大の一途をたどっており、行政サービスの受益と負担に不均衡が続く限り、地方財政は構造的に厳しい状況である。

税収大幅減の厳しい財政環境下であるが多額の財源不足が見込まれる現状を打開して、持続可能な財政構造を確立し、日本の将来を担う子どもたちに、これ以上負担を先送りしないためには、国民に広く負担をお願いする必要がある。
すなわち、国・地方を通じて安定的かつ偏在性のない財源を確保し、必要な行政サービスを維持・向上させることが求められており、このためには、景気の回復を前提とした消費税・地方消費税の引き上げが不可欠である。

また、地方が担う多様で地域の実情に即した行政サービスの範囲は、幅広く、かつ、少子高齢化や地方分権の進展に伴い社会保障関係費を中心に今後も増嵩の一途であることから、消費税・地方消費税の引き上げにあたっては、これを十分に賄えるだけの水準を確保するとともに、多様で幅広いサービスの財源として活用できることが必要である。

この問題を実現するためには、国任せにせず、都道府県知事自らが市町村長とも一体となって、全国レベルのシンポジウムや、地域レベルの説明会の開催などを通じ、住民一人一人に国・地方がおかれている現在の状況を分かり易く説明し、国民的議論を喚起し、地方公共団体が一丸となって先頭に立ち主張して行くことが重要である。

誰もがこの国に、この地方に住んでよかったと実感できる社会を構築していくために、今、「ニッポンの未来を地方から考える！」。我々は、国政の場に声が届くよう、不退転の心積もりで行動していく決意をここに凛として表することとしたい。

参 考 資 料

「地方財政の将来推計」の前提条件（都道府県分）

○試算の前提

区　分	概　　要
推計期間	平成 21 年度～平成 24 年度
対象会計	普通会計
経済成長率	ケース 1：H22：△2.7%、H23：△3.1%、H24：△2.6%（底ばい継続シナリオ） ケース 2：H22：△0.6%、H23：　1.5%、H24：　1.8%（順調回復シナリオ）
一般財源	平成 17 年度以降、地方の一般財源総額がほぼ同額に固定されたことを踏まえ、平成 21 年度当初同額を基本として一般財源総額を固定
推計の考え方	一定の前提の下、各都道府県で推計した結果を積み上げ

○推計方法

区　分		考　え　方
歳出	人件費	積み上げ
	社会保障(義務分)	「社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(20 年 11 月総務省)」の伸び率
	公債費	既発行分　→積み上げ 今後発行分→利率は、国の試算（ケース1：1.2%~1.4%、ケース2：1.3~1.8%）
	税関連交付金等	税収に連動
	社会保障等 生活関連経費	社会保障：「社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(20 年 11 月総務省)」の伸び率 生活関連：21 年度当初同額
	公共インフラ整備・維持経費	普通建設：前年×0.97 その他　：21 年度当初同額
	地域活性化経費	
歳入	地方税	名目経済成長率×弾性値（1.1）
	地方譲与税	名目経済成長率×弾性値（1.1）
	地方法人特別譲与税	名目経済成長率×弾性値（1.1）※22 年度平年度化影響加味
	地方特例交付金	21 年度当初同額（特別交付金：21 年度完了）
	地方交付税 臨時財政対策債	21 年度当初－税収等増減分
	交通安全対策特別交付金	21 年度当初同額
	その他の歳入	原則として歳出に連動

注 1：2008 年度国補正関連の歳出は、23 年度まで試算に反映
注 2：地方交付税への別枠加算措置は、現時点で決定している国の方針を試算に反映
注 3：税還付金は、21 年度当初が例年に比べて大幅増となっていることを踏まえ、22 年度以降の水準を調整

「地方財政の将来推計」の前提条件（市区町村分）

○試算の前提

区　分	概　　要
推計期間	平成 21 年度～平成 24 年度
対象会計	普通会計
経済成長率	ケース 1：H22：△2.7%、H23：△3.1%、H24：△2.6%（底ばい継続シナリオ） ケース 2：H22：△0.6%、H23：　1.5%、H24：　1.8%（順調回復シナリオ）
一般財源	平成 17 年度以降、地方の一般財源総額がほぼ同額に固定されたことを踏まえ、平成 21 年度当初同額を基本として一般財源総額を固定
推計の考え方	平成 21 年度当初を基準に、一部平成 19 年度決算統計から推計

○推計方法

区　分		考　え　方
歳出	人件費	職員数の減少率を使用　平成 23､24 年度は平成 22 年度と同額
	社会保障(義務分)	「社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(20 年 11 月総務省)」の伸び率
	公債費	既発行分　→平成 19 年度決算統計の将来償還額 今後発行分→利率は、国の試算（２年据置、10 年償還） （ケース 1：1.2%～1.4%、ケース 2：1.3～1.8%）
	税関連交付金等	税収に連動
	社会保障等 生活関連経費	社会保障:「社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(20 年 11 月総務省)」の伸び率 生活関連：21 年度当初同額
	公共インフラ整備・維持経費	普通建設：前年×0.97 その他　：21 年度当初同額
	地域活性化経費	
歳入	地方税	名目経済成長率×弾性値（1.1）
	地方譲与税	名目経済成長率×弾性値（1.1）
	地方特例交付金	21 年度当初同額（特別交付金：21 年度完了）
	地方交付税 臨時財政対策債	21 年度当初－税収等増減分
	交通安全対策特別交付金	21 年度当初同額
	その他の歳入	原則として歳出に連動

注 1：地方交付税への別枠加算措置は、現時点で決定している国の方針を試算に反映
注 2：税還付金は、21 年度当初が例年に比べて大幅増となっていることを踏まえ、22 年度以降の水準を調整

参 考 資 料　1

滞納整理業務の一部引き受けについて

（検討例：個人事業者分に係る滞納整理）

1　検討の背景

○　「平成 19 年度末　国税収納未済額」（次のグラフ資料）を見ても、消費税の未収額は 5,242 億円に達しており、この額から推計される地方消費税の未収額（1,311 億円）の圧縮は急務である。未収額の増加は看過できない状況

○　地方も消費税の滞納整理を行い、少しでも地方消費税の収入アップを図れないかという意見

○　「地方消費税は地方税であるにもかかわらず、地方は何も汗をかいていない」との批判もあることから、地方消費税の引き上げを求めるに当たって、賦課徴収について、自らが一定の役割を果たすことを検討

(単位：億円)

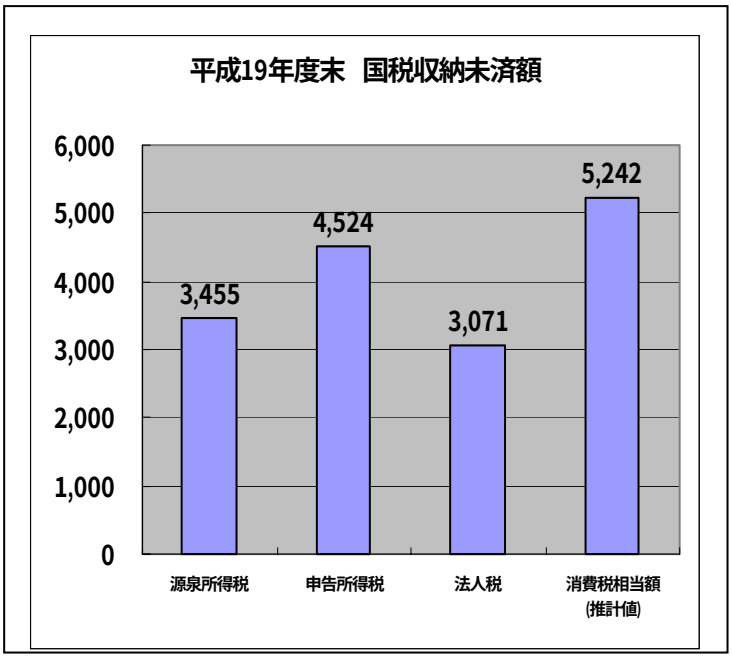

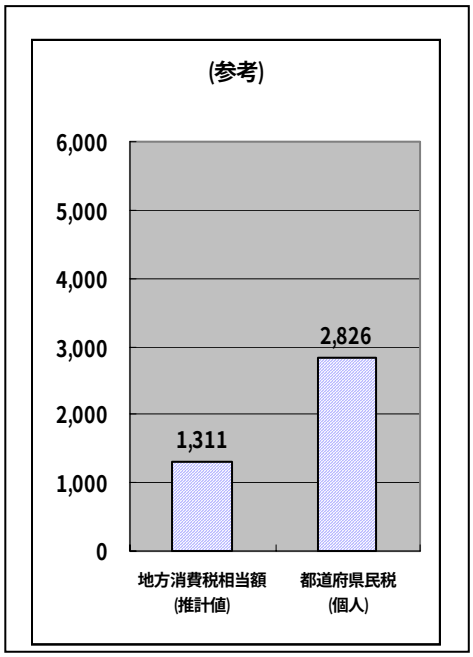

※ 国税庁ＨＰ統計資料（平成 19 年度末）、平成 19 年度道府県税徴収実績調(決算見込額)より

(注 1) 消費税相当額及び地方消費税相当額は国税収納未済額から税率按分にて算定

(注 2) 道府県民税(個人)は、均等割と所得割の合計

2　引き受け可能な事務の例

都道府県自らが果たすべき役割分担としては様々な事務が考えられるが、次のような理由により一つの例として、賦課徴収事務のうち「個人事業者分に係る滞納整理」を引き受けることが検討対象となる。

ただし、仕組みや取組みに伴うコストなど、今後詳細な分析が必要である。

（１） 個人事業者分に係る滞納整理の仕組み

消費税・地方消費税に係る滞納分のうち、法人分に比べて件数が多く手間隙の多くかかるであろう個人の滞納分について地方が引き受け、国と地方が協力して滞納整理を行う。

個人事業者に係る消費税及び地方消費税に係る滞納整理のイメージ

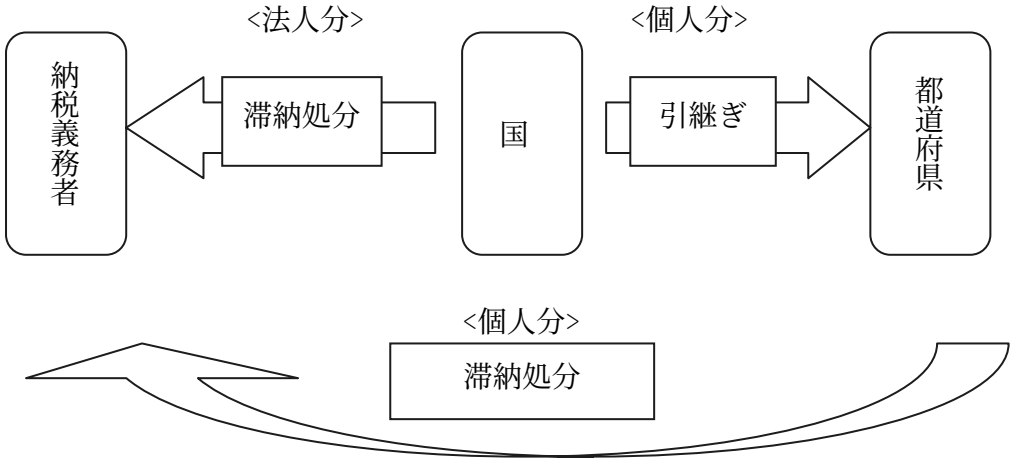

（２） 検討対象とする理由

① 滞納している個人事業者は、個人住民税・個人事業税・不動産取得税・自動車税等の地方税も併せて滞納している可能性が高く、地方税と併せて消費税及び地方消費税の滞納整理を行えるケースも多いと考えられる。

② 地方はコストの掛かる新たな電算システムを構築せずに、滞納整理を行うことも可能ではないかと考えられる。

（３） 解決すべき事項

① 地方税法の改正

地方税法第４８条（個人住民税の直接徴収）と同様の規定の追加が必要である。

② 新たなコストの増加

住民の理解が得られるならば、ある程度のコストの増はやむを得ないが、交付税等の財源措置、徴収取扱費の軽減を求める必要がある。

③ その他の課題

都道府県が徴収した税額の一部も清算過程で他の都道府県に配分されてしまい、徴収に対するインセンティブが働きにくいとの指摘がある。

参考資料　2

軽減税率（複数税率）について

1　低所得者層に対する負担緩和の配慮

（1）　消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）が公平性の観点から抱える問題として低所得者層に対する配慮が必要である。

（2）　具体的には、一般的に低所得者ほど所得に占める消費の割合が高いため、所得に占める消費税の負担も高所得者より低所得者の方が高くなるという問題である。

（3）　消費税の税率を引き上げる際には、こうした問題がさらに拡大することとなるため、緩和策を検討する必要がある。

2　緩和策

低所得者層の負担を緩和する方策としては、多くの国で採用している軽減税率の導入が考えられる。

3　諸外国の導入例

主要国の複数税率の導入状況

（2007年1月現在）

	フランス	ドイツ	イギリス	スウェーデン
標準税率	19.6%	19%	17.5%	25%
ゼロ税率	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器　等	医薬品（医療機関による処方）等
軽減税率	食料品、雑誌、書籍、旅客輸送、肥料等　5.5% 新聞、医薬品　等　2.1%	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、旅客輸送　等　7%	家庭用燃料及び電力等　5%	食料品、宿泊施設の利用等　12% 新聞、書籍、雑誌、ｽﾎﾟｰﾂ観戦、旅客輸送、映画等　6%
割増税率	なし	なし	なし	なし

※ 財務省ＨＰ「主要国の付加価値税の概要（未定稿）」より抜粋

4　導入に当たって留意すべき事項

（1）　標準税率への影響

一定の税収を確保するため、標準税率を高くせざるを得ない。

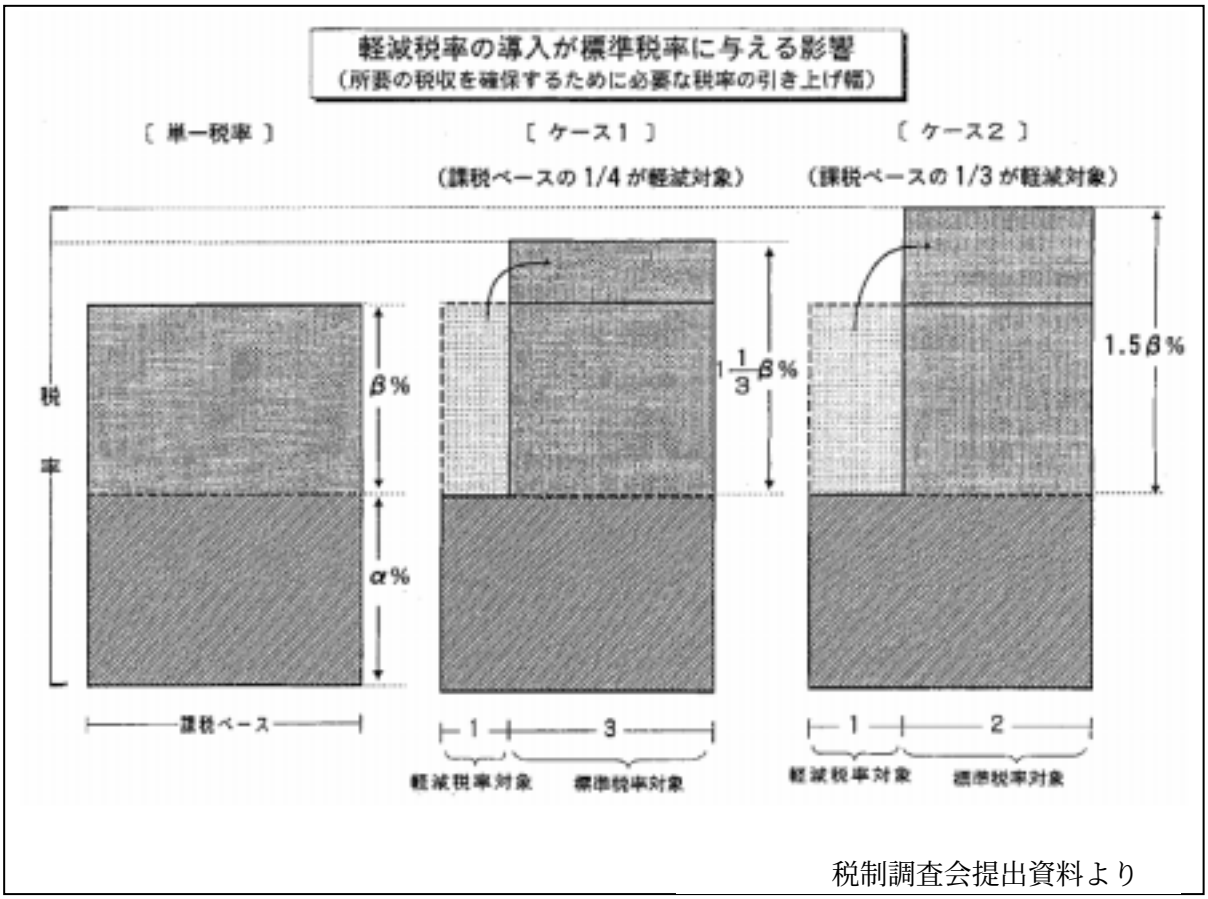

税制調査会提出資料より

（2）　事業者の事務負担の増

インボイス方式の導入が不可欠であり、事務量の増加が予想される。

（3）　軽減税率の適用品目の選定が困難

欧州における例

○ ファーストフード店：ドーナツ５個まで標準税率、６個以上は軽減税率

→　店内消費（飲食サービスの提供）かテイクアウト（食料品の購入）かを購入数の違いにより区分

○ ファーストフード店・惣菜店：暖かいものは標準税率、冷めたものは軽減税率

→　供される温度により区分

（4）　農業従事者の事務負担

食料品が軽減税率の適用となった場合、農業生産に必要な肥料、ガソリン等に係る仕入税額控除は標準税率であるので、適切な仕入税額控除を受けるためには課税業者となるとともに、多くの場合、恒常的に還付申請事務が必要となる。

参 考 資 料　3

「インボイス方式」の概要について

1　インボイスとは

消費税は、生産・流通の各段階で課税されるため、二重、三重に税が課されることのないよう課税売上に係る税額から課税仕入れ等に係る税額を控除している。

欧州各国では、税の累積排除の具体的な方法として、課税事業者だけが税額を記載したインボイスを発行することができ、それを保存することが義務付けられる「インボイス方式」が採用されている。

日本の現行消費税では、帳簿方式を基本とする「請求書等保存方式」を採用しているが、いわゆる「益税」や脱税の解消、複数税率導入の前提としての観点から「インボイス方式」導入の是非について検討が続けられている。

2　インボイスの特徴

（1）　財貨・サービスを供給する課税事業者が、供給を受ける者（顧客）に対して発行した書類。

（2）　一定の事項が記載された請求書、領収書、納品書等をいい、決められた用紙はない。

（3）　必須記載事項は、①取引年月日、②付加価値税登録番号、③供給者の住所・氏名、④顧客の住所・氏名、⑤財貨・サービスの内容、⑥財貨・サービスの対価の額、⑦税額・適用税率

（4）　免税業者は、インボイスが発行できない。

[イギリスのインボイスの例]

Sales Invoice No.174

③　○×△　TRADE LTD　　②　VAT Reg. No.987 6543 21

From:Any Street,Any Town

④　To:　N Obody,222 The High Street

London NET4 4PT

①　Sale:Time of supply 16/01/02　　Date of Issue:19/01/02

Quantity	⑤ Description and Price	⑥£ Net Of VAT	VAT Rate	Net VAT
6	Lamps,T77@£15.60	93.60	⑦	
4	Picnic BBQ Grill@£60.00	240.00		
		333.60	17.5	58.38
10	Charcoal for BBQ Pack@ £16.5	165.00	5.0	8.25

Total(Net)　498.60　66.63

VAT　66.63

TOTAL　£565.23

3　インボイス方式による仕入税額控除

（1）　仕入税額控除は、インボイスの保存が要件であり、記載された税額の集計により算定する。

（2）　免税業者からの仕入分は、インボイスが発行されないため、控除できない。

（3）　複数税率のもとでも適正に仕入税額控除が可能。

4　インボイス方式の導入による免税事業者への影響

[比較の前提]

①現行消費税にインボイス方式を導入したことを想定

②計算上消費税、地方消費税の区別なく税率を5%とした

③各事業者は仕入れから消費税額を差し引いた金額に 100 の付加価値を加えて販売することとする

④仕入れに係る税額を控除できない場合には,消費税を含めた仕入金額に 100 の付加価値を加えて販売するとする

ケース1　課税事業者のみ

	a 仕入 (税込み価格)	b 売上 (税込み価格)	c 売上に係る消費税額	d 仕入税額控除	e 差引税額 (c－d)
課税事業者 1	0 (0)	100 (105)	5	0	5
課税事業者 2	100 (105)	200 (210)	10	5	5
課税事業者 3	200 (210)	300 (315)	15	10	5
				合計	15

ケース2　免税業者介在

	a 仕入 (税込み価格)	b 売上 (税込み価格)	c 売上に係る消費税額	d 仕入税額控除	e 差引税額 (c－d)
課税事業者 1	0 (0)	100 (105)	5	0	5
免税事業者	100 (105)	205 (205)	-	-	-
課税事業者 2	205 (205)	305 (320.25)	15.25	-	15.25
				合計	20.25

- **ケース2において免税事業者は消費税が課税されないが、仕入れに係る消費税5の負担から販売価格は 205 となる。**
- **課税事業者2は、100 の付加価値に比べ大きな消費税(15.25) を負うことになり、通常の利益を確保しようとすると、販売価格が上がってしまうため、消費者の負担が増すこととなる。**
- **ケース1の課税事業者3との価格競争のためには、代替品を課税業者から仕入れることを選好することとなり、免税業者は商取引から排除される可能性がある。**

参考文献：栗原克文　経営と経済第87巻第2号2007年9月(2007) 消費税制度に関する一考察

5　日本の現行「請求書保存方式」における「益税」問題

（1）　日本においては、仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を記載した書類及び帳簿の保存が要件となる「請求書保存方式」が採用されているが、消費税導入以来、「益税」の発生が問題視されている。

（2）「益税」が発生するケース

ケース１　免税事業者が仕入時に負担した税額の範囲内で転嫁した場合

	a 仕入 (税込み価格)	b 売上 (税込み価格)	c 売上に係る消費税額	d 仕入税額控除	e 差引税額 (c－d)
課税事業者　1	0　(0)	100　(105)	5	0	5
免税業者	100　(105)	205　(205)	-	-	-
課税事業者　2	(注1) 195.24　(205)	295.24　(310)	14.76	(注2) 9.76	5
				合計	10

ケース２　免税事業者が仕入時に負担した税額の範囲を超えて転嫁した場合

	a 仕入 (税込み価格)	b 売上 (税込み価格)	c 売上に係る消費税額	d 仕入税額控除	e 差引税額 (c－d)
課税事業者　1	0　(0)	100　(105)	5	0	5
免税業者	100　(105)	210　(210)	-	-	-
課税事業者　2	200　(210)	300　(315)	15	10	5
				合計	10

ケース１との差額５が益税とされる。

(注1) 仕入れ価格 (税抜) ＝205(税込) -205×5/105
(注2) 205×5/105

- ケース1のように免税業者が仕入れにおいて負担した消費税額以内の額を販売価格に上乗せした場合は益税は発生しないが、負担した以上の額を販売価格に上乗せして 210 (ケース2の場合) で販売した場合は、免税業者に益税(5)が発生する。
- 課税業者2が消費税を納めていない免税事業者からの仕入れについても仕入税額控除できるという点が制度の信頼性･透明性を損ねている。

参考文献：栗原克文　経営と経済第87巻第2号2007年9月(2007) 消費税制度に関する一考察

資料６－２

概要版

地方財政の展望と地方消費税特別委員会

住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言

「ニッポンの未来を地方から考える！」

平成 21 年 7 月

全　国　知　事　会

1　国と地方の債務残高

バブル経済崩壊後、国と地方の債務残高は大幅に増大

- ○いわゆるバブル経済の崩壊後、国・地方を通じて、公共投資を中心とした景気対策が実施され、大量の国債や地方債を発行
- ○昨年来の金融危機を発端とした世界的な景気後退に伴い、国・地方を通じて大幅に税収が減少し、財源不足が拡大
- ○未曾有の不況に対する景気対策を積極的に行うとともに、歳入不足を補てんするため、赤字国債や臨時財政対策債等を増発した結果、国・地方を合わせた債務残高は大幅に増大

国と地方の長期債務残高の推移

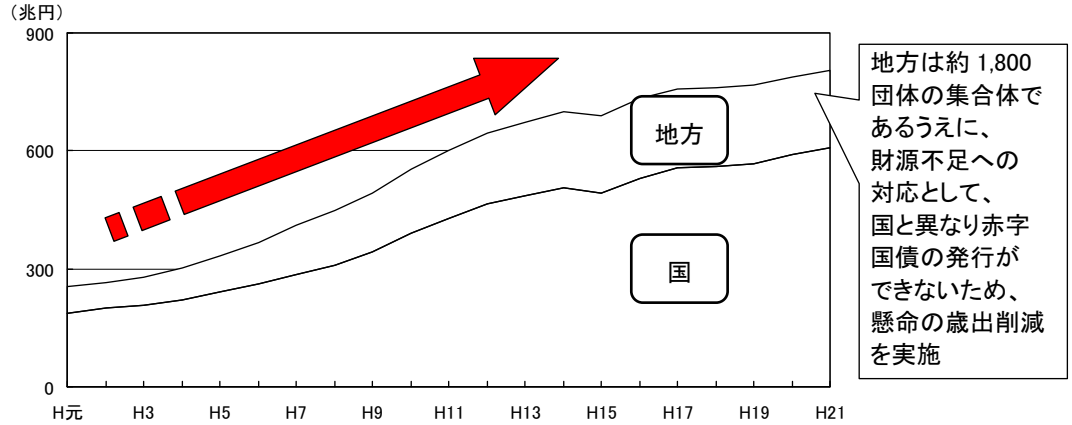

（財務省「我が国の財政事情」より作成）

2　地方財政の現状

平成 16 年度以降、地方一般財源総額は厳しく抑制。地方財政は構造的に厳しい状況

- ○平成 16 年度には、地方交付税と臨時財政対策債の大幅削減により、地方の一般財源総額は 2.6 兆円が削減され、それ以降、一般財源総額は抑制基調
- ○平成 21 年度の地方財政対策では、生活防衛のための緊急対策として、地方交付税が 1 兆円別枠加算され、かろうじて当初予算編成できたが、対症療法による自転車操業の状態
- ○少子高齢化等の進展に伴い、義務的経費の増嵩はとどまることがなく、行政サービスの受益と負担に不均衡が続く限り、地方財政は構造的に厳しい状況

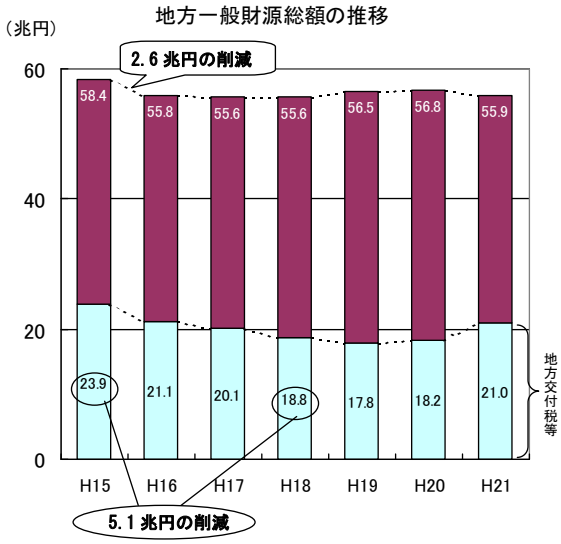

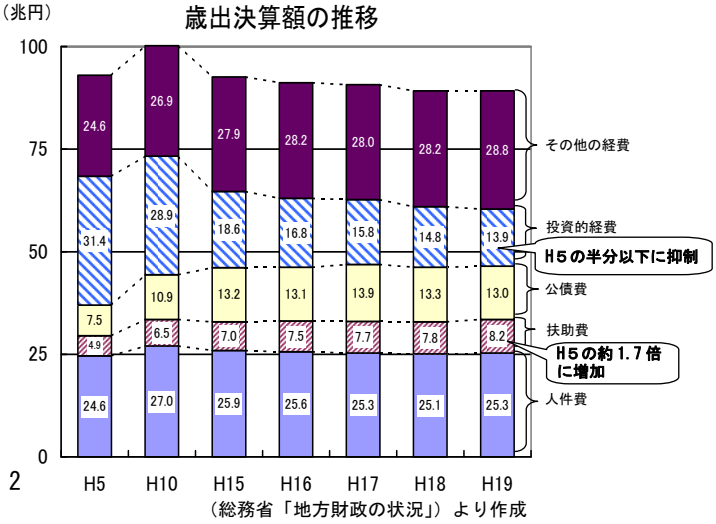

（総務省「地方財政の状況」）より作成

3　地方財政の将来推計

地方財政は、昨年の見通しを上回る危機的な財源不足が継続

- ○平成 21 年度の地方交付税増額があったものの、社会保障等生活関連経費の増嵩や世界的な景気後退に伴う地方税収の大幅減収により、地方の今後の財源不足は、昨年度の試算を大幅に上回る結果
- ○財源不足を補填する基金残高も年々減少し、平成 24 年度までに枯渇、地方団体の財政運営は破綻の懸念

＜ケース１＞ＧＤＰが内閣府試算・底ばい継続シナリオ〔経済成長率：H22. △2. 7%、H23. △3. 1%、H24. △2. 6%〕

（単位：兆円）

区　　分	H21	H22	H23	H24	H24－H21
歳出　A	88. 8	88. 9	89. 5	89. 9	1. 1
義務的経費	51. 0	51. 1	52. 0	52. 5	1. 5
うち社会保障関係費	11. 6	11. 9	12. 4	12. 8	1. 2
義務的経費以外の経費	37. 8	37. 8	37. 5	37. 4	▲0. 4
社会保障等生活関連経費	14. 8	15. 0	15. 2	15. 3	0. 5
公共インフラ整備・維持経費	13. 5	13. 2	12. 8	12. 6	▲0. 9
地域活性化等経費	9. 5	9. 6	9. 5	9. 5	0. 0
歳入　B	81. 3	79. 6	78. 0	76. 8	▲4. 5
財源不足額　C＝A－B	▲7. 5	▲9. 3	▲11. 5	▲13. 1	
基金残高	4. 6	2. 2	0. 2	－	
なお残る財源不足額	－	▲0. 1	▲2. 1	▲4. 9	
（参考）昨年度試算における財源不足額	▲7. 2	▲7. 5	▲7. 8	－	－

仮にこれを現行の地方消費税に換算すれば、5. 2%相当

都道府県破綻

都道府県・市町村とも破綻

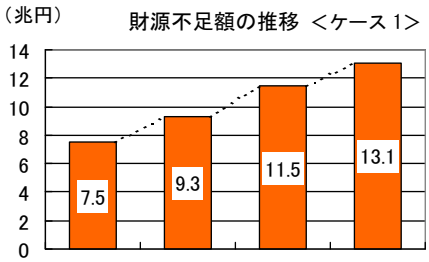

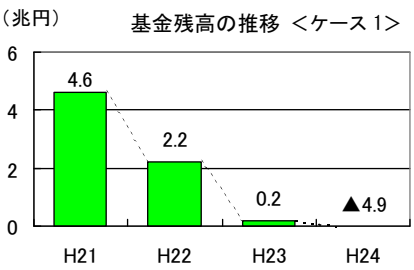

＜ケース２＞ＧＤＰが内閣府試算・順調回復シナリオ〔H22. △0. 6%、H23. 1. 5%、H24. 1. 8%〕

（単位：兆円）

財源不足額	▲7. 5	▲8. 4	▲9. 1	▲9. 1	－
基金残高	4. 6	2. 3	0. 7	－	－
なお残る財源不足額	－	▲0. 0	▲1. 8	▲3. 2	

都道府県破綻

都道府県・市町村とも破綻

4　行政改革への取組

地方公共団体は、不断の行革努力を実施

○職員数は、平成 20 年度までで 33 万人削減、今後も 22 年度までに更に 3 万 7 千人削減予定
○職員給与や手当のカットは、平成 23 年度までに 1 兆 6,702 億円に達する見込み
○今後も更なる行政改革を行っていくが、地方が抱える巨額の財源不足は、行政改革のみでは解消できる状況にはない

○職員数の状況　（単位：千人、%）

区　分	H11	H13	H15	H20	H20－11	H20/11	H20/13
職員数	3,232	3,171	3,117	2,899	▲333	▲10.3	▲8.6
うち一般行政	1,161	1,114	1,086	976	▲185	▲15.9	▲12.4
うち病院、企業等	432	451	441	394	▲38	▲8.8	▲12.6
うち教育	1,227	1,194	1,168	1,091	▲136	▲11.1	▲8.6
うち警察	259	259	267	281	22	8.5	8.5
うち消防	153	153	155	157	4	2.6	2.6

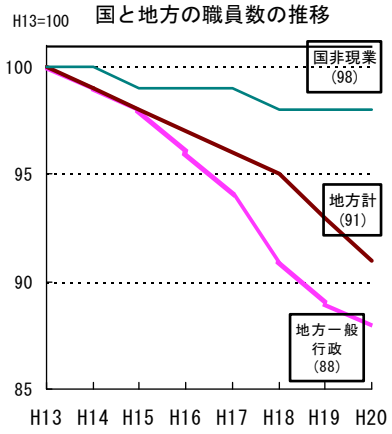

○給与カットの状況

給与の種類	団体数	カット率	実施(予定)期間	削減(見込)額
給　料	42	10%～1%	H11～H23	1 兆 6,702 億円
管理職手当	41	25%～1.5%	H10～H23	
期末・勤勉手当	18	30%～2%	H10～H23	

5　サービス水準切り下げの困難性

地方の行政サービス水準の切り下げや廃止は、住民生活に直接影響

○地方は、多様化する住民サービスに対応し、幅広い分野の住民生活に密着したサービスを提供
○義務的経費以外の経費(住民サービスの提供に必要な経費)のうち医療、教育、福祉、生活等の「社会保障等生活関連経費」は、今後も増加
○こうした住民に身近でかつ不可欠な住民サービスのさらなる切り下げを断行したとしても、財源不足の解消策とならないばかりか、住民生活は立ち行かなくなり多くの国民の理解を得ることは困難

＜義務的経費以外の経費のうち、社会保障等生活関連経費の主な内訳＞　（単位：億円）

区　分		21 年度当初予算	区　分		21 年度当初予算
医療	地域医療対策（救急、周産期、医療人材確保等）	26,400	教育	私立小・中・高校等経常費助成	5,400
	国民健康保険、後期高齢者医療・老人医療（単独）			公立小・中・高校、大学運営費等	23,900
	病院事業会計繰出金		安全安心	警察・消防活動運営費、地震・防災対策	12,500
	医療費助成		生活	ごみ・し尿の維持管理	14,500
福祉	子育て支援	13,100		上水道、下水道事業	19,900
	障害者支援	5,900		地方バス路線維持、交通施設整備・バリアフリー等	4,400
	高齢者支援、介護保険	7,500		その他生活衛生対策	9,700
	地域福祉等	3,000	計		146,700
雇用	就業支援、技術・技能の伝承支援等	500			

（注）国補正基金関連の 1,100 億円を加えた平成 21 年度の社会保障等生活関連経費は、147,800 億円となる

＜やむを得ず住民に身近なサービスを切り下げている事例＞

公立病院の廃止統合

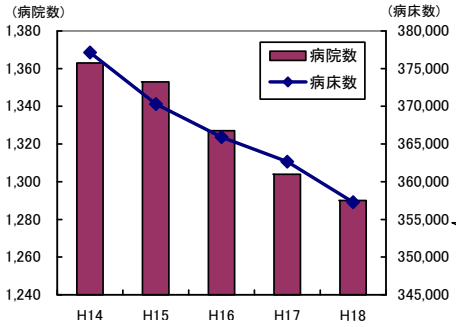

総務省「社会生活統計指標」から作成

仮に全ての公立病院への財政支援(税負担)を廃止したとしても

▲0.5 兆円

警察署、交番、派出所等の廃止・統合

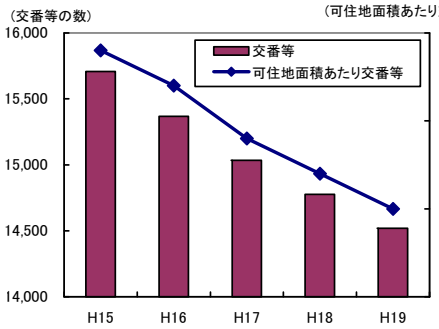

総務省「社会生活統計指標」から作成

仮に全国の交番の2／3を廃止したとしても

▲0.3 兆円

バス路線の廃止

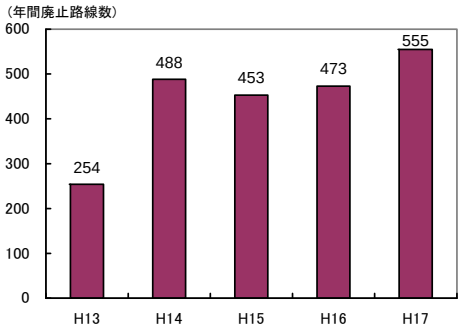

国土交通省「バスの運行形態等に関する調査」から作成

仮に地方バス路線への助成を廃止したとしても

▲0.4 兆円

道路橋の点検

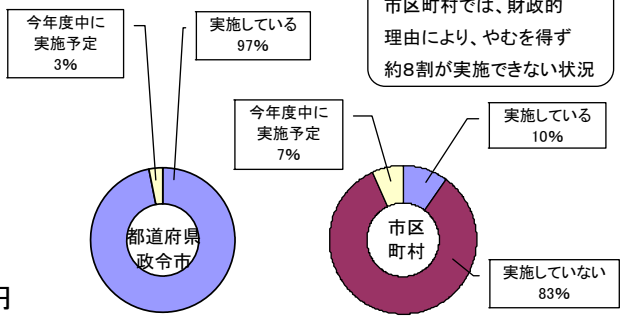

国土交通省調べ(H19.9 調査)

＜仮に、サービス水準の切り下げを行う場合の影響＞　（単位：億円）

項目		影響額	サービス低下の内容
教育	教員 277,000 人削減	△20,500	○全国公立小・中学校、高校 1 クラス 40 人→60 人
	地方単独 私学助成制度の廃止	△5,400	○全国私立幼稚園、小・中学校、高校の授業料の値上げ 幼稚園　11,000 円、小学校　17,000 円 中学校　20,000 円、高　校　22,000 円　／月・人
安全	警察官 25,000 人削減	△2,500	○交番 4,000 ヶ所廃止（全国の 3 分の 2）
	消防職員 25,000 人削減	△2,500	○消防署 1,000 署廃止（全国の 5 分の 1）
医療	医療費助成制度の廃止	△6,400	○乳幼児、重度心身障害者、母子家庭等の医療費助成廃止
	病院事業繰出金の廃止	△5,200	○全国 1,000 の公立病院が経営破綻の危機に →民間売却・廃止も
生活	地域の交通確保対策の廃止	△4,400	○地方バス路線 1,600 系統の廃止 ○第三セクター等 50 社の鉄道の設備更新中止→存続危機に
	文化・スポーツ施設廃止	△5,300	○文化会館、図書館、美術館、運動公園など利用不能に
計		△52,200	

仮に、身近でかつ不可欠な住民サービスの更なる切り下げを断行したとしても、平成 24 年度における歳出の削減効果は 5.2 兆円に留まり、なお 7.9 兆円の財源不足が残り、解消策とならないばかりか、住民生活は立ち行かなくなり、多くの国民の理解を得ることは困難

6　社会保障関係費抑制の困難性

地方が負担する社会保障関係費は、幅広く、その負担は、増加の一途

○地方の行政サービスの中でも、社会保障関係費は、今後も増加の一途

○地方の社会保障関係費は、現金給付から人的・物的サービスの提供まで、非常に幅広く多様

○地方が共通の住民ニーズにより実施している経費の中には、制度化されていなくても地域の実情に迫られて、既に全国的にサービスが提供され、ナショナルスタンダード化しているものが多い

＜社会保障関係費の将来推計（歳出ベース）＞　（単位：億円）

区分		H21	H22	H23	H24
社会保障（義務分）	**法令等に基づく義務的経費** （国民健康保険、後期高齢者医療、介護給付費、児童手当、児童扶養手当、生活保護費　ほか）	116,000	119,100	124,100	128,000
社会保障（義務除き）	**国補助により全国的に推進されている経費** （救急運営費、特定疾患、介護予防、障害者施設運営費、放課後児童クラブ、母子家庭支援　ほか）	11,400	11,800	12,200	12,500
	地方が共通の住民ニーズにより実施している経費 （乳幼児・重度心身障害児（者）・母子家庭等医療費助成病院会計繰出金、老人福祉施設運営費、小規模授産所運営費、保育所運営費、児童相談所活動費　ほか）	45,000	46,600	48,700	50,900
計		172,400	177,500	185,000	191,400

8

7　持続可能な行政サービスの提供のために

財源不足の解消には、抜本的な歳入増加策が不可避

○地方公共団体の財源不足は、住民が求めるサービス水準と歳入のアンバランスによる構造的な問題

○景気対策を図る間はやむを得ないとしても、毎年度の地方財政対策による対症療法では、構造的問題が解決できず限界

○地方公共団体自らの不断の行革努力だけでは、もはや問題の解決は困難であり、行政サービス水準の切り下げか、住民負担の増を選択せざるを得ない

○しかし、行政サービス水準の切り下げ、廃止は住民生活に直結し、特に、増嵩する一方の社会保障関係費の抑制は限界

○さらに、少子高齢化や地方分権の進展に伴い地方の果たすべき役割がますます増大する中で、地方の役割に応じた税財源の充実強化が必要

○国・地方を通じた巨額の歳出歳入のギャップを解消し、持続可能な税財政制度を構築するため、国も地方も抜本的な改革が急務

○地方公共団体は住民に社会保障をはじめとする行政サービスの水準の在り方を示した上で、負担増についても避けることなく議論し理解を得ていく必要

9

8　地方消費税の沿革とその役割

地方消費税は、都道府県・市町村の貴重な財源

○消費税の１%相当分は地方消費税であり、国税の消費税とは別の地方税

○地方消費税は、消費税導入時の地方間接税の整理に伴う減収分の見返りを引き継ぐもの

○税収は約 2.5 兆円、都道府県税収の約 16%を占める基幹税で、２分の１は市町村に交付金として交付

○地方税の主要な税目の税収推移

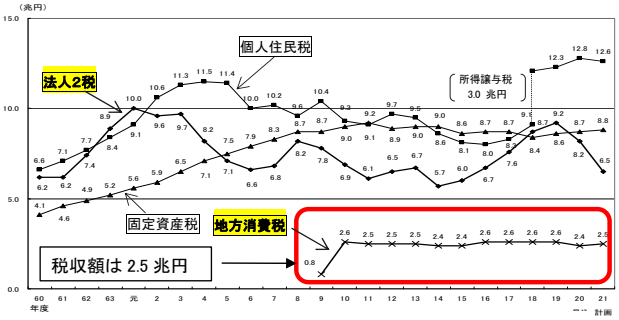

（備考）

1　平成19年度までは決算額（超過課税分及び法定外税を除く地方財政計画額ベース）、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。

2　「個人住民税」は、道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）及び市町村民税（均等割、所得割）の合計である。

3　「法人2税」は、道府県民税（法人均等割、法人税割）、市町村民税（法人均等割、法人税割）及び法人事業税（地方法人特別譲与税を含む）の合計である。

4　「固定資産税」は、土地、家屋、償却資産の合計である。

○消費税の国と地方の配分

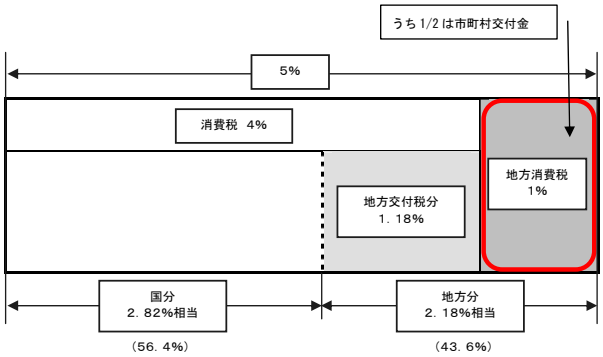

9　地方消費税充実の制度的意義

○地方消費税は、税収の偏在性が小さく安定的な基幹税として、地方の財源にふさわしい税

○少子高齢化や地方分権の進展等により、増大していくことが見込まれる住民に身近で幅広い行政サービス等の財源確保のため、地方消費税を大きく充実させていく必要がある

○地方消費税は税収の偏在性が小さく安定的な税目　（平成 19 年度決算）

税　　目	偏　在　性	安　定　性
法 人 二 税	大きい　（最大/最小：6.6 倍）	低い
個人住民税	やや大きい　（最大/最小：3.0 倍）	やや高い
地方消費税	小さい　（最大/最小：1.8 倍）	高い

10　地域活性化に資する地方消費税

○地方消費税は、地方の地域経済活性化努力が税収に反映されやすい税であり、地域振興のためのインセンティブをもたらす効果が期待できる

11　幅広い財源としての地方消費税

幅広い行政サービスの財源として期待される地方消費税

○地方消費税は制度創設以来、福祉や教育などの幅広い行政需要を賄う税であり、国税の消費税と違い、使途の限定がない

○地方消費税は、地方公共団体が担う多様で地域の実情に即した幅広い行政サービスの財源としての性格が維持されるべき

○消費税の目的税化の議論については、税理論上の問題点もあるが、消費税の一部が地方共有の財源として地方交付税の原資とされていることを踏まえた慎重な検討を強く求める

○消費税と合わせて、全額を年金等国の社会保障財源とする議論は、地方消費税が地方の固有財源であること、消費税が地方交付税原資となっていることを顧みないものであり、容認できない

抜本的な歳入増加策が不可避

税源の偏在性が小さく、
税収が安定的な地方消費税

今後も住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供するためには
「地方消費税」の引き上げが不可欠

12　税制度上の主だった論点

① 地方分権改革の方向性と地方消費税の賦課徴収体制

○納税者の事務負担、徴税コスト、都道府県の賦課徴収体制の環境整備等について検討を進め、将来的には地方税法本則に規定する、賦課徴収を都道府県が行う形態を目指すべき

○都道府県自らが賦課徴収において、申告書の収受、滞納整理業務の一部引き受け等、一定の役割を果たすべく具体的な提案に向け検討を進める

② 低所得者等に対する配慮と対応

○食料品等の生活必需品や特定のサービスへの軽減税率の導入、給付付き税額控除制度など低所得者等への負担緩和も十分検討すべき

○透明性・信頼性確保のため、「インボイス方式」についても研究が必要

③ 地方消費税の税収配分のあり方

○都道府県と市町村の税収配分のあり方は、今後課題等の整理が必要

○地方消費税における清算は「最終消費地と課税地との不一致」を解消するための制度であるが、現在の清算基準の課題とその対応について整理が必要

④ 地方消費税の課税標準と税率の規定

○地方消費税の課税標準と税率の規定ぶりについては、他の地方税に同様の規定があり、税理論上問題はないと考える

○地方消費税に対する国民の認知を高めることが重要であり、周知方法に工夫が必要

13　ニッポンの未来を地方から考える！

～住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言～

地方財政の現状と将来見通し

○バブル崩壊後、**国と地方の債務残高は大幅に増大**

○平成 16 年度以降、地方一般財源総額は厳しく抑制。地方財政は**「構造的に厳しい」**状況

○**今後も社会保障関係費の増嵩等により**地方の財源不足は増加し、**平成 24 年度までに基金も枯渇し、地方団体の財政運営は破綻の懸念**

持続可能な行政サービスの提供のためには

- 地方は不断の行革努力を実施
- 地方の行政サービス水準の切り下げや廃止は、住民生活に直接影響
- 地方が負担する社会保障関係費は幅広く、その負担は増加の一途

地方は不断の行革努力を行うが、これだけでは巨額の財源不足解消は困難

＋

行政サービス水準の切り下げは困難

少子高齢化や地方分権の進展に伴い、地方の果たすべき役割が増大

14

抜本的な歳入増加策が不可避

○国・地方を通じた歳入歳出ギャップを解消し、持続可能な税財政制度を構築するため、**国も地方も抜本的な改革が急務**

○**住民にサービス水準のあり方を示した上で、負担増についても避けることなく議論し、理解を得ていく必要**

税源の偏在性が小さく、税収が安定的な「地方消費税」の引き上げが不可欠

1　国・地方を通じた消費税・地方消費税の引き上げが不可欠
2　地方消費税は、社会保障をはじめとする多様な行政サービスの財源としての性格を維持
3　地方消費税は、少子高齢化や地方分権の進展に伴い増大する地方の役割を踏まえ、今後の行政サービス需要を十分賄える水準を確保

ニッポンの未来を地方から考える！

将来の子どもたちのため、都道府県と市町村が連携し、地方が先頭に立って主張していく

15

住民福祉を支える地方消費税の引上げを含む税制抜本改革の提言

平成 21 年 7 月 15 日
全　国　知　事　会

我が国の財政は、国・地方の債務残高が累増し、構造的な危機に直面している。地方は、平成 21 年度の地方財政対策により、かろうじて予算編成ができたものの、歳出に対して歳入が絶対的に不足する事態は改善されていない。

今回、改めて試算を行った結果、地方の財源不足は、平成 24 年度には最大 13.1 兆円（仮に現行の地方消費税に換算すれば約 5.2%に相当）に拡大し、財政調整基金も枯渇に至るなど、住民に不可欠なサービスを維持できるかどうかの瀬戸際に立たされる。

もとより、不断の行革努力は当然であるが、地方は国をはるかに上回る歳出削減を行っており、行革努力のみでは増大する社会保障等の行政サービス需要に対応できない。また、身近なサービス水準の更なる切り下げや廃止を行えば、住民生活が立ちゆかなくなり、国民の理解を得ることは困難である。

根本的な解決のためには、国・地方を通じた歳入増加策が不可避であり、地方においては、少子高齢化や地方分権の進展の下で、住民が安心して暮らすことができる行政サービスを支えるための確かな財源が不可欠である。

当面は経済危機を克服するための取組に全力を挙げるべきであるが、同時に我々は、行政の責任者として、住民に対し、負担増についても避けることなく議論し、理解を得ていく努力をしていかなければならない。

このような見地から、全国知事会として、以下のとおり提言する。

(1) 今後、社会保障をはじめ、教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の引上げを含む税制の抜本改革に取り組むべきである。

地方消費税の引上げは、経済状況の好転を前提に低所得者等の負担にも配慮しつつ、消費税を含む税制の抜本改革の中で実現を図るべきである。

各都道府県においても、行政委員の報酬や再就職先における職員の退職金のあり方等について、各都道府県の実情を踏まえて検討・実施するなど、住民の理解を得るためにさらに一層の行革を進めるとともに、国に対し徹底した無駄の排除を求めていく。

(2) 地方消費税は、社会保障をはじめ多様な行政サービスの財源としての性格を維持しつつ、少子高齢化や地方分権の進展に伴い増大する地方の役割を踏まえ、今後の行政サービス需要を賄える水準を確保すべきである。

特に、社会保障に関して、地方自治体は、年金、医療、介護等の制度化された給付に対する応分の負担だけでなく、地域医療の確保や子育て支援など、多様な給付・サービスの提供により、地域社会の安心を支えていることを十分に踏まえた検討がなされるべきである。

(3) 都道府県知事は、市町村長とも連携して、国・地方がおかれている状況を分かりやすく説明し、消費税・地方消費税の引上げを含む税制の抜本改革の実現に向けて、国民の理解を得ていく運動を推進する決意である。

国政においても、真摯な議論を行うとともに、国・地方を通じた税財政構造の再建に責任ある対応と展望を示すべきである。

資 料 7－1

全国知事会道州制特別委員会平成20年度検討状況報告

平成２１年７月２日

Ⅰ　はじめに

全国知事会道州制特別委員会では、１９年１月の全国知事会議で取りまとめた「道州制に関する基本的考え方」において示された具体的な検討課題について、委員会本体と道州の組織・自治権に関するプロジェクトチーム及び道州制における税財政制度に関するプロジェクトチームにおいて、１９年度の検討状況を踏まえ引き続き議論を重ねてきたところであり、今回、これまで検討してきた次の事項について、一定の検討結果あるいは検討状況を報告として取りまとめたものである。

①　道州と基礎自治体の関係

・道州と基礎自治体の役割分担等

・道州条例と基礎自治体条例の関係

②　税財政制度

なお、以下に取りまとめた内容は、現時点における検討結果あるいは検討状況を整理したものであり、道州制議論の進捗に応じて、更に検討を進める必要がある。

また、平成２０年７月には、自由民主党道州制推進本部の「道州制に関する第３次中間報告（案）」に対して、「国・道州・基礎自治体の役割分担」、「税財政制度」、「区割り」など、我々の基本的な考え方と異なる主な論点について意見を取りまとめ、申し入れを行ったところであり、結果として、第３次中間報告において、消費税と地方消費税を国税に一元化する案は明記されなかった。

Ⅱ　道州と基礎自治体の関係について

1　道州と基礎自治体の役割分担等について

(1) １９年度における検討状況の確認

１９年度における検討において、国と地方の役割分担については、制度設計の主体と管理執行の主体を一致させる方向で見直し、内政分野については、次に掲げるものを除き、地方が制度設計から管理執行までを一貫して担うこととすべきであり、また、国と地方が対等な立場で議論し、決定されることが制度的に保障された上で、国法（憲法を含む。）により規定されることとすべきと整理している。

ア　国家財政、通貨制度、旅券制度、国籍制度等の国でなければできないもの。

イ　航空管制、海難審判、気象業務等その事業規模や成果、影響等が全国的なものであって、地方がそれぞれに担うよりも国が一括して担う方が明らかに合理的、効率的なもの。この場合においては、制度設計から管理執行まで国が一貫して担うこととすべきである。

ウ　民事、刑事等の基本法制、金融政策、基準認証等国民の生命・財産の保護及び取引の公正さの確保の点から、特に国法で全国一律に国民の活動を直接規律しなければ重大な支障が生じるルールの設定。この場合においては、違法行為に対する監督権の行使等その運用等の面で行政が関与する必要がある部分についても、国が管理執行までを一貫して担うことを基本とする。

また、地方が担う事務に関して憲法の保障する最低限度（ナショナルミニマム）等の基本的な事項の設定が必要な場合には、国がこれを担うこととするとの整理もなされている。

このような「国」と「地方」という視点からの役割分担の見直しの方向を踏まえ、今回、ともに「地方」としての道州と基礎自治体の役割分担等について検討を行ったものである。

(2) 道州と基礎自治体の役割分担

① 基本的な考え方

道州制の下での道州と基礎自治体は、基本的に各々が内政分野について制度設計から管理執行までを一貫して担う主体として「対等・協力」の関係にあると考えられる。そして、両者の役割分担については、補完性・近接性の原理からも、基礎自治体が住民や地域に最も身近な行政サービスを提供する主たる担い手となることから、基礎自治体を優先して役割分担を決定すべきである。

その際、現在都道府県が担っている事務について、現下の第二期地方分権改革における基礎自治体への権限移譲の実績等も踏まえた上で、住民や地域に身近な事務・権限については可能な限り基礎自治体に委ねるべきである。

そうすることにより、基礎自治体は主として住民や地域に身近な事務を担う地方政府として、道州は主として広域的・専門的事務を中心に担う地方政府としての位置付けが明確となる。

② 役割分担の決定方法

上記(1)で確認したように、国と地方の役割分担については、国が担う事務について本来国が果たすべき役割に限定した上で、国法により規定することとすべきであるが、地方自治体としての道州と基礎自治体が担うこととなる事務については、基本的には、国法により全国一律で両者の役割分担を規定するのではなく、一定の役割分担原則の下で、それぞれの道州と基礎自治体に具体的な役割分担の決定を委ねることが、地方分権を徹底する観点から望ましい。

一方で、道州と基礎自治体の役割分担は、それぞれの組織や税財政制度の構築に大きく影響するものであり、責任の所在の明確化の観点からも国法により全国一律とすることが適当であるとの考え方もある。こうした道州と基礎自治体の役割分担を全国一律に決定する方法については、地方の担う事務に関して国の関与を極力排除する観点から、国と地方が対等な立場で議論し決定されることが制度的に保障された上で、警察・

消防、教育、社会保障など国民生活に影響を及ぼす分野のうち、真に全国的に役割分担を統一することが必要である行政分野に限定すべきである。また、この場合にあっても、担うべき役割に関する制度設計や運用に当たっては、内政に関する事務は基本的に地方が一貫して担うという基本原則に立ち、国は大綱的、基本的な事項を示すにとどめ、道州と基礎自治体が自主的・主体的に事務を担えるようにすべきことは当然のことである。

なお、いずれの場合においても、現行の事務処理特例制度（地方自治法第２５２条の１７の２）に類する制度を創設することにより、道州と基礎自治体の事務配分について個別の調整を行えるよう措置することが適当であり、こうした制度の活用により、地域の実情に応じたフレキシブルな役割分担が可能となり、道州と基礎自治体が連携して住民サービスの向上に取り組むことが可能となると考える。

(3) 小規模自治体における事務の執行

① 市町村の現況

いわゆる平成の大合併が進み、市町村の総数が大きく減少する中、合併を行った自治体においては行政区域や規模が拡大する一方で、合併を行わなかった又は合併に至らなかった自治体の中には小規模自治体が数多く存在するなど、現時点において、市町村の中にも様々な規模と態様があるのが現実である。

② 小規模自治体における事務の執行に関する検討の必要性

道州制の下での基礎自治体は、住民や地域に身近な行政サービスを提供する主役となる地方政府であり、期待される役割を担うことができるだけの自治能力や行財政基盤を有することが求められる。しかし、小規模自治体の中には、財政基盤の脆弱さや専門職の確保が困難であることなどの事情から、単独では、事務の執行に困難を生じる自治体もあることが予想されることから、こうした小規模自治体における事務の執行体制のあり方について検討する必要がある。

③ 小規模自治体における執行体制の強化方法

小規模自治体における事務の執行体制を強化する方法の類型としては、次に掲げるように、近隣の基礎自治体との連携を強化する方策と広域自治体である道州が支援する方策の２通りが考えられる。

ア　近隣の基礎自治体との連携強化

現行制度下においても、事務処理の効率性や住民サービス向上の観点から、事務の委託や一部事務組合などの手法が採られているように、基礎自治体として同じ事務を担い、ノウハウ等を有している近隣の基礎自治体が単独で又は連携して小規模自治体の事務を執行することとなるため、合理的、効率的であるとの意見がある。一方で、離島や山間地など地理的な制約で近隣自治体との間に強い結びつきが存在しない地域や近隣に中核となる自治体がなく小規模自治体が多い地域などでは、近隣の基礎自治体との連携が困難であるとの意見がある。

イ　道州による執行

広域自治体である道州が、そのエリア内の小規模自治体の事務を執行することとなるため、道州とその住民という形で住民の意向が反映されることから適当であるとの意見がある。一方で、道州における新たな体制整備の必要性や住民に身近な事務の執行者が遠くなることから適当でないとの意見がある。

④ 小規模自治体における事務の執行のあり方

住民や地域に身近な行政サービスは、可能な限り基礎自治体が担うべきことから、単独では事務の執行に困難を生じる小規模自治体においても、基本的には、近隣の基礎自治体との連携強化により対処することが適当であるとの意見がある。

一方で、上記③アに掲げたように、基礎自治体間の連携が困難な場合も想定されることや、道州による小規模自治体の支援は広域自治体の本来的な役割であるとの意見もあることから、小規模自治体における事務の執行については、道州への委託など、道州による執行も選択肢に加え

ることとするなど、地域の実情に応じた個別の対応が可能となるよう、柔軟性のある制度とすることが適当である。

(4) 大都市制度

現行の政令市や中核市などの大都市制度（都区制度を除く。）のあり方については、上記(2)において、道州制の下においては、現在都道府県が担っている事務を含め住民や地域に身近な事務・権限については可能な限り基礎自治体に委ねるべきとしている点、また、道州と基礎自治体の役割分担の決定は、基本的には、国法で全国一律に規定するのではなく、それぞれの道州と基礎自治体に委ねるべきとしている点も踏まえ、現行のような全国一律の基準による政令市や中核市などの大都市制度は廃止すべきとの意見がある。

一方で、人口や財政規模が大きく異なる大都市とそれ以外の基礎自治体においては、担うこととなる事務・権限に差を設ける制度は存置すべきとの意見もあることから、引き続き議論を深めていく必要がある。

2　道州条例と基礎自治体条例の関係について

平成19年度においては、「条例制定権（自治立法権）の拡充・強化」について、「基本的な考え方」を取りまとめた上で、特に「国法と自治立法のあり方」や「広範な自治立法権を保障するための措置」を中心に検討し、道州制下で、地方が担う事務に関する国法の規定は最小限度の基本的な事項に限られるべきであり、国法と自治立法のあるべき関係が制度的に保障される措置を講じることが不可欠との取りまとめを行ったところである。

平成20年度においては、平成19年度の検討状況を踏まえながら「道州条例と基礎自治体条例の関係」を中心に検討を進めることとした。

「国、道州、市町村の役割分担を明確にし」、「事務を執行する主体が担当する分野に関して立法を行う」という平成19年度に取りまとめた基本的な考え方に沿い、道州条例は基礎自治体条例と競合する関係にないことが基本である。

また、地方分権一括法による地方自治法の改正により、広域自治体である都道府県の事務区分から「統一的な処理を必要とする事務」が廃止されるとともに、都道府県が基礎自治体である市町村の行政事務について条例で規定できるとする「統制条例」制度が廃止されている。

以下の内容は、これらを踏まえた上で、国法の役割が限定される道州制下において、原則は基礎自治体条例に委ねられるべき基礎自治体の事務に関し、なんらかの理由により道州条例が規定する場合があるか、あるとすれば生じうる道州条例と基礎自治体条例の競合をどのように考えるのか、更にはその制度設計はいかにあるべきかという視点から道州条例と基礎自治体条例の関係について検討を進め、整理を試みたものである。

《参考》全国知事会道州制特別委員会検討状況報告（19.12.19）

Ⅲ　条例制定権（自治立法権）の拡充・強化について

1　基本的な考え方

国、道州、市町村の役割を明確にした上で、それぞれの執行権者がその業務について責任を持つべきであり、自治立法権のあり方についても、事務を執行する主体が担当する分野に関して立法を行うことを基本とすべきである。

自治立法の実効性を担保するためには、地方が担当する分野についての国法と自治立法、さらには道州と市町村の自治立法の規定が相互に矛盾・抵触することのないよう、それらのあるべき関係を明確にするとともに、その関係を保障する制度を構築することが必要である。

(1) 基礎自治体の事務に関する道州条例のあり方

① 道州条例と基礎自治体の事務の関係についての原則

道州と基礎自治体は、地方公共団体として基本的に対等・協力の関係にあることから、道州が条例で基礎自治体の事務に関して規定しないことを原則とすべきである。

しかし、その場合においても、基礎自治体の事務に関して道州が果たすべき一定の立法の役割があり、道州条例が基礎自治体の事務に関して最小限度の規定を行うことがありうる。

② 基礎自治体の事務に関して道州が果たす立法の役割

地方分権一括法によって廃止されたかつての統制条例のように、その限界を明らかにすることなく基礎自治体の事務に関して一般的・包括的に条例で規定する役割を道州に与えることは、地方分権の理念からみて望ましくない。

したがって、基礎自治体の事務に関して道州が果たす立法の役割は、限定されなければならない。

その際、基礎自治体の事務に関して道州が果たす立法の役割としては、次のような考え方がある。

・基礎自治体の区域を越える広域的な公益を確保する役割

（注）役割のメルクマールとしてはあいまいであり、拡大解釈が可能であることや、基礎自治体間の協議機関を設けた上で、基礎自治体相互の調整に委ねるべきであることを指摘する反対意見があった。

・一定の規模を対象としなければ不合理となる事項を定める役割

（注）役割のメルクマールとしてはあいまいであり、拡大解釈が可能であることを指摘する反対意見があった。

・道州と基礎自治体間あるいは基礎自治体相互間の事務を調整し、整合を図る役割

（注）役割のメルクマールとしてはあいまいであり、拡大解釈が可能であることを指摘する反対意見があった。

・本来は道州の責務である事務を基礎自治体が処理する場合、その確実な執行や適正な処理水準を確保する役割

・その他、道州内の基礎自治体の行政や立法について何らかの合理的な必要性がある場合に一定の水準を確保する役割

（注）役割のメルクマールとしてはあいまいであり、拡大解釈が可能であることや、基礎自治体の自主性、多様性を阻害する危険性があることを指摘する反対意見があった。

③ 道州条例と基礎自治体条例が競合する場合の適用関係

道州条例と基礎自治体条例はいずれも自治立法として対等の効力を有する。

しかしながら、上記(1)②で論じた役割を道州が担うことを前提とすれ

ば、道州条例と基礎自治体条例が競合する場合において、道州条例の規定の趣旨目的に照らし、道州がその役割を果たすための必要最小限度の規定については、道州条例が優先する必要がある。

また、この場合においても、具体の道州条例の規定については、道州内で一律の定めとするだけでなく、基礎自治体条例による補正を許容するなど、個別の規定ごとにその性格を適切に使い分け、可能な限り基礎自治体の自主性が発揮できるようにすべきである。

なお、道州条例の規定についてはすべて基礎自治体条例による補正を許容すべきであるとの意見がある一方で、そもそも最小限度の規定とする以上、基礎自治体条例による補正を許容する事項を道州条例に定めることは必要性に乏しいとする意見がある。

(2) 基礎自治体の事務に関する道州条例に係る制度設計についての考え方

① 国法による個別具体の委任の要否

(1)②で論じた役割を道州が担う場合、そのような役割を果たすための道州条例について、何らかの法制度上の根拠が必要である。

その際、国法の役割をより限定的なものとし、地域ごとに制度設計を競うような状況を創り出していくためには、現在の都道府県と市町村との関係とは異なって、国法の個別具体の委任がない場合にあっても、一定の限度の下で道州が条例で基礎自治体の事務に関して規定できる制度とすることが望ましい。

一方、上記の考え方に対して、道州と基礎自治体の役割分担と責任を明確にすることを重視する立場から、国法の個別具体の委任がある場合に限って、道州に立法の役割が付与され、道州条例に基礎自治体の事務に関する規定を置くことができることとすべきとの意見がある。

② 道州条例と基礎自治体の事務のあるべき関係を保障するための措置

(1)②で論じた役割を道州が担う場合において、道州条例と基礎自治体の事務のあるべき関係を保障するためには、道州と基礎自治体が対等・協力の関係にあることを旨として、ア道州の立法の役割の明確化、イ基

礎自治体の事務に関して規定する道州条例の立法過程への基礎自治体の参画、ウ道州条例と基礎自治体条例の競合を調整する仕組みを講じることが必要である。

なお、ＰＴにおける検討の過程では、上記アからウの具体的な仕組みのアウトラインとして、次のようなアイデアが示された。

（注）以下には、今後の議論に資するため、ＰＴ構成道府県にその是非についての異論があるものも含め、議論の過程で示されたアイデアを広く紹介した。

ア　道州の立法の役割を明確化する仕組みについて

・基礎自治体の事務に関して道州条例が規定できる事項の範囲やそのような道州条例の制定手続について、道州ごとに道州と基礎自治体が対等の立場で議論の上、決定（又は修正）できる仕組みを設ける。

・国、道州、基礎自治体の立法の役割及び法・条例のあるべき関係について国法に規定する。

イ　基礎自治体の事務に関して規定する道州条例の立法過程に基礎自治体が参画する仕組みについて

・道州に対して基礎自治体又は連合組織からの意見聴取と回答を義務付ける。

・道州と基礎自治体による協議の場を設置する。

・基礎自治体の首長で構成する諮問機関の設置など、基礎自治体が道州の立法過程に直接参画する制度を構築する。

ウ　道州条例と基礎自治体条例の競合を調整する仕組みについて

・自治紛争処理委員制度の活用又は新たな行政委員会など公平・公正な第三者によって調整を図る機関を設置する。

・司法による解決を図る制度を構築する。

《参考》

基礎自治体の事務に関して道州が果たす立法の役割に関する考え方の例

・　**基礎自治体の区域を越える広域的な公益を確保する役割**

生活排水対策事務を基礎自治体が執行することを前提に、一定の水域等におい

て汚水の窒素・燐含有量を削減することは、基礎自治体の区域内だけに受益が生じるものではないため、「流域下水道」、「公共下水道」、「農業集落排水」、「浄化槽」などの枠組み（現下水道法、現浄化槽法）にとらわれずに、地域に適した事務の枠組みや水準を道州が規定する。

・ **一定の規模を対象としなければ不合理となる事項を定める役割**

消防事務を基礎自治体が執行することを前提に、消防用ホースは呼称に応じて一定の内径を有しなければならないこと（現消防用ホースの技術上の規格を定める省令）などの技術基準のうち、基礎自治体ごとに大きなばらつきがあると、広域的な互換性を欠くばかりか、機械器具を生産・使用する企業の活動にも不経済を生じる内容を道州が規定する。

・ **道州と基礎自治体間あるいは基礎自治体相互間の事務を調整し、整合を図る役割**

消防事務を基礎自治体が執行することを前提に、基礎自治体相互の関係について調整を図る必要がある消防相互応援協定（現消防組織法）に関する事項（応援のために出動した場合は、応援を受けた市町村長の指揮の下に行動など）を道州が規定する。

・ **本来は道州の責務である事務を基礎自治体が処理する場合、その確実な執行や適正な処理水準を確保する役割**

道州の選挙事務など、現行の法定受託事務のように、国法によって、道州の事務を基礎自治体が処理することと規定される事務があることを前提に、その事務の確実な執行や適正な処理水準確保のための内容を道州が規定する。

・ **その他、道州内の基礎自治体の行政や立法について何らかの合理的な必要性がある場合に一定の水準を確保する役割**

消防事務を基礎自治体が執行することを前提に、基礎自治体の消防体制は常備消防と非常備消防からなり、予防・警戒・消火・調査・救急などの業務を行うこと（現消防組織法、現消防法）などに相当する内容は、道州内の制度の枠組みとして一定の水準を確保するため、道州が規定する。

※ 上記はいずれも、ＰＴ幹事会による「現行国法の規定を対象とした道州制下での規定のあり方ケーススタディ」（平成20年6月～7月）において示された考え方の一例である。

※ 上記のいずれの考え方についても、同内容の規定に関し、国法に規定すべき、あるいは基礎自治体条例に規定すべきといった意見があった。

Ⅲ 税財政制度について

ＰＴにおける税財政制度の具体的な制度設計の議論の前提として、道州の役割や権限などを踏まえて検討していくことが必要である。それがない中で、

個々の制度について詳細に論ずることは適当ではない。

道州制の概念、国と地方の関係や役割分担など道州制そのもののあり方についてまず共通認識がなければならないことから、こうした点について徹底した議論が必要である。

こうした前提のもと、税財政制度の主な論点について、ＰＴの構成団体から以下のような意見が出されている。なお、本意見は、ＰＴとしての確定的な見解ではない。

1　地方税制について

・　国と地方の税体系については、国と地方の役割分担の明確化と、事務・権限の移譲に応じて、地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、国・地方を合わせた財源不足の解消に努めつつ、国から地方への大幅な税源移譲を進めるなど抜本的に再構築すべきとの意見がある。

・　道州が、自己決定と自己責任のもとで、政策展開ができるよう、可能な限り偏在性が少なく、安定性を備えた地方税体系とすることが必要である。

　このため、地方消費税や住民税を基幹税として充実すべきである。特に、政党等における道州制の検討においては、消費税を地方消費税も含め全額国税とする意見もあることから、地方消費税の充実について今後とも強く主張する必要がある。

・　法人関係税は、税源の偏在性が大きいことから、国税あるいは財政調整制度の原資とする意見がある一方、産業振興を広く道州の役割とする場合には一部を道州税と位置付けることが望ましいとの意見がある。

・　道州・基礎自治体の課税権を検討するにあたっては、当該団体と納税義務者との間における受益と負担の関係を踏まえた議論を行うべきであり、法人課税など特定の税目の課税権を機械的に国に一元化することは適切ではないとの意見がある。

・　全体として、地方の課税自主権が発揮できる制度とすべきとの意見がある。

2　財源調整制度・国庫補助負担金について

・　道州制においても財政力格差の是正は重要である。地方消費税の充実等により偏在性の小さい地方税制を実現しても、なお偏在性は残ることから、財政調整制度は必要である。

この場合、財政調整の原資が、地方の固有財源であることを法的に明確にし、総額や配分に関して、国が一方的に決定するのではなく、地方の参画を制度的に保障した上で、決定することが最低限必要との意見がある。

・　財政調整の主体については、地方分権を徹底し、国の関与をできるだけ廃止する観点から、地方が主体となって調整すべきとの考え方があるが、これについては、地方間の合意形成や、財源超過団体からの拠出は税のあり方から問題があるとの意見がある。

一方、国が主体となって調整すべきとの考え方については、地方の自由度の拡大、地方分権型の道州制になじまないとの意見がある。

・　財政調整の基準については、道州制の導入に伴い地方の自由度が高まることから、歳入を一定程度均等化するため、人口・面積・人口規模などの違いを考慮して自治体間の公平性を確保するとの意見がある一方、財源保障の観点から引き続き財政需要も加味すべきとの意見がある。

・　こうした調整主体や調整基準は、道州制のあり方、国と地方の関係や役割分担と深く結びつくものであり、地方分権改革の推進を通じて道州制についての議論をさらに深めることが必要である。

・　政党、経済界においては「シビルミニマム調整制度」「安心安全交付金」などの検討がなされている。これらが国庫補助負担金類似の制度か否かは必ずしも明らかではないが、国庫補助負担金のあり方については、義務教育や社会保障、また国家的なプロジェクト、災害復旧、基地問題に起因するものなど、国と地方の役割分担や国による財源保障の範囲について、まず検討すべきとの意見がある。

・　その上で、国の責任で措置すべきものを除いた分野については、地方の自主性・自立性の高い税財政制度を構築する観点から、基本的に全廃し、

税源移譲や財政調整制度の原資に充てるべきであるとの意見がある。

・　また、国による財源保障を行う場合においても、現行の国庫補助負担金制度のような国による強い関与は地方分権に逆行するものであり、できるだけ地方の自由度の高い制度を構築すべきとの意見がある。

３　その他

・　道州制は地方分権を推進するためのものであることを前提とし、単なる国の行政改革や財政再建を主眼とした議論に陥らないよう、留意する必要があるとの意見がある。

・　何段階かの移行プロセスも検討すべきとの意見もある。

Ⅳ　今後に向けて

以上のとおり、今回設定した個別課題について当委員会としての検討状況等を報告として取りまとめたが、いずれの事項についても、一定の方向性を示すに留まっており、冒頭にも記したように、今後の道州制議論の進捗に応じて、それぞれの内容について更に詳細又は具体的な検討を加えていく必要がある。

また、これまで議論が進められているが意見集約に至っていないものや議論自体に入っていない課題もある。

これらの課題も含め道州制の検討に当たっては、国民の意識を醸成し、そのコンセンサスを得ながら議論を進めていかなければならない。

当委員会としては、本年度末には、政府の道州制ビジョン懇談会が最終報告を提出することも視野に入れながら、道州制に関する議論が活発化している政府、政党、経済団体等の検討状況や地方分権改革全般の動向にも留意を払いつつ、引き続き検討を重ねていくこととする。

			評点の目安
Ⅰ 国家像の明示と分権・自治体の位置づけ		10	・日本がめざすべき姿として、地方分権型国家が明確に提示（10）
Ⅱ 分権改革の具体策	（1）分権委員会の勧告に沿った義務付け・枠付けの廃止、権限移譲の推進	10	・分権委員会勧告の4,076条項（orそれ以上）の義務付けの見直しが明記（10） ・義務付け見直しは明記されているが、数値目標なし（5） ・義務付け見直しが検討・努力目標（2）
	（2）国と地方の税源配分5：5の実現、地方消費税の充実	10	・税源配分5:5、地方消費税充実が明記（10） ・税源配分5:5、地方消費税充実のいずれかが明記（7） ・税源移譲は明記されているが、数値目標なし(4) ・税源移譲が検討・努力目標(2)
	（3）国庫補助負担金の総件数半減	10	・補助金総件数半減（ORそれ以上）の数値目標明記（10） ・補助金削減は明記されているが、数値目標なし（5） ・補助金削減が検討・努力目標（2）
	（4）地方交付税の復元・増額、共有財源の明確化	10	・地方交付税の復元・増額、地方共有税化の趣旨が明記（10） ・地方交付税の総額確保が明記されている(5) ・地方交付税の確保、共有財源の明確化が検討・努力目標（2）
	（5）直轄事業負担金の抜本的改革	10	・22年度維持管理負担金廃止・将来的な負担金廃止が明記（10） ・維持管理費負担金廃止は明記されているが、全体について言及なし（5） ・情報開示の充実、対象経費の見直し等にとどまっている(2)
	（6）国の出先機関の廃止・縮小	10	・分権委員会勧告の出先機関廃止・縮小（orそれ以上）の実施が明記（10） ・出先機関見直しは明記されているが、数値目標なし（5） ・出先機関廃止・縮小が検討・努力目標（2）
Ⅲ 分権改革を実現する仕組みの構築 ～国と地方の協議の場の法制化～		30	・国と地方の協議の場の法制化が明記され、さらに地方の同意権等地方側の権限が明記(30) ・国と地方の協議の場の法制化が明記（15） ・国と地方の協議の場の法制化が検討・努力目標（5）
Ⅳ 地方財源の確保		減点項目	・地方財源の確保に不安がある（▲10）
合計		100	

報告１

公共調達に関するプロジェクトチーム報告書

－公共調達改革に関する都道府県実施状況について－

平成２１年７月１４日

全　国　知　事　会
公共調達に関するプロジェクトチーム

公共調達に関するプロジェクトチーム報告書
目　　次

「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく各都道府県の取組状況及び発注者としてのスキルアップに関する取組状況について（本編）・・・

「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく各都道府県の取組状況及び発注者としてのスキルアップに関する取組状況について（本編）

公共調達に関するプロジェクトチームは、平成１８年１２月に「都道府県の公共調達改革に関する指針」を作成し、全国知事会議に報告を行った。

その後、各都道府県の公共調達改革がどのように進展しているのかを把握するため、平成１９年度と平成２０年度に取組状況等の調査を行ってきた。

本年度は、アドバイザーからの助言などを基に４月から５月にかけ、取組状況及び発注者としてのスキルアップに関する取組状況の調査を各都道府県の御協力を得て実施した。

以下、その結果について報告する。

Ⅰ　指針に基づく各都道府県の取組状況

指針の主要項目について、平成１８年１２月の指針作成前から比べると、この約２年半の間に各都道府県の実施率は大きく伸びている。（カッコ内は１８年１２月と２１年７月の実施済都道府県数の推移）

- **○　コンプライアンスの徹底については、全ての都道府県で倫理規程を定めるなどの取組を実施している。**（44 → 47）
- **○　内部通報制度の整備については、約７割の都道府県で外部の有識者による独立した通報窓口を設置している。**（8 → 35）
- **○　職員の再就職制限については、ＯＢ等からの働きかけ防止措置を含めるとほとんどの都道府県で措置を講じている。**（23 → 44）
- **○　一般競争入札については、約６割の都道府県が１千万円以上の工事に原則全面適用している。**（3 → 27）

  他の都道府県についても、工事の規模を定めて一般競争入札に取り組んでいる。（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく実施状況調査結果を参考）
- **○　電子入札については、約９割の都道府県で全面導入済みとなっている。**（10 → 40）

  全面導入していない都道府県についても、範囲を定めて電子入札を導入している。
- **○　ペナルティの強化については、約７割の都道府県で取組を実施している。**（3 → 35）

○　総合評価方式については、全ての都道府県で導入しており、実施工事の件数も大きく伸びている。

○　市町村に対する入札制度改革への支援や技術的な支援については、ほとんどの都道府県で入札制度説明会や技術研修会を行っている。また、総合評価方式に関する支援として、都道府県の審査委員会で市町村工事の審査を行ったり、市町村委員会に都道府県職員が学識経験者として参画するなどの対応を行っている。

II　発注者としてのスキルアップに関する取組状況

１　品質を適正に見極めるための取組状況

（１）専門研修の実施状況

○　入札契約事務、設計施工管理に関する専門研修は、ほとんどの都道府県で実施している。

○　「建設業法」や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」などの関係法令に関する専門研修は、約８割の都道府県で実施している。

○　その他の専門研修として、現場での安全対策に関する研修や法定資格取得のための研修、橋梁や舗装、建築等の工種別専門研修などを実施している。

（２）専門研修以外の職員技術力向上への取組状況

○　約９割の都道府県で独自に職員技術力向上への取組を実施している。

○　実施例として、技術に関する講演会や発表会の開催、ベテラン職員からの技術力伝承、失敗談等を載せた事例集の作成、現場での実体験による実務能力向上の取組などが多い。

（３）アウトソーシングの状況

○　設計業務は、約９割の都道府県で職員の技術力や人手不足を補うために外注している。

○　積算業務、現場監理業務については、ほとんどの都道府県において、業務はほぼ職員が行っている状況である。

○　検査業務については、ほとんどの都道府県で外注することは無いとしている。

（４）工事の検査体制

○　検査員を専任の職員のみとしている都道府県は半数以下であり、半数以上は兼任の検査員も検査に対応している。

○　全ての都道府県が検査員のスキルアップに関する取組を組織的に実施している。

○　スキルアップに関する取組の内訳は、約７割の都道府県で検査に関する外部の研修会への参加や、約９割の都道府県で検査員を対象とした内部研修会を実施している。

○　検査上の課題としては、約半数の都道府県で年度末等の検査集中時に検査員の人数が少ないため適時な検査が実施できないことを挙げている。

２　総合評価方式の実施状況

（１）評価内容

○　企業の施工能力や配置予定技術者の能力は、総合評価方式のタイプを問わず概ね８割以上の都道府県で評価項目としている。

○　その一方で、企業の地域精通度（近隣地域での施工実績、緊急時の施工体制等）を評価項目としている都道府県は約６割である。

○　また、標準型では、約２割の都道府県で評価項目として企業の施工能力や配置予定技術者の能力、企業の地域精通度、地域貢献度を採用せずに、技術提案のみを評価するなどしている。（簡易型で技術提案のみを評価している都道府県は無い）

○　落札者の決定基準として除算式、加算式の導入割合は、除算式を採用している都道府県が８割以上、加算式は約１割程度、両方採用している都道府県は５％程度である。

○　各都道府県で内容は異なるが、全ての都道府県でタイプ毎（高度技術提案型は除く）に統一した評価基準を定めている。

（２）実施状況

○　技術提案を求めるタイプの実施件数が過半数を超えている都道府県は約５割ある。そのうち、約２割の都道府県は全て技術提案を求めるタイプで実施している。

○　技術提案を求めるタイプの方が求めないタイプよりも工事成績評定点の平均点が高い。

○　総合評価方式を導入した工事の方が導入していない工事よりも工事成績評定点の平均点が高い。

（３）審査委員会の運営

○　制度等に対する意見聴取と個別工事に対する意見聴取とを別々の審査委員会で行う都道府県は約４割あり、複数又は単独の委員会を運営している都道府県は約５割である。

○　委員会を設けずに個別に意見聴取している都道府県は約１割と少数である。

○　審査委員会の運営上の課題としては、審査委員会の構成にかかわらず、タイムリーに開催できない、案件が多く審査時間が十分に取れない、委員会開催日程の調整に苦慮しているなどを挙げている都道府県が多い。

（４）アウトソーシングの活用状況

○　業者提出資料の取りまとめ作業、技術評価結果案の作成で約２割の都道府県、審査委員会の運営では約１割の都道府県が人手不足等のためにアウトソーシングしているのみである。

（５）評価の透明性、公平性を確保するための措置

○　評価項目、落札者決定基準、配点は、入札前にほとんどの都道府県で公表している。

○　入札参加者の合計得点は、ほとんどの都道府県で公表しているが、評価項目毎の得点は、自社分のみの公表を含めると約７割の都道府県が公表している。今後公表予定有りを含めると約８割になる。

○　評価結果に対する不服申立制度は、約７割の都道府県で設けている。

３　一般競争入札における透明性、公平性の確保

○　全ての都道府県で入札参加資格が認められなかった者の不服申立制度を設けている。

＜参考＞

<u>発注者としてのコンプライアンス（広義のコンプライアンス）への取組</u>

平成２０年度報告書のアドバイザーからの助言を受けて、平成２１年４月に全国知事会が「発注者としてのコンプライアンス（広義のコンプライアンス）研修会」を開催した。

〔研修会でのアンケート調査結果〕

○　発注者としてのコンプライアンス（広義のコンプライアンス）研修は、１６都道府県で実施しており、そのうち６割の都道府県では年間１回以上開催している。

○　未実施の都道府県は、そのうちの約半数が実施するかどうか検討したいとしている。

－　まとめ　－

＜総　評＞

1　指針に基づく各都道府県の取組

○　各都道府県の公共調達改革は、指針作成時点から大きく進展した。

○　一般競争入札の拡大は着実に進んでおり、総合評価方式は全ての都道府県で導入済みとなった。

2　発注者としてのスキルアップに関する取組

○　入札契約事務、設計施工管理に関する専門研修は、ほとんどの都道府県で実施しており、その上で各都道府県が状況に応じ工夫を凝らして能力向上の取組を実施している。

○　職員の不足のために、設計業務のアウトソーシングを実施したり、検査集中時における検査対応に苦慮している状況が見受けられる。

○　総合評価方式は、各都道府県毎に統一した評価方法や審査方法を定めて行っており、総合評価方式による品質の向上が認められる。

○　しかし、総合評価方式の実施件数が増えているため、審査委員会をタイムリーに開催できない、審査時間が十分に確保できないなどの課題も発生している。

○　総合評価方式に対する透明性、公平性の確保では、評価結果についてほとんどの都道府県が公表又は今後公表を予定している。評価結果に対する不服申立制度がある都道府県は約７割となっている。

＜公共調達改革を推進する上での留意点＞

公共調達を取り巻く環境は各都道府県毎に異なる。地域の実情に十分に配慮しつつ、公正・公平な競争と工事の品質が確保される公共調達を進めていく必要がある。なお、今年度の調査結果から得られた留意点は以下のとおりである。

《適切な品質確認を行う体制づくり》

○　技術力や人手不足を補うために外注している設計業務においては、成果品についての十分なチェックを、人手不足が課題となっている工事検査では検査員の兼務や段階的な確認検査、検査方法の見直しを実施するなど、適切な品質確認を行う体制づくりを進めていくことが必要である。

《技術提案の適切な評価》

○　総合評価方式においては、今後も実施件数の増加が考えられるため、技術提案を適切に評価するためにも審査委員会の運営の効率化などを工夫する必要がある。

《発注者のスキルアップ》

○　質の高い公共調達を進めるには発注者のスキルアップが重要な要素であり、今年度の調査結果を活用して、発注事務に携わる職員の更なる能力向上を図ることが必要である。

＜アドバイザーからの助言＞

○　内部通報制度やＯＢ等からの働きかけ防止など不正行為を防止するための制度は、設けるだけでなく、有効に機能させるかが重要であるとともに、首長が先頭に立って不正行為を起こさない風土づくりに努めるべきである。

○　ダンピングなどによる品質の低下を防ぐため、職員が工事の品質を適正に見極めることができるような専門技術の習得を進めていくことが必要である。

○　発注者は今まで指針に関する取組を進めてきたが、今後はより質の高い公共調達を目指して、発注者としてのコンプライアンスの更なる向上を図り、各地域の実情に合わせて主体的に取組を進めていくことが求められている。

○　良いモノを安く作るためには、必要に応じて民間の優れた技術力を活用していくことが有効である。

○　各都道府県の優れた取組は全国に情報発信する仕組みを作っていく必要がある。

＜今後の公共調達改革への取組＞

○　公共調達改革に終わりはない。各都道府県は今後も指針の取組を着実に進めていくとともに、実施した取組について有効に機能しているか、新たな課題が発生しているかなどを常に確認しながら、主体的に改革に取り組んでいく必要がある。

○　そこで、より質の高い公共調達を目指して、各都道府県の新たな課題の解決方法や優れた取組を情報共有できる仕組みを作っていく。

公共調達に関するプロジェクトチーム名簿

H21.7

構成府県

府県名	職　名	氏　名
埼　玉　県	知　　事	上田　清司
岐　阜　県	知　　事	古田　　肇
大　阪　府	知　　事	橋下　　徹
佐　賀　県	知　　事	古川　　康

アドバイザー

現職	氏名
読売新聞　編集局総務	五阿弥　宏安
名城大学教授・コンプライアンス研究センター長・弁護士	郷原　信郎

「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく各都道府県の取組状況及び発注者としてのスキルアップに関する取組状況について（資料編）

【調査の目的】

○ 各都道府県が今後、公共調達改革を推進する上での留意点を探る。

【調 査 概 要】

調査１　「都道府県の公共調達改革に関する指針」についての取組状況調査

○ 昨年度と同様、「指針」に基づく各県の取組状況を項目ごとに調査する。

○ 今年度はアドバイザーからの助言に基づき、「市町村への要請」に関する新たな調査として、市町村における入札制度改革への支援及び市町村に対する技術的支援の内容を調査する。

調査２　発注者としてのスキルアップに関する調査

○ アドバイザーからの助言に基づき、「公共工事の発注者としてのスキルアップ」をテーマに各都道府県の取組状況を調査する。

○ 調査は、「品質を適正に見極める能力の向上」及び「総合評価方式における技術提案を適正に評価する能力の向上」をテーマとして、各都道府県の取組状況等を調べる。

○ 各都道府県の取組状況を取りまとめて情報発信することにより、各都道府県が実施する発注者としてのスキルアップに関する取組の参考となるようにする。

【調査1】「都道府県の公共調達改革に関する指針」に基づく取組状況調査

（主要項目・総合評価方式導入状況）

主要項目の進捗状況

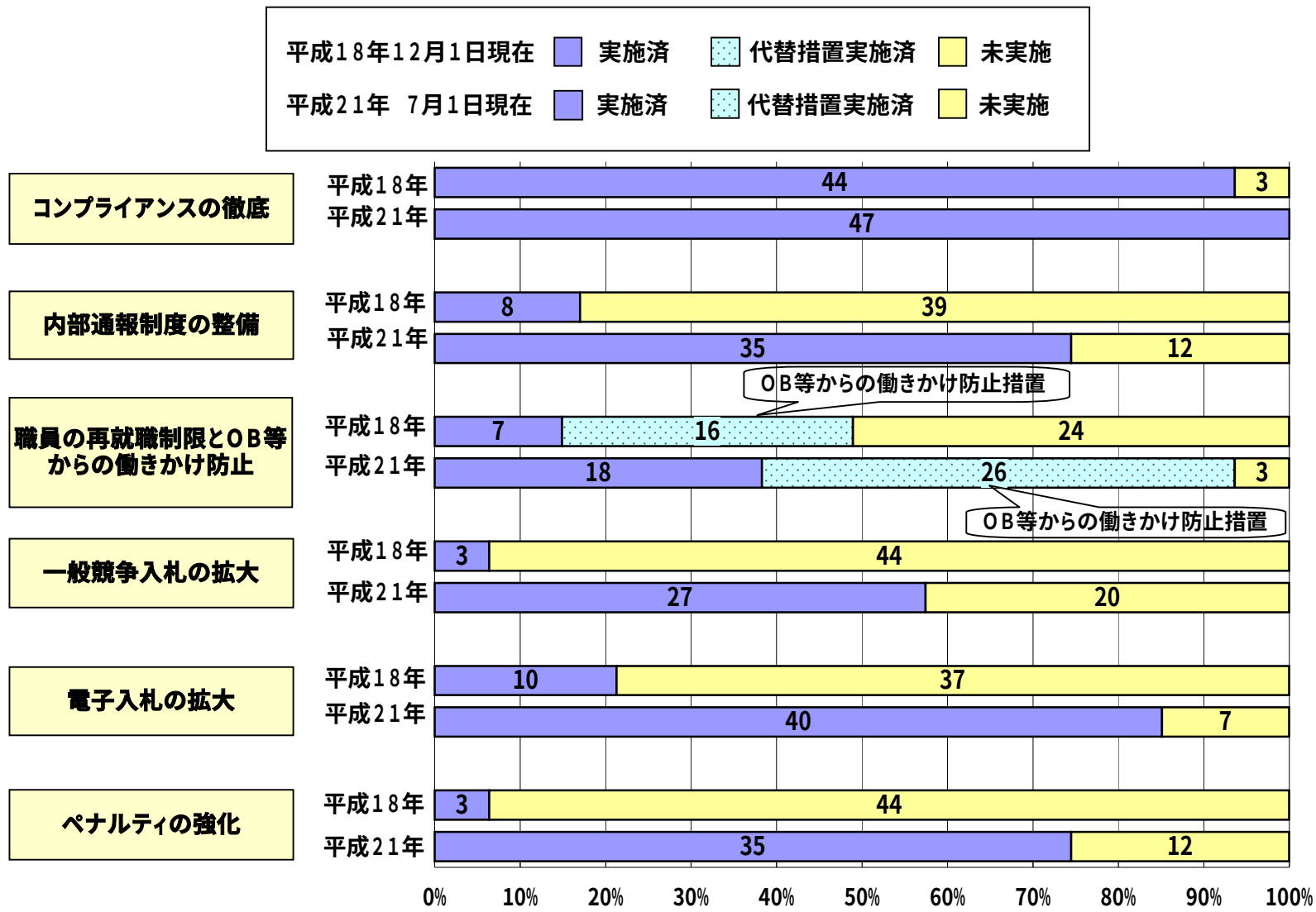

○ コンプライアンスの徹底
- 倫理規程や倫理条例の制定またはコンプライアンス委員会を設置しての行動規範の整備などのうち、いずれかを実施していること。

○ 内部通報制度の整備
- 外部の有識者による独立した通報窓口を設置していること。

○ 職員の再就職制限とＯＢ等からの働きかけ防止
- 企業との間に退職前5年間に担当していた職務と密接な関係を有すると認められる職員（課長級以上）について、退職後最低2年間当該企業への再就職を制限していること。
- 営業に従事しない旨の誓約書の提出や営業活動の自粛、働きかけがあった場合の記録・公表など再就職制限と同等の効果を持つＯＢ等からの働きかけ防止措置を講じていること。

○ 一般競争入札の拡大
- １千万円以上の工事については、原則として全て一般競争入札を適用することにしていること。

○ 電子入札の拡大
- 電子入札を全面導入していること。

○ ペナルティの強化
- 「入札談合に係る違法・不正行為を行った場合に12月以上の入札参加停止とすること」、「入札談合に係る違約金特約の額を契約額の20％以上とすること」、「警察に対して談合情報を積極的に情報提供すること」の3項目を全て実施していること。

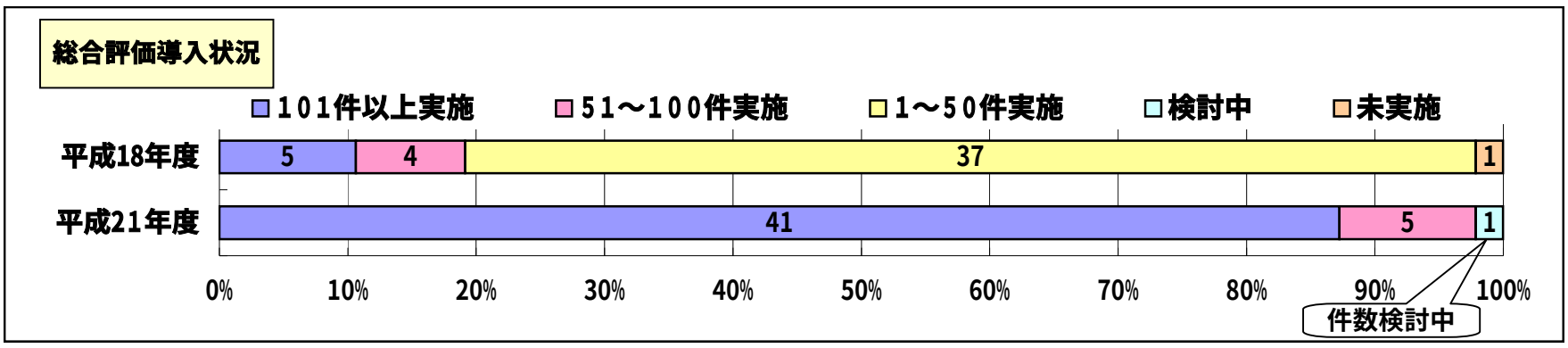

各都道府県の取組状況

① コンプライアンスの徹底については、全ての都道府県で倫理規程を定めるなどの取組を実施している。

② 一般競争入札については、約6割の都道府県（27）が1千万円以上の工事について原則一般競争入札を行っている。他の都道府県についても、工事規模を定めて一般競争入札に取り組んでいる。（「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づく実施状況調査結果を参考）

③ 電子入札については、約9割の都道府県(40)で全面導入済みとなっている。全面導入していない都道府県についても、範囲を定めて電子入札を導入している。

④ 総合評価方式については、全ての都道府県で導入している。

⑤ その他の項目についても、指針策定時と比較し、実施率が大きく伸びている。

【調査2】発注者としてのスキルアップに関する調査

※　この調査は各都道府県における平成２０年度の取組を調査したものである。

1　品質を適正に見極めるための取組状況

（1）　専門研修の実施状況

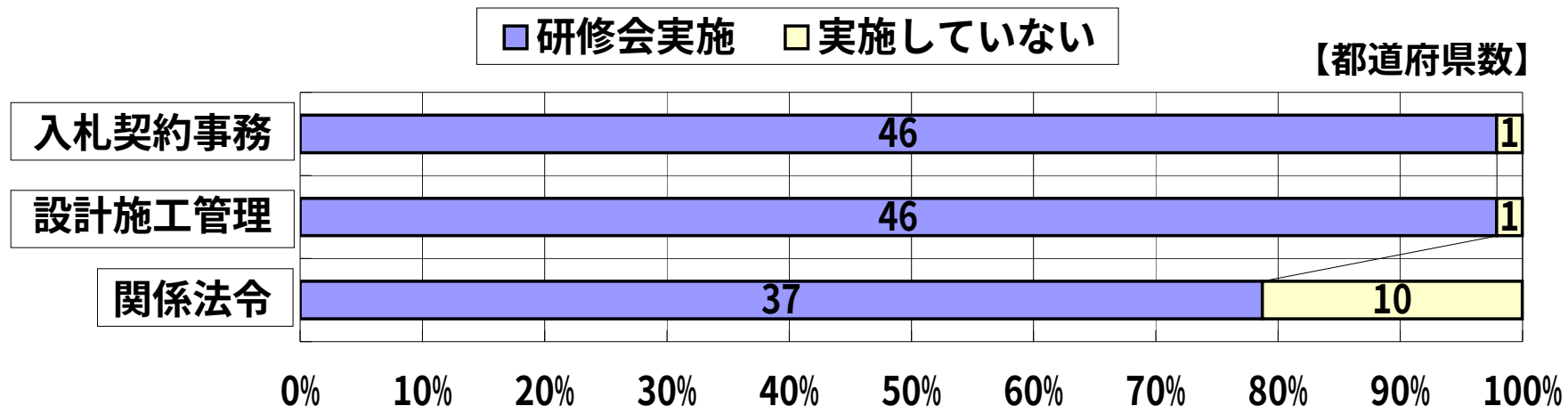

○　専門研修の実施状況
①　入札契約事務、設計施工管理に関する専門研修は、ほとんどの都道府県で実施している。
②　建設業法や入契法などの関係法令に関する専門研修は、約８割の都道府県で実施している。
③　その他の専門研修としては、現場での安全対策に関する研修や法定資格取得のための研修、橋梁や舗装、建築等の工種別専門研修を実施している。

（2）　専門研修以外の職員技術力向上への取組状況
ア）　独自の取組

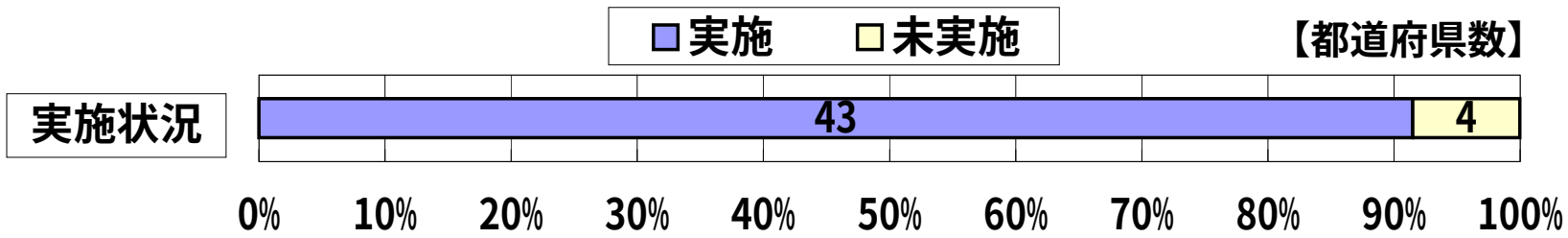

イ）　取組内容

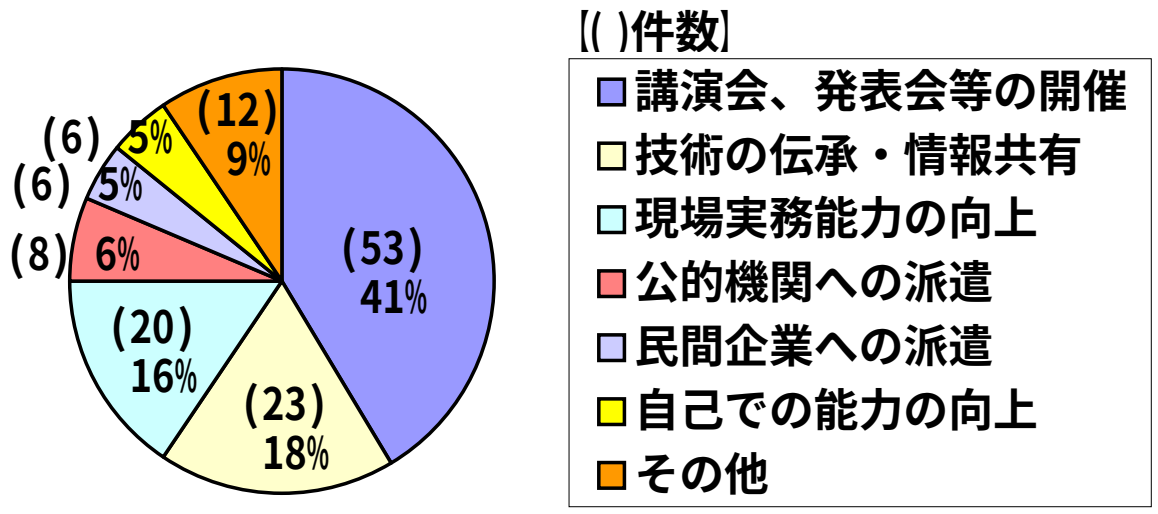

○　専門研修以外の職員技術力向上への取組状況
①　約９割の都道府県で、独自の取組を実施している。
②　実施例としては、技術に関する講演会や発表会の開催、ベテラン職員からの技術力伝承、失敗談等を載せた事例集の作成、現場での実体験による実務能力向上の取組などが多い。

（３） アウトソーシングの状況

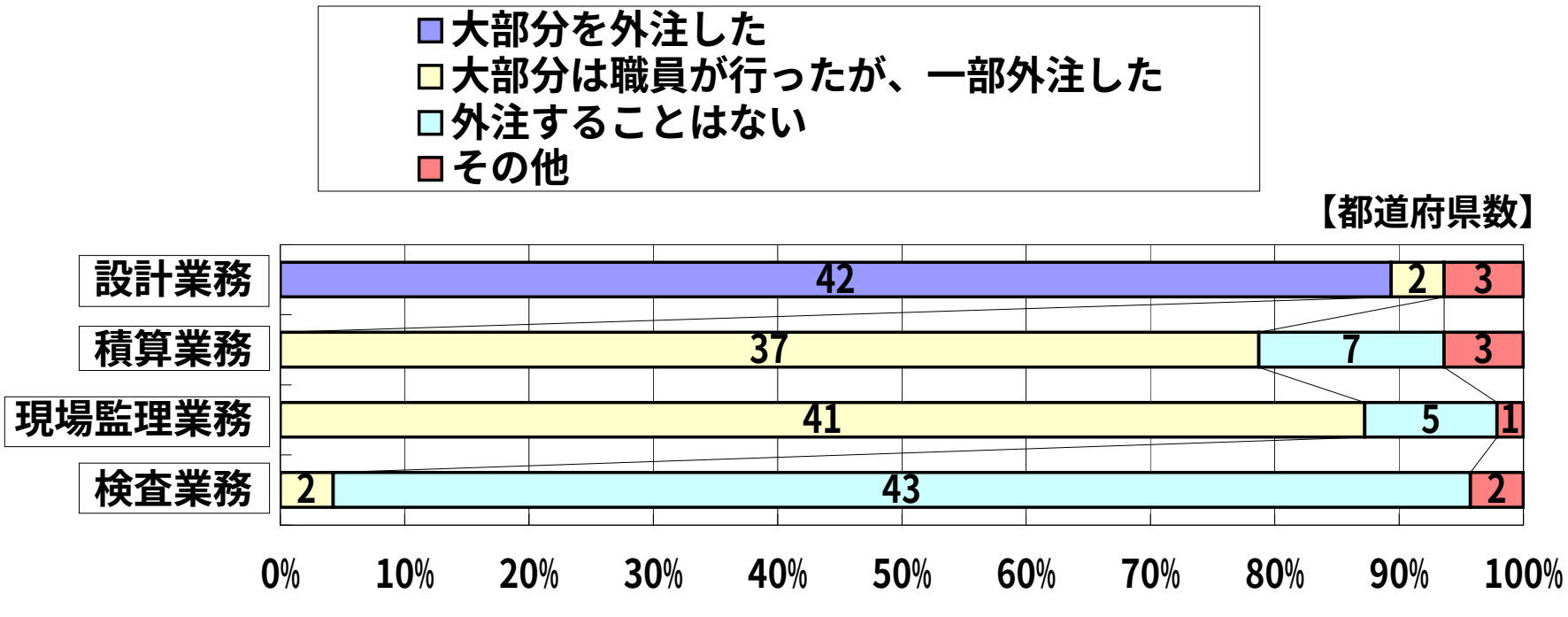

○ アウトソーシングの状況

① 設計業務は、約９割の都道府県で職員の技術力や人手不足を補うために外注している。

② 積算業務、現場監理業務は、ほとんどの都道府県で一部を外注、又は外注することは無いとしており、業務はほぼ職員が行っている状況である。

③ 検査業務は、ほとんどの都道府県で外注することは無いとしている。

（４） 工事の検査体制

ア） 工事検査員（専任・兼任）の体制

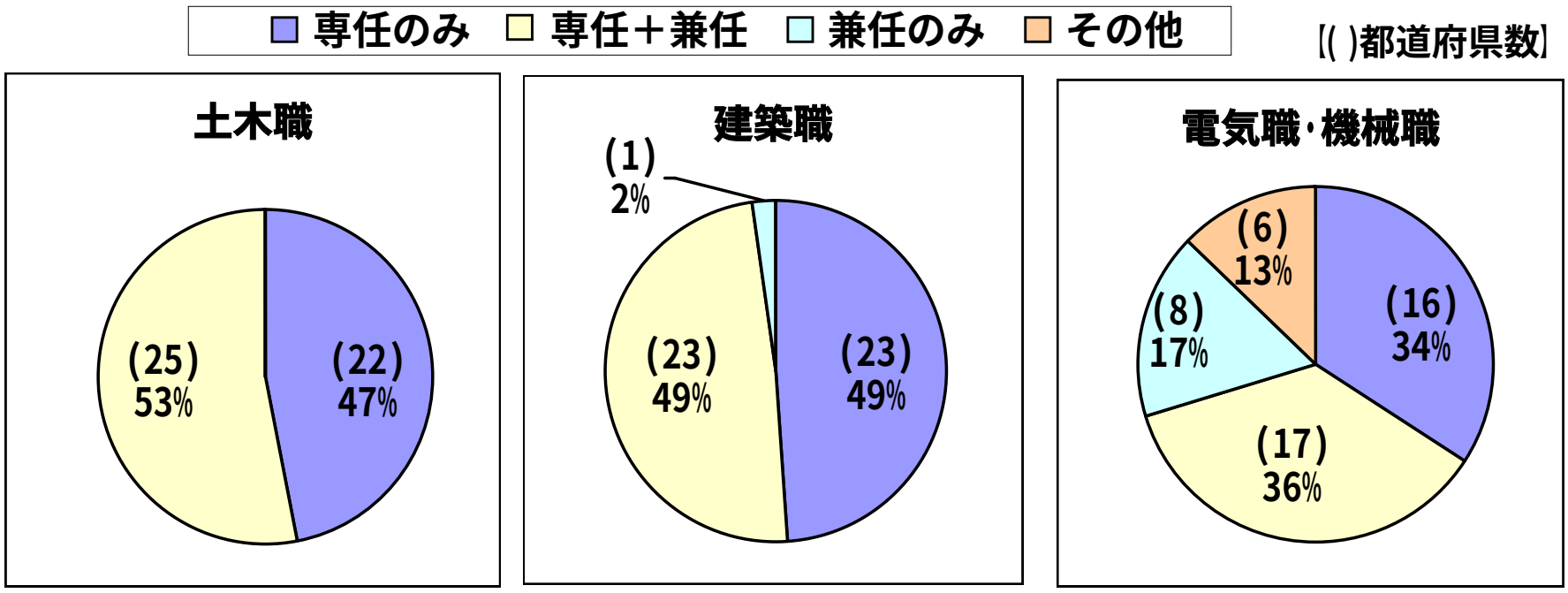

○ 工事の検査体制（専任・兼任）

① 検査員を専任の職員のみとしている都道府県は半数以下であり、半数以上は兼任の検査員も検査に対応している。

（４）　工事の検査体制
イ）　検査員のスキルアップに関する取組

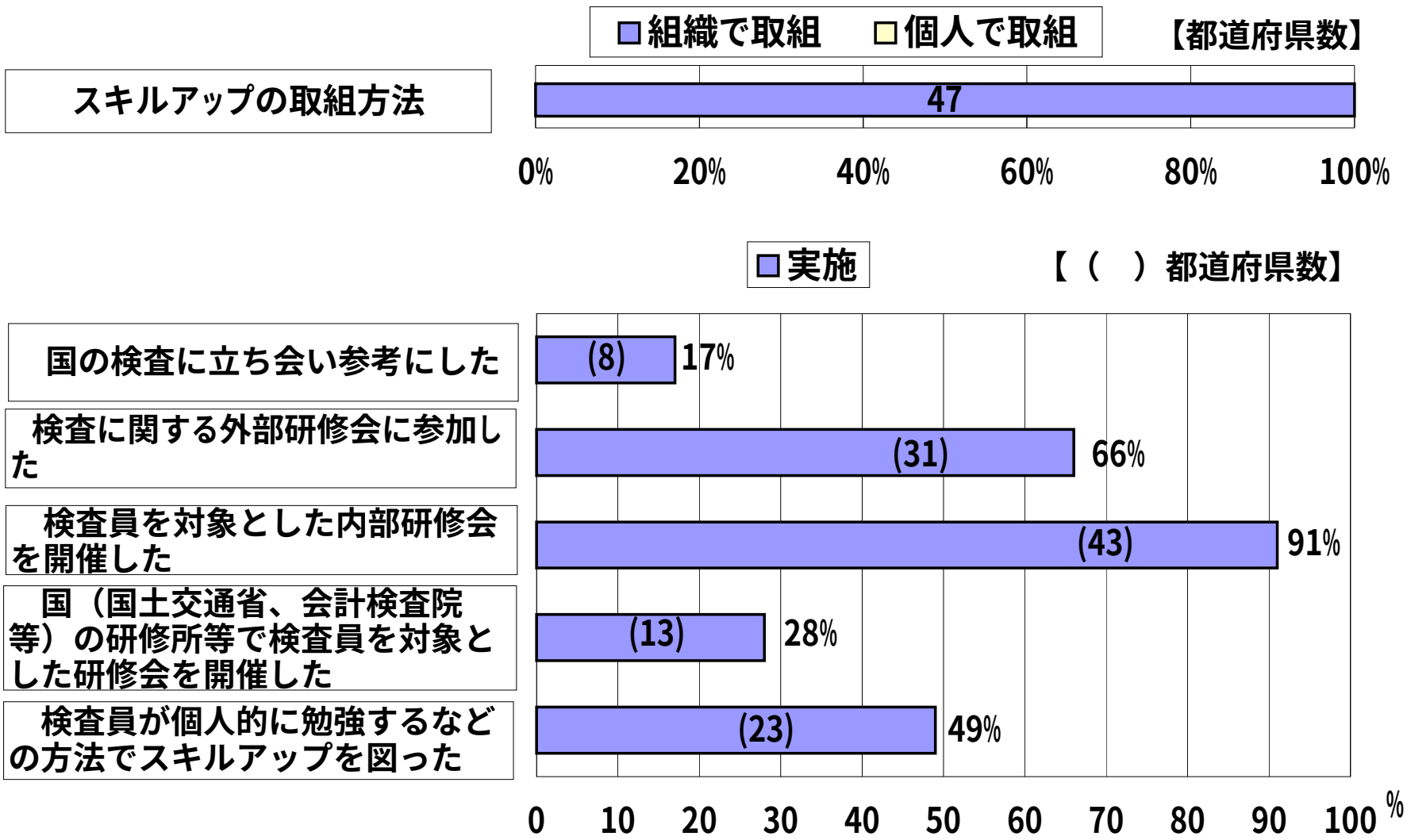

○　工事の検査体制（検査員のスキルアップに関する取組）
①　全ての都道府県が検査員のスキルアップに関する取組を組織的に実施している。
②　スキルアップに関する取組の内訳は、約７割の都道府県で検査に関する外部の研修会への参加や、約９割の都道府県で検査員を対象とした内部研修会を実施している。

（４）　工事の検査体制
ウ）　検査上の課題

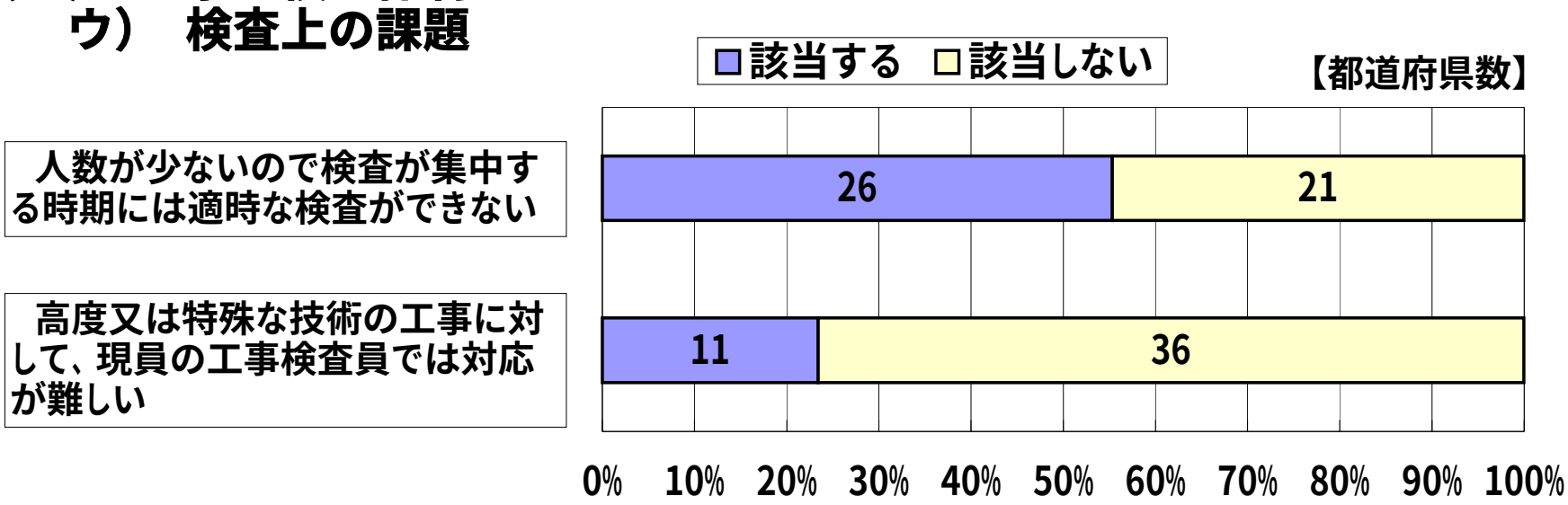

○　工事の検査体制（検査上の課題）
①　約半数の都道府県で年度末等の検査集中時に検査員の人数が少ないため適時な検査が実施できないことを挙げている。

2　総合評価方式の実施状況

（1）　評価内容

ア）　評価項目

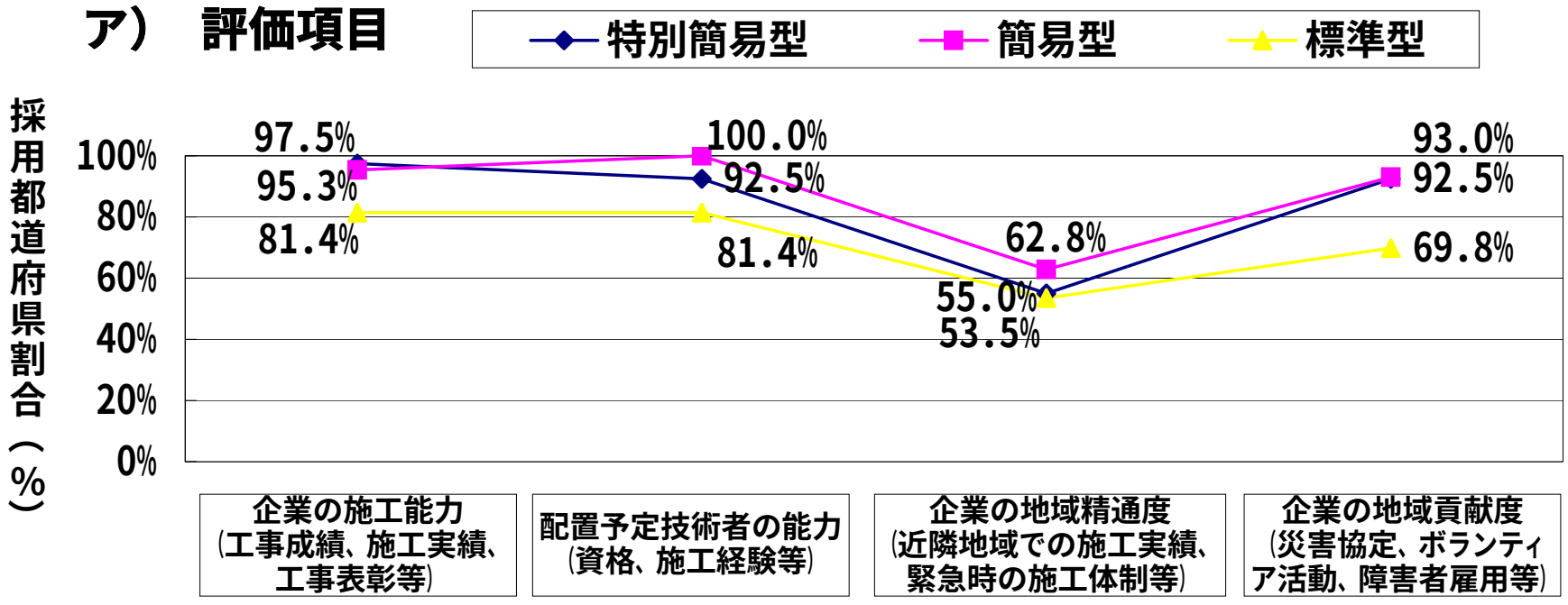

イ）　落札者決定基準（計算式）

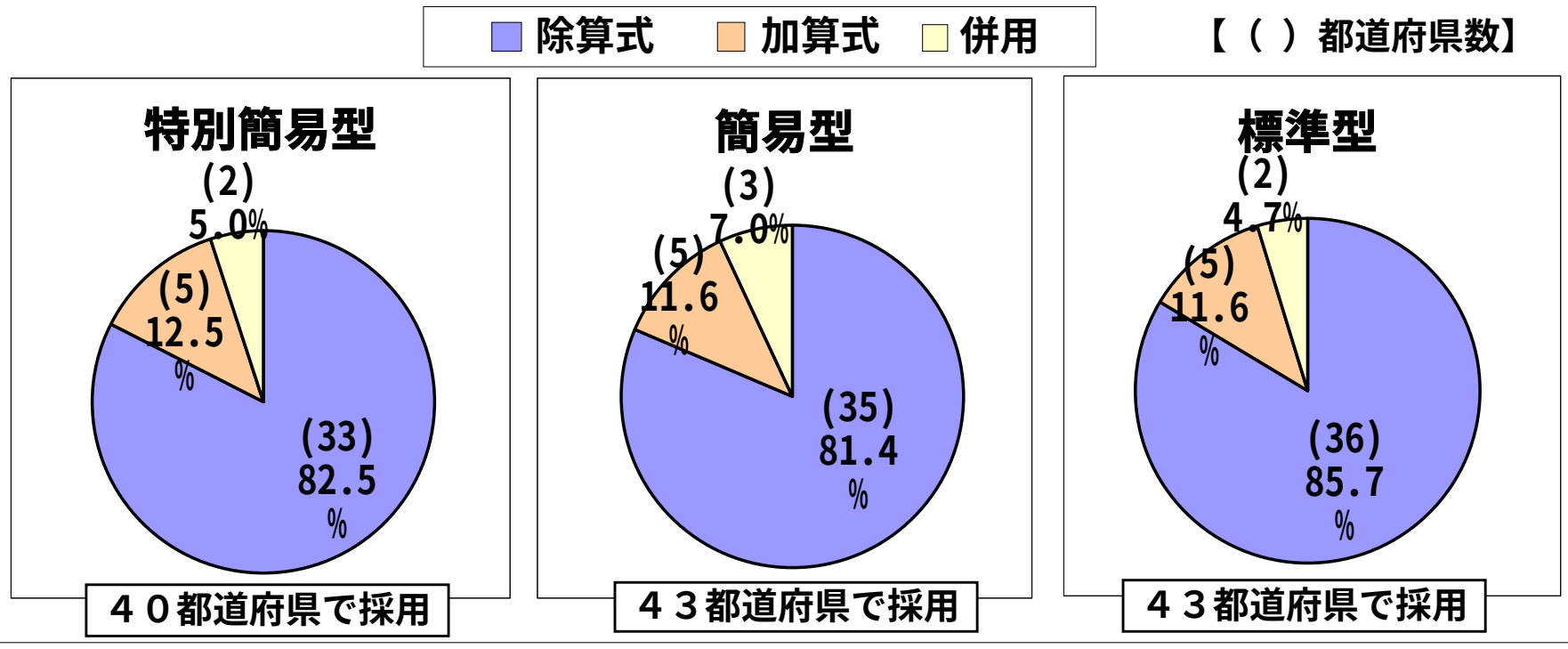

○　評価内容

①　企業の施工能力や配置予定技術者の能力は、総合評価方式のタイプを問わず概ね８割以上の都道府県で評価項目としている。

②　企業の地域精通度（近隣地域での施工実績、緊急時の施工体制等）を評価項目としている都道府県は約６割である。

※　なお、「標準型」では、評価項目として企業の施工能力や配置予定技術者の能力、企業の地域精通度、地域貢献度を採用せずに、技術提案のみを評価するなどしている都道府県が約２割ある。（簡易型で技術提案のみを評価している都道府県は無い）

③　落札者の決定基準として除算式、加算式の導入割合は、除算式を採用している都道府県が８割以上、加算式は約１割程度、両方採用している都道府県は５％程度である。

■　総合評価方式のタイプ分類

○　特別簡易型：施工計画などの提案を求めず、企業や配置予定技術者の施工実績など定量的な事項で評価するタイプ（技術提案を求めない）

○　簡易型：特定の課題を設定せず、施工上配慮すべき事項の提案を求め、それが適切かどうかを評価するタイプ

○　標準型：技術的難易度に基づき特定の課題を設定し、その施工方法に係る提案を評価するタイプ

○　高度技術提案型：特に高度な技術が必要な課題を設定し、その解決に係る提案を評価するタイプ（下記の手続きを伴うもの）

・より優れた技術提案とするために発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行う手続き

・技術提案をもとに予定価格を作成する手続き

（２） 実施状況

ア） 技術提案を求めるタイプと求めないタイプの実施状況及び技術提案を求めるタイプの実施件数割合 【( )都道府県数】

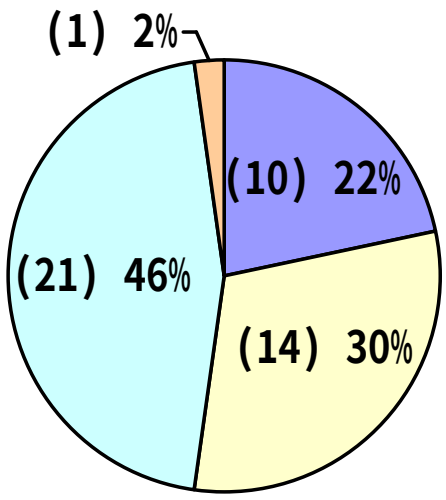

４６都道府県

- 全て技術提案を求めるタイプで実施
- 技術提案を求めるタイプの実施件数割合 ５０%以上１００%未満
- 技術提案を求めるタイプの実施件数割合 １%以上５０%未満実施
- 技術提案を求めるタイプは実施していない（特別簡易型のみ実施）

○ 技術提案を求めるタイプ（簡易型、標準型、高度技術提案型）と求めないタイプ（特別簡易型）の実施状況及び技術提案を求めるタイプの実施件数割合

① 約半数の都道府県で技術提案を求めるタイプの実施件数が総合評価方式全体の件数の過半数を超えている。

② 約２割の都道府県では、全ての総合評価方式で技術提案を求めている。

※ なお、高度技術提案型は３都道府県で実施している。主な事例として浄水場の特高受変電設備工事における主要機器の容量・構成・台数の適切性や、機器レイアウトの概要などである。

イ） 工事成績評定点

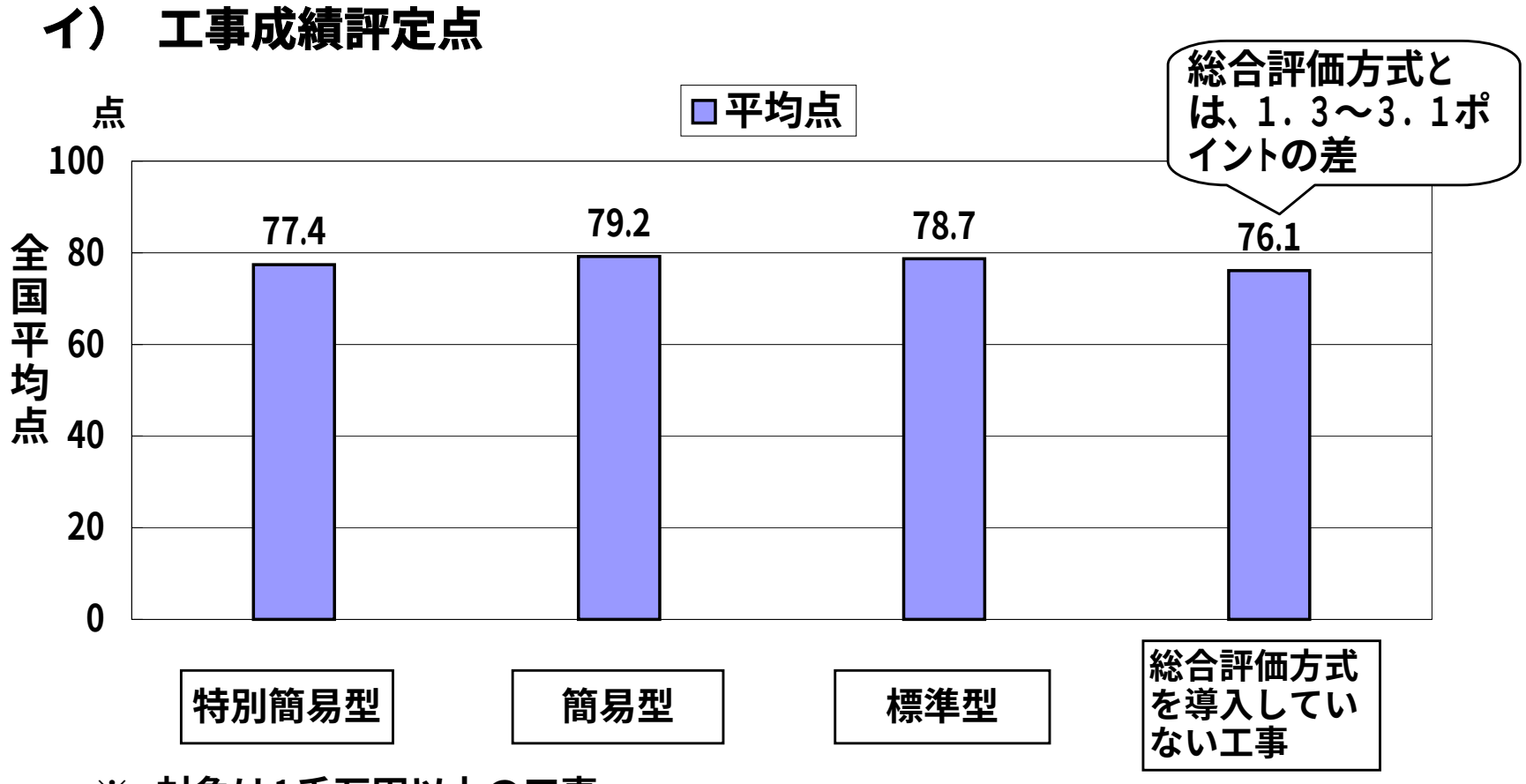

※ 対象は1千万円以上の工事

※ 高度技術提案型は工事継続中

○ 工事成績評定点

① 技術提案を求めるタイプ（簡易型、標準型）の方が求めないタイプ（特別簡易型）よりも工事成績評定点の平均点が高い。

② 総合評価方式の全てのタイプの工事で、総合評価方式を導入していない工事よりも工事成績評定点の平均点が高い。

（３） 審査委員会の運営

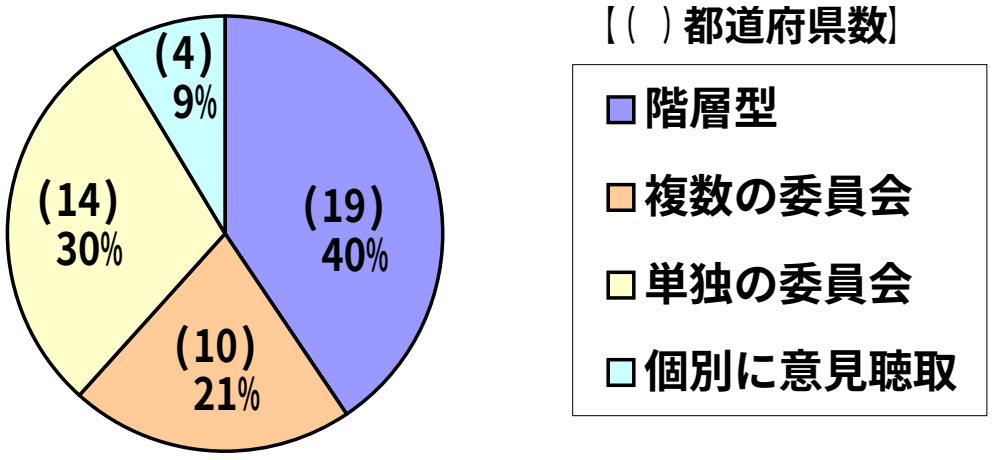

○ 審査委員会の運営

① 制度等に対する意見聴取と個別工事に対する意見聴取とを別々の審査委員会で行っている都道府県は約４割である。（階層型）

② 複数（地域毎又は工種毎に設置等）又は単独の委員会を運営している都道府県は約５割である。

③ 委員会を設けずに個別に意見聴取している都道府県は約１割である。

④ 審査委員会の運営上の課題としては、審査委員会の構成にかかわらず、タイムリーに開催できない、案件が多く審査時間が十分に取れない、委員会開催日程の調整に苦慮しているなどを挙げている都道府県が多い。

（４） アウトソーシングの活用状況

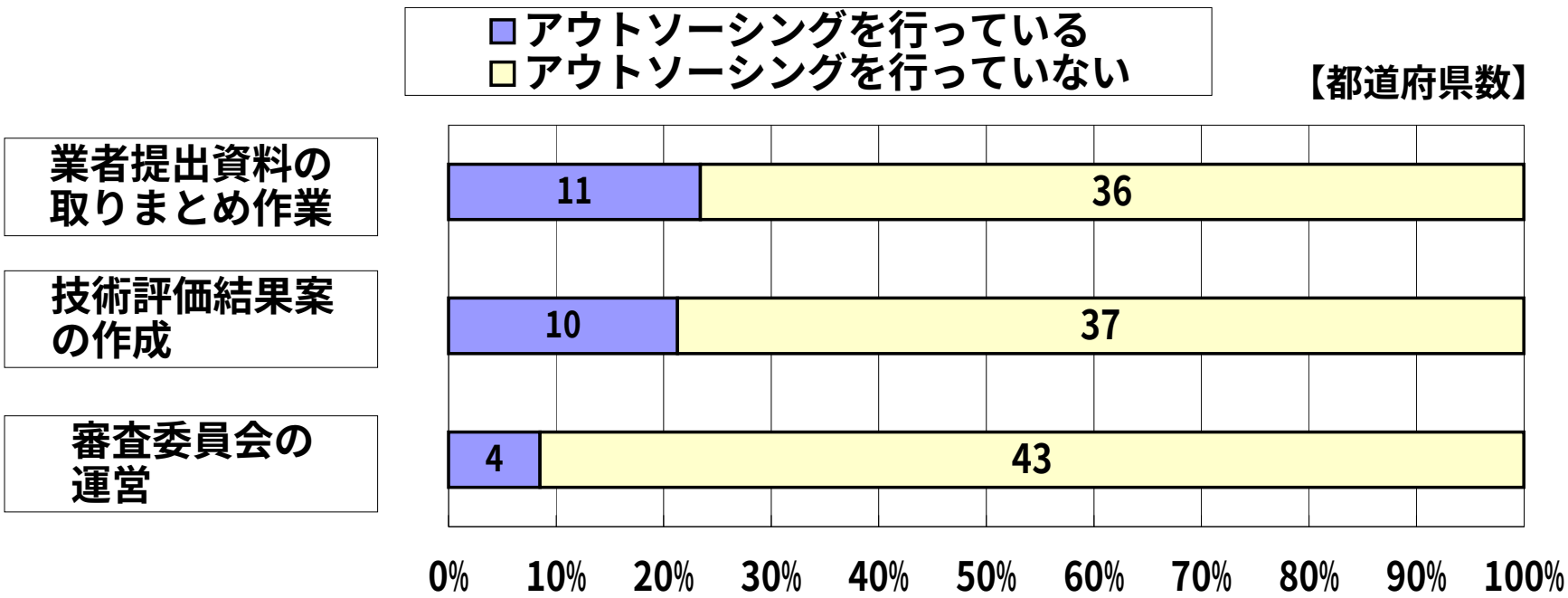

○ アウトソーシングの活用状況

① 業者提出資料の取りまとめ作業、技術評価結果案の作成は、約２割の都道府県が人手不足のために作業の一部又は全部をアウトソーシングしている。

② 審査委員会の運営は、約１割の都道府県が人手不足等のために大部分又は全てをアウトソーシングしている。

（５） 評価の透明性、公平性を確保するための措置

入札参加予定者への公表（入札前）

■公表　□非公表

【（　）都道府県数】

ア） 評価項目

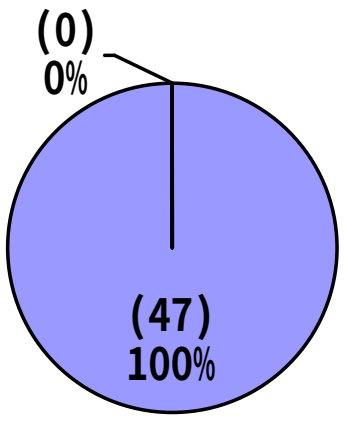

イ） 落札者決定基準（計算式）

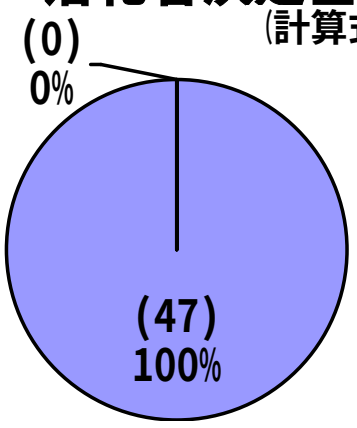

ウ） 配点

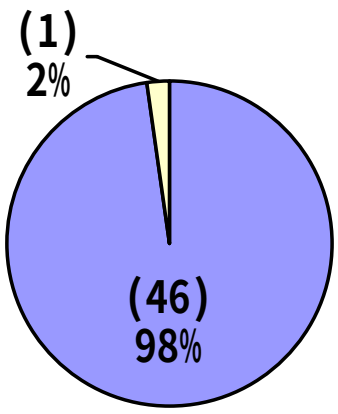

入札参加者への公表（入札後）

■公表　□非公表

【（　）都道府県数】

エ） 入札参加者の合計得点

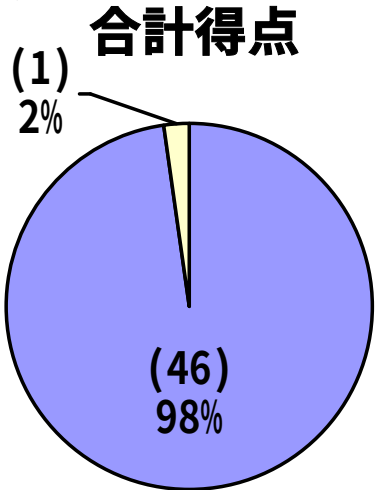

オ） 入札参加者の評価項目毎の得点

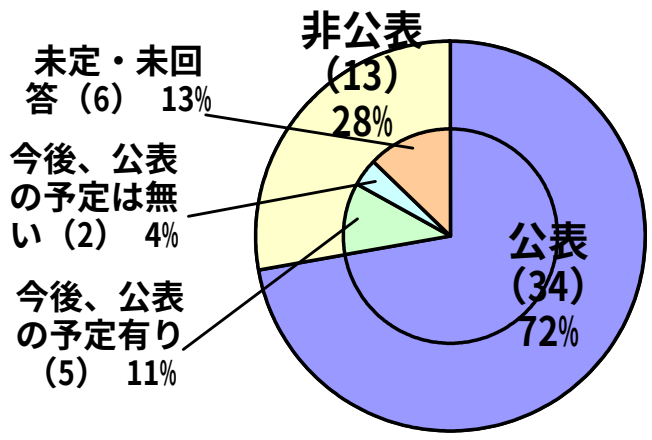

カ） 評価結果に対する不服申立制度の有無

■有り　□無し

【（　）都道府県数】

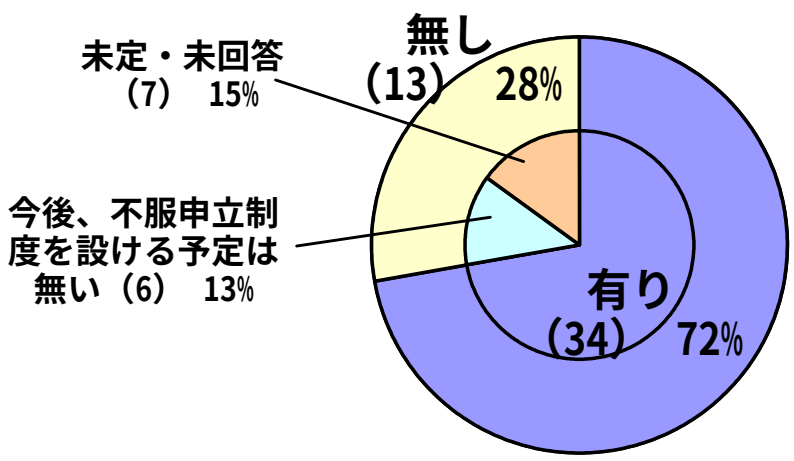

○　評価の透明性、公平性を確保するための措置
①　評価項目、落札者決定基準、配点は、入札前にほとんどの都道府県で公表している。
②　入札参加者の合計得点は、ほとんどの都道府県で公表しているが、自社分のみの公表を含めた入札参加者の評価項目毎の得点の公表は約７割の都道府県が行っている。今後の公表予定有りを含めると約８割になる。
③　評価結果に対する不服申立制度は、約７割の都道府県で設けている。

３　一般競争入札における不服申立制度の有無

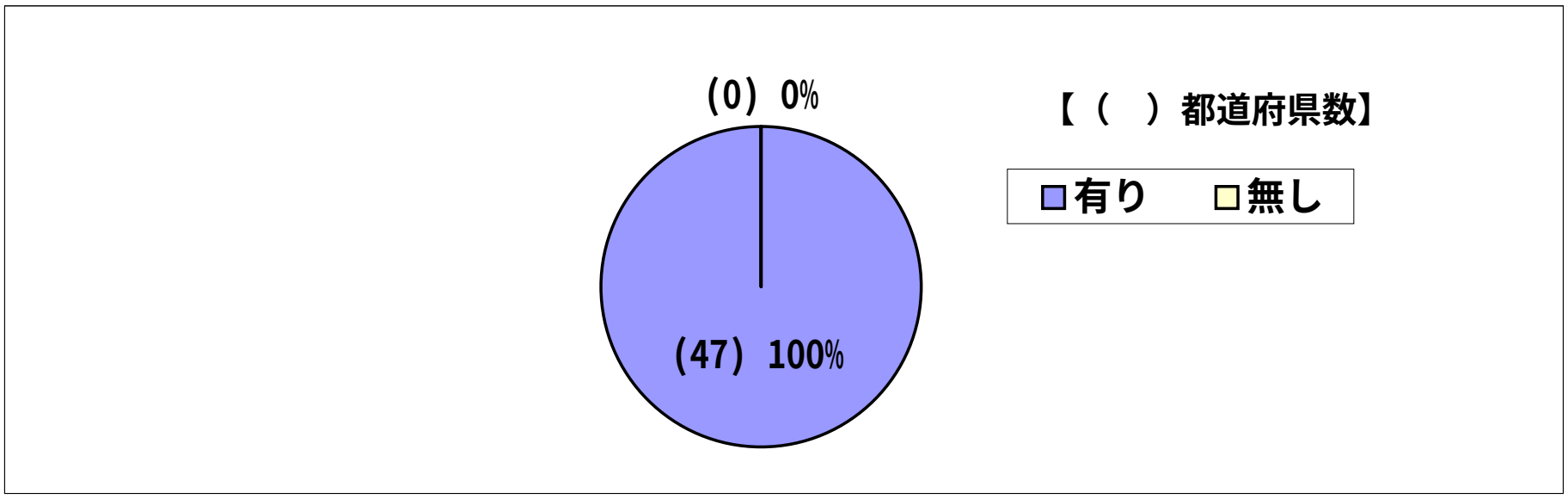

○　一般競争入札における不服申立制度の有無
①　全ての都道府県で入札参加資格が認められなかった者の不服申立制度を設けている。

別 紙

公共調達改革に関する各都道府県の情報共有について

【目的】　入札契約事務の執行に当たり、各都道府県における新たな課題に対する解決方法や、優れた取組みを全国的に情報共有し、各地域の実情に合わせた独自の取組に活かす。

【方法】

入札・契約に関する課題やその解決に向けた取組について各都道府県に照会　（全国知事会）

↓

※必要に応じ意見・情報交換のための会合を開催

照会結果を集計、取りまとめ　（全国知事会・埼玉県）

↓

全国知事会議で各都道府県に情報提供（フィードバック）　（全国知事会）